

平成28年 11月24日 開会

平成28年 12月14日 閉会

平成28年12月定例会

美作市議会会議録

平成28年第4回12月定例会目次

◎ 第1日（11月24日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	1
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	2
開 会	3
散 会	34

◎ 第2日（11月28日再開）

1. 議事日程	35
2. 出席議員	35
3. 欠席議員	35
4. 出席説明員	35
5. 出席事務局職員	35
開 議	36
延 会	90

◎ 第3日（11月29日再開）

1. 議事日程	91
2. 出席議員	91
3. 欠席議員	91
4. 出席説明員	91
5. 出席事務局職員	91
開 議	92
延 会	143

◎ 第4日（11月30日再開）

1. 議事日程	145
2. 出席議員	145
3. 欠席議員	145
4. 会議録署名議員	145
5. 出席説明員	145
6. 出席事務局職員	145
開 議	146
延 会	199

◎ 第5日（12月1日再開）

1. 議事日程	201
2. 出席議員	201
3. 欠席議員	201
4. 出席説明員	201
5. 出席事務局職員	201
開 議	202
散 会	249

◎ 第6日（12月14日再開）

1. 議事日程	251
2. 出席議員	251
3. 欠席議員	251
4. 出席説明員	251
5. 出席事務局職員	251
開 議	252
閉 会	275

◎ その他資料

一般質問	277
------	-----

平成28年11月24日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成28年第4回美作市議会12月定例会)

平成28年11月24日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議会改革特別委員会委員長の中間報告について
- 日程第6 認定第1号～認定第15号(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第7 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第8 報告第9号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)
- 日程第9 議案第83号 美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第84号 美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第85号 美作市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第86号 美作市税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第87号 美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第88号 美作市文化財保護条例の制定について
- 議案第89号 美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第90号 美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第91号 市道路線の認定について
- 議案第92号 市道路線の変更について
- 議案第93号 平成28年度美作市一般会計補正予算(第4号)
- 議案第94号 平成28年度美作市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第95号 平成28年度美作市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第96号 平成28年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第97号 平成28年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第98号 平成28年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第99号 平成28年度美作市病院事業会計補正予算(第1号)

2. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	金 谷 典 子	2番	重 平 直 樹
3番	安 藤 功	4番	安 本 博 則
5番	谷 本 有 造	6番	則 本 陽 介
7番	萬 代 師 一	8番	尾 高 誉 久
9番	岡 崎 正 裕	10番	西 元 進 一
11番	本 城 宏 道	12番	鈴 木 悦 子

13番 岩 江 正 行
15番 万 殿 紘 行
17番 山 本 重 行

14番 小 淵 繁 之
16番 日 笠 一 成
18番 山 本 雅 彦

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

12番 鈴 木 悦 子

13番 岩 江 正 行

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市 長 萩 原 誠 司
副 市 長 横 山 博 光
政策審議監 福 原 覚
危機管理監 山 本 和 毅
総合戦略監 森 分 幸 雄
環境部長 妹 尾 昌 弘
保健福祉部長 江 見 勉
教育次長 山 名 浩 二
会計管理者 安 東 弘 子
秘書課長 春 名 利 亮
会計課長 山 森 和 幸

副 市 長 安 部 薫
教 育 長 大 川 泰 栄
総 務 部 長 山 本 直 人
企画振興部長 池 田 義 和
市 民 部 長 安 藤 郁 雄
経 済 部 長 尾 崎 功 三
建 設 部 長 真 野 弘 紀
消 防 長 山 崎 正 雄
総 務 課 長 春 名 竜 也
産業振興課長 横 林 義 和

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 本 田 卓 治
課 長 大 佛 裕 彦
主 任 井 上 大 佑

議長（山本 雅彦君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴席においての写真撮影、録音等は禁止をされております。

今定例会中、報道機関より取材のため録音したいとの申し出がありましたので、これを許可いたしております。なお、携帯電話、パソコン、その他電子機器の電源はお切りください。傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

定刻が参りましたので、ただいまより平成28年第4回12月美作市議会定例会を開会いたします。

欠席者の報告をいたします。8番尾高誉久議員が葬儀のため午前中欠席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、今定例会に説明員が随時出席しておりますので、これを許可いたしております。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（山本 雅彦君）

続きまして、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により12番鈴木悦子議員、13番岩江正行議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（山本 雅彦君）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

先般、本定例会の運営について議会運営委員会が開催をされておりますので、委員長報告を受けます。

小淵議員。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る11月16日午前10時から、議長、委員、市長、副市長、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催し、12月定例会運営について協議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、本日11月24日から12月14日までの21日間とし、会議日程は既にお手元に配付のとおりでございます。

市長より送付されました議案は、諮問1件、報告1件、条例の一部改正案並びに制定案8件、市道路線の認定案並びに変更案2件、補正予算案7件、以上19件の議案であります。

本日の第1日目は、諸般の報告、議会改革特別委員会委員長の中間報告、9月定例会において付託され継続審査となった認定第1号から認定第15号の決算特別委員会委員長の報告を受け、質疑、討論、採決を行います。その後、議案上程、提案説明を受けた後、即決案件のみ委員会付託を省略し、質疑、討論、採決とい

たします。

続いて、2日目の11月28日から12月2日までの5日間は、一般質問、議案質疑を予定をしております。なお、議案質疑終了後、各議案を委員会付託といたします。

最終日は12月14日とし、委員長報告、報告に対する質疑を受けた後、討論、採決を行うことといたします。

次に、質問についてであります。申し合わせに基づいて行っていただきます。一般質問であります。発言の順番は通告順であり、質問回数は1通告事項で3回まで、質問時間は45分であります。

議案につきましては、通告期限を11月28日午後5時までといたします。

なお、通告しない者の質疑は、通告した者の後に行うこととし、1議案につき1件といたします。各議案は委員会付託されますので、所属委員会に属する質疑は控えていただきますようお願いをいたします。

次に、請願・陳情については、11月15日までに受理した請願3件であり、委員会付託とし、審議いたします。

予備日は、11月25日、休会日は、12月9日、12日、13日としております。

以上で議会運営委員会の委員長報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本定例会の会期を本日24日から12月14日までの21日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日24日から12月14日までの21日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（山本 雅彦君）

続きまして、日程第3、「諸般の報告」を行います。

例月出納検査の結果報告書はお手元に配付しております資料をもって報告にかえます。

次に、一部事務組合議会については、勝英衛生施設組合議会、柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会、美作養護老人ホーム組合議会、勝田郡老人福祉施設組合議会の4組合議会からお手元に配付しております資料をもとに報告を行います。

まず最初に、勝英衛生施設組合議会、萬代師一議員より報告をいたします。

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

皆さんおはようございます。

それでは、勝英衛生施設組合議会定例会報告をさせていただきます。

去る平成28年10月17日に開催されました平成28年第2回勝英衛生施設組合議会定例会について報告をいたします。

定例会への出席議員は16名全員の出席であり、上程されました議案3件について審議をいたしました。

主な審議内容といたしまして、まず議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」は、岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合同約の変更の承認を求めるもので、平成28年3月31日をもって、津山圏域東部衛生施設組合及び津山圏域西部衛生施設組合が解散したことに伴い、当該組合が脱退することを承認するとともに、それに伴い、岡山市町村総合事務組合同約を変更するものであります。

次に、議案第3号「平成27年度勝英衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について」は、歳入総額が1億1,851万731円で、主な内容は、分担金及び負担金が1億800万円、繰越金が1,044万495円であります。歳出総額は1億1,031万1,544円で、主な内容は、総務費で4,838万4,451円で、給与、職員手当等でございます。衛生費は6,130万3,480円で、下水道使用料、光熱水費等でございます。なお、歳入歳出の差し引き額819万9,187円につきましては、翌年度に繰り越しをいたします。

次に、議案第4号「平成28年度勝英衛生施設組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,126万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、歳入では、決算の確定に伴い繰越金に76万5,000円を増額し、歳出では、総務費の職員手当に23万7,000円、予備費に52万8,000円をそれぞれ増額するものでございます。

上程されました3議案につきましては、それぞれ原案のとおり承認、認定、可決されました。

以上で平成28年第2回勝英衛生施設組合議会定例会の報告とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

続きまして、柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会、安藤功議員より報告をいたします。

安藤議員。

3番（安藤 功君）

おはようございます。

それでは、報告をさせていただきます。

去る平成28年10月24日に開催されました平成28年第2回柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会定例会について報告をさせていただきます。

定例会への出席議員は7名であり、上程されました議案4件について審議いたしました。

主な審議内容としまして、まず議案第3号「専決処分の承認を求めることについて」ですが、内容は、岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合同約の変更の承認を求めるもので、平成28年3月31日をもって津山圏域東部衛生施設組合及び津山圏域西部衛生施設組合が解散したことに伴い、岡山市町村総合事務組合からの脱退を承認するとともに、当該事務組合同約を変更するものです。

次に、議案第4号「柵原、吉井、英田火葬場施設組合長期継続契約に関する条例」は、地方自治法に定める長期継続契約について条例で定める必要があるため、契約を締結することができる契約に関し必要な事項を条例で定めるものです。

なお、この契約に関する事項については、美咲町長期継続契約に関する条例を準用し、その場合において、同条例中、町長を管理者に読みかえるほか、必要な技術的読みかえについては、管理者が別に定めるものです。

次に、議案第5号「平成27年度柵原、吉井、英田火葬場施設組合会計歳入歳出決算の認定について」です

が、歳入総額が2,070万3,683円で、主な内訳は、組合負担金1,028万4,000円、火葬場使用料402万5,000円、繰越金637万8,845円でございます。歳出総額は1,825万2,981円で、主な内訳は総務費228万5,939円で、職員給料負担金等でございます。また、火葬場施設費1,572万66円で、燃料費、修繕料、委託料等でございます。なお、歳入歳出差し引き額245万702円につきましては翌年度に繰り越しをいたします。

次に、議案第6号「平成28年度柵原、吉井、英田火葬場施設組合会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,628万8,000円とするものです。内訳としまして、歳入では、決算の確定に伴い繰越金に198万6,000円、雑入に4万円をそれぞれ増額し、歳出では、予備費に202万6,000円を増額するものです。

上程されました4議案については、それぞれ原案のとおり承認、認定または可決をされました。

以上で平成28年第2回柵原、吉井、英田火葬場施設組合議会定例会の報告とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

続きまして、美作養護老人ホーム組合議会、谷本有造議員より報告をいたします。

谷本議員。

5番（谷本 有造君）

皆さんおはようございます。

11月11日に開催されました平成28年第2回美作養護老人ホーム組合議会定例会について、御報告を申し上げます。

まず、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」は、平成28年3月31日をもって津山圏域東部衛生施設組合及び津山圏域西部衛生施設組合が解散したことで、当該組合が脱退することを承認するとともに、それに伴い、岡山県市町村総合事務組合同規約を変更するものであります。

次に、議案第6号「平成27年度養護老人ホーム会計歳入歳出決算の認定」では、歳入総額が1億5,326万2,000円、歳出総額は1億5,039万8,086円で、内訳は、人件費の6,418万6,177円、扶助費7,661万930円、公債費495万1,304円が主なもので、歳入歳出差し引き残額286万3,910円については翌年度に繰り越しをいたします。

次に、議案第7号「平成27年度特別養護老人ホーム会計歳入歳出決算の認定」については、作東寮勘定では、歳入総額が1億7,563万7,138円、歳出総額は1億6,141万4,280円で、内訳は人件費の1億2,622万5,666円、扶助費2,917万171円が主なもので、歳入歳出差し引き残額1,422万2,858円については、翌年度に繰り越しをいたします。

やすらぎ荘勘定では、歳入総額が1,825万745円、歳出総額は1,736万5,011円で、内訳は、積立金1,232万8,799円、公債費の387万1,103円が主なもので、歳入歳出差し引き残額88万5,734円については、翌年度に繰り越しをいたします。

次に、議案第8号「平成27年度訪問介護事業特別会計歳入歳出決算の認定」では、歳入総額が4,823万441円、歳出総額は4,064万4,589円で、内訳として、人件費の4,017万1,156円、物件費の46万3,831円が主なもので、歳入歳出差し引き残額758万5,852円については、翌年度に繰り越しをいたします。

次に、議案第9号「平成28年度養護老人ホーム会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ413万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,280万2,000円とするものです。内訳として、歳入では、決算の確定に伴い繰越金を713万7,000円の減額、繰入金300万円を増額するもので、歳出では、民生費の委託料276万円、需用費100万円、予備費37万7,000円といずれも減額するものです。

次に、議案第10号「平成28年度特別養護老人ホーム会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,515万3,000円とするものです。

勘定別では、作東寮勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,752万6,000円とするものです。内訳は、歳入では、決算の確定に伴い繰越金277万8,000円、サービス収入204万5,000円をいずれも減額し、繰入金500万円を増額。歳出では、民生費の職員手当等130万円を増額し、委託料112万3,000円を減額するものです。

また、やすらぎ荘勘定では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21万5,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ1,762万7,000円とするものです。その内訳は、歳入では、決算の確定に伴い繰越金21万5,000円の減額、歳出では予備費21万5,000円の減額するものです。

次に、議案第11号「平成28年度訪問介護事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,568万円とするものです。内訳として、歳入では、決算の確定に伴い繰越金388万5,000円を増額し、事業収入を204万円減額。歳出では、事業費の職員手当等284万5,000円を増額し、賃金を100万円減額するものです。

以上、7件の議案については、いずれも原案のとおり承認、認定または可決されました。

以上で平成28年第2回美作養護老人ホーム組合議会定例会の報告とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

続きまして、勝田郡老人福祉施設組合議会より、本城宏道議員より報告をいたします。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

それでは、勝田郡老人福祉施設組合議会の報告をいたします。

資料につきましては、諸般の報告の資料の中へ記載されておりますので、簡単に報告をさせていただきます。

平成28年第2回勝田郡老人福祉施設組合議会定例会は、11月18日午前10時30分から塩手荘会議室において開催をされましたので、要点だけ報告をさせていただきます。

管理者の行政報告の後、報告第1号は「岡山市市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市市町村総合事務組合規約の変更」でございまして、他の組合会と同じ内容のものでございます。

認定第1号「平成27年度勝田郡老人福祉施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第2号「平成27年度勝田郡老人福祉施設組合訪問介護事業所会計」においても、全会一致で承認、可決、認定されました。

主なものは、一般会計では、総額1億9,353万2,311円で、歳出は1億7,975万5,729円となっており、翌年度へ繰り越すべき金額は1,377万6,581円でございます。なお、民生費の分担金7,600万8,000円の内訳につきましては、美作市分担金分は1,119万1,821円となっております。

また、美作市から27年度末で52人の〔聴取不能〕中、12人となっております。

訪問介護事業所会計では、歳入1,357万2,520円で、歳出は1,228万7,335円となり、翌年度へ128万5,185円となっております。

いずれの決算も監査委員の意見を含めて、全会一致で可決、認定されました。

次に、同意第1号では、監査委員の選任で、学識経験者のタカヤマリョウスケ氏から久常勝實氏に交代するものであり、これについても全員一致で可決、承認いたしました。

以上で勝田郡老人福祉施設組合議会の報告といたします。

〔「訂正せんでもええか、金額。歳入を最後311円言うた思うんですけど、10円にせんでもええ」と呼ぶ者あり〕

10円です。

議長（山本 雅彦君）

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長から送付されております議案の送付書につきましては、お手元に配付しておりますのでごらんください。

日程第4 行政報告

議長（山本 雅彦君）

続きまして、日程第4、「行政報告」を行います。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

皆さん、改めておはようございます。

平成28年度の第5回12月美作市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位の御出席を賜っております。まことにありがとうございます。

恒例に基づきまして、美作市の行政の状況についてを報告させていただきます。

まず、財政でございますけれども、平成27年度決算をもとにいたしまして、財政のわかりやすい分析と今後の財政収支の見通しについて、広く市民の方々に情報提供を行うと、こういう目的を従えまして、昨年及び一昨年に引き続きまして、財政の総点検に取り組みました。そして、市民の皆様方への情報共有のために、その内容を財政の総点検の第3版として当市ホームページに掲載をいたしております。

その概要でございますけれども、全般的な傾向として、美作市の財政状況を示す各種の指標は、引き続き改善を続けているということでございました。昨年に比べまして普通会計の基金残高は10.7%、額にいたしまして14億3,100万円増加、基金残高は増加、そして結果として147億9,700万円になってございます、約148億円とこういう数字でございます。

一方で、市の債務でございますけれども3.3%、そして額にして9億4,800万円減少しております、結果として274億9,000万円という水準に低下をしております。そして、この2つを合わせますと、債務残高から基金残高を引くということで、純債務残高が出るわけでございますが、これが150億7,200万円あったのが、今年度の決算において126億9,300万円となりまして、15.8%の減少でありました。いずれにしましても、さまざまな財務活動を行った後での基金残高は顕著に増加をし、債務残高は今までのスケジュールどおり減少していて、結局純債務が15.8%の減少と、こういう数字であります。

次に、今後の収支見通しでございますけれども、第1版、第2版とやってきましたけれども、毎年少しずつ見通しも改善はしてるんですが、今回は昨年の第2版と比較いたしますと、かなり大きな改善というものが見られたということでありまして、そして昨年つくった見通しでは、地方交付税算定の一本算定というものが全部適用される平成32年度においては収支不足が見込まれたんですが、これが収支不足とならないと、こういう見込みが立っております。

その要因を具体的に申し上げますと、地方交付税の確保への取り組みと、そして合併算定がえの縮減、つま

り先ほど申し上げた一本算定が始まるんだけど、その影響をなるべく軽微にしようと、こういう取り組みが私どもを含めて頑張っておったのが結構きいてきた、次に義務的経費の減少、そして市税徴収率の改善等という基礎的などが改善をしてきているという要因が挙げられているわけでございます。特に先ほど申し上げました合併算定がえの関係でございますけども、当市は全国の329合併市が加盟をしております合併算定がえ終了に伴う財政対策連絡協議会の幹事市でございます、普通交付税の算定が合併市の実態を反映したものとなるように、積極的に活動をしてまいりました。その成果として、支所や消防、保健センターに要する経費の見直しや、人口密度が少ないことによる割り増し、こういった論点を構えてやりましたけども、こういう考え方が取り入れられたということで先ほどの成果につながっています。

全体を総括しますと、第2版では、昨年つくった見通しですけども、平成31年度から収支不足に転じて、平成32年度には1億2,300万円の収支不足が想定されておりましたけども、第3版では、平成32年度に4億1,700万円、平成33年度は2億1,500万円の収支のプラスの差額が確保できると、こういう見通しとなりました。

なお、財政収支の2分の1は財政調整基金に積み立てることとしておりまして、これに伴いまして、基金残高もじわじわ増大をして、平成33年度末までに23億3,800万円分増加をして、トータルが86億3,000万円とこういうふうになるであろうという見込みも出ておるわけでありまして。

今後も財政指標のさらなる改善というものを目指して、電気代を初めとする固定経費の削減、そして地方創生の深化のため新型交付金の有効活用、あるいは国に対して、地方公営企業の経営支援、合併市の実態を踏まえた普通交付税算定のさらなる見直しなどを求めていきたいと思っておりますが、こういう努力を積み重ねる中で、収支差額をさらに健全なものにしていく努力を続けていきたいというふうに考えているところでございます。

このように、財政指標は改善を続けているわけでございますけれども、指標だけが改善をしても、市民生活がよくなるというのでは問題であります。市民の皆様方が、美作市に住んでなるほどよかったなというふうに思っただけか、単なる収支の数字だけでは意味がないというふうに考えておりまして、第3版におきまして、市民生活の向上のための支出に充当するとの考えから、収支見通しに反映していない財源がありまして、それは何かと言いますと、都市公園の面積の増加に伴う交付税の増大、あるいは市道認定による市道の延長及び面積の増大による普通交付税の算定増、あるいはクアガーデン武蔵の休業、さらに先ほど触れましたけれども、入札による電力調達による経費の縮減で生じる財源ということでございまして、この財源につきましては、毎年1億円余が見込まれておりまして、この財源につきましては、国の制度改革がない限り継続する財源でありまして、今後の取り組みにより増額も期待できるということで、市民の皆様方に還元をして、そして市民生活の向上という意義を求めていきたいということでもあります。

そして、この点につきましては、議会の皆さんとも協議を行ったわけでございますけども、これを有効に活用するために、9月の議会でも申し上げておりますけれども、市民の皆様方の要請、要望、希望というのがどういう分野にあるのか、どんな政策を希望されているのか御意見を伺う目的で市民の方々に任意に3,000名お選び申し上げまして、アンケートの調査を行いました。男性1,500名ぴったり、女性1,500名ぴったり、年齢層は15歳から上と、こういうことございます。アンケートの対象者は、今申し上げましたように、15歳以上ということからずっと各年代層になっておりますけれども、こういう方々を対象にしましたが、暮らしやすく住みやすいまちづくりの施策として、子育て、雇用の確保、文化・スポーツの推進、少子・高齢化対策など、議会でも御指摘のあった18の項目を設定をして、そしてそれに評価をいただくという形でアンケートをしまして、市民の皆さんから現在そのチョイス型の回答並びに書き込みのいろんな御意見

をいただいているということでもあります。

現在の状況でございますと、回収率が約35%。こういったアンケートについていうと3割が大体普通でございますので、いい反応を全体としてはいただいているということになっております。

これまでの集計の状況を申し上げますと、順位だけでございますけれども、やってほしい施策の第1位になっておりますのが、介護保険料などの軽減をする取り組みというのが最も今高い比率で市民の方々からの要望ということになっております。次に、介護や医療を担う方々の関係でございますけれども、医療・介護従事者の方々の労働条件の改善。これは、国にも関係しますけれども、そういったところについて、市民の方々の要望が強い。これがある意味では高齢者対策といったところが念頭にあります。3位が妊娠、出産、子育て時期の支援ということであり、妊娠、出産、子育ての時期における支援。そして、4位がその後になるんですかね、保育、教育における経済的な負担の軽減ということで、このあたりが若い世代の分野。第5位まで申し上げますと、第5位につきましては、タクシー利用の補助など、新たな交通弱者対策。タクシー利用の助成など新たな交通弱者対策、これについては議会でも相当議論がございましたが、このポイントが第5位に今つけているということでございます。こういうことでございますけれども、毎日集計をしておったんですが、以上の項目が集計開始の日からずっとトップ5を占め続けているということでございます。この集計につきましては、今後年代別や男女別、地域別など、もう少し詳細な分析をいたしまして、来年度以降の予算に反映をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、市民生活の現状ということで、今回特に申し上げておきたいことは、熊対策であります。

今年の4月以降、ツキノワグマの出現、出没、目撃情報が市の主に北部でございますけれども、東栗倉、大原地域を中心に非常に拡大をしております。結果として、私どもも人的被害の発生が危惧される、熊に襲われるとかそういうことで人的な被害が危惧されるという状況にあるというふうに思っております。地域の方々の不安の声も日々伝わってくるという形であります。本市としましては、市民の皆さんの安心・安全というものを確保するために、注意看板の設置でございますとか、防災無線等による注意喚起とか、有害捕獲の許可申請というものを行うなど、被害の防止に努めておりますが、熊対策の権限は、これは法律上岡山県になっておりまして、市独自の対応にはなかなか限界があります。このため、県に対しましては、熊対策の強化、保護計画の抜本的な見直しを本当に強力に要請を今してございまして、県のほうも次第に本市の言い分について御理解をいただく状況にはなっております。結果として、今まではほとんどなかった錯誤捕獲と言いまして、たまたまイノシシ用のあるいは鹿用のオリを設置をしておいたら、そこに熊が間違えて捕まったというような場合には、大体県の御指導は今までは逃がせということであったんですけども、この錯誤捕獲につきましても殺処分ができるようお願いをし、そして実行され、そして有害駆除ということについても、これもほとんどなかったんですけども、大原、東栗倉そして西栗倉も含めて、あの辺の熊が余りにも多いんで、有害捕獲というものが導入をされておるわけでありまして。そういう進展がありました。

私どもとしては、これにあわせて、しっかりツキノワグマについても、最終的には共存が必要なんで、十分な生態調査を実施をして、適正な生息数として残ってくれるよう県にもお願いをし、あるいは場合によっては捕獲した熊を山へ逃すんじゃなくて、どっかでしっかりと飼育、保育をして研究用にしたらどうだということもお願いをしながら、一方で第一に市民生活の安全ということで、その辺の対策、つまり殺処分を今のところはやってくれというふうをお願いをし、割と県のほうからもその方向で運用をしていく。ちょうど来年が計画の見直しの時期でございまして、その計画の見直しに際して、今私が申し上げたように、殺処分の拡大とあわせて保護の慎重な対応というものも検討するというようになっております。つまり、希少動物保護の重要性を十分認識した上で、保護施策の見直しも提案しながら、市民の生活を守るために数を減らす

対策をしっかりとやるということをお願いをし、大分意見が通りつつあるということでございます。

次に、子育て、教育分野についての状況でございますけれども、平成28年度に実施された全国学力・学習状況調査——全国テストでございますけれども——におきまして、小学校において、全ての科目において当市の子どもたちが全国平均を上回るという結果となりました。調査が始まったのが平成24年度でございますけれども、これ以降最高の成績ということになったわけでありまして。中学校においても、全体的に正答率の伸びが見られておりまして、もう少しで全国平均にたどり着くと思っております。小・中学校とも県内15市の中位以上であって、県北では津山、真庭市を上回る最も高い水準になっているということでありまして。

また、学力向上や問題行動の解決に成果を上げている学校というものを応援し、その取り組みを県下の学校へ普及することで、子どもたちの健やかな成長を図ることを目的として、県がやっております頑張る学校応援事業というのがありますけれども、平成28年度優良実践校に大原小学校と江見小学校の2校が選ばれたわけでありまして、この事業が始まった平成26年度から、美作市につきましては3年間で5校が選ばれたことになっておりまして、正直申し上げますと、県内では飛び抜けて高い確率になっているということでございます。このような学力の向上や、あるいは学校の全人的教育のための取り組みというものは、これは本当にありがたいことだと思っております。子どもたちのやる気や先生方の努力というものが根底にはあるわけでございますけれども、加えて親御さんはもとより、地域の住民の方々のお支援が絶対に必要だったと思っておりますし、これがあってこそこういう成果が達成されたんだというふうに深く感じております。関係者の方々に心から本当にありがとうございましたと感謝を申し上げますとともに、今後も子どもたちのために一層の御支援、お力添えをお願いをする次第であります。

次に、行政懇談会について申し上げます。

昨年開催いたしました自治振興協議会との行政懇談会でございますけれども、毎年開催を望む声がございましたことから、今年も引き続き各地域で実施をいたしておりまして、現在20会場で開催をいたしました。非常にたくさんの貴重な御意見やあるいは各地区での行政課題についての気づきを与えたく御発言がございまして、ありがたいことだと思っております。市政全般にかかわる御提言もありますし、地域独自の悩み事というものもございます。御意見を踏まえながら、政策をきちっと手直しあるいは磨き込んで、住んでよかった、合併してよかったと言える町にしていきたい、今後とも努力を継続をしていきたいと考えております。本市を取り巻く厳しい環境を克服するためには、市民の方々、市議会の皆さん、そして私ども当局が一丸となって知恵を絞る努力をするという必要がありますが、この知恵を絞るというのは、頭を〔聴取不能〕じゃなくて、行政懇談会のように、いろんな方々が集まって、顔を見ながら自由に意見を言い合う中に、知恵を絞るということがあります。三人寄れば文殊の知恵、20人寄ればもっともっといい知恵が出る、そういう契機に行政懇談会がなっていることに対して、市民の方々の御協力にこれも心から感謝をいたします。そして、今後ともこういった努力に対して広範なる御支援をお願いいたします。

以上、諸行政の一端を御報告を申し上げまして、今回12月定例会における行政報告にさせていただきます。ありがとうございました。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

以上で行政報告を終了いたします。

日程第5 議会改革特別委員会委員長の中間報告について

議長（山本 雅彦君）

続きまして、日程第5、「議会改革特別委員会委員長の中間報告について」を議題といたします。
議会改革特別委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。
お諮りをいたします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。したがって、議会改革特別委員会委員長の中間報告を受けることに決定をいたしました。

議会改革特別委員長。

17番（山本 重行君）〔登壇〕

それでは、ただいまから議会改革特別委員会の委員長報告を行います。

去る10月25日火曜日、決算特別委員会終了後、市民センター3階大会議室において、委員全員出席のもと、議会改革特別委員会を開催いたしましたので、報告をいたします。

このたびの議会改革特別委員会では、美作市議会に美作市の議員の定数の削減に関する要望書が提出されたことを受け、美作市議会議員定数の削減について協議をいたしました。

主な意見としては、委員より、時期的に今の時点で議員定数の削減について議論することは時期が遅いと思うので、賛成できないとの意見、また市民の意見を少しでもたくさん取り上げるという立場からいえば、一人でも多いほうがいいわけで、他市の状況を見ても、美作市が特別多過ぎるということはない。議員定数を減らすということよりも、議員自体がもっと市民の意見を聞く立場に立って活動できるような質の改善が必要であって、議員定数を減らすべきではないと思うとの意見がありました。

また委員より、同規模の他市と比べてどうかということはあるが、全体的に考えて議員報酬が少ないと思っている。その辺の議論がないままに、定数の削減というのはいかがなものかとの意見がありました。

また、委員より、備前市などは16名でされている、そういうところの話聞くなど、市民の要望に応えるべく、もう少し研究をしたらどうかなどの意見もありましたが、総じて議員定数の削減については反対の意見が多数を占め、ここでの議員定数の削減は検討しないということになりました。

以上で議会改革特別委員会の委員長報告といたします。

なお、議会閉会中も引き続き調査が必要ですので、御承認をいただきますようお願いを申し上げまして、委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

議会改革特別委員会委員長の中間報告が終わりました。

ただいまの議会改革特別委員会委員長報告において、委員会で調査中の事件について、会議規則第111条の規定により閉会中も引き続き調査終了まで継続調査したい旨、申し出がありました。

お諮りをいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第6 認定第1号～認定第15号（委員長報告、質疑、討論、採決）

議長（山本 雅彦君）

続きます。日程第6、「認定第1号～認定第15号（委員長報告、質疑、討論、採決）」を一括して議題といたします。

認定第1号から認定第15号につきましては、平成28年第3回9月定例会において上程し、決算特別委員会に付託、継続審査となっております。

このたび、決算特別委員会委員長より審査終了の旨、報告があり、審査結果報告書はお手元に配付のとおりであります。

この際、決算特別委員長から審査結果の報告を求めることにいたします。

西元委員長。

10番（西元 進一君）〔登壇〕

それでは、決算特別委員会の報告を行います。

平成27年度決算認定について決算特別委員会を開催いたしました。その報告をいたします。

去る、10月25日午前10時より、美作市民センター大研修室において、委員全員出席のもと、執行部から市長、副市長、政策審議監、教育長、各部長、関係職員が出席し、9月定例会において付託されました決算認定案について、慎重審査を行いました。

初めに、各常任委員会分科会の委員長報告を受け、その後質疑、討論、採決を行いました。

討論、採決において、認定第1号「平成27年度美作市一般会計決算の認定について」は、委員より、毎年の決算反対意見や監査委員からの指摘事項を翌年度に生かそうという姿勢が全体として見られない、また収入未済額が年々増加傾向にある、また当初計画説明より大幅に縮小されたり繰り出しが多額になったりする事業があり、反対ですと。

また、委員より、都市公園について、10億円からの投資をして、湯郷が衰退している、計画が後回しになっている、また人件費について、このまちづくりをするのに、これだけのものが必要なんだろうという説明ができないような決算は賛成できない。

また、委員より、こぶしの里の被害状況による財産管理というところが、この決算でどのように反映しているかが全くわからない、認定するわけにはいきませんなど反対討論がありました。賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数により、認定第1号は認定されました。

次に、認定第2号「平成27年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」であります。

委員より、医師会の特別会費について、不適切な支出である、市民の税金をそういうことに支出してほしくない、反対します。

また、委員より、保険税の未収が年々増加傾向にあり、税の公平性から見て問題がある、国保税が高いという声があるが、基金の額は県下でも多いほうの額となっている。やり方によっては削減できるのではないかという意見がありました。反対討論がありました、賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数により、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号「平成27年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」は、委員より、歳出で多額の不用額があり、介護保険料を引き下げることができるのではないかと、利用料を安くして、安心して制度が利用できるようにすべきだと思うので反対しますなどの反対討論があり、賛成討論はなく、採決の結果、賛

成多数により、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号「平成27年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」、討論はなく、採決の結果、全員賛成により、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号「平成27年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」は、委員より、貸付金収入において、滞納繰越額が多額になっており、毎年決算時点で法的措置を含めた調査、検討を進めているとの回答が続いているが、この取り扱いが不誠実である、未収金の減額に努力を払われたいなどの反対討論がありました。賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数により、認定第5号は認定されました。

次に、認定第6号「平成27年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」は、討論はなく、採決の結果、賛成多数により、認定第6号は認定されました。

次に、認定第7号「平成27年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、認定第8号「平成27年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、認定第9号「平成27年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」は、討論はなく、採決の結果、全員賛成により、認定第7号、認定第8号、認定第9号は認定されました。

次に、認定第10号「平成27年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について」は、委員より、多額の費用をかけて経営アドバイザーを入れたが、効果が見られない、経営について、人件費や光熱費についても全然メスを入れない、私は反対です。

また、委員より、一般会計からの繰出金が年々増加している、経営アドバイザーによる効果も見られない、反対せざるを得ないなどの反対討論がありました。賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数により、認定第10号は認定されました。

次に、認定第11号「平成27年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」は、委員より、歳出において多額の不用額があり、保険料の抑制ができないのではないか、安心してもっと利用されやすい制度をつくることも考えられたのではないかと思うので反対しますなどの反対討論がありました。賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数により、認定第11号は認定されました。

次に、認定第12号「平成27年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」は、委員より、毎年一般会計からの繰出金が多額であり、経営改善についても、多額の委託金を払っているが、効果が実績として見えておりませんので反対します。

また、委員より、経営アドバイザーの関係は、入札したのかプロポーザルでやったのか説明が全然ない、金額からすれば入札をするべきと思うが、入札したということもない、このようなことについては反対ですなどの反対討論がありました。賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数により、認定第12号は認定されました。

次に、認定第13号「平成27年度美作市水道事業決算の認定について」、委員より、有収率については、多少少なくとも85%くらいで努力してほしい、また未収金は年々増加しており、地区別に見てもかなりの差がある。水道料金については、ここになって一本化されて行われましたが、簡水も含めて統一については、年次計画を立てながら、市民平等の扱いをするべきだと考えて反対としますなどの反対討論がありました。賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数により、認定第13号は認定されました。

次に、認定第14号「平成27年度美作市病院事業決算の認定について」は、委員より、認定第2号と同じで、医師会の会費について不適切な支出であり、反対しますとの反対討論がありました。賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数により、認定第14号は認定されました。

次に、認定第15号「平成27年度美作市下水道事業決算の認定について」は、委員より、水洗化率が86.8%

ですが、100%が最大の目標です。水洗化していない世帯の主な原因は、高齢者世帯や低所得者世帯で加入金が高額で、費用的に加入できないというのが大きな原因ではないかと思う。そういう問題も含め、加入率100%に近づけるよう努力すべきであると考えるので反対としますなどの反対討論がありました。賛成討論はなく、採決の結果、賛成多数により、認定第15号は認定されました。

以上、付託された認定第1号から第15号までの15件の認定案は、全て認定され、以上決算特別委員会委員長報告といたします。

美作市市民に役立つ予算として認定され、施行され、十二分に成果を上げられましたことをここに確認して、以上のことを委員長報告といたします。

以上であります。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

決算特別委員長からの報告がございました。

ただいまより10分間休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど決算特別委員長からの審査結果の報告はお聞きのとおりでございます。

これより質疑に入りますが、決算特別委員会は議員全員で構成をされ審査を行っておりますので、質疑はないものと思います。よって、質疑を終了し、討論、採決へ入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認め、質疑を終了いたします。

それでは、これより討論、採決に移ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

それでは、認定第1号「平成27年度美作市一般会計決算の認定について」、討論に入ります。

ございますか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

認定第1号について反対討論を行いたいと思います。

委員長報告の中で、反対討論の一部を報告されておりますが、委員会審議というのは、十分意見が市民の皆さんに広がっておりませんので、本会議において、同じ内容になると思いますが、反対討論をさせていただきます。

反対の主なものにつきましては、都市公園あるいはNODAレーシングスクール、放課後児童健全育成事業の指定管理のあり方、愛の村パーク、武蔵の里、雲海の支出について、事業対効果の面から見て大きな問題があるというように思っております。

今回瑞宝小綬章を受けられました代表監査委員は、郵政省での改革や法令を守り、不正を正してこられたこの実績を評価され、内閣の助言によって承認され、受賞されたものであり、そのような監査委員さんが本

市の代表監査委員としてその役割を果たされていることは、大変名誉なことであると私は思います。

その監査委員さんから多くの指摘がなされているように、一般会計での収入未済は3億2,094万8,000円もあり、これは年々増加をいたしております。

歳出の面でも、最初に述べましたように、都市公園では、当初提案説明より、規模や名称、予算などに大幅な変更を余儀なくされております。そして、少なくとも産建委員会だけでも現地の案内をするように、最初の段階で求めておりましたが、これも現在のところ実現をいたしておりません。

それから、NODAレーシングについても、当初の説明では、生徒数は30人を見込んでいるとの報告であったわけですが、現在は4名で、うち2名は家族というようなそういうところに対して、毎年1,000万円も支援を続けるというのはいかがなものかなと思います。

また、放課後児童健全育成事業では、指標問題点として、監査委員から15項目にわたって指摘されている、この指摘の再演事項であり、改善の意欲がみじんも見られないということでございます。

そして、愛の村、武蔵の里、雲海などについても、一般会計からの支出が年々増加しており、改善のための業務管理委託指導を共立メンテナンスに随意契約で合わせて1,188万円を契約をし、支払われておりますが、その成果は見えず、議会へのお出されておる資料は中間報告的なものだけで、最終的なこの報告というものをまだ見させていただいておりません。

また、市長交際費あるいは医師会に対する負担金、これらについても、監査委員からの指摘事項もたくさんあり、全ての例を列挙するわけにはいきませんが、これらの理由によって、平成27年度一般会計決算については反対を表明いたします。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

反対討論がございましたが、賛成討論はございますか。

決算特別委員長の今の賛成討論のことでございますけれども、委員長の立場もございまして、少し確認をいたしますが、いずれにいたしましても、少しなじまないのではないかとこのように考えておりますので、しばらくそのことについては時間をいただきたいと思っております。

それでは、反対討論はございますか。

安本議員。

4番（安本 博則君）

私も一般会計の中にはたくさんあるんですけど、1点だけ、今本城議員も言われたように、市民の皆様に伝えておきながらの反対としたいので、内容を言います。

この一般会計の中には、過去からもあるんですけど、個人の県議選のために虚偽で移動用スキャナーを買ったことにして、会費を各医師会のほうから捻出して、そちらに回している。市民の大切な税金を県議選に使ったために払うわけにはいかないということは、県議選に市民が加担したというような形にも私はなると思うので、今回の一般会計の認定についてはできませんので、反対いたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

私も反対の立場から討論させていただきます。

先ほど来、11番議員も反対しておられましたが、武蔵の里、愛の村パークの経営アドバイザーについて、これは、なぜ1,188万円のやつを入札もせずにくこの会社に渡したのかと。これは、市の条例からいったらどうなんかなというような疑問も持っておりますし、この成果は、どぶに投げたような1,188万円、これについては成果が見られないような予算については、これは絶対許されることではございませんので、これについても反対します。

それと、NODAレーシングは、当初は30人言よった生徒が、現在は4人だった。4人がまた1人やめて、3人だというような非常に厳しい状況の中に、年間1,000万円超のお金を出すということについてはいかがなもんかなと思います。これについて反対いたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

金谷議員。

1番（金谷 典子君）

今4番議員それから11番議員、13番議員が反対討論をされたことと同じとも言えますが、それとは別にこぶしの里の盗難ということもありました。その今年の9月以降ということなので、その決算にかかわるようなことも上がってくるのではないかとということもありますので、それについても反対させていただきます。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ですが、西元議員、討論ができることは妨げにはなりませんので、もし御希望があれば討論をしていただいたら結構です。

西元議員。

10番（西元 進一君）

委員長ではありますが、私は賛成の立場から討論に参加させていただきます。

いろんな問題があると思います。私は、予算というのは関係者に対してどうかという問題で、感情論ではなしに、市民対予算がどう生かされているかということが問題なので、その点から賛成討論をさせていただきますというふうに思います。

武蔵の里の問題も含めて、NODAレーシングを含めて、若干の市民の財政というか税金が投入されています。しかし、それはやはり美作市の発展のためにどうなのかという問題が提起されなければ、そこでいつも足踏みをしとるということになるので、NODAレーシングが若干の大きな問題ではあります。しかし、それはそれとして、前に行っておるということに対して市民的な規模で応援する、私たちはNODAレーシングがせっかく英田町にサーキット場がある、これを利用して美作市が〔聴取不能〕をかけて岡山県、全国にアピールできる条件があるということがあって、そういう点では全くないということにはならないというふうには思いますし、今困難を困難としてやめるというようなことは絶対にあってはならん。やはり、市民的な規模で考えて、どうしてもこれを発展させていく、今30人が4人しかおらんというような条件がありますが、私は努力課題だというふうに思います。そういう点では、努力をしながらやっていくということ

で賛成させていただきます。

それから、武蔵の里の問題については、いつも問題になります。しかし、武蔵の里の関係者は努力されておるわけですから、そういう点では、40人ぐらいの規模で、あの武蔵の里を1億円以上の料金収入をもらっていると、そういう点では私は努力のあかしとしてやっていく、しかもこれは町村段階では、町村の大原町でしておるわけですから、その点では、その時点での足踏みとしては、税金を投入してでも市民にあるいは全国にアピールして、安く提供していくということがあったわけですから、そういう点では、それが美作市になって採算がとれないからどうのこうのという問題については、それはあるかもしれませんが、しかし私はそれは検討課題としてあるということで、市民的な規模からいうと、堂々とあの問題を守り、発展させられなければならないというふうに私は思います。

それから、いろんなことがあります。決算段階では、反対討論だけで賛成討論がなかったんで、私が無理をしてさせてもらゆるんですが、やはり全体としては、市民的な規模でこの予算が決算として十分に生かされ、美作市が発展するという土壌をつくりつつ、予算が認定されたということについて、私は賛成をいたします、賛成討論です。

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

いろいろこの議会で監査委員会からの報告がこの件がかなり出てきておる。それは、監査委員さんが〔聴取不能〕真摯に聞かにやいけんところもあるけれども、住民福祉の向上がこれが議会なんです、政治なんです。そこら辺をしっかりとっていただきたい。

終わります。

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第1号「平成27年度美作市一般会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、認定第1号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第2号「平成27年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、討論に入りま

す。

ございませんか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

第2号じゃろう。

議長（山本 雅彦君）

第2号です。

11番（本城 宏道君）

第2号の国民健康保険特別会計についても反対をしたいと思います。

これも委員会で反対をいたしました。委員長の報告のように、賛成多数で可決されております。

保険税の未収が1億6,400万円余りにもなりました。年々増加する傾向にあるわけですが、その中でも法定に基づく不納欠損は、91億7,600万円が法定によって不納欠損として処理されておるわけで、それでもなお1億6,000万円の未収があるわけで、税の公平性からいっても非常に問題があるように思います。収納努力はされておるわけですけれども、もう一つ努力をしていただきたい。

また、医師会費として支出されている件についても、監査委員の意見書の中にもございますが、以前県議選によって欠損を出したものについての穴埋めのようにおるようですが、これは全く筋違いの支出である、このように思うわけです。

また、国保税が高い、何とかしてほしいという市民の声が多数寄せられておりますが、基金は現在5億8,680万円あるわけです。この基金は、全県の中でも比較的多いほうの自治体となっております。これらを取り崩して、いわゆる保険税が安くなるように、もう少し努力すべきではなかったかなというように思っております。

このことによって反対討論とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第2号「平成27年度美作市国民健康保険特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、認定第2号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第3号「平成27年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

討論ございませんか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

この認定第3号につきましても、反対の討論とさせていただきます。

介護保険の特別会計は、歳入で43億1,873万7,000円、歳出のほうで42億537万6,000円、そして実質収支額は1億1,336万1,000円でございます。歳入のうち、不用額が2億3,796万3,000円も出ているわけですが、この介護保険の設定そのものが高過ぎたのではないかと、このような不用額が出るということはどのように思うわけですか。介護保険料を引き下げるとか、あるいは利用料を安くするとか設定をして、安心してこの制度が利用できるようにすべきではないかこのように思います。

したがって、この第3号議案についても認定に反対をいたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第3号「平成27年度美作市介護保険特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、認定第3号は委員長の報告どおり認定をされました。

続きまして、認定第4号「平成27年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」、討論に入ります。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第4号「平成27年度美作市簡易水道特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、認定第4号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第5号「平成27年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

討論ございませんか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

この認定5号につきましても、貸付金収入において、現年分として489万3,000円、滞納繰越分として4億

1,523万2,000円というものがあるわけです。毎年決算時点で指摘をしまいましたが、法的処置を含めた調査検討を進めているとの回答が、毎回同じ回答で出てきておるわけです。極めて不誠実であり、住所不明者や法的に可能な者については速やかに不納欠損処理をして、この未収額の減額に努めてもらいたいというように思います。法に照らして厳正な取り扱いをしていただきますよう求め、反対といたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

毎回このことについては滞納が多いということについて、どういうふうな取り組みをしとんなど、調査しとるんなどということについて、具体的に市民へ説明がないんです。同じような、ことしもその前もその前もずっと一緒、ですから要は借られとった人が亡くなってしもうとんか、亡くなつとんだつたら、今言うような法的な処置を講ずるとか不納欠損にしてしまうとか何かをせにやいけんのじゃけど、そういうふうな説明が職員の方は何の仕事をしようんか知らんけど、市長が何の指示をしようんか知らんけども、全然そういうふうな説明が我々にはないんです。産建でいつもこのことを言うんですけども。このことについて、きちっとした市民に説明できるだけの内容をきちっとしていただきたいということで、今回についてはこれは反対します。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第5号「平成27年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、認定第5号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第6号「平成27年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第6号「平成27年度美作市公園墓地事業特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、認定第6号は委員長の報告どおり認定をされました。

続きまして、認定第7号「平成27年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第7号「平成27年度美作市都市と農村の交流施設特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、認定第7号は委員長の報告どおり認定をされました。

続きまして、認定第8号「平成27年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第8号「平成27年度美作市老人保健施設事業特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、認定第8号は委員長の報告どおり認定をされました。

続きまして、認定第9号「平成27年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第9号「平成27年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、認定第9号は委員長の報告どおり認定をされました。

続きまして、認定第10号「平成27年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について」、討論に入ります。
ございますか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

一般会計のところで申し上げましたが、一般会計からの繰入金は、25年度で5,454万9,000円、26年度で6,002万1,000円、27年度で7,932万5,000円となって、年々増加をしていっておるわけです。このことについて、なかなか改善されていない、特に27年度においては、随意契約で共立メンテナンスへ、武蔵の里にあっては月額68万4,000円を支払いをしておるわけです。そういう中で、経営改善なりあるいは指導を行っているというようなこういう効果が一切見られない。よって、このことについて、私は反対をいたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございませんか。

西元議員。

10番（西元 進一君）

賛成討論がなじまんみたいなんで言いにくいんですが、私は武蔵の里というのは大事であるし、発展させにやいけんという市の重要施策の一環だろうというふうに思います。しかし、負担という点では、若干負担がふえております。それは、やはり老朽化の問題です。これは、若干でも改善していかなければめげてしまうということになれば困るわけですから、そういう点ではちゃんと改修も思い切ってしていくと。美作市の施設として御飯を食べれたり泊まれたりするという公共の施設があそこぐらいしかないわけですから、そういう点では、ちゃんと見ていく。美作市も議会がとやかく反対するとか賛成するとかという問題もあるとは思いますが、やはり堂々と施設を改善して、魅力のあるものにしていく。そういう点でちゃんとしていきながら美作市の財政が潤うような、あるいはあそこで働く方たちの生活が若干でもよくなるような、そういう施設にしていくということにしないと、税金を投入するからいけんのじゃ、いけんのじゃという話だけでは、私は議会としてはだめだろうというふうに思いますから、賛成討論とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

反対の立場から討論させていただきますが、今回も一般質問できるようにしとんですが、これは多額な赤字を出してきょうる。今11番議員が言われたとおり、240万円ぐらいで平成24、25、26のときには経営アドバイザーにいろいろとお願いしとった。240万円ぐらいは出しておったんかな、それだけの効果が出てきょうたんです。それで、前安東市長が3,000万円ぐらいどがいぞ赤字を少のうしてもらえんかというような話もあったそうですが、今回は経営アドバイザーに1,188万円、愛の村パークを含めて投資しとるけども、その効果が全然見られない、何のために1,188万円の公費を導入したんじゃろうかと。金の額が大きい割には全然効果が生まれてない、指導もできてない。これについて、こういうふうな予算を承認するわけにはいきませんので、何とか地域懇談会の中で風呂を新しくつくってやるというのに反対する者がおるおるというて住民の方が古町のほうで言うたらいいんじゃけども、何も風呂をつくってやるから反対じゃと言ゆるんじ

やないんです、我々は、私は。風呂をつくっても、風呂をつくっただけで黒字になるんじゃないかと。そのところをよう試算をしてせなんだら、ただこの1,188万円の経営アドバイザーの金に見られるように、無謀な計画をしてしようから、こういうふうな結果が出るんですから、その辺のところについては、十分これを契機に職員も精力的に取り組んでいただきたい。今回はこの予算は反対です。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

安本議員。

4番（安本 博則君）

私も今本城議員なり岩江議員が言われたように、中に業務管理指導というのがありながら、それが以前の東栗倉工房でしたか、そのときには岡山県経営コンサルタントか何かのときに、あつこの分をずっとやってもらった額、雲海のときに調べてもらった額、それにしたってあれは数百万円の話であったと。それにもかかわらず、今回他の経費については、全部が全部認めるわけじゃないですけど、認めれる部分がある、ただしこの業務管理指導は、費用対効果を考えたときに、武蔵には月68万4,000円を入れておる、その中で、じゃあ何日やられたんだと聞くと、それは1日、2日数人の方が来られて数時間おられるだけ。それでこれだけの費用を出しておるといふことがあるので、私は今回この認定をするわけにいきませんので反対いたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第10号「平成27年度美作市武蔵の里特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、認定第10号は委員長の報告どおり認定をされました。

続きまして、認定第11号「平成27年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

討論ございますか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

後期高齢者の関係ですが、歳入面で見ますと、医療保険の未収が190万8,000円あります。歳出のほうで総務費で189万4,000円、この広域連合への納付金が898万2,000円の不用額が出ておるわけです。ということ

は、予算の面で過大見積りによるものと私は判断をいたします。

また、結果的に高齢者の医療費保険がこのことによって高く設定された結果になっておる、いわゆる高齢者いじめの政策から、これは福祉を大切にする方向での検討をしていただきたいというように思うわけで、この認定11号についても反対をさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第11号「平成27年度美作市後期高齢者医療特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、認定第11号は委員長の報告どおり認定をされました。

続きまして、認定第12号「平成27年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」、討論に入ります。

討論ございますか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

これも先ほどの武蔵の里と同じ内容になるわけですが、この一般会計からの繰入金今年度は4,500万円も繰り入れておるわけです。毎年これについても繰入金が非常に多くなっておる、加えてこの共立メンテナンスへの委託料は、経営診断や業務管理を含めての指導料ですが、この愛の村パークだけの内容を見ても、両方加えて1,100万円余り、いわゆる1,188万円というものが支払われておるわけですが、それについても全く成果が見られない、本当に無駄な経費をつぎ込んだということになると思います。

したがって、この年々増加しておる繰入金をこのまま見過ごすわけにはいかないということで、大改革を求めて、反対討論といたします。

議長（山本 雅彦君）

反対討論がございました。

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第12号「平成27年度美作市愛の村パーク特別会計決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

ちょっと待ってください、もう一度お願いします。

[起立多数]

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、認定第12号は委員長の報告どおり認定をされました。

続きまして、認定第13号「平成27年度美作市水道事業決算の認定について」、討論に入ります。

討論ございませんか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

この水道会計ですが、全体を見ますと有収率は80.62%で、前年対比で見ますと0.25ポイント増加しております。少なくともそれだけ改善はされたわけですが、この85%ぐらいまでは努力をしてほしいなというように希望を持っておるわけです。

また、未収金が本年も164万円増加をいたしております。年々この増加傾向にあるわけですが、地区別に見て、かなりの差があるんじゃないかと思うんですが、こういうことについても、一層回収の努力をしてほしいなというように思います。

また、水道料の一本化については、合併時の計画が大幅におくれて、ようやく一本化なされてきたわけですが、簡水を含めて、統一については年次計画を十分持って、計画性を持って、市民平等の扱いをすべきだということ考えておりますので、この件についても、27年度決算は反対をいたします。

議長（山本 雅彦君）

それでは、賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第13号「平成27年度美作市水道事業決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、認定第13号は委員長の報告どおり認定をされました。

続きまして、認定第14号「平成27年度美作市病院事業決算の認定について」、討論に入ります。

討論はございますか。

安本議員。

4番（安本 博則君）

病院事業だよ。

議長（山本 雅彦君）

第14号です。

4番（安本 博則君）

この病院事業についても、認定第1号の一般会計と同じく、この中には、先ほど言った個人の県議選のために使われている費用が含まれている、経費の全てを否定するわけじゃないですけど、こういう県議選のために使った、それも虚偽で移動用スキャナー、CTスキャナーを買ったことにしてまで捻出しておることについては、私は市民の税金をそういうのに使うわけにはいかないので、反対をいたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

この第14号についても、先ほど4番議員から言われたように、医師会の会費などについては、これは全く筋違いの支出であるというように思います。他の全体の運営や取り組みについて反対するものではございませんが、その1点でもって反対をいたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

金谷議員。

1番（金谷 典子君）

私も反対させていただきます。

先ほど4番議員、11番議員が反対したように、このことについては、今後の予算等に生かしていくときに、この考え方を正してもらわない限り、決算というものが正しく行われる予算に反映するために、ここは反対しておかないと市のあり方というか考え方を正すことができないので、反対させていただきます。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第14号「平成27年度美作市病院事業決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、認定第14号は委員長の報告どおり認定をされました。

続きまして、認定第15号「平成27年度美作市下水道事業決算の認定について」、討論に入ります。

討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第15号「平成27年度美作市下水道事業決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、認定第15号は委員長の報告どおり認定をされました。

ただいまから1時まで休憩といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本城議員。

もとい、本城議員、ちょっとお待ちください。

8番尾高議員が出席をされております。

市長が所用のため少しおくれでこられます。

それでは、本城議員、どうぞ。

11番（本城 宏道君）

午前中の討論の中で、私が認定第2、国保会計の反対討論の中で、健康保険税の欠損額が91億円云々という発言をいたしております。

その部分につきまして、数字の読み違いがございました。910万円の誤りでございましたので、訂正していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

- | | |
|------|---|
| 日程第7 | 諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」 |
| 日程第8 | 報告第9号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」 |
| 日程第9 | 議案第83号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」 |
| | 議案第84号「美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」 |
| | 議案第85号「美作市職員の給与に関する条例の一部を改正 |

する条例について」

議案第86号「美作市税条例等の一部を改正する条例について」

議案第87号「美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

議案第88号「美作市文化財保護条例の制定について」

議案第89号「美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

議案第90号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」

議案第91号「市道路線の認定について」

議案第92号「市道路線の変更について」

議案第93号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第4号）」

議案第94号「平成28年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」

議案第95号「平成28年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」

議案第96号「平成28年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」

議案第97号「平成28年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」

議案第98号「平成28年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算」（第1号）

議案第99号「平成28年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」

議長（山本 雅彦君）

それでは、日程第7に移ります。

日程第7、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」、副市長より提案説明を求めます。

安部副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」を御説明申し上げます。

平成29年3月31日に任期満了となります美作地域人権擁護委員について、濱田正典氏を人権擁護委員の候補者として新任推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、濱田氏の略歴を申し上げます。

住所、生年月日及び経歴につきましては、配付しております資料をごらんください。

濱田氏は、昭和50年3月31日に大学卒業後、民間会社と司法書士事務所に勤務された後、平成7年3月9日から司法書士として開業され、現在まで御活躍をされております。また、平成22年10月1日から2年間、兵庫県家事調停委員を務められております。平成26年1月からは、地元田自治会の監査役も務められており、地域の信頼も厚く、識見に富み、人権擁護委員として適任者であると判断し、ここに推薦するものでございます。

御審議の上、何とぞ御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

質疑なしと認めます。

次に、諮問第4号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、諮問第4号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

それでは、これより採決を行います。

諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、諮問第4号は同意することに決定をいたしました。

先ほど日程第7に入る前に少し漏れておりましたので、訂正をいたします。

日程第7、諮問1件と、日程第8の報告1件、日程第9の議案17件は、一括上程をさせていただきます。

その上で、先ほど日程第7をお諮りをいたしました次第でございます。失礼いたしました。

それでは、続きまして日程第8、報告第9号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」、副市長より提案理由を求めます。

安部副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第9号「専決処分の報告について」を御報告を申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりまして御報告するものであります。

それでは、専決処分書を読み上げさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上、御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

この件につきましては、8月19日及び10月25日に開催された全員協議会において執行部より報告を受けておりますので、質疑は行いません。

以上で報告第9号を終わります。

続きまして、日程第9、議案第83号から議案第99号について、提案理由の説明を求めます。

安部副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第83号から議案第99号まで17件の議案につきまして一括して御説明申し上げます。

まず、議案第83号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

美作市学校医の報酬について、現行では常勤の職員が学校医を兼ねた場合、報酬の支払いができないため、改正により報酬の支払いを可能とするものです。また、非常勤の特別職について、美作市からの要請により会議等に出席した場合において、費用弁償を支払うことができるように規定するものでございます。

次に、議案第84号「美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を御説明申し上げます。

平成28年8月8日付で人事院において国家公務員に対する給与の改定に関する勧告がなされたことに伴い、特別職の期末手当の支給率を一般職の期末勤勉手当の総支給月数と同様に改正するため、必要な事項を定めるものです。

今回の改正は、平成28年12月に支給する期末手当の支給率を0.1カ月分引き上げ、2.275月分とし、一般職と同様に年間の支給率を4.3月分とし、平成29年4月以降の支給率について、年間の総支給率を4.3カ月分を維持し、6月分を2.075月分、12月を2.225月分とするものでございます。

次に、議案第85号「美作市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、御説明申し上げます。

平成28年8月8日付で人事院において国家公務員に対する給与の改定に関する勧告がなされたことに伴いまして、美作市においても、国公準拠を基本としていることから所要の改正を行うものです。

今回の改正は、人事院勧告に基づく給与改定として、平成28年4月にさかのぼり、給料表を平均0.2%引き上げるとともに、平成28年12月に一般職に対して支給する勤勉手当の支給率を0.1カ月分引き上げ、年間の期末勤勉手当の総支給率を4.3月分とし、平成29年4月1日以降の支給率については、年間の総支給率を4.3カ月分を維持し、6月を2.075月分、12月を2.225月分とするものでございます。

また、医師に対する初任給調整手当の増額について、人事院勧告に基づき、所要の改正を行います。

次に、議案第86号「美作市税条例等の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

平成28年度税制改正により、地方税法等関係法令が改正されたことを受けまして、本市税条例においても所要の改正を行うものでございます。今回の改正の主な内容は、個人市民税に医療費控除の特例が創設されたことです。次に、個人市民税の課税に関し、外国居住者等所得相互免除法に該当する者について、特例適用利子等の額または特例適用配当等の額にかかわる所得に対して、税率を軽減して分離課税する特例を設けること。次に、軽自動車税のグリーン化特例が1年間延長されたこと、さらに軽自動車税の納期を現在の4月から5月に変更することでありまして、その他税制改正に伴う所要の改正を行います。

次に、議案第87号「美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

平成28年度税制改正に対応し市税条例を改正することに伴いまして、関連する国民健康保険税条例を改正するものでございます。主な内容につきましては、市税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の算定に含めることとする改正であります。

次に、議案第88号「美作市文化財保護条例の制定について」を御説明申し上げます。

現行の条例は、指定文化財の種別、種類が明確でなく、また保存、管理の取り扱いについても不明瞭であったため、文化財の規定を明確にすること及び適切な管理や保全、活用に対しての条項も具体的に明示するための全部の改正を行うものであります。

次に、議案第89号「美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、御説明申し上げます。

国の定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に、地域密着型通所介護の基準を追加する改正が行われたことに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第90号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

市営住宅長大寺西団地の一部及び三倉田上団地において、入居者が退去し老朽化しているために、用途廃止を行います。あわせて雇用促進住宅美作北山宿舍及び勝田宿舍を定住促進住宅として設置及び管理を行うため、また反社会的勢力等による不法行為等を禁止するために条例を改正するものでございます。

次に、議案第91号「市道路線の認定について」でございます。

公共性が高い道路を市道に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものでございます。該当路線は、市道認定基準に適合するもので、大町地内2路線、今岡地内2路線、北山地内4路線、平福地内2路線、海田地内1路線、田殿地内2路線、山手地内1路線の合計14路線でございます。

次に、議案第92号「市道路線の変更について」でございます。

公共性が高い道路を既存市道にかえて市道に認定したいので、道路法第10条第2項の規定に基づく路線変更として、法第10条第3項の規定において準用する法第8条第2項の規定により提案するものでございます。該当路線は、市道認定基準に適合する上相地内、江見地内及び上福原地内の3路線で、上相地内の市道は終点を、江見地内の市道は起点を、上福原地内の市道は終点をそれぞれ延伸するものでございます。

次に、議案第93号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第4号）」でございます。

平成28年度一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ1億5,990万9,000円を追加し、予算総額を204億601万6,000円とするもので、債務負担行為の追加3件、変更1件、地方債の変更3件を行っております。

歳出における追加補正の主なものにつきましては、総務費では、退職手当組合特別負担金4,217万円、定住住宅奨励金450万円、市税過年度過誤納還付金400万円、民生費では、障がい者福祉費国庫支出金返納金2,069万5,000円、生活保護費国庫支出金返納金4,080万7,000円です。農林水産業費に移りまして、担い手確保・経営強化支援事業補助金3,605万円、農村地域防災減災事業負担金420万円、次に商工費では、観光振興助成金303万6,000円、災害復旧費では、農地及び農業用施設災害復旧費760万円、公債費では、市債繰上償還元金1億1,066万2,000円などとなっております。

また、4月の人事異動に伴う職員人件費の補正を行っております。

歳入におきましては、第3子以降の保育料無償化に伴う児童福祉費負担金及び幼稚園使用料の減額に合わせ2,141万9,000円を行っております。

なお、今回の補正予算の財源は、地方交付税が6,501万2,000円、それから県支出金4,879万3,000円、繰越金1億円、諸収入2,179万2,000円などとなっております。

次に、議案第94号「平成28年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてでございます。

事業勘定の歳入歳出をそれぞれ11万2,000円増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ42億3,777万円とするものでございます。

主な内容は、歳入につきましては、繰入金が11万2,000円の増額、歳出につきましては、総務費が11万2,000円の増額でございます。総務費の内訳につきましては、人件費が11万2,000円の増額となっております。

次に、議案第95号「平成28年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてでございます。

保険事業勘定の歳入歳出をそれぞれ88万8,000円増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ44億5,721万7,000円とするものです。

主な内容は、歳入につきましては、一般会計繰入金が88万8,000円の増額、歳出につきましては、介護保険事業計画策定に係る事前調査費88万8,000円の増額でございます。

次に、議案第96号「平成28年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

歳入歳出それぞれ265万1,000円を追加し、予算総額を2億9,467万4,000円とするものです。

主な内容につきましては、歳入につきましては、介護保険収入を746万2,000円減額し、前年度繰越金を1,011万3,000円追加するものです。歳出につきましては人事異動に伴う職員人件費を206万5,000円増額し、嘱託職員賃金を579万4,000円減額、社会保険料を100万4,000円減額し、予備費を738万4,000円増額するものでございます。

続きまして、議案第97号……。

議長（山本 雅彦君）

副市長、ちょっとお待ちください。

萩原市長が出席をされております。

続けてお願いします。

副市長（安部 薫君）

もとへ帰りまして、次に議案第97号「平成28年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」でございます。

歳入歳出それぞれ225万9,000円を追加し、予算総額を1,915万5,000円とするものです。

主な内容につきましては、歳入につきましては、繰越金225万9,000円の増額、歳出につきましては、教育費36万円の増額、予備費189万9,000円の増額をするものでございます。

次に、議案第98号「平成28年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてでございます。

歳入歳出をそれぞれ80万3,000円増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億7,323万6,000円とするものです。

主な内容は、歳入については、繰入金が70万4,000円増額と後期高齢者医療広域連合派遣職員負担金が9万9,000円増額、歳出につきましては、総務費が80万3,000円の増額でございます。総務費の内訳については、人件費が80万3,000円の増額となっております。

続きまして、議案第99号「平成28年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」でございます。

収益的収支予算の予定額につきまして、収入を121万円減額し、総額を9億9,479万1,000円とし、支出を966万9,000円減額し、総額を9億8,633万2,000円とするものです。

また、資本的収支予算の予定額につきましては、収入を222万円増額し、総額を3,891万5,000円とし、支出を280万8,000円増額しまして、総額を7,487万7,000円とするものでございます。

収益的収支予算の収入では、交付税措置額の精算等により、他会計補助金を85万円減額しまして、その他医業外収益を36万円減額するものです。支出では人事異動、給与改定に伴い、給与費を816万9,000円減額し、放射線画像システムの一部更新に伴いまして、修繕費を450万円増額いたしまして、院内保育所運営費を実人数により600万円減額するものでございます。

また、資本的収支予算では、新型インフルエンザの発生に備えるため、人工呼吸器を整備するためとして、収入の県補助金に220万円を増額し、支出の機械備品購入費に280万8,000円を増額するものでございます。

以上、議案について御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

再開は11月28日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後 1 時25分 散会

平成28年11月28日

(第 2 号)

1. 議事日程（2日目）

（平成28年第4回美作市議会12月定例会）

平成28年11月28日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	金谷典子	2番	重平直樹
3番	安藤功	4番	安本博則
5番	谷本有造	6番	則本陽介
7番	萬代師一	9番	岡崎正裕
10番	西元進一	11番	本城宏道
12番	鈴木悦子	13番	岩江正行
14番	小淵繁之	15番	万殿紘行
16番	日笠一成	17番	山本重行
18番	山本雅彦		

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

8番 尾高誉久

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	萩原誠司	副市長	安部 薫
副市長	横山博光	教育長	大川泰栄
政策審議監	福原 覚	総務部長	山本直人
危機管理監	山本和毅	企画振興部長	池田義和
総合戦略監	森分幸雄	市民部長	安藤郁雄
環境部長	妹尾昌弘	経済部長	尾崎功三
保健福祉部長	江見 勉	建設部長	真野弘紀
教育次長	山名浩二	消防長	山崎正雄
会計管理者	安東弘子	管財課長	月見松男
くらし安全課長	景山二男	専門学校等設立準備室長	高尾和弘
健康づくり推進課長	山下富貴子		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	本田卓治
課長	大佛裕彦
主任	井上大佑

議長（山本 雅彦君）

みなさん、おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますよう、お願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則を遵守していただきますよう、お願いいたします。

傍聴者の方が、傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

24日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。8番尾高誉久議員が葬儀のため欠席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（山本 雅彦君）

日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問につきましては、申し合わせにより質問席で行い、質問の方法は1質問項目ごとに3回まで、質問時間は45分とすることになっておりますので、御承知願います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号16番日笠一成議員の発言を許可いたします。

日笠議員。

16番（日笠 一成君）〔質問席〕

皆さん方に改めておはようございます。

議長に発言の許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今回は、1番目に子育て支援対策について、2番目に平均寿命と健康寿命について、3番目にクリーンセンターの稼働状況と今後の課題についてを質問させていただきます。

まず、項目1の子育て支援対策について。

質問の要旨は、発達に課題がある乳幼児、生徒その他の家族に対する支援についてでございます。ことし4月に美作市発達支援センターを美作保健センター内に開設されました。4月から今日に至る事業の取り組み、利用状況をお尋ねします。

1つは利用状況について、2つは相談受理体制について、3番目に保育園、幼稚園、学校との連携について、4、施設開設の周知方法についてをお尋ねします。

議長（山本 雅彦君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

それでは、日笠議員の発達支援センターの取り組み状況につきまして御説明をさせていただきます。

まず、利用状況についてですが、4月から10月末までの個別相談件数は、延べ81件です。相談内容としましては、新規の相談は小学生の保護者からの相談が最も多く、学校での学習面、生活面、対人面等の困り事など多岐にわたります。保護者との相談後、学校や園に出向き、お子さんの様子を見せていただくとともに、担任等を交えたケース会議を実施する機会が多くなってきています。

相談受理体制につきましては、まず電話等で相談の予約を入れていただくことを基本としています。受け付けた相談をスタッフ間で共有し、支援方針を多角的に検討するため処遇会議を実施し、保健師、心理士、元小学校教諭や元保育園の保育士、看護師の相談員がそれぞれの専門性を生かして支援に当たる体制をとっております。

保育園、幼稚園、学校との連携状況につきましては、各幼稚園、保育園には月1回巡回相談に出向き、お子さんの支援について情報共有を行っています。また、センターに寄せられる相談の多くは、小学校や保育園、幼稚園に所属しているお子さんであるため、相談自体を担当や特別支援教育コーディネーターと同席して行ったり、ケース会議を実施しています。10月までにケース会議を行った幼稚園、保育園は、江見保育園を含む4園、小学校は江見小学校を含む7校、中学校では作東中学校を含む2校で、ケース数は延べ68件となっています。また、就学前後の切れ目のない支援のための引き継ぎ研修会を開催し、関係機関の参加のもと連携や引き継ぎの必要性を再認識しております。

発達支援センター開設の周知方法につきましては、校園長会、民生児童委員会、PTA等の会議の場で当センターについて御説明させていただくとともに、市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校にパンフレットを用い、詳しい業務内容について説明に回らせていただきました。また、市内には障がいのある子どもさんの親の会や発達が気になる子を持つ親の会ができており、そういった会への情報提供も行っております。広く市民の皆様へはホームページと広報みまさかに紹介記事を掲載し、続いて発達障がいってなあにと題したコラムを連載しているところで、その相談先として当センターを明示し、気軽に御相談いただけるよう周知に努めております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

次の世代を担っていただく、乳幼児、生徒が健やかに成長されるような成長設計を行うのは行政の責務だと思います。その意味から、世情にあった取り組みだと思います。その証拠にわずか7カ月の間に81件の相談があったことは、そのあかしだと思います。相談受理体制、保育園、幼稚園、学校との連携と発達支援センターの運用には最善を尽くすとの意気込みは、強く認めることができます。

相談、通報等があったのに忙しいなどの理由で放置したことに起因する事故が起きた場合、想定外であったとの言いわけをしないで済むような対策を講じていただきたい。何かつけ加えていただければありがたいのですが、いかがでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、2回目の御質問にお答えさせていただきます。

発達支援センターに寄せられる相談の多くは、子育てに関することやお子さんの発達に関することであり、虐待等緊急性の高い相談に関しては、社会福祉課の虐待担当と連携し、対応していくようになります。このような相談があった場合には、迅速に担当者に報告し、その後の対応につきましても連携をとってまいります。

また、通常の相談に対しても電話や初期相談を受けた担当者1人で判断するのではなく、センターとして職員間で共有し、検討を行い、確実かつ的確に相談対応ができる体制をとっております。今後も虐待予防の

観点からも関係機関と連携をとって事業に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

相談者は自分では判断ができない、相談できる人がいない、ほかの人には相談できないなどの人が多いと思います。確実かつ的確に相談対応ができる体制をとっておりますと心強いメッセージを言っていただきました。ワンストップサービスの対応も加えていただき、信頼される活動をしていただきますようお願いをして、この項の質問は終わります。

議長（山本 雅彦君）

それでは、続けて2項目めに入ってください。

16番（日笠 一成君）

それでは、項目2は平均寿命と健康寿命について。

質問の要旨は、健康寿命の延伸についてでございます。

健康日本21、平成25年度のデータによれば、平均寿命は男性が80.21歳に対して、健康寿命が71.19歳、女性が平均寿命は86.61歳に対して、健康寿命が74.21歳になっており、男性が9.02年、女性が12.44歳もの差となっています。この平均寿命と健康寿命の差、つまり日常生活に介護なしで暮らせる健康寿命を延ばすことは、個人的には自力で社会活動等ができる喜びが長く味わえ、個人においても医療費等の軽減につながると思いますので、こういった事業を継続させる施策が必要と思います。

例えば、メタボに着目した特定健診が行われてきましたが、このほか実施してこられた主なる事業の成果、課題等を含めて今後の取り組み計画をお知らせください。

2番目に、市ヘルスケア産業推進調査検討委員会の補足説明については、先般、28年10月28日付山陽新聞に28年10月26日に高齢者の健康寿命延伸や病気予防につながるヘルスケア産業の増数に向け、産学官による市ヘルスケア産業推進調査検討委員会を立ち上げたとの掲載がありました。この事業の内容、目的の補足説明をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

それでは、御質問いただきました健康寿命延伸のための事業につきまして御説明をさせていただきます。

まず、特定健診の取り組みにつきまして御説明をさせていただきます。

平成20年4月から特定健康診査、特定保健指導が各保険者に義務づけられ、本市におきましても国保被保険者に対する特定健康受診率向上と保健指導の強化に取り組んでおります。受診率向上への具体的な取り組みとしましては、がん検診と同時に医療機関で受診できる国保人間ドック事業や未受診者への受診勧奨訪問事業、検診項目の充実、かかりつけ医との連携強化などにより受診啓発に努めてまいりました。成果といたしまして、受診率は平成20年度36.7%でありましたが、平成25年度は41.8%、平成27年度は43.5%と上昇し、岡山県内の市ではトップの受診率を保っております。また、特定健診結果から、県下で先駆けて慢性腎臓病予防対策に取り組んでおり、新規の透析導入ができるだけ少なくなるように個別指導を強化しております。課題としましては、40歳から65歳までの壮年期の方の受診率が30%台であり、若い方々の健診受診率向上が今後の課題と考えております。

特定健診以外にも、運動教室の開催、てくてく歩こう運動の推進、減塩推進活動、介護予防認知症予防事業など健康寿命延伸のため、多くの事業に取り組んでいるところでございます。1つの成果として、65歳以上に占める介護度2以上の要介護認定者の割合が、平成24年の13.88%をピークに年々減少傾向にあることは、こうしたさまざまな事業の展開の成果指標となるものと考えております。この割合を10%まで引き下げていくことが、当面の目標と考えております。今後も基本となる健康的な生活習慣づくりへの取り組みを進め、疾病の発生及び重症化予防、介護予防事業を展開し、健康寿命延伸に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、美作市ヘルスケア産業推進調査検討委員会についてでございますが、事業の目的といたしましては、高齢者の割合が増加する中で、年を重ねてもできる限り健康でアクティブな生活を送れる地域づくりを目指すため、健康づくりに関連する産業の育成に取り組むものでございます。

内容といたしましては、医療、福祉、商工観光、農業、スポーツ、金融など幅広い分野の委員構成となっている本委員会において、食事、運動、温泉の3つの観点から委員の皆様と議論を重ねて、美作市ならではの取り組みを検討していくものでございます。また、市民の皆様に啓発を図るために、ヘルスケア産業についての専門家による講演会も開催する予定としております。

以上です。よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

特定健康診査、特定保健指導のメニューとして、例えばがん検診、国保人間ドック、その他慢性腎臓病予防対策、運動教室の開催により、65歳以上に占める介護度2以上の要介護認定者の割合が年々減少傾向にあるとのこと、この事象は健康的な生活習慣づくり事業に積極的に取り組んだ成果だと思えます。

しかし、せっかくのメニューにもかかわらず、受診率、参加率ともに低い感じがして残念に思います。啓発に一層積極的に取り組んでいただきたい。いかがでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

2回目の御質問で、健康づくりのための各種メニューに対する受診率、参加率の向上に向けての御質問です。

特定健診の受診率につきましては、先ほど御説明をしましてとおり、各種取り組みにより年々受診率の向上を見ているところですが、がん検診の受診率、また健康教育、健康指導の参加率の向上に向けては、さらなる努力が必要であると考えております。

現在の取り組みとしては、顔の見える広報活動として、市内スーパーに出向いての健康啓発活動や広報紙やみまちゃんネルを活用した広報活動を行っているところでございます。また、健診結果でメタボリックシンドロームの傾向がある方や慢性腎臓病の疑いのある方へは個別に電話相談や訪問指導を実施しており、必要な方に必要な指導が届くように努めているところでございます。

今後につきましても、市民の皆様に伝わりやすい健康啓発活動に努め、自身の健康に関心を持っていただき、各種健康メニューに多くの方が参加していただけるよう努力してまいりたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

日笠議員、3回目です。

16番（日笠 一成君）

長年にわたり社会に貢献、社会で活躍されてこられた方々が、これからも健康で健やかな社会活動、生活をしていただける政策をしていただけますようお願いいたします。

2の市ヘルスケア産業推進調査検討委員会については、検討委員は美作大、市医師会、JA勝英、金融機関など13団体の委員で構成されているとのこと。それぞれのお立場から専門性に富んだ御意見、御提言をいただけるものと大いに期待しております。能動的、積極的、活動的な生活を営んでいただけるような施策を講じていただけますようお願いをして、この項目の質問は終わります。

議長（山本 雅彦君）

それでは、3項目めに入ってください。

16番（日笠 一成君）

項目3は、クリーンセンターの稼働状況と今後の課題についてで、質問の要旨は最終処分場の進捗状況と焼却灰の処理についてでございます。

最終処分場の建設については、今年度は詳細設計を行い、来年度工事発注と聞いておりますが、現時点での進捗状況についてお知らせください。

2番目には、同施設は自己完結型を目指し、当初焼却灰は灰溶融炉を建設し、最終処分場への埋め立てを検討されておられましたら、溶融炉の建設費、維持管理費が高額になる懸念等から、建設を取りやめ、現在焼却灰の処理は民間施設へ委託しているとのことですが、最終的な外部処理委託は委託先の都合等で内容変更、最悪の場合契約解除が心配されますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

議長（山本 雅彦君）

妹尾環境部長。

環境部長（妹尾 昌弘君）〔登壇〕

改めましておはようございます。

最終処分場の進捗状況と焼却灰の処理についてということで、まず最初に、議員御質問の最終処分場の進捗状況につきましては、本年6月に実施設計の委託契約を行い、環境省等が国が定める基準に基づいた概略設計を終え、周辺地域の方々に説明を行いました。その後、現在、詳細な設計を行っているところであり、詳細設計ができましたら、再度、周辺地域の皆様に対しその内容をお示しし、年明けには建築基準法など法律に基づく申請を行う予定でございます。審査が終了次第、来年度の早期工事発注に向け備えてまいりたいと考えております。

続きまして、焼却灰の外部処理委託の長期的な対策についてということでございますが、焼却灰の処理につきましては、議員御指摘のとおり建設費や維持管理費が高額になることから、焼却灰を溶融してスラグ化する施設の建設を中止し、灰を焼却し、路盤材、セメント原材料などに再資源化していただける民間業者への委託をしているところでございます。今後につきましては、さらなるリスク回避のため、それら業者の追加選定も検討してまいります。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

当施設は、住民には必要なものなのに、とかく迷惑施設と思われています。しかし、幸いに土地等の所有

者、周辺、下流域の関係者の同意、了解、理解等を得て操業ができています。この気持ちを忘れず、公害防止計画基準や地元との公害防止協定など基本協定を遵守しながら管理に努めていただきたい。つきましては、その御決意をお聞かせください。

議長（山本 雅彦君）

妹尾環境部長。

環境部長（妹尾 昌弘君）〔登壇〕

2回目の御質問でございますが、議員御指摘のように、国の基準や地元との協定等を遵守し、既に稼働しております焼却施設、リサイクル施設とともに今後建設を予定しております最終処分場を含め、市民の皆様にご安心いただけるよう適正な管理に努めてまいります。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

施設設備等を仕様書のとおりには運転、操作、管理していたにもかかわらず想定外の事態が発生した場合は、包み隠さず周知を図り、速やかに対処いただくなど信頼される管理に努めていただきますようお願いをして、この項目の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番1番、議席番号16番日笠一成議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番2番、議席番号6番則本陽介議員の発言を許可いたします。

則本議員。

6番（則本 陽介君）〔質問席〕

改めまして皆さんおはようございます。

朝晩にはめっきり寒さを感じる晩秋から初冬への季節を迎えたと思います。この時期には風邪を引きやすく、風邪は万病のもとと言われております。健康管理には十分に注意し、年末年始に向かって健やかな日々を過ごしたいものでございます。それでは、質問に入ります。

1、美作岡山道路の早期完成、さらに鳥取に延伸する計画の取り組みについて。

このことにつきましては、今までにも機会あるたびに議論されてきた経過があります。本市から県都岡山を結ぶ道路は、岡山美作線、国道53号線、そして高速道路などありますが、現在これらいずれの道路も多くの時間を必要としております。

中でも、今日まで生活道路として利用している岡山美作線は急カーブが多く、特に冬の間は凍結もあり、危険な箇所が幾つかあります。できる限り通行を避けたい幹線道路であると認識しております。現在、工事が開始されて一部区間のみで供用開始され、さらに本年春には中国縦貫自動車道とジャンクション工事が完成し、勝央インターチェンジが供用開始されたところでございます。何にも増して岡山県の北部地域の県民にとって美作岡山高規格道路の早期完成が強く望まれている状況であると思います。そしてまた、勝央インターチェンジから鳥取へ延伸する道路整備の計画について、萩原市長は関係方面へアクションを起こしておられます。

これらの道路は、岡山に向かうにも鳥取に向かうにも、瀬戸内海から日本海を結ぶ新たな経済圏の構築さえも包含するものであります。観光誘客などの人的交流や産業、経済など物流のさらなる促進はもとより、地方では不可能な高度な救命医療施設への搬送、また近年では多発傾向が見られる災害発生時の緊急用道路として大変重要な、まさに命の道とも言うべき重要な意義と役目があると認識しております。

以上のとおり、美作岡山高規格道路の早期完成に向けた取り組みについて、現在道路整備期成会の会長を務めておられます萩原市長にぜひお願いしたいと思いますので、このことについて萩原市長にお尋ねいたします。答弁をよろしくお願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

それでは、お答えしますが、まず、お尋ねの美作岡山道路及びその北部延伸ということですが、その持つ意味はお尋ねにもありましたけども、命の道という意味合が非常に大きいと思います。国立岡山病院、岡山インターのすぐ近くですから、インターをおりて1分ぐらいで行くんですけども、英田の南の果てからいけば恐らく20分台で行けるようになる、これは本当に大きな効果があると思いますし。

また、災害面でいいますと、将来危惧される山崎断層あるいは奈義断層といったもので地震が起きたときに、既存の道路、53号線でありますとか、373号線、志戸坂峠ですけども、こういったところ、あるいは大原断層という大原の中町あたりのトンネルとか、そういったところが通れなくなる可能性があるんですけども、そういったときに、ルートを選定によりますけれども、右手峠を通過していけば、災害の発生時には本当に大きな効果をもたらすと、こういう意味がありますので。

さらにいうと、53号から津山、岡山に流れていた交通量がこっちを通ってくれますと、近隣の商業といった意味でも大きな展開が期待されるということでもあり、また梶並、過疎対策といった意味でも、これまた大きな期待がかかるというようなことでございます。

まず、位置づけとしては、まさに我々の都市としての生命線を形づくる道路であるというふうに思いますし、そういう意味では、議員の認識と同じような認識で推進をしていかないといけないということでありませぬ。

現時点では、まず、美作岡山道路につきましては、36キロの延長のうち11.5キロが供用開始になってます。その一部は勝間田のところから湯郷までであったり、その一部は南のほう、佐伯のあたりというようなことでありますけれども。進捗率が、平成5年からやっている割には低くて、3割ということであります。これを早くやろうということで、今、相当念を入れて運動をいたしておりますし。その中、特に、岡山市が政令市になったことによって県から事業譲渡された部分、つまり瀬戸インターから瀬戸ジャンクションまで、これがなければ水道管を通ったけども蛇口がないというようになりますので、これについても力を込めて今話をし、そして事業調整会議というものもつくってもらおう。つまり、県と岡山市が事業を分担するものですから、その分担の説得のほうにスピードの差が生じますと変なことになるんですけども、そういったことを調整するための会議をつくってくれという美作市からの要望に、国そして岡山県、そして岡山市が応じて、我々もオブザーバーとして入って、そういう調整も行う形になっております。

一方、来年度については、英田まで、湯郷温泉から英田インター、城田のところですけども、これをぜひ事業化をしたいということを県も言うてくれるようになりました。ところが、これ、交付金ではなくて、補助金なものですから、案件ごとに補助申請をして、認定をしていただく必要がある。来年度から始まるとすると、ことしが勝負の年なものですから、県のほうからもしっかりと政治または官庁のトップのあたりに要望をしたいんだけど、その辺について美作市から紹介してくれという話があったものですから、いろいろ手を尽くしまして、国土交通省の最高幹部の方々、そして財務省については主計局長、たまたま知り合ったものですから御紹介をして、きちっと要望をさせていただいたわけでありませぬし、いわゆる道路族のトップの方からも国交省に対してこれは頼むよというようなことでねざらいもいただいたという状況でございま

す。

なお、一言付言するとすれば、英田インターの近くということについては、我々としては作東の産業団地が大体満杯になっているという状況については御説明をしたとおりでございますけれども、次の雇用の受け皿をどうするかということで、あのあたりに南部工業団地というものをぜひつくっていききたいということで、美岡道の工事残土などを活用できるかどうかということも検討しながら、当市の地方創生の総合戦略の中にその団地形成を位置づけて、この道の増設ともども推進をしていきたいというふうに思っています。

一方で、北部延伸のほうについては、いろんなところで過去2年間お話をしておりましたところ、次第に熱意が通じる形になってまいりました。特に、国交省については、割と早い段階から私どもの主張の合理性というものあるいは意味というものを認識をしていただいております、非常に積極的に検討に加わっていただいたわけでございますけれども、いかんせん鳥取と岡山を結ぶわけですから、1つには鳥取県内の関連自治体、大きく言うと智頭町と鳥取市でございますけれども、このあたりが同じことを言うかどうかというのが1つのポイントであったんですが、このポイントにつきましては、おかげさまで三県境の創成会議というものを通じて議論が進んで、智頭町についてはよくわかったと。せんだって、鳥取市長ともお会いをして、鳥取市長もわかったということになって。残る課題は、岡山県が動いてくれるのだろうかということで、国交省も心配をしておられたんですが、岡山県当局も先ほどの国に対する陳情における当市の役割というようなものを見ながら、なるほどよくわかったということで、県も了解をいただいて、事務レベルでございますけれども、県の土木部の事務レベルのほうから鳥取県の同じレベルに対して、岡山県としてもこれは前向きに考えるんで、鳥取県も考えてくれという話がいくようになっております。

こういう状況を踏まえて、できれば来年度には、こういう新規案件のときによくあるやり方なんですけれども、関係自治体が集まって新規の道路についての研究会というものをやると。そこに両県、そして関係自治体、そして国土交通省が寄ると、こういう形なんですけれども、これができるんじゃないかなという雰囲気濃厚になってまいりましたので、これを現実にするまず研究会というものを設置をし、研究を始めるということが当面の私たちの具体的な到達目標というところまで来ているというものであります。

あと、重要なことは、この北部延伸につきましては、どういうルートをとるかによっていろんな意味が違ってまいりますけれども、その意味を住民の方々と共有しながら、当市にとってあるいは地域全体にとってどれが一番意味があるのか、大きいのかということを具体的に研究をすることがその中の課題として入ってくるというふうに思っておりますので、相変わらずの市民の方々や関係議員の方々の御理解と、そして適切な入れ知恵とか助言をお願いをしておきたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

則本議員。

6番（則本 陽介君）

ただいま市長から県、国交省、財務省などに対して現在に至るまでの要望や働きかけに対する詳細な取り組みを答弁いただきました。総括をさせていただきます。

美作岡山地域高規格道路の早期供用開始に向けた取り組みについてお尋ねしましたことについて、この道路は現在、佐伯インターチェンジ熊山インターチェンジ間と勝央ジャンクション湯郷温泉インターチェンジ間の約11.5キロメートル、全体の3割強が供用されております。今後の取り組みとして吉井インターチェンジ佐伯インターチェンジ間と熊山インターチェンジから瀬戸インターチェンジ間は29年度供用に向け整備促進を働きかけていることや、さらに瀬戸インターチェンジから山陽自動車道へ接続する区間、瀬戸ジャンク

ションについても早期供用開始に向けた予算確保等について、先ほど市長からも財務省の主計局長まで要望を伝えていると答弁をいただきました。

現行の道路で特に菊ヶ峠付近では急カーブが多く、道路幅も十分でない場所が数カ所あることや交通量の増加により通行に際してはいつも危険を感じずには通り抜けできない状況があります。事故防止に向けた取り組みが望まれていると私は強く感じております。その意味からも、美作岡山道路は、観光や産業の振興拡大へ向け、沿線地域や県北地域の経済の新たな進展を望む大きな期待があります。さらに県北地方では不可能な高度な救命医療施設への搬送に際しても、現在ではドクターヘリの運用が実施されておりますが、夜間や悪天候のときの運用は実施されておられません。また、近年では多発する傾向が見られる災害発生時の緊急用道路として美作岡山地域高規格道路の早期供用開始に向けた取り組みは、大変重要な、まさに命の道とも言うべき重要な役目があると私は認識しております。このことは、鳥取に向けた延伸工事についても交通の難所、防災道路の機能など美作岡山道路と同じような大きな役目が期待されております。

これらについて国の幹部の方にじかに要望されるなどこれまでの萩原市長の尽力に感謝申し上げます。改めて今後におきましても、さらなる御尽力をお願い申し上げます、この質問を終わります。

議長（山本 雅彦君）

それでは、続けて次の項に入ってください。

6番（則本 陽介君）

2番目に食品ロス削減と30・10運動の取り組みについてであります。

まだ食べられる状態なのに捨てられてしまう食品ロスが、今、国内で年間632万トン発生しているとのことです。日本の食品衛生の上では賞味期限が定められており、事業者や家庭においても食品ロスの発生しやすい状況があるようです。

皆さんは、残さず食べよう30・10運動について御存じでしょうか。この運動の趣旨は、会食や宴会のときに乾杯後の30分とお開き前の10分は自分の席で目の前の料理を楽しみながら食べることで、食べ残しを削減する取り組みのことであります。今、全国的に削減の実施に向けた取り組みが展開されておりますことから、美作市でもぜひ取り組むことが望ましいのではないかと思います。市内には湯郷温泉を初め多くの食事ができる店舗が営業されておりますことから、残さず食べよう30・10運動を導入し、取り組みを推進してはいかがでしょうか。以上のことから、次の2点についてお尋ねします。

美作市の現状について。

2、食品ロス削減への事業展開の取り組みについて。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（山本 雅彦君）

安藤市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕

則本議員より忘年会、新年会等宴会シーズンを迎え、タイムリーな御質問をいただきました。

御提案の残さず食べよう30・10運動につきまして市内の飲食事業所に尋ねてみましたが、実施している事業所はございませんでした。また、その認知度も少ない現状でございます。

食品ロスを削減することは、ごみ減量施策からも、また食糧資源の効率性、ひいては市や家計の負担軽減にもつながる重要な問題だと認識しております。食品ロスの約半分は一般家庭からのものと言われ、美作市では年間約590トン、1人当たり18.9キログラムと推定されます。これは全国平均が24.6キログラムになっておりますので少ないかとは思いますが、このことはお茶わん1杯の御飯を150グラムと仮定しますと、約

126杯に相当する量になります。このことは、食生活が豊かになったことにより賞味期限を過大視したり、もったいないという物を大切にできる精神が薄れてきていることが大きな原因であると考えております。

国では、食品ロス削減に向け、平成24年度より消費者庁を中心に6省庁が連携し、国民運動を展開しております。市としましてはもったいない気持ちを大切に、事業者のみならず住民一人一人ができることから始めるよう、啓発活動を進めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

則本議員。

6番（則本 陽介君）

ただいま市民部長より答弁をいただきました。再質問はありませんので、総括をします。

現代社会の多様な文化や価値観が展開されている中で、特に食品生活については近年の健康的な生活という捉え方に多少の差異があります。一般論としても、食生活に関しては宗教の上から肉を食べないことや肥満対策の上から食事制限を実行している場合など、食べることと食べないこと、食べてはいけないなどのさまざまな文化や習慣があります。この認識の上で食品ロス削減に向けた取り組みを考えると、もったいない気持ち、食物資源を大切に考える文化も必要ではないかと考えます。また、食物を提供、販売する立場で大切なことは、残さず食べてもらえる、あるいは栄養的な効果など創意工夫も大切な要素ではないかと思うところがあります。

以上のことから、残さず食べよう30・10運動の趣旨である乾杯後の30分とお開き前の10分は自分の席で目の前の料理を楽しみながら食べることで食べ残しを削減する取り組みを認識していただけたらと思います。

以上でこの項の質問を終わります。

議長（山本 雅彦君）

続けて3項目めに入ってください。

6番（則本 陽介君）

3項目め、防災・減災対策の取り組みについて。

私は、さきの6月定例会では、熊本の断層帯と我が美作に存在すると言われていた山崎断層帯について詳細な資料を参考にして市長より説明をいただいたことを思い出しながら、この質問を作成しました。それというのも、4月の熊本地震に続いて、10月には鳥取中部地震により災害が発生しており、蒜山や鏡野など我が岡山県内にも被害が及んでおります。災害は忘れたころにやってくると言いますが、既に私たちの身近なところまで近づいていると認識すべきではないかと考えます。このことから、さらにスピード感を持って災害対策への備えを講じておくことがより望まれると思います。

まず、市民生活の中で市民の生命と財産を守るための防災減災対策は万全の状況でしょうか。例えば、地域ごとの単位ぐらいで避難訓練の実施状況はどうなのでしょう。また、今後の実施計画はあるのでしょうか。

災害弱者に対する支援の対策や避難場所の確保には十分な措置が講じられているのでしょうか。例えば、現在、市内に設置、運営されている高齢者福祉施設の数や入所者の状況、また避難計画など認識されておりますでしょうか。

また、すぐ近くに今後の冬将軍の到来を控え、寒く、気温が低下する状況下での避難生活を想定した場合の近隣市町村からの支援が届くまでの時間を過ごすための資機材の対応はどのような状況なのでしょう。

昨年12月定例会で防災減災対策を推進する地域のリーダーの育成を行うために、新たな取り組みを実施することになりました。公費助成で行う防災士育成について、今年度の状況と今後の取り組みなどをお尋ねし

たいと思います。答弁をよろしく申し上げます。

議長（山本 雅彦君）

山本危機管理監。

危機管理監（山本 和毅君）〔登壇〕

失礼いたします。

3項目めの防災・減災対策の取り組みについてお答えをさせていただきます。

先月発生いたしました鳥取中部地震は、既存の活断層がないところが震源となった地震でありました。政府の地震調査委員会は、これまで知られていない長さ10キロ以上の断層がずれて起きたとする見解を示しました。また、地表に活断層があらわれていなくても、被害を及ぼす地震が起こる可能性は全国どこでもあると言われております。こうした状況を踏まえまして、改めて地震への備えについての啓発を強化する必要があると考えております。

防災減災対策の状況については、自主防災会活動支援事業補助金の活用や地域へ出向いての防災講話を通して、地域における防災意識の高揚と防災活動の促進、自主防災組織の設立など、地域防災力の強化を図っていただいております。その中で、地域で取り組んでいただきました事業内容について御紹介をいたしますと、避難経路の案内板の設置や地域内の危険箇所を明示した防災マップの作成、避難訓練とあわせて炊き出し訓練などを実施していただいております。しかし、11月1日現在で市内には214の自治会がありますが、そのうち55の自治会で自主防災会が設立されておらず、自主防災会結成率は74%にとどまっております。自主防災組織の設立を促進いたしまして、市全体の防災意識を高めてまいりたいと考えております。

今後の避難訓練の実施計画についての質問であります。来年度は総合防災訓練を実施する予定でありますので、避難訓練や避難開設訓練などを取り入れるなど市民参加を促進いたしまして、防災意識を高めてまいりたいと思います。

次に、災害弱者に対する支援についてであります。災害時に1人で避難することができない方として、避難行動要支援者への対応について平成26年度より取り組んでおりますが、昨年避難行動要支援者の名簿を作成いたしました。消防、警察、社協、地域、行政と情報を共有する体制を構築いたしました。さらに、個々の支援対策として個別契約書の作成も進めているところでございます。今年度、避難行動要支援者のシステム化を予算計上しております。現在、構築している段階でありまして、完成すれば名簿や個別計画書の帳票が関係部署から抽出することも可能となり、避難行動要支援者への対応が円滑に行われるものと考えております。

次に、市内の高齢者福祉施設の数と入所者の総数についてであります。10月1日現在で御報告をいたします。グループホームや老人福祉施設など24施設ありまして、665名の方が利用されております。実情や避難計画などについて認識しているかということについては、関係部署と情報共有に努めるとともに、施設入所者の安全の観点から、施設管理者との連携を図ってまいりたいと考えます。

次に、資機材等備蓄についてですが、毎年予算化いたしまして、資機材、非常食などを購入して整備しておりますが、市民の皆様にも自助の取り組みとして、最低3日分の食材については備蓄していただくよう啓発しておるところでございます。

最後に、防災士についてですが、今年度当初予算において12名の資格取得に係る補助金分を計上しておりましたが、実際は7名の方に受講していただきました。また、特例によります資格取得者が6名ありまして、最終結果としては13名の方が防災士の資格を取得していただく予定でございます。今後の取り組みについてであります。既存の防災士と新規取得者を対象に市の防災士会を設立いたしまして、防災士の活動や

防災に対する意識の向上を支援するとともに、防災士をふやしてまいりたいと考えておりますので、ぜひ設立に際しましては、議員の御協力、御支援をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

則本議員。

6番（則本 陽介君）

ただいま市での防災対策について詳細な答弁をいただきました。再質問はありませんので、総括をします。

私は、6月定例会に続いて、ここで再度防災減災について質問をいたしました。それは、鳥取という我が美作の近距離にある地域で、しかも断層帯が存在しない地域、場所での地震が発生したことは、安全・安心の観点から非常に注目すべき状況であると感じたからであります。

しかしながら、私の思いは市民の皆さんに向けて災害に対する不安感を伝えるものではなく、これまでも防災講話などで災害に対する基本的な考え方として、鳥取地震が発生したこの機会にいま一度考えていただくことができると願うものであります。

また、防災士につきましては、以上のようなことから、地域や職場の安全を守るかなめとして防災の役割はますます高い評価をされる状況にあると考えます。防災士という言葉は、防災減災に関する知識や技術を取得し、地域や職場の防災リーダーとして活躍する人をあらわすもので、東日本大震災を契機により一層自助、共助の必要性が高まる社会状況にあつて、防災士の役割はますます重視されております。本年10月31日現在で全国に11万7,560人が資格を取得し、年齢や職業に関係なく誰もが取得できる民間資格として、若者や女性の防災士が増加しているとのことであります。我が美作市においても、今年から一定の条件を満たす場合には、費用の全額を公費助成により防災士の資格が取得できる制度が実施されており、大変ありがたいことだと感じております。この機会に各地域や町内会などでより多くの防災士の人材育成がさらに推進されますことを期待するものであります。

以上で12月定例会の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番2番、議席番号6番則本陽介議員の一般質問を終了いたします。

ただいまより10分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時13分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、通告順番3番、議席番号17番山本重行議員の発言を許可いたします。

山本議員。

17番（山本 重行君）〔質問席〕

議長の許可をいただきましたので、12月議会の私の一般質問をさせていただきます。

私は、今回、1点について通告をいたしております。

新庁舎整備に関する市長の姿勢についてというふうなことで、質問の要旨は、新庁舎整備に関する経過、対応、責任について。否決された議案に対する対策とは何か、再議についての法的根拠はどこにあるのか。

また、反対した議員に対しての説得に至る市内部での協議の内容と経過について。また、反対した議員は区長、後援会また元の職場の先輩等から説得を受けたけれども、市長とのかかわりはないのかどうか。また、市内各地で6,000枚と言われてますけれども、美作市を考える市民の会の名でチラシが配られましたけれども、市長とのかかわりはないのかというふうな形で通告をいたしております。

まず、新庁舎整備に関する経過と当局の対応と責任についてというふうなことでございます。

昨年7月10日に市民の検討委員会から建議書が出されました。内容は、既存の本庁舎に近いところに新築移転を要望し、状況においては総合支所の増改築とか、あるいは分庁方式についても検討というふうなことでございましたけれども、そういったことを受けて12月になって議会に対して特別委員会の設置の要請があり、特別委員会を設置いたしました。特別委員会の設置前もその後も議会に対して、委員会に対して新庁舎の場所等に対するの打診とかはありませんでしたが、ことしの2月28日に開催された3月議会の約10日ぐらい前になって、突如新庁舎の場所についての議案を提出する旨、委員長である私に伝えてきました。合併特例債を利用するタイムリミットを考えると、6月議会で場所の決定をする必要があるとのことでございました。昨年の7月に建議書が出されて、2月に新庁舎の位置の条例を出す間、場所についてどのような検討をされて中尾に移転する議案提出に至ったのかお尋ねをいたします。

それから、2点目でございます。

否決された議案に対するとり得る対策とは何か、再議についての法的根拠についてお尋ねをいたします。

市長は、3月上程のときには、新庁舎について、地方自治法は庁舎については執行部の判断よりも議会の判断、殊に議会の圧倒的多数の賛成という点を重視していることは御案内のとおりでございます。そもそも新庁舎の必要性、合併と住民意識の一体化との関係、財政への影響等の基本的観点とともに、場所の適切性の観点の両面から、議会として慎重かつ適切な判断をお願いをするものでございます。当局といたしましては、地方自治法の精神にのっとりまして議会の判断に当然従うものであることを明言させていただきますと、こういうふうな形で3月定例会のときに言われております。

が、それにもかかわらず、9月6日の議会で中尾に位置を定める条例が否決されたその後の一般質問の答弁で、地方自治法に基づくとり得る対策は幾つかある、審議をやり直す、再議を求めることも選択肢にあると、こういった趣旨のことを述べられております。が、否決された議案に対してのとり得る対策とは何か。また、1度否決された議案の審議のやり直し、再議を求める選択肢の再議の法的根拠はどこにあるのでしょうか。地方自治法何条何項になるのか、また全国の都道府県、市町村においてこうした事例があるのかどうかお尋ねをいたします。

また、再議とか反対した議員に対して、賛成するように市長、部長等が説得に回っておられますけれども、市内部でどのような協議がされて、それに至ったのか。また、反対をした議員に対して、それぞれの地域の区長であったり、後援会の人、元、私たちがみたいな役所上がりの者に対しては、職場の先輩からもかなり強行に説得をされた、そういったことを言われております。市長とのかかわりはないのかどうか。

また、美作市を考える市民の会からこのようなチラシです、美作市の緊急事態です、地方自治法第176条に基づき再議決ができます、こういったものが出されておりますけれども、こういったこのチラシは、後からも出ますけれども、庁舎内で印刷をされておりますけれども、市長とはかかわりはないのか。

以上についてお尋ねをいたします。

議長（山本 雅彦君）

安部副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

まず、新庁舎整備に関する経過、対応、その責任についてということなのですが、新庁舎の整備につきましては、庁舎整備検討市民委員会の建議を受けまして、候補地を現庁舎、ここに近いところで6カ所を選定をいたしました。用地費の問題とか、それから用地取得の時間的な制限の問題、御承知のとおり特例債の関係がありますので、その辺の関係とか災害危険度の低さということ、何より特例債の使用期限を総合的に勘案して明見に近い中尾地内が最適地であるとの方針を得るに至りました。ここまでが結論的な答弁でございますけど。

次に、否決された議案に対する再議ということについてですが、今回の新庁舎の位置につきましては、市政上の重要案件であることから、再度慎重審議を求めるために、これについては地方自治法第176条第1項の規定がありますが、再議ということになれば、そのことが対象かと思っております。

それから、反対した議員に対しての説得に至る市内部での協議内容と経過についてということですが、重要な、これは国とか県の例もありますけど、大都市の例もありますけど、法案や決議に対して国と他の地方の自治体でも職員が総出で議員に理解を求めるといことはあるかと思っております。それだけ重要な議案でありながら何もしないというの、またこれも熱意がないというところがありまして、そのほうが解釈的には議会を重要視していると考えております。

あと2つのことについては、反対した議員、区長会、それから知り合いの方とかについてはかかわり合いがありませんが、また美作市を考える市民の会の書類と市長のかかわりということでもこれもかかわりはありませんが、総括的にはそういう答弁でございまして。

もとへ返りまして、庁舎建設の経過と対応のところですけど、通常庁舎を建設ということになりますと、市内全域を対象として考えて検討を重ねていくと思います。方法論としてはそういうなんがあるんじゃないかと思っておりますけど。もともと美作市の場合は、合併当時、新市建設計画というのがありまして、御承知のとおりだと思いますけど、本庁舎についてはここの中で過重な投資を避けるために建設を行わないということになっておりましたけど、これは大きな理由は特例債の延長があるんでしょうけど、その関係とか。それから、この建物を耐震をしたときに耐震が非常に不足していると、たしか東西に対して弱かったんじゃないかと思っておりますけど。そういうことがありまして、附属機関としてきちんと条例上に設けました庁舎整備検討市民委員会で現庁舎に近いところがということが示されて、建議ではそういうふうに表示されております。

で、事務的にそれを進めるとすれば、最初に言いましたように、英田に建てるか、作東に建てるかとかといういろんな協議があったんだろうと思いますけど、その部分は当然省かれたというか、それだけの積み上げがあったということになります。近いところとなりますと、神戸とか大阪の大都市じゃここありませんから、一定の経済とか商業の集積した場所を鑑みて、執行部としましては、栄町、明見、豊国原、中尾等を中心にそれぞれの用地について検討を加えました結果、また一方の重要項目であると考えてますけど、近年多発している事例があります温暖化による浸水想定です。茨城の常総市のように建てて1年たたない間に1階全部つかってしまったとか、この前も岩手県ですか、どっかの庁舎がありましたけど、庁舎は何か免れたけど、公用車は全部浸水してアウトになったとかというようなケースがあります。それから、先ほどのこの前の熊本地震、それから鳥取地震、鳥取の場合も今回奈義の辺に新しい断層が発見されたということですが、そういうことが1つの大きな問題ですけど、これらの災害対策面とか用地取得の問題、それから先ほど言いました建設スケジュールの制限を考えた結果、提案の位置が最適と判断して、上程いたしまして、特別委員会で御審議を願ったところです。というのが、その経過と対応でございます。

それから、再議についてですけど、法的根拠はどこにあるのかということをお先ほど申しましたけど、前回市長が一般質問のところで述べたと思っております。1つは、先ほどおっしゃいましたように、議決の結果を

重く受けとめると、それから地方自治法上の本旨に戻って執行部としてのとり得る対策のこと、これらをどうするかを考える必要があること、またそのために情勢を見る必要があることだったと思います。これは先送りができないという状況の中の議案ですから、それを考えたときに、自治体のトップとしては否決であるからそれでやむなしというところより、次まで考えるというのはそれは当然の責任かと思います。方法論がなければ別の問題ですけどということが1つあります。

それから、先ほどしました反対した議員に対してということがありますが、幹部職の部長クラスといたしましては、先ほど申しましたように、この議案が重要なことはよく理解をしております。役所の庁舎としてこの場所がたしか昭和29年8月に竣工しまして、以来62年間ずっとここにおるわけですが、建物は途中で建て変わってますけど。で、ここで役所機能を果たしてきたわけですが、近年の災害の事例や資金計画、スケジュール等を考えたとき、今回は後が限られているということがあります。条例としては、そのときには時期尚早とか機が熟してからとかということもありますけど、今回はそういうケースに当たらないため、議員各位に自発的に理解を求めたということが現状でございます。

それから、反対した議員に区長さんとか、議員の後援会、それらの方々がいろんな意見を言われたということがありましたけど、この点はかかわりはございませんが、その辺はこれだけこの議案がある程度白熱したんではないかと思っております。

それから、先ほども言いました市民の会のことですけど、それは私の家のポストにも入ってましたが、詳しくは見ておりませんので中身がよく詳しくわかりませんが、庁舎の位置が変わるという事案ですから、市民の間でも賛成もしくは反対というような意見があったかもしれませんが、ただ表現の自由ということがありますので、何らどうしようもありません。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

山本議員。

17番（山本 重行君）

まずは、1項目めの場所の関係でございますけれども、私が初めから聞いているのは、中尾の地区から土地の購入の要請を受けるまで動いたというふうなことはなかったように思っています。先ほどの答弁にもありませんでしたけれども、他地区に向いて、それまでですよ、中尾地区が出るまでに積極的にどこかへ行って動いたというふうなことはないと思います。一般的に、先ほど安部副市長ほかのところでは言いましたけれども、庁舎の問題、重要案件ですね。重要案件であるということになれば、当然1つの課を設けるなりして、用地の確保、建築に向けて普通は取り組むもんだと思うんですね。私、あそこの作東の公園とか担当しましたけれども、あそこのときだってわざわざ1つの課を設けてやったわけです。当然、そういった専門の課とかを設けてそれに取り組むべきだというふうに思いますけれども、そういったことは見えてきておりません。別にこれは答弁よろしいです。

それから、2点目の再議と5のチラシにつきましては、これは2つまとめて質問させていただきます。

次に、市の内部での協議の経過と内容についてでございます。

余りこれも答弁らしい答弁がなかったわけですが、多分市長の命令だったんじゃないかと思えます。私、職員の経験もありますから、職員というのは非常に弱い立場です。僕もなるだけここで部長さんについてもそんなに厳しく言わないのは、それは私自身も経験もあります。命令されれば仕方がないわけです。たとえ個人的におかしいなと思っても、まあ、はっきりした異様なことがあったり、または職務命令に従うべきと、そういった義務を負うというのが、これが組織の基本的な論理というふうな形になっておりま

すから、そうせざるを得ないのかなと思いますけれども、今回は本当に重大な案件です。3分の2という議決、こんな重要な案件だったわけですから、市長に対して当然再議云々ということは、考える、皆さんに再考を促すというんですか、そういったことがあるべきじゃないかと思えますけれど、それもわかりません、答弁なかったですから。

それで、追加されて、国のほうでも、副市長言いましたけれども、ほかの自治体でも職員が総出でどうのこうの、こんなことあり得ませんよ、それは。1度否決された議案をですよ、なぜ重大な議案、どこだってそれはそうでしょう、どこの自治体でもこんなことあるわけでしょ。これは相当おかしいですよ、言っときます。

それから、反対した議員は後援会あるいは地元の区長、あるいは職員に対しては、賛成するように働きかけを受けた。私たち議員は、来年の選挙を控えて苦しいところから、次のときはどのことを指しとんかわかりませんが、私は再議はできないというように思ってますから、後で言いますが、当然、そのとき再議ができると思っておられたんでしょう。そのときには賛成するよというふうなことを言っておられるわけですよ。非常に困ったという話を聞いております。先ほどの答弁ですと、執行部の関与はないというふうなことでございます。市長はこの美作市の代表でございます。2万8,000人の代表でございますし、また市内の保育園、幼稚園、小・中学校での教育ではうそをつかないように、正直にしましょうというふうな、そういった人格の形成に向けての教育も当然なされておりますし、また本議会において、実際に説得に回られた方々、市民の方々がおられるわけです。このみまちゃんネルを見られております。市長とのかかわりはなかったというふうな答弁でございますから、私はそう信じます。答弁は要りません。

次に、2と3の件についてです。法的根拠とチラシの件です。

先ほどの副市長の答弁では、全国でも重要な案件がどうのこうのと言われましたけど、どこだって重要な案件ですよ。そのために3分の2の議決というような形、定められているわけですよ。そして、慎重な審議を再度促すどうのこうのと言われましたけれども、先ほど副市長は地方自治法第176条第1項にあるというふうなことを言われましたし、またここに新聞ありましたよね。これですか、再議を求める選択肢もという形で出しておられます。また、ほかの日には、再議権の行使を見送るというふうなことが出されているわけでございますけれども、またチラシでも書いてありました。第176条によって再議ができるんだよというふうなことが美作市を愛する市民の会から書いてあります。

しかしながら、私が調べました1つ目は、これ地方自治法コンメンタールというのがございます。この中に、再議は執行することが不相当と認める議決は再議に付するが、否決された議決は効力または執行上の問題は生じないので、再議の対象にならないと書いてあります。これは、私が日ごろ勉強していることです。それから、私、議会事務局の職員を4年間してましたので、そのとき使ってた、ここにありますが、隣の部屋から借りてきました。今のは、地方自治法コンメンタールというのは、これたしか琉球大学の渡名喜庸安先生とかが書いておられるんですけども、先ほどこれはできないというふうなことが書いてあります。

それから、これは議会事務局のときに私が困ったときに使ってた、先ほど借りてきました主要議会運営事典というのがあります。副市長、聞いてくださいよ、行政事例ですよ。地方自治法第176条第1項の再議に付することのできる議決は、〔聴取不能〕あって、否決されたものについては、先ほどと同じです、効力または執行上の問題が生じないので、再議の対象とならない、これは大昔のやつです。昭和26年10月2日、そのときにこれがあった。私がまだ2歳のときですよ。それから、もう一件はつきり書いてあるのは、地方自治法の逐条解説というのがあります、ここへ。これです。これには、同じように、否決された議決につい

て再議に付することはあり得ないというふうなことが書いてあります、これ、学用書房です。そういうふうなことまで書いてありますが。

たまたまでしょうか、先ほど言いましたチラシと、市長は再議とはっきり言われたわけではない。再議の選択肢もあるというふうなことですし、またそういうふうなことも考え方というようなことで言われております。が、どこの全国の市町村、県にあっても、地方自治法に基づいて地方自治体の運営はされてると思うんです。具体的事例としても全国で一度もないわけです。先ほどのチラシとのかかわりがないということなんで、このチラシを書いた人はどこで調べられて再議ができるというふうに書かれたんかわかりませんが、こんなにみんなが、あらゆる学者であったり、行政の担当の方も含めて再議ができないというふうなことが書いてあるにもかかわらず、市内に6,000枚ものチラシが、間違っていると私は明らかに思っているんですけども、こういったこと、一体責任者が誰なんかわかりません。私も聞きたいんですけども、どうなんでしょう。そして、市長は、先ほど申しましたように新聞報道されてます。その辺に対してどう思っておられるのか再度お尋ねいたします。

議長（山本 雅彦君）

安部副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

1点、再議のことについてですが、先ほど第176条第1項のことを私引用しましたけど、これ第176条第1項の最後のところに10日以内に理由を付して再議に付することができるという規定があるんですけど、議員言われました総務省の、これは昭和26年10月たしか12日だったと思いますけど、その行政実例が確かにございます。最終的なところは否決された議決については執行上何らの効果も生ぜず、係る議決について再議に付すことはあり得ないというので大学の先生もそういうことを当時書かれていたと思いますけれど。

1つには、見解が少しずつ総務省のほう変わってますし、また法文上ですけど、行政実例というのは絶対要件とはなっておりませんから、再議が全くできないのかといたらそうではございませんで、これは上部機関に聞かれるかもしれませんけれど、ただし相当の理由をつけて再議に提出すれば議会は受理をしなくてはいけないということがありますので、そうなりますと、仮に、10日をもう過ぎておりますので全く何のあれもないんですけど、否決になったことを再議をかけたとしましたら。

〔17番山本重行君「かけれんがな」と呼ぶ〕

まず、かけたとしたらですけど。

〔17番山本重行君「おかしいがな、答弁になつたらんが、それは」と呼ぶ〕

否決の結果でよいかどうかを諮りまして。

〔17番山本重行君「これを否定するんですか、ほんなら。これに書いてあるのを否定するのかな」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

まず、答弁を聞いてからにしてください。

副市長（安部 薫君）

否定します。否決の結果でよいかどうか諮って、3分の2を満たした場合は、これは否決が当然確定をいたします。否決の結果でよいかどうかを諮り、3分の2に満たない場合は、原案についてもう一回諮ると、議案1号としてですか、諮るということになっております。要するに、ある意味で行政実例が絶対ではないということが1つありますので、全く執行上のさっき言いました再議に付することができないということで門が閉ざされているかといえ、100%そうではないという解釈をしておりますので、どうかよろしくお願

いたします。〔降壇〕

〔「おかしかりょう」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

答弁は以上ですね。

山本議員。

17番（山本 重行君）

安部副市長、ほんならあれですね、否決されたもんが再議ができるんですね。確認をしておきますけれども。

〔副市長安部薫君「このケースの場合は」と呼ぶ〕

〔「大きな声で言えよ」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

これは、やりとりは、個々にしないでください。

17番（山本 重行君）

いやいや、まあ、よろしいわ。

先ほども言いましたように、私はどこを調べても、行政実例が全てでない、それはわかりますよ。でも、一件も今までに、全国市町村、どこの市だってこんな新庁舎の問題とかというのは、例えば鳥取市なんかだったらすごい問題になってあるでしょ。そんな問題だって、それは、全国の都道府県、市町村においては重大な案件というのはいっぱいあるわけですよ。それで3分の2の議決になりますよね。そういった場合を、昭和26年どうのとありましたけれども、それからずっといろんなことを議会の中で執行部が提案されて、議決をされて、それが一件もないのですよ、今まで。それをあえてこの美作市ではできるといふふうに言われるわけですね。再度聞いておきます。

議長（山本 雅彦君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

議員も法律を専攻されたということでありますので、多分おわかりになると思うんですが、法律は時代によって幾つかの意味で改正をされます。

1つは、当然のことでありますけれども、法律の実定法として改正する。ちなみに、実定法としての改正については、今から数年前に地方自治法の大改正がありましてさまざまな分野が改正されていますけれども、実はこの該当条文についても若干の変更があったはずでございまして。そのときの立法意思としては、再議については今までより広くとるということになっております。さまざまなコンメンタールがありますけれども、古いコンメンタールについては、先ほどおっしゃったように再議を非常に狭めて解釈をしておると。ところが、最近のコンメンタールについていうと、だんだん拡大の余地があるというふうに一般的にはなっておりますので、新しい、そして適正なコンメンタールをまたお読みいただければというふうにも思っておりますし。

当然でございますけれども、私どもとしては、美作市におけるというような問題ではなくて、全国的なレベルにおいてこの再議権というものがどういうふうに解釈されるべきかということについては、立法意思を持っている総務省に確認をした上で、それはそのようにしてくださいというようなことで理解をして、お願いしている。つまり、それを今まで活用するかどうかの判断を他の自治体が迫られたケースがあったかどうかは知りませんが、多分新しい改正もついた解釈以降において、そういうせっぱ詰まった状況で再議

権というものを熱心に議論した自治体になかっただけの話であって、これは他の自治体のために申し上げますけれども、今後においては再議権というものがかなり意味が出てくるということを、私は日本の地方自治の進展のためにも法律論として明確にここでお話をしておきたいというふうに考えておきまして、どうぞ議員の今後の研さんの糧にさせていただければと思います。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

山本議員、総括です。

17番（山本 重行君）

コンメンタルがあります。見解が分かれた場合にはこういう意見もあるというふうなことを普通の場合には書いてあるわけですが、そういった記載もございませんし、私は非常におかしいというふうに思っておりますけれども、時代が、先ほど市長そうではないんだというようなことを言われました。終わります。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番3番、議席番号17番山本重行議員の一般質問を終了いたします。

ただいまから1時まで休憩といたします。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を続けます。

通告順番4番、議席番号7番萬代師一議員の発言を許可いたします。

萬代議員。

7番（萬代 師一君）〔質問席〕

それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、12月定例議会一般質問に入らせていただきます。

私は、公共施設等総合管理計画について、もう一点が、美作市スポーツ医療看護専門学校の誘致についての2項目について質問を通告させていただいております。

それでは、1項目めの公共施設等総合管理計画について入らせていただきます。

平成26年4月22日付で総務省に公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について全国の自治体に要請がなされました。全国的に昭和45年から60年ごろにかけての高度成長期に整備されました公共施設等が多く、老朽化対策が大きな課題となり、長期的な視点を持って更新、統廃合、そして長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化することに伴い、公共施設の最適な配置の実現が必要とのこととでございます。更新のガイドラインといたしましては、公共施設では30年で大規模改修、60年で建てかえ、道路におきましては15年で舗装部分の打ち替え、橋梁部分につきましては60年でかけかえ、上水道におきましては40年で更新、下水道におきましては50年で更新と示されております。

県下での取り組み状況といたしましては、倉敷市さん、津山市さん、笠岡市さん、赤磐市さん、そして西粟倉村さんがホームページに公開をされております。また、本年7月8日付山陽新聞に津山市の取り組みが紹介をされておりました。そこで、管理計画の策定の意義についてどのようにお考えであるかお尋ねをいた

します。

次に、昨年の12月定例議会におきまして、山本議員が公共施設について計画策定の取り組み状況について尋ねられ、来年度末までに基本方針もあわせて計画を策定する予定との答弁でございました。

そこで、2点目といたしまして、美作市の計画策定の取り組みの現状について、担当部署での取りまとめている全体での状況及びそれぞれ各部署での進捗状況をお尋ねをいたします。

また、先ではこの総合管理計画に包括されるでありましようが、生活していくために必要不可欠なインフラ施設であります道路、橋梁、そして上水道、下水道につきましては、安全で安心な供給、そしてその運営が特に必要でございます。総務省といたしましても、今後40年間にわたる一連がらみの更新費用の試算として、現在の費用の約2.6倍となるとの調査結果が示されております。昭和51年供用開始の美作水道事業所を初めとして、50年代に整備されました水道事業に比べまして、平成元年3月に供用が開始されました美作処理区を初めとして、平成10年の前後に集中して着工されました。そして、平成24年度に面整備が完了いたしました。比較的新しい下水道事業の総事業費は約780億円と言われております。そのうち約100億円前後は補償工事として水道管の更新に寄与していると考えます。一例としてでございますけれども、先ほどの総務省の更新費用の調査結果である2.6倍、これを下水道整備の総事業費約780億円、乗じますと、更新事業費としては2,000億円を超えるという資金計算上はそういうふうになります。

しかし、下水道施設を、これを廃止する、または運営を中止するというわけにはいきません。そこで、担当部といたしましては、先行している個別実施計画に当たる建設部における橋梁長寿命化実施計画と、またライフラインであります上下水道部門における中期計画による長寿命化の取り組みについて特に詳しく説明をお願いをいたします。

次に、町村合併により類似施設も含め数多くの公共施設等を保有し、必ずや将来には大規模改修や更新時期がやってまいります。そこで、3点目といたしまして、全体での年間の維持費についてお尋ねをいたします。また、全ての公共施設等を更新した場合の概算事業費をどのくらい見込んでいるのかをお尋ねをいたします。

1回目の質問といたします。

議長（山本 雅彦君）

山本総務部長。

総務部長（山本 直人君）〔登壇〕

それでは、議員お尋ねの関係で総務部に関係するところの答弁をさせていただきます。

まず、1点目、管理計画の策定の意義についてどのように考えているのかという点でございますが、策定の意義につきましては、公共施設及びインフラが担う必要性の高い機能を確保しつつ、持続可能な財政運営を目指すものでございます。本計画では、公共施設及びインフラを対象に市の資産の保有状況を把握、分析し、維持更新費用の見込みを明らかにしつつ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を整理いたします。その中で、社会経済情勢の変化に伴う公共施設等に対する需要の変化、さらにはライフスタイルの多様化への対応などの観点から、これまで公共施設等が担ってきた役割や提供してきたサービスの見直しなど、質、量両面から公共施設等全体のあり方を見直すことも課題となっております。公共施設等の更新につきましては、公共施設等が担う必要性の高い機能を確保しつつ、財政状況の悪化を回避したいというものでございます。公共施設等全体の最適化と持続可能な財政運営の両立を目指した計画にしたいと考えており、なおこの計画を策定することにより、一部施設の除却につきまして合併特例債または過疎対策事業債ソフト分の充当が可能になり、また今後の公共施設の集約化、複合化、転用、除却をした場合

の国の財政措置があり、施設の最適化を検討していくための後押しとなります。

2点目の美作市の計画策定の取り組みの状況について担当部で取りまとめている全体の状況ということでございますが、総務部では、インフラ施設及び企業会計等はそれぞれの部署で作成しているものを反映させるという予定にしており、その他の公共施設につきましては、各部署からの資料提供を受けて管財課で総括をしております。

現在の各部署からの提出状況につきましては、仮集計の段階ではございますが、分類別が20種類、全体で建物約1,200棟、総床面積が約31万平方メートルとなっております。土地につきましては、地番のついた道路、水路等を含みまして、合計で約3万6,000筆、合計面積で約2,800万平方メートルとなっております。

各部署の進捗状況につきましては、主な施設の集計で、総務部では主に庁舎関係の6棟で、年間維持管理費は9,100万円となっております。企画振興部では、主に体育施設の30施設、30棟で、年間維持管理費は1億1,900万円となっております。保健福祉部では、主に福祉施設の27施設、36棟で、年間維持管理費は1億1,400万円となっております。経済部では、主に観光施設の10施設、20棟で、年間維持管理費は2億4,800万円となっております。建設部では、主に市営住宅の56団地、173棟、541戸で、年間維持管理費は4,900万円となっております。今後の分析や目標の設定等については、全ての施設資料の分析ができ次第行なってまいります。

次に、3点目で、全体での年間の維持管理費についてでございますが、維持管理費につきましては、現在、施設の築造年及び年間維持費の資料を集計中であり、全体での維持管理費の集計はまだできておりませんが、先ほど申し上げました建物約1,200、31万平方メートルについて、施設ごとの年間維持費が幾らかかるか、1平米当たり直すとどれぐらいの計算になるか集計をしていきたいと考えております。概算事業費につきましては、集計はまだでございますが、費用算定は総務省の算定基準により行うこととなります。平成28年度末で計画書を完成させましたら、今後の課題や基本的な方針が出ますので、これに基づき実施できるように取り組む必要があります。

公共施設マネジメントを維持するため、市全体の調整機能と公共施設の更新に関する部署の設置を検討し、関係部局と連携、協議を図るとともに庁内検討部会を立ち上げるなど、全庁的に一体となる必要があります。また、施設情報を一元化し、施設の定期的な点検やコストのデータを管理し、施設所管課は個別の公共施設について今後のあり方や方向性を具体的に決めるように進めたいと考えております。当然、市の動きに関しましては、市民の方及び議会には情報提供していき、必要となれば市民の声を聞けるようアンケートや議会を開催することになると考えます。市職員一人一人が問題意識を持って取り組んでいくため、施設管理に関することなど研修会を開催し、意識改革も推進してまいります。

最後に、計画のフォローアップのため、実施、評価、改善等を意識し、計画自体を継続的に改善していくことが大切だと考えております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

妹尾環境部長。

環境部長（妹尾 昌弘君）〔登壇〕

それでは、取り組みの状況についてということで、議員御質問の上下水道の中期計画による長寿命化等の取り組みにつきましては、上水道課では、昨年2月に中期計画を作成しております。その取り組みにつきましては、平成30年までの課題と対応として水道事業の統合、水道水の安定供給のため施設更新や配水区域の見直しについて等検討しています。

まず、水道事業の統合につきましては、東栗倉地域に4つある簡易水道の統合を行うとしており、平成

27年度に計画どおり完了し、既に統合が完了しております勝田地域、大原地域と合わせまして3簡易水道となりました。また、上水道事業と簡易水道事業の経営統合につきましては、現在簡易水道施設の資産調査を行い、準備を進めており、集中監視システムの整備も上水道は平成27年度に完成し、簡易水道は現在実施中で、本年度には完成予定でございます。

次に、施設更新と配水区域の見直しについて。配水区域につきましては、既に美作英田地域、美作作東地域の一部で連絡管の接続を行っており、ほかの地域も計画的に実施しながら、今後は簡水、上水の経営統合完了後、広域的な配水区域の見直しを行っていくとしています。

老朽管更新事業につきましては、市内全域で約660キロメートルある管路を漏水事故等が多発している区間などを優先しながら、年間約2億円程度の予算内で更新しており、主要管路につきましては、耐震管の設置を行いながら継続的に実施し、有収率向上と安定した水道水の供給に努めております。

今後、広域的な配水区域の見直しを含め、浄水場の統廃合及び耐震施設への更新など長期計画を策定し、浄水効率を高め、コストの削減を図るとともに、災害に強い水道事業の確立を目指します。

次に、下水道課では、昨年8月に中期経営計画の更新を行いました。その取り組みにつきましては、合併当初、公共下水道事業など6事業で27もの処理場施設が建設され、それら多くの施設を適切に管理しながら長寿命化、更新、施設の統合などを一体的に検討し、中・長期的な視野に立って、今後の事業を計画的かつ効率的に展開していき、下水道事業の経営健全化を図る指針とするため、策定をいたしました。下水道施設構築物の耐用年数は50年とされており、耐用年数を過ぎている施設はございませんが、統合計画では、市内に27ある処理場を5ブロックに分け、施設の老朽化、今後の修繕費などを考慮し、比較的統合効果の大きな美作ブロックから統合事業を始めております。今年度より美作地域の吉、中尾上相地区の施設より行っておりますが、残りの4ブロックにつきましても、並行しながら目標年度を定め実施していき、維持管理費及び後年発生する更新費用を抑制するため、施設の統廃合を積極的に進めてまいります。

次に、長寿命化計画につきましては、平成26年度から国の補助事業により、長寿命化計画に沿って美作処理場の機械、機器及び電気関係、施設の耐震工事などを計画的に実施しております。また、市内全域で約606キロある管路につきましても、長寿命化計画に沿って、本年度供用開始から約30年が経過している湯郷地区から管路の調査を行っており、平成29年度から2年をかけ、管更生を行う予定としております。今後、長寿命化計画を作成していない他の施設につきましても、統合の核となる施設を優先し、長寿命化計画も統合計画とともに事業を進めていくため策定してまいります。

次に、全体での維持管理費と更新概算事業費についてでございますが、まず維持管理費につきましては、上水道課管理の施設では年間約2億9,000万円、下水道課管理の施設では年間約4億6,000万円かかっております。また、施設を新しく更新した場合の概算事業費であります。上水、簡水合わせて当初の建設費が約190億円、下水道では先ほど議員も申されましたが約780億円かかっておりますが、今後施設の統廃合事業を進めていくことにより、後年発生する施設の更新費用の抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

真野建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

建設部関係の道路橋について御説明をさせていただきます。

国では、今後、老朽化する道路橋の増大に対応するため、従来の事後的な保全から予防的な保全に政策を転換し、橋梁の修繕やかけかえに要する費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性、信頼性を確保する

ことを目的に、平成19年度に地方公共団体を対象とする長寿命化修繕計画策定の制度を設けました。

本市では、これを受け、平成19年度から橋梁点検に着手をいたしまして、点検結果に基づいた長寿命化修繕計画の策定を平成20年度から始め、平成25年度に橋長15メートル以上の167橋梁を対象とした美作市長寿命化修繕計画の策定が完了いたしました。平成26年度には、道路法施行規則が改正されまして、5年に1度の橋梁点検が義務づけられたこともあり、15メートル未満の橋梁も対象に加えて市道橋810橋の点検を順次行いながら、今年度からは、15メートル未満の橋梁を含めた長寿命化修繕計画の策定に取り組んでおるところでございます。

この計画は、総務省から要請があり、現在策定中の公共施設等総合管理計画の下位に位置づけられる個別施設ごとの計画、個別施設計画に当たるものでございます。平成25年度に策定済みの美作市長寿命化修繕計画では、橋梁の寿命を100年に設定いたしまして、従来の損傷が大きくなった段階で修繕やかけかえを行う事後保全型から定期的な点検を実施し、損傷が軽微な段階で修繕を行う予防保全型へ転換し、中・長期的な視野に立った維持管理を目指しております。この計画の中で長寿命化の効果といたしまして、橋長15メートル以上の橋梁については、事後保全型では、試算でございますけれども133億円程度、それに比しまして予防保全型では25億円程度との経費比較も行っており、一定の条件ではございますけれども、今後50年で約100億円程度の縮減が想定される試算が出ており、現在計画策定中の15メートル未満の橋梁も含めた全体の計画が策定されれば、さらに大きな効果が出るというふうに期待されております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

大川教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

施設の維持管理等につきまして、教育委員会所管部分をお答えいたします。

昭和56年の新耐震基準以前の建物は、耐震強度を高めるため、幼稚園、小・中学校につきましては、平成14年度から平成24年度までに全て耐震工事及びそれに伴う改修工事が終了しております。また、保育園につきましても、安全対策のため耐震補強工事を実施しており、現在湯郷幼稚園の新築工事として平成28年度から29年度で事業を実施しております。また、今後5カ年計画といたしまして、大原保育園及び大吉保育園についても実施すべく、現在計画を進めているところでございます。

次に、公民館等社会教育施設のうち昭和56年以前に建築された施設は、公民館が8館、教育集会所が3館、文化施設が2館、計13施設ございます。そのうち学校体育館を兼ねた1施設の耐震工事は行っておりますが、施設の廃止が予定されているものがあるほか、施設の利用度、今後の位置づけが不安定なこともあり、耐震改修は行っておりません。現在、公民館と教育集会所につきましては、教育委員会からの諮問に対して社会教育委員会議において今後のあり方などを研究、協議していただいております。この答申と市が取りまとめを行っておる公共施設等総合管理計画とあわせ、今後の施設更新の方針を定めていきたいと考えております。

なお、平成27年度維持管理費につきましては、学校、幼稚園、保育園を合わせ、年間2億1,690万円程度を支出しており、公民館等社会教育施設につきましては、年間5,790万円程度を支出しております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

ありがとうございます。それぞれの部署からの答弁をいただきました。特に教育委員会につきましては、いち早く学校、幼稚園の耐震及び改修工事というものを完了されまして、教育環境の整備が図られておると考えております。

また、国のほうから示されています長寿命化計画の策定の手引きによりますと、おおむね20年ごとの更新によりまして良好な状態で長寿命化が図られるという指針も出されておるようでございます。引き続きの教育環境の保全に努めていただきたいという要望をしておきます。あわせまして、保育園等につきましても、計画を進めておるといふ御答弁でございますけれども、教育行政の責任におきまして早急な整備を要望しておきます。

それでは、総務部のほうでございますけれども、全体での建物、1,200棟という数字が示されました。各部署ごとに年間の維持費も含めて報告されました。主な施設としては265という数字でございました。この差、どのような施設になるのかなと、それとの中で公費負担で維持管理をしている施設はおおむね何棟あり、その維持管理費については幾らぐらいになるのかなということをお示しいただけたらと思います。

また、全ての公共施設を更新した場合の概算事業費につきましては、集計ができていない、28年度末で計画書を完成させ、今後の課題や基本的な方針に基づいて実施できるように取り組むとの答弁がございました。公共施設は市民皆様の財産でございます。その全ての公共施設を更新することは、財政的にも不可能であると考えます。したがって、市民の皆さんと現状、そして課題を共有し、総床面積の適正化、すなわち削減でございます。御理解をいただくためにも、全てを更新した場合の概算事業費を示し、縮減割合を検討するとして数値目標の設定が必要となると私は考えます。この取り組みについてお尋ねをいたします。

次に、具体的方針及び公共施設の適正な配置計画を推進するためには、有識者の検討委員会の設置についても私は必要ではないかと考えております。再度お尋ねをいたします。

次に、上下水につきましてですけれども、水道事業につきましては、平成30年までの中期計画に基づき、長寿命化の取り組みを実施しているとの答弁をいただきました。さらなる安定、安心な供給を図るための長期計画についての取り組みについてお尋ねをいたします。答弁の中でございました広域的な配水区域の見直しにつきまして、簡易水道区域と上水道区域の施設統合も含めた配水区域の見直しを検討されているのかどうか、検討される予定なのかどうかをお尋ねをいたします。

次に、老朽管更新事業について。水道管については平成10年前後に集中的に実施した下水道事業により、冒頭の質問の中で申しましたけれども、更新がなされたところも多々あると思います。2億円程度での更新という答弁でございましたけれども、おおむね何年ぐらいの期間を見込んでおられるのかわかれば教えていただきたいと思います。

3点目の浄水場の統廃合及び耐震施設の更新についてでございますが、昭和51年3月供用開始の美作浄水場、英田につきましても52年、作東につきましても58年ということで大体50年代に整備がなされております。古いものでは41年が経過して、更新時期が近づいてきております。取水施設を含め、耐震施設の更新計画と取り組みについてお尋ねをいたしておきます。

下水道につきましては、中期経営計画によりまして長寿命化更新施設の統合等を検討しているとの答弁でございました。6事業、27施設を5ブロックに分けて統合事業を始めているとのことですが、この5ブロックにつきまして少し詳しく説明を求めます。

また、老朽管につきましては、管路の調査を行って平成29年度から管更新を行う予定ということでございます。管更新の内容についてももう少し詳しくお尋ねをいたします。

次に、建設部関係でございます。

平成25年度に橋長15メートル以上の167橋梁については長寿命化修繕計画策定を行い、予防保全型による修繕による概算事業費は25億円と見込んでおるとの御答弁でございましたけれども、具体的な修繕計画、今後のです、お尋ねします。また、橋長15メートル未満を含めた810の橋梁についての長寿命化修繕計画の策定がいつごろ完成の見込みなのか、そしてその概算事業費、予防保全型でやった場合どのくらいになるのかを見込まれているのかを2回目の質問といたしましてお尋ねをいたします。

議長（山本 雅彦君）

山本総務部長。

総務部長（山本 直人君）〔登壇〕

それでは、2回目の御質問の総務部関係について答弁をさせていただきます。

まず、議員のほうが全体での建物約1,200棟と各部署ごとに報告された265との差ということ、その内訳、公費負担で維持管理している施設は何棟で年間の維持費は幾らになるかということでございますが、各部署の数値につきましては、主な施設の265棟となっており、各部署の合計数値は現在詳細を集計中でございます。全体の建物につきましては、仮集計で約1,200棟となっておりまして、各部署の現在の内容といたしましては、総務部が502、企画振興部が51、保健福祉部36、経済部179、建設部188、市民部63、教育委員会205、環境部14、消防本部11などとなっておりまして、約1,200という数字を申し上げました。

差の主な施設でございますが、消防器具庫、それから集会所施設、それから教育委員会関係のもの及びその他となりますが、公費負担の状況や年間の維持管理費につきましても、現在資料収集や集計中でございますので、収集が完了しましたら計算ソフトで行う予定としており、3月末完成に向けて現在作業中でございますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、2点目の総延べ面積の適正化に理解をいただくためにも、全て更新した場合の総概算事業費を示し、縮減割合を検討する数値目標が必要と考える。その取り組み、また有識者の検討委員会の設置についてというお尋ねでございますが、全体の公共施設の更新費用の見通しが推計できれば、施設の老朽化、財政状況等の課題が出てきます。それに人口推計を勘案し、今後の目標数値としての縮減率を決定することになります。それらを含めて今後の基本方針を決定し、施設ごとの積極的な長寿命化を図るだけでなく、さらに維持管理費の削減も考えていきたいと思っております。

今後、計画を実施するに当たっては、施設のマネジメントを検討する全庁横断的な組織の検討が必要と考えます。庁舎内に副市長を長とする検討委員会を設置し、計画案ができた段階で全員協議会において市議会に説明をさせていただき、意見を聞かせていただきたいと思います。また、自治振興協議会に意見を求めるとともに、パブリックコメントにより多くの市民の意見を聞かせていただきたいと思います。

以上でございます〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

妹尾環境部長。

環境部長（妹尾 昌弘君）〔登壇〕

それでは、萬代議員2回目の御質問の水道の広域的な配水区域の見直しについてでございますが、配水区域の見直しにつきましては、先ほど御説明いたしました簡水、上水の経営統合の後、上流に位置する近年整備済みの簡易水道施設等も有効に活用できるよう、水量、高低差などを検討し、統廃合による広域的な配水区域の見直しに取り組んでいく考えでございます。

2番目の水道の老朽管更新事業につきましては、老朽管の更新事業期間でございますが、水道管の耐用年数は40年とされておりまして、耐用年数を超えた管路延長は、市内28地域で約140キロメートルでございます。

管路更新につきましては、これらの老朽管を中心に漏水事故が多発している管路及び有収率の低い区域の管路を優先しながら順次更新し、安定した水道水の供給と有収率の向上を目指し、維持管理しておりますので、現在のところ期間の設定はできてございません。

次に、浄水場の統廃合及び耐震施設への更新についてでございますが、現在、美作市では、簡水3カ所、上水3カ所の浄水場がございます。浄水場の美作、作東、英田の地域の浄水場は、先ほど議員が御説明されましたが、いずれも昭和50年代に整備されておりますが、浄水場施設の耐用年数である60年を超えた施設はございません。しかし、その他を含め全ての施設更新は将来必ず訪れることから、現在の中期計画が終了する平成30年度までには長期計画を策定し、更新費用、維持管理費等の抑制や安全な水道水を安定的、効率的に供給するため、核となる施設等を定め、統廃合や取水源、取水方法、耐震対策などを含め、計画策定していきたいと考えております。

次に、下水の下水道中期経営計画の5ブロックの内容についてでございますが、まず、統合計画では、自然流下を基本に接続可能な施設の検討、統合した場合の処理能力、統合経費と維持管理費の削減効果等を考慮し、5ブロックに分け、計画をいたしております。

現在統合事業を行っております1つ目の美作ブロックは、公共下水道の榎原、美作処理区と農業集落排水田殿、中尾上相、平福、豊田、英田、名杭中河内処理区、小規模集落排水吉処理区、特定環境公共下水道西南、英田処理区の10施設を3つに。2つ目の農業集落排水東栗倉処理区と特定環境公共下水道大原処理区の2施設を1つに。3つ目は、特定環境公共下水道の栗井と勝田処理区の2施設を1つに。4つ目は作東地域の農業集落排水福山東、福山西、角南、蓮花処理区と特定環境公共下水道土居処理区の5施設を1つに。5つ目は、同じく、作東地域の特定環境公共下水道吉野、江見処理区と農業集落排水日指処理区の3施設を1つに。計5ブロック、22施設を7施設に統廃合し、全部で27ある施設を12施設に集約し、維持管理費等の抑制に努める計画としておりますが、特に地元の調整などは慎重に進めながら実施してまいります。

下水の管更生の内容につきましては、美作浄化センターには年間約12万立方メートルの不明水が流れ込んでおります。この不明水を処理するため、多額の維持管理費がかかっており、その大きな原因と考えているのが、先ほど長寿命化でも御説明いたしました湯郷地区でございます。この地区に埋設されているヒューム管が約4,300メートルあり、そのうち今回1,300メートルの区間を調査中で、来年度以降管更生を行うことで不明水の解消に大きな効果が出るものと考えており、残りの区間についても引き続き実施をしております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

真野建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

萬代議員の2回目の御質問です。

先ほど答弁いたしました。現在策定済みの長寿命化修繕計画は、橋長15メートル以上の168橋を対象として、橋種別、架設後経過年数別の集計、橋梁ごとの健全度、今後50年間の概算費用等を記載しております。その中でも、今後20年間に50年を経過する橋梁が約7割を占めることとなり、点検による健全度の把握と予防的な修繕の計画的な実施がコスト縮減や平準化を図る上で効果的であるというふうにしております。

現在は、この計画の方針に基づきまして、策定時に抽出した27橋を初め点検結果による見直しも適宜行いながら優先度による補修でございますけれども、補修の内容といたしましては、今調べておりますが、大体が橋台と桁、桁と桁をつなぐ伸縮装置、それから桁などを支える支承、ガードレールのさびとかがほとんど

でございますけれど、そういうものを直したり、それから新しく技術が進歩しておりまして、例えばひび割れには炭素繊維を張るとかというようなことがございますので、有効でかつ経済的なものを選んで実施をしておるのが現状でございます。

次に、橋長15メートル未満を含めた市道橋810橋を対象とした長寿命化修繕計画の策定がいつかということでございますけれど、15メートル未満の橋梁点検を平成26年度から実施しておりまして、5年に1度の点検が一巡する後の平成31年度の策定を目指しております。また、この計画で市道橋全体を対象に予防保全措置で橋梁補修を行った場合の概算事業費がどれぐらいかということがあるんですけど、その点検の結果を見て、費用の算定をしてみたいと思いますし、今後もその点検結果によって必要なところを順次進めてみたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

ありがとうございます。

橋長15メートル未満の810橋梁については、31年度策定を目指すという答弁でございました。橋梁も生活道でございます。老朽化したからといって廃止というわけにはいきませんので、定期的な点検によりまして予防保全型の長寿命化に取り組んでいただけたらということをお願いをしておきます。

また、上下水につきましては、上水道については浄水場の施設の更新等については30年度までには長期計画を策定するとの答弁をいただきました。長期計画を策定されるに当たりまして、これはお願いでございますけれども、取水施設、それから浄水場が不要となる、岡山県広域水道事業団からの供給につきましても、検討課題の一つに加えていただくことをお願いしておきたいと思っております。

下水道事業につきましては、経営改善の観点からも現在ある27処理区を統合して集約いたしまして12施設にして維持管理費の軽減に努めるとの御答弁でございました。当然、経営改善を図る上では、維持管理費のウエートの大きい処理場の集約というものは避けては通れないと思っておりますけれども、この事業実施に当たりましては、特に受け入れ側の関係住民の方への説明責任、これを最優先課題として取り組んでいただくことをお願いをしておきます。

次に、総務部関係でございますけれども、約120棟については公費負担の状況及び年間の維持管理についても現在収集中のことでございますので、まだその数字は具体的には上がっておりませんが、報告のありました主な施設265棟、年間の維持費等を集計いたしましても6億2,000万円、また上下水道の関係でも7億6,000万円、教育委員会関係でも2億7,000万円何がしということで、主な施設だけでも大体16億5,000万円、維持管理費が現在でも必要とされております。さらに全ての公共施設等を更新した場合でございますけれども、私も雑駁な数字でございますけれども、数千億円総事業費がかかるだろうというふうに考えております。こちらにつきましても、部長答弁のとおり、来年、29年3月末までに集計ができる、また計画書の策定もできると理解をしてよろしいのでしょうか。その1点についてお尋ねをいたします。

議長（山本 雅彦君）

山本総務部長。

総務部長（山本 直人君）〔登壇〕

議員おっしゃられた全体の概算費用につきましては、それを盛り込んだ公共施設等総合管理計画にして、28年度末、29年3月末でそれを含めたものの計画書にしていきたいと思っております。

以上であります。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

萬代議員、総括になります。

7番（萬代 師一君）

ありがとうございます。

3月末までという、また日にちも限られております。全庁的な取り組みで実施されることをお願いをしておきます。

それでは、総括に入らせていただきます。

先日、財政の総点検第3版が公表をされました。その中で、財政力強化に向けてということで、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うため公共施設等総合管理計画を作成しているということでございます。また、今後の収支見込みにつきましてでございますけれども、同じ総点検の中では、平成28年度決算見込みをもとに向こう5年間でございますけれども、財政収支を推計したものと。市の普通交付税の算定見直しなどにより平成31年赤字というのが、33年度においても収支不足とならない見込みであるとの内容でございました。

先ほども答弁をいただきましたとおり、全ての公共施設を更新した場合の概算事業費についてはまだ集計中であるということでございます。公共施設等総合管理計画を公開をされてる赤磐市さんを例にとりますと、公共施設の将来更新費用の見込みとして、現在の赤磐市さんの資料でございます、現在保有している公共施設等の全てを今後も保有していくことを前提とした場合、今後50年間で必要となる将来更新費用は3,692億8,000万円、これを年平均にしますと、73億8,000万円と試算されております。過去7年間の普通建設費の事業費が24億4,000万円、年間でございます。これの3倍の費用が必要になると記されております。御承知のとおり、赤磐市さんは4町村が合併をし、面積は209.43平方キロメートルでございます。これに比べまして美作市は6カ町村が合併し、面積は赤磐市の2倍以上の429.29平方キロメートルでございます。この比較をいたしましても、美作市が持つ公共施設のほうははるかに多いと考えられます。したがって、先ほど赤磐市さんの例を見ました。将来更新費用の年平均額におきましても73億8,000万円以上が見込まれるということは、相違ないと考えます。

美作市発足以来、一般会計予算につきましては、200億円の後半から徐々にですけれども200億円という状態で推移をしております。平成32年度の交付税一本算定を見据えた総予算額の縮減にも取り組んできております。この更新費用、毎年投資をするということは、市の財政が破綻するか、福祉等他の行政サービスに多大な影響を及ぼすことになり、不可能でございます。しかし、総床面積を縮減いたしたといたしましても、過去に例を見ない公共施設等の老朽化対策という大事業が控えていることは、事実でございます。一日も早い公共施設等総合管理計画により、更新、統廃合、長寿命化等計画を行うことで、財政負担の軽減、また平準化によりまして市民の財産である公共施設等を良好な状態で次世代に引き継いでいく取り組みを要望いたしまして、この項の質問を終わらせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

萬代議員、2項目めは休憩の後から始めてください。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時57分 休憩

午後2時07分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

萬代議員、2項目めの質問から始めてください。

萬代議員。

7番（萬代 師一君）〔質問席〕

それでは、2項目めの美作市スポーツ医療看護専門学校の誘致について質問に入らせていただきます。

この件につきましては、これまでもいろいろと議論がなされてきております。美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略に看護等養成専修学校の誘致についてを記述されているとおり、高齢化に伴う医療介護の需要の増大、看護介護等専門職の確保、そして地域の活性化に大いにつながるものであり、また兵庫、鳥取との三県境地域への取り組みを拡大されるなど、美作市スポーツ医療看護専門学校の誘致につきましての取り組みにつきましては、私は大いに賛成であるということを申し上げまして質問に入らせていただきます。

これまでに学校法人としての協議を重ねられ、昨年11月5日、全員協議会において美作市まち・ひと・しごと創生戦略会議の中の主要な誘致案件としての現状と課題についての説明の中で、スポーツ医療看護学校についての概算事業費15億円の見通しが立ったとの説明以来、この概算事業費15億円については現在まで事業が進行中ということなののでしょうか、変更なくしております。校舎新築の概算事業費が15億円と見通しを立てるのに参考にされました施設、その規模、学科及び定員数について、その最大生徒数等についてお尋ねをいたします。

次に、設置予定の学科及び定員数について、当初は学校のスペックとしては1学年当たり看護師40名、介護福祉士等50名の2年間ぐらいを考えているからスタートし、滋慶学園との協議の中でいろいろと変わってきたのですが、説明を受けるたびに内容が変わってきたと私は感じております。広報みまさか10月号に、学校法人大阪滋慶学園医療看護専門学校の状況についてのお知らせがなされていまして。設置予定の学科、定員数、最大生徒数の推移を時系列での説明をお願いをいたします。

次に、3点目といたしまして、概算事業費15億円のうち美作市の負担割合について、多様な補助制度等を要望し、実質負担額を2億円台にするとの説明でありましたが、多様な補助制度の取り組みの状況についてその果実は得られたのか、1件ごとについて現状をお尋ねをいたします。

次に、美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等の交付要綱平成28年6月1日付告示第85号について、別表第3条関係の備考として、その他市長が特に認める経費とは具体的にどのようなものを想定されているのかお尋ねをいたします。

次に、平成30年4月開校に向けて、さきの広報みまさか10月号では、今後の予定として本年11月着工、来年6月完成とありますが、現在の進捗状況についてお尋ねをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

森分総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）〔登壇〕

失礼いたします。

1項目めの参考とした施設の規模、学科及び定員数等についての御質問でございますが、大阪滋慶学園の鳥取市と出雲市で展開している専門学校の事業費等を参考にいたしました。

次に、2項目めの設置予定の学科、定員数推移についての御質問でございますが、昨年8月に策定した美作市の総合戦略では、1学年当たり40名の看護師、50名の介護福祉士等を養成する専門学校の設置を目指すこととしておりました。昨年9月以降の大阪滋慶学園との協議の中で、看護学科のみの専門学校では経営が

成り立ちにくいとの申し出があり、当方としては、誘致を何としても成功させるために幾つかの案を提案いたしました。

そして、昨年12月定例議会の小渕議員の一般質問におきまして次のように答弁をさせていただきました。協議を行っている中で学校法人大阪滋慶学園から提案いただいております案では、看護学科、理学療法士学科、鍼灸スポーツトレーナー学科、柔整スポーツトレーナー学科、鍼灸師柔道整復師学科で、3年または4年の修業期間を設定し、国家資格の取得を目指します。また、4年制の学科につきましては、学士の称号の獲得が可能となる予定でございます。入学定員につきましては、1学年当たり130名から170名で、4年目以降では在籍する学生の数が最大で680名となってまいりますと答弁をいたしました。これは、就学期間と1学年当たりの定員に幅があることを前提として、最大は学科全てを4年制、1学年170名と仮定した場合は680名、最少は学科全てを3年制、130名と仮定すると390名となり、その幅の中で考えているということでございます。

また、本年1月の大阪滋慶学園橋本常務理事による講演会では、4学科で定員総数480名というお話がありました。その後の交渉過程で、滋慶学園の思いとして近隣で展開する学校との役割分担や経営が成り立つという条件のもとで調整いたしましたところ、美作市の専門学校については、出発点として看護学科、柔整スポーツトレーナー学科、介護福祉課、日本語学科の4学科で、1学年の定員数は150名、就学期間は学科により異なりますので、定員総数は360名ということに至っているというところでございます。

一方、専門学校の交渉過程において、旧大原高校校舎を活用して通信制高校を設置するという提案をいただきました。考えられている構想は、寄宿舎等から改修された校舎へ登校するスタイルの生徒が1学年当たり40名程度で構想されており、定員総数が120名程度であり、専門学校の定員総数と通信制高校の定員総数を合わせますと、橋本常務の講演会でお話のあった定員規模480名に合うよう検討された結果だと推察をいたしております。さらに、この通信制高校は、今後軌道に乗れば規模を拡大していく可能性を秘めていると聞いております。

このように交渉過程により変化は生じておりますが、本市としては、専門学校と通信制高校の2つの学校を起爆剤として、美作市にとって優位な人づくり、地域創生に貢献できると考えております。

続きまして、3項目めの概算事業費の美作市負担割合を2億円台とする取り組みの状況についての御質問でございますが、美作市からの補助金の原資でございますが、国、県の補助金、地方創生加速化交付金、合併特例債などの活用を予定しております。国、県の補助金は、平成29年度申請予定でありますので、具体的な金額は決定しておりません。地方創生加速化交付金といたしましては、建設費用に充当するものとして、今年度美作市で4,000万円、西粟倉村と佐用町からそれぞれ500万円ずつを御負担いただくことになっております。そして、合併特例債の借入れを予定しております。今後も負担の軽減を図るため財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、4項目めの建設費等交付要綱について、別表の備考、その他市長が特に認める経費とは具体的にどのようなものかということですが、その他市長が特に認める経費は、不測の事態に備え、事業を円滑に進めるために他の補助金交付要綱でも採用されているものであると理解しておりますが、今現在は具体的な経費は想定しておりません。

次に、5項目めの開校に向けての進捗状況についての御質問でございますが、本年3月26日の美作市スポーツ医療看護専門学校（仮称）並びに滋慶学園高等学校美作キャンパス（仮称）の設置に関する協定書の調印後、本市としては4月から専任2名体制の専門学校等設立準備室を大原総合支所内へ設置し、開校への準備を進めているところであります。大阪滋慶学園から聞いているところでは、本年5月に美作市スポーツ医

療看護専門学校（仮称）の設計監理業務の入札が行われ、設計会社が決定し、専門学校校舎の建設工事につきましては、本年9月の入札を経て、工事業者が決定し、来る12月13日火曜日に地鎮祭が行われ、工事に着手する予定と聞いております。大阪滋慶学園の事務体制につきましては、当初は職員3名でありましたが、現在は専門学校と通信制高校の学校経営要員それぞれ1名を加えた5名の専任体制で大原総合支所内に現地事務所が設置されております。市の準備室とそれぞれの業務分担に配慮しながら、平成30年4月開校に向け、地元説明や学校開設に伴う許認可事務を初め教員の確保、研修病院の確保などの事務を進めているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

ありがとうございました。一通り答弁をいただきました。再度お尋ねをいたします。

私のほうは参考とした施設の規模、学科及び定員数等についてお尋ねをしております。鳥取もしくは出雲市ということでございますけど、その内容についてもう少し詳しく答弁をお願いいたします。

設置予定の学科、定員数についてでございますけども、本年10月号の広報みまさかによりますと、看護学科、1学年定員40名の3年課程で120名、介護福祉科、1学年定員40名で2年課程の80名、柔整スポーツトレーナー学科、1学年定員30名で4年課程の120名、日本語学科、1学年定員40名の1年課程の40名、合計で最大の学生数は360ということでございます。この学科及び総数360人に至った時期について再度お尋ねをします。

概算事業費の美作市からの負担金の原資2億円台とする取り組みについてでございますけども、加速化交付金5,000万円で内訳とすれば先ほど答弁ありました西粟倉、佐用がそれぞれ500万円と、美作市が4,000万円ということは理解できました。それから、国、県の補助金29年度に申請予定であり具体的な金額が決定していないとの答弁でございますが、これまでもことしの3月の当初予算のときの総務委員会におきましては、1億5,438万7,000円という具体的な数字までを説明をいただいております。こちらについては、その数字について大きな変動があるものなのかもあわせてお尋ねをいたします。ほかにも、これまでは地方創生に係る新型交付金の創設、また受益可能な方々からの支援金、また地方創生特例支援事業債、こちらについては交付税算入が70%以上などのものを要望するという取り組みの説明がございました。これらにつきまして、その後の取り組み状況について改めてお尋ねをいたします。

4点目の建設費等交付要綱につきましては、別表の備考にある具体的な経費は想定していないとの答弁でございました。ということは、補助対象となる経費は別表4に示されとるとおりと理解すればよいのか、改めて確認をいたさせていただきます。

5点目の開校に向けての進捗状況でございますが、本年5月23日だったと思います。専門学校の設計監理業務の入札が行われたということでございます。また、9月には、専門学校校舎の建設工事の入札、先ほど御紹介がございました12月13日は地鎮祭をするとのことでございますが、構造規模等につきましては、本年10月号、先ほど申しました広報みまさかに記載されているとおりで、鉄骨づくり4階建て、延べ床面積約4,000平米で実施されたのか。また、建設工事の入札には、電気設備、空調設備、給排水衛生設備、外構、それぞれの工事も含まれた建設工事なのか、そして設計監理業務、建設工事のそれぞれの契約金額についてお尋ねをいたします。

議長（山本 雅彦君）

森分総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）〔登壇〕

失礼をいたします。

2回目の御質問についてでございますが、1項目めの参考とした施設の規模等についての御質問ですが、鳥取市医療看護専門学校は、施設の規模については、鉄骨づくり6階建て、延べ床面積は約6,000平米、学科及び定員総数等につきましては、看護学科は1学年当たり定員が80名の3年制、理学療法士学科は1学年40名の3年制、作業療法士学科は1学年40名の3年制、言語聴覚士学科が1学年40名の2年制の4学科で、定員総数は560名でございます。また、出雲医療看護専門学校は、施設の規模につきましては、鉄骨づくり4階建て、延べ床面積は約6,500平米、学科及び定員総数等につきましては、看護学科は1学年当たり定員80名の3年制、理学療法士学科は1学年40名の3年制、臨床工学技士学科は1学年40名の3年制、そして言語聴覚士学科は1学年40名の3年制の4学科で、定員総数は600名でございます。

続きまして、2項目めの4学科で1学年の定員数150名、定員総数360名ということに至った時期についての御質問でございますが、本年3月の調印内容に基づきまして協議を行っておりまして、4月下旬ごろに出発点として現在の設置予定学科、定員になったものでございます。

次に、3項目めの国、県の補助金や他の交付金等の取り組み状況についての御質問でございますが、国、県の補助金は大阪滋慶学園により県に申請を行うものでありますが、当該補助金の申請要件として学校教育法に基づく専門学校の設置申請を県に提出することが必要となっているとのことです。現在、年明けに設置計画書を提出する予定で作業を急ピッチで進めているところでございまして、したがって当該補助金は平成29年度に申請する予定と聞いております。

次に、地方創生に係る新型交付金でございますが、本年度に地方創生推進交付金が創設されました。ハード事業は一般補助施設整備等事業債の対象となりまして、充当率は90%、交付税措置率は30%となっております。しかし、合併特例債と比較した場合、合併特例債は充当率が95%で交付税措置率が70%でありますので、合併特例債のほうが市の負担が小さくて済むということから、合併特例債を活用することとしております。

また、受益可能性のある方々からの支援金につきましては、引き続き支援をお願いしていく予定でございます。具体的な成果といたしましては、加速化交付金によりまして、先ほど申し上げましたけれども、建設費へ充当するという事で、西粟倉村と佐用町からそれぞれ500万円ずつの資金提供をいただいております。

地方創生に関する財政支援策の創設につきましては、内閣府や内閣官房、まち・ひと・しごと創生本部などに対しまして、上京する機会を捉えて要望等を行っております。また、学校法人が行う学校建築工事を過疎債の対象に加えてもらえるよう、総務省にも要望しているところでございます。今後も新たに対象となる有利な交付金がないか注視をしまして、市の持ち出しをできるだけ少なくしていきたいと思っております。

続きまして、4項目めにつきましてでございますが、お見込みのとおりで相違はございません。

5項目めの構造規模等についての御質問でございますが、現在のところ、構造規模、工事内容等につきましては、広報みまさかに記載されているとおり、鉄骨づくり地上4階建て、延べ床面積約4,000平米の内容で変更はなく、また建設工事は電気設備、空調設備、給排水衛生設備、外構工事を含めた内容で入札が行われたと聞いております。設計監理業務につきましては、設計業者と2,419万2,000円で契約を締結されていると聞いております。また、専門学校校舎の建設工事につきましては、工事業者と8億9,964万円で契約締結

されていると聞いているところです。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

3回目です。

補助金交付要綱については、そのとおりだという、相違ないという答弁でございました。

確認させていただきますのが、例えば事業で使う医療用機器等、これ結構高額なものもあろうかと思うんですけども、こういう備品的なものについては、運営に伴うものということで滋慶学園が自前で整備すると、そのように理解すればいいのかを確認をさせていただきます。

また、設計監理については、先ほども2,419万2,000円、校舎建設の入札につきましては、広報みまかかに示しておるとおりで4階建て、延べ床面積約4,000平米で実施して、工事請負費は8億9,964万円で提携したとの答弁でございました。概算事業費15億円としたときには、先ほどの出雲、また鳥取、そして市が滋慶学園の協議の中でも、たしか約6,000平米ということで15億円が算出されたというふうに私は理解しております。例えば、全協で説明されました延べ床面積6,000平米に対しまして今回の執行は4,000平米ということになりますと、3分の2程度の建設事業費での入札となります。入札結果から概算事業費をどのくらいとなるのか見込んでおられるのかをお尋ねをしておきます。

以上、お願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

森分総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）〔登壇〕

3回目の質問でございます。

補助対象経費につきまして、例えば事業で使う医療用器械など的高額な物があると思うけれども、それは運営に伴う備品として滋慶学園が自前で整備すると理解してよろしいかという御質問でございますけれども、萬代議員の御指摘に心から感謝を申し上げます。御指摘のとおり、学校設置、運営に必要な医療機器であるとか、例えば実習用機器であるとか、教材等の必要な物については、今後、大阪滋慶学園との協議におきまして具体的な要望が寄せられる可能性がございます。具体的な要望が寄せられた場合には、補助金交付要綱に細則をつくって、生徒募集を円滑に進めるために必要な支援であるかどうかを検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、入札結果から概算事業費をどの程度見直しているのかとの御質問でございますけれども、実は、この工事費の契約締結は先週の金曜日になされたものでございまして、まだ詳細な報告は私どもも受け取っておりません。早急に大阪滋慶学園と協議を行いまして、全体の事業費の把握に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

萬代議員、総括です。

7番（萬代 師一君）

総括でございます。

運営に伴う備品については、必要な物であれば細則を設けるということでございます。十分議員の皆様方

の御意見、また委員会での審議、必要になってくるだろうと考えます。

それでは、総括のほうでございますけれども、項目1で質問させていただきましたけれども、将来の財政見込みは非常に危惧される大事業を控えておるといってでございます。スポーツ医療看護専門学校誘致におきましても、平成28年3月の委員会審議におきましても全体の工事費についてはというようなことで概算事業費を推計しておると。建設費につきましても、そのときでございますけれども、約12億円程度、設計が5,000万円ということで、それを合計して12億5,000万円と、また備品等の設備費が2億5,000万円かかると、合わせての15億円だというふうに説明を受けております。12億5,000万円の80%として10億円を上限として市は補助するというふうに私は理解をしておりました。対象経費が契約済み、先ほど申しました2件の契約済みで約9億2,400万円と仮定した場合、その80%、要は7億4,000万円が市の負担額となるのではと、自分なりには理解をしたところではございます。市民の皆さんが納得される負担割合、そして負担額となるさらなる取り組み、そして数値以上の医療の地域への投資効果となる取り組みをお願いを申し上げまして、私の本12月定例議会一般質問を終わらせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番4番、議席番号7番萬代師一議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番5番、議席番号4番安本博則議員の発言を許可いたしますが、その前に準備の都合、暫時お待ちください。

では、5分間休憩いたします。

午後2時37分 休憩

午後2時42分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、通告順番5番、議席番号4番安本博則議員の発言を許可いたします。

安本議員。

4番（安本 博則君）〔質問席〕

よろしいか。

議長（山本 雅彦君）

始めてください。

4番（安本 博則君）

4番安本でございます。議長の許可を得ましたので、12月定例での一般質問を行いたいと思います。

私は、今回、7項目、コピー機、これは3番議員でしたか、再議のときに言われたことの中身のことなんですけど、それと物品の扱い、市民からの声、公用車について、それからこぶしの里、滋慶学園、基金についてと地方交付税について。

議長をお願いします。3番公用車についてを一番最後のほう、7番が終わった後に回したいと思っておりますので、お願いします。

議長（山本 雅彦君）

わかりました。

4番（安本 博則君）

それでは、まず1番目のコピー機、輪転機使用についてを質問いたします。

このことは、9月定例会の会期中に岩江議員が緊急質問をしたと思いますけど、怪文書ともとれる6,000枚もののものをコピー、そして市民が配布をしていたということなんですけど、これはどういう条例規定の中で適用して許可をしたのか。それで、市民サービスの範囲というのほどこまでが市民サービスに入るのか。例えば、相手も何にもわからん文書をどっどっどコピー、6,000枚もしとんですけど、それが市民サービスの範囲なのか。それと領収書、これも普通だったら、民間同士だったら上様にしとってくれと言えば上様でもあり得るかもわからん。だけど、公の市が上様という領収書を出す。これは後々何かあったときに追跡も何にもできないわけですよ。お金が合う合わんのときに。誰に言うていっていいやわからん。そんな領収書を発行しとるということで、今回質問をさせていただきました。

ここに表があるんですけど、みまちゃんネルを見られておる方は見づらいし、ここの議員の皆さんもわからんけど、ここに積算根拠というのがあるんですよ、コピー、輪転機。それで、私、この間、つい当初もらった積算根拠の資料をなくしたもんで、再提出願ったら、何とこれが改ざんというんか、自分たちの不利になることを削除しとん。そんな美作市の職員、いつからそがんことになったんか知らんけど。例えば、1カ所だけ読ませてもらうと、あとは大体合うとんです。だけど、一番肝心なのは、コピーにせよ印刷にせよ、町内会や市の事務事業に関係する団体の利用に限るといふほんまに大事な項目があるわけですよ。誰でもかれでもだめですよというのを抑えるためにこういうのを書いておりながら、次、紛失したから出してくれと言われれば、全くスタイルが違う様式、そしてその部分は削除。そして、削除したんならまだ条例ではないからいいんですけど、規定でいけば、条例じゃない、議会で議決しているわけじゃない。ただ、削除して変えるのであれば、この年月日も24年4月1日現在になつとるわけよ。そんな資料がある。例えば、9月議会であつたら28年10月1日からというんならまだ理解できるけど、24年4月1日の現在で文書を勝手に消す。以前も私、委員長をしたこともあって、そん中で委員長、会議録の署名をしてくれと言われて署名をするのに自分でひっかかった点があつたから、会議録ずっと目を通した。注意事項が入ってないんね、委員長からの注意事項が。委員会の会議録でも、そのように勝手に自分たちの都合の悪いところを消しとる。そんな市にいつからなつたんかなと思つて情けない、この美作市の職員。誰かの指示がなかつたら、そんな職員がするわけじゃないんじやろうけどな。そのことについて答弁をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

横山副市長。

副市長（横山 博光君）〔登壇〕

市長にかわつて私のほうで答弁させていただきます。

先ほど質問の中で改ざんという表現があつて、私自身も今初めて聞いたようなことで全く知らないというのが全てです。それから、直接絡みでは、総務部長のほうも同様な立場ですが、全くそのあたりは認識していないという部分です。したがって、大原則的なものは、最初の項目のところ自治会とかあるいは市の延長線絡みの方からの依頼というようなところでは当然のところではありますが、その部分だけを意図的に削除しとるといふのは、今初めて認識したというのが、私も総務部長も全てです。あと、指示した者等はおりませんので、どうかげんになつとんかというのが不思議というのが、入り口の全てでございます。

流れにつきましては、この項目につきましている御質問があろうかと思いますが、条例規則等の流れですけれど、この関係につきましては、当市の場合、平成17年の段階で、合併直後ですが、この段階で美作市の物品管理規則というものをつくつておまして、これは合併直後ですが、それが延々に続いておるといふ、この流れにつきましては、この規則は内側の処理という分が中心でございます。内側の管理責任は誰か等々の縛りをつけて、備品等を含んでの物品の管理責任等、あるいは整理責任等を含んであるわけですけれど

ど、以後この項目は変更しておりません、全く。合併後におきまして10年余りたちますが、合併そのままが現在まで続いとるというのが全てであります。

それから、この流れをくみまして、若干なりと変更はあるわけですが、今のところにおいてこれという特段の変更部分はなしでできておるのが全てでございます。

それから、この物品につきましては、地方自治法上の制限がございません。したがって、この中での物品、印刷機でございますが、これは動産という立ち位置になりますけれど、この縛りが特段決まってないということからして、当市にありますところの物品、これにつきまして管理しているのをそのままとして、市民の人に利用をしていただくというような場合、この市民に利用していただくという場合においても地方自治上は何の規定もございませんので、この段階からは一般司法上の契約、つまり民法的なものですが、その契約に基づいて印刷代というものを実費として受けておるのが実情でございます。

この間におきまして、先ほど議員のほうから指摘がありましたので、24年の変更、それから一部削除というような表現がありましたけど、私が確認した分では、平成18年の段階で料金が決まったものを出しとる。それから、次に24年の段階で改正をしておると。それから、萩原市政になって2カ月、3カ月後ですか、26年の段階で変更しておるといふのが現在のところの使用料金、つまり印刷に限りましては、この時期におきましては100枚単位で縛りをとりまして、印刷物の持ち込みをした場合で機械だけ使用させるという場合、これをもって先ほども言う6,000枚が数字として出とる。簡単に言いますとそういうことでございまして、価格変更だけが泳いでおるといふのが全てです。

この流れにつきましては、どういう形なんかと言ったら、行政決定ということで、管理責任者たる位置の者の判断によって、萩原市長の裁量権の範疇で価格決定等をして、それで利用させておるといふのが全てでございます。したがって、この関係につきましては、年度的にはいろいろ変更等も出てこうけど、今の段階ではそういうことで料金設定等を行っておるところが全てです。この行政決定的なものでございまして、この関係につきましては、議員御指摘のとおりで、規範からいってやや薄いというような思いがあります。それから、民法解釈論からいっても相手方との交渉という流れで成立する項目なんで、行政側が一方的に金額決めるじゃねえかという分からいえば、若干いかなものかというのも生まれますので、このあたりを含んでこの機において料金等を含んで、さらに明白性とか、あるいは客観性とかそういうものを維持するためには再検討の余地が生まれておるといふふうに思っておりますので、今後この絡みにつきましては検討していきたいというのが全てでございます。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員、答弁調整のために10分間休憩いたしますので、しばらくお待ちください。

午後2時54分 休憩

午後3時04分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの答弁にあわせて補足説明がございましたので、それをお願いいたします。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

補足の説明をさせていただきますと、まず行政決定という言葉が出ましたけども、我々の範囲内に権限が

あるものについて取り決めを行うというのが行政決定ですが、24年1月に決めた内規という形での行政決定は変更がないということでありまして、したがって、まずあそこに掲示をされているものは両方も行政決定に基づいていると。

次に、先ほど総務課で聞いてきたんですけども、2つの種類の紙がその行政決定についてあって、その一つは内規として相手方を町内会その他というんで、市のある程度しっかりした方だということを確認した上で使用を許可するよという内規の部分があるんだけど、来訪者掲示用のものとしては、そのところは多少相手の方に対して失礼かもしれないという思いで消したものをずっと使っていたというようなことがあります。誤解なきように申し上げますと、何も変わっていないと。今でも安本議員が前にごらんになった内容と同じものが生きているんだというのが、私どもの把握した事実でございます。誤解を与えるような表現になったことについては、是正が必要であればいたしますけれども、いずれにしましても、今までどおりのことがずっと行われているというのが2点目です。

3点目は、先ほど副市長から申しあげましたように、こういった行政決定のあり方について本当に最も妥当なのかということについては、今後検討する余地があるだろうということでございますので、よろしくお願いたします。

いずれにしても何も変わっていないということでもあります。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

2回目。

市長の補足説明の中で何も変わってないと。何も変わってないんであれば、新しいこちらの、日付もこのままなんだろうけど、ここの部分は後のものはここに書いて、一番上の先ほど言った町内会や市の事務事業に関係する団体の利用に限るという一番大事な部分、これ反社会的勢力と言うんかな、俗に言う。あの人とかもろもろあったらいけんから、こういうのをうとうとと思うんじゃ。では、何でその部分でこっちなにないん、おかしいが、一番肝心なこっちゃねん。

読ませてもらうけど、先ほどのこのコピーのもと〔聴取不能〕は、美作市の緊急事態です。美作市役所の新設は合併特例債の法案により国から助成金を7割受けることができます。括弧書きは言いませんけど、昨今のニュースでもたびたび目にする今、全国各地の市庁舎が地震で崩壊し、豪雨により水没し、市民の安心・安全機能が失われています。美作市役所は昭和54年建設で32年たっており、耐震はしてません。新設地の計画案です。建設予定地の中尾地区は豊国原の西側の小高いところにあり、市の中心的な場所になります。土地代が安いので買い取ります。現在の栄町の土地は複数の地主に借料を年間で約800万円を払い続けています。美作インターに近くて便利です。土地が小高いので洪水などの水につかる心配がないので、市役所が司令塔としての役目を果たせます。広い駐車場、新しい図書館、イベントホールなど夢があります。市民の希望を出しましょう。実は、9月6日火曜日の市議会で新設地賛成9、反対8、棄権者1人でした。3分の2の12人の賛成が必要でした。しかし、地方自治法第176条に基づき再議決できます。あと3人が賛成をすると国からの助成金を受けることができます。これが本当に最後です。こっから僕は特に言いたい。市民の皆様、再議決まで時間がありません。それぞれの地元市議にお訴えいただきますよう、今こそ市民の力が必要です。次世代の美作市民のためにもどうかよろしくお願い申し上げます。美作市を愛する市民の会というようなのが出るとるわけなんじゃ。

せっかくこういうええ文書を出して、ほれで領収書は、ここへ小さい字で見えづらいけど、上様、市民に

お願いするんだったら、美作市を愛する市民の会の方も代表者の住所、氏名、連絡等をつけて、どういことなんだと、もうちょっと詳しく説明してくれとかという電話も、聞きたい人もおったかもわからんわけじゃ。それを何にもなしにお願いしますというて、怪文書的なものを出して、ましてそれも6,000枚、それで上様。きっちりしてほんまにええ文書じゃと思うで、最後のほうはで、最後のほうはで、言うとかけど、全部じゃないよ。それに、名前がない、上様じゃ。こんな領収書が行政が出す領収書じゃない。

それと、市民サービス、どこまで市民サービスなんじゃ。今言われとる最初にあったここの部分を市の事務事業に関係する団体、誰でもええということになるんじゃ、これを省いottaらな。じゃから、ここに載せるべきじゃないん。今、市長が言われたけど、こっちにあるのは、ここの改正後の金額を書いとるわけよ、全て。文書はほとんど一緒なんよな。ただ一点だけ削除しとんじゃ。何があったんか知らんけど。一番僕は大事だと思う。一番大事な部分、例えば用紙持って行ってなくてしてくれと言うたときに、それは用紙は要るんですよというようなことは言えるけど、今言う反社会的な人におまへ何にもかんにも書いとらへんがなと言われたって、コピーとらにやいけんようになるが。これ、委員会でも言うたと思うんじゃ。既成事実つくつとるわけじゃから、現に。その辺はどのように考えられとるか。

議長（山本 雅彦君）

横山副市長。

副市長（横山 博光君）〔登壇〕

この関係につきましてお答えさせていただきます。

今、議員御指摘のとおり、上様ではいかがなもんかという項目ですが、このあたりにつきましては十分議員の指摘どおりのことを私自身も感じております。ところが、今までは利用者のほうの声というものを中心にして、申し出として上様でしてくれという、つまり個人のプライバシー問題という立ち位置でそのまま受けて、このたびもまた上様という方向になっておるのが現状でございます。ところが、指摘を受けてこの機にこの関係について私あたりの立ち位置から見て、例えばあらかじめ申請という型式でさせる場合においては、ちょっと面倒ですが申請していただいて、どこの何の誰べえ、どういう団体の何の誰べえというものをした上、利用ということになれば、仮に領収書がどうであろうとも、この項目は断定できると。そういうところにつきましても、この機にさらなる再検討という分での立ち位置で見直していくということが重要かというふうに思っています。

それから、次の市民サービスの範疇でございますが、この関係につきましても、大原則は先ほど議員御指摘のとおりで、自治会的なもの、町内会的なものあるいは市の行政の延長線的なもの、これが大原則であろうかと思えます。個人の利益とか、その他特異な項目の個人利用とか営利目的とかということになりますと、これはいかがなものかと、サービスといってもそこには制限範疇があらうかと思えます。当然のこと、これを超えての反社会的勢力とか等々ございますが、ここらあたりの縛りあたりもこの機において再検討して、これがわかりやすい方向で区分していく必要があらうかというふうに思っています。大前提で捉えれば、公益性というものの立ち位置というものをきちっと基準を置いて、誰が見てもそうかというような型式でこの検討させていただければというふうに思っています。

以上のようなことでよろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員、3回目です。

4番（安本 博則君）

今、副市長の答弁、そうだと思います。だから、僕が言いたいのは、なぜこの質問をしたかという、岩

江議員も緊急質問をしたんですけど、これ、私、いつもじゃないけど地元でお茶飲みに行くところがあるんですけど、その行く途中、道路に10枚ほど散らばったんかな。うちのほうから出たところの県道に。何かかなと思うたら、今のA4ぐらいに大きくしたやつだったんだな。それを折った。折ったというんか、1枚をべらっと折ったという意味な。下に落ちるとという意味じゃなくて。それで、何だろうかと思うて見たらそういう文書だった。それで、お茶飲みようたら、そこの店に、ある僕より年配の人ですけど、市民の方が電話してきた。誰かなと思って、名前聞いて初めてわかったような状態。何な、この文書はと。おまえ、わしが犬がワンワンワンせくけんじゃな出てみたら、何かおばさんみたいな人がおりてきょうたと、もう既に。見たら、今のチラシが10枚ぐらい入ったと言ったかな。それとほかの人もポストに10何枚とか、10枚とか入った。それで、部落の配り物にしちゃ数が合わんし、中身がおかしいしと、すごい迷惑しとる人がおるわけよ。だから、そういうことがあるから名前も出さなんだんかなと思うて、出せなんだんかなと思うて。だから、領収書が上様になったんかなというように思うんですけど。

それで、こういう、先ほど副市長はいろんな縛りのことも言われたけど、何回も言うけど、この文言がここに入れば、そういうことも一つの縛りになると思うんですよ。だから、条例でないから僕らがどうのこうのここで決めることでもない。行政のほう为抓手りみんなが平等になるような、まして使用しちゃうけん者が使用できないようなこともしっかり入れてつくってもらいたいというように思いますが、どうでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

横山副市長。

副市長（横山 博光君）〔登壇〕

今、御指摘を受けたようなことを真摯に受けとめまして、この機にはそれなりの新しい方向で規定の一部改正とか等々含んで確実なものを組み立てていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員、総括です。

4番（安本 博則君）

この項目総括なんですけど、これ、3番目に質問した山本議員のことにもつながるんですけど、職員を動員するというか、職員にお願いしてそういうことをするのは当たり前のようなことを言われたけど、私調べてみたら、これは国会と違って二元代表制で選挙でお互いが選ばれて、市長を決め、議員を決めて、いろんな議案を出されてするもので。だけど、議院内閣制というのは、選挙で当然みんなが選ばれて、大半をとった人が俗に言う与党になられて、総理大臣を決めて、内閣を決めると。その中には当然事務方がおられて、いろんな資料をつくる。だから、それは職員を使うのはそうかもわからん。でも、地方議会は、僕はそうじゃないと思います。それだけ言って総括にしておきます。

議長（山本 雅彦君）

それでは、2項目めに入ってください。

4番（安本 博則君）

2項目めに入ります。

2項目めは、コンプライアンスについて。

先ほど、副市長、1項目めのときにも物品の扱いとかというようなことを言われとんですけど、当然内容的には1項目、2項目はほとんどダブるというか、内容的なことなんですけど、これ1項目について3

回しか質問できないので、私、分けて書いたんですけど。

物品の扱いについては、市の美作市物品管理規則というのがあるんですよね。それで物品管理者は、第12条に課に物品管理者を置く。物品管理者は課長をもって充てるというようになってます。それで、コピー機、輪転機についても、当然美作市の本庁に来られたけど、調子が悪いんで保健福祉部の近いところでということで行かれた、そして6,000枚コピーされとる。で、課長が責任者で、その場に課長がおられてしたのか、その人らが3人と聞いてんじやけど、3名の方が説明だけ聞いて、ばあばあばあやったのか、その辺がどうなのか。これ、多分、物品の分類の中の番号でいうと6番の事務用機械器具類に当てはまると思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。お尋ねします。

議長（山本 雅彦君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

印刷機を使用しましたときの状況ですが、後ほど私のほうが保健センターに帰りましてから、各課長のほうに使用のことを確認したところ、各課長とも把握はしておりませんでした。総務課のほうから連絡がありまして、それで連絡を受けた職員の担当課に受けた課において印刷機のほうの使用の説明をしたというふう聞いております。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

今、部長の答弁あったけど、じゃあ第12条は何なんだと。ただ聞いた職員がしたと。もし何かあったら、じゃあ誰が責任とられるわけ。輪転機、高い物だと思うけど。使い方間違っって、何か故障になって、めげた。そういうのを防ぐためにも、物品に管理者を置いて、課長をもって充てとんじやねん。それを来とる人にちょっと説明だけしてという話にはならんじやない。もし、故障でも何でもしたら。僕らでも建設会社へ行きようるときに、自分のとこ壊れとるとか、よそで使つとるから、知ったとこに行つて、業者に行つて貸してくれと言つた。そういうときに限つてよくめげるんよな、たまたまな。でも、使ようてめいどんだからこつちに責任がある。そういう場合もあるわけだから、そのためにもきちつと管理者を置いて、その人が責任持つて最後まで見るためにこういうのをつくつとんじやないんかな。その辺はどうなんでしょう。

議長（山本 雅彦君）

物品全般についての取り扱いの質問ですね。

4番（安本 博則君）

そうです。

議長（山本 雅彦君）

横山副市長。

副市長（横山 博光君）〔登壇〕

今、議員のほうから御指摘のようなところで、このあたりが規則上はきちつとなつとるけど、中身はどがんとなつとんという項目ですが、実際のところ、私自身においてもこの規則あたりについて注目度が非常に薄いと。したがって、この機においてそれぞれの責任分担を再認識して、以後、同種のような課題というものを持たないような方向でいかにやいけんというふう思つてます。

特に、課長責任の下へ物品出納員という格好で係長ないしそれにかわる者等々の責任分担まで明白に規則上ではなっとんですが、いつの間にかこのあたりが薄れて、認識不足という分。このたびの関係については、お金を徴収するということが全ての範疇ぐらいで、いささか疑問を持つとるとというのが全てだろうというふうに思います。この問題点を十分に捉えまして、採用行為あたりも含んで教育を徹底したいというふうに思います。よろしくお願いします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員、3回目です。

4番（安本 博則君）

これも、今言った物品の管理規則の中の第12条の3に、その使用者を監督しなければいけないという文言もあるわけ。それも怠ったとるような感じなんで、当初、部長の説明では。それでは、もし何かあったときには、どっち、ほんなら市が直すんか相手が直すんかということも特定できないんで、その辺はしっかりやってもらいたいと思います。

それと、市民の声というのは、1番の質問にも関連するんですけど、誰が行ってもさせてもらえるんかと、100枚単位だったら1円でということなんですよ。だから、そんなん一々僕が、そこで、それはできるということも言えないし、それは行政のほうに行って、聞いてもらいたいと。だから、それが今後、さっきのこの文書のことについて見直すと言われとんですけど、市民はこの件以来、6,000枚が6,000円できたんで、1枚当たり1円でという話なんで、変な誤解もされとって困る、市民が。何でもかんでもできるんじゃないよというのだけもう一遍副市長のほうから答弁してもらいたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

横山副市長。

副市長（横山 博光君）〔登壇〕

今、御指摘のところ、用紙を持ち込みの場合、1枚1円というようなことで印刷できるがという項目ですが、先ほどから申し上げとる具体的な方向で規則、規定等を見直して、都合によってはこの課題につきましての使用についての規則、ここらあたりをきちっとして、どなたが見てもその項目が理解できるようにしていきたいというふうに思っております。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員、総括です。

4番（安本 博則君）

今回、おかしげなことを許可して、旧美作町だけでも5,000世帯ほどかな、ざっと。それが6,000枚。とにかく異常じゃったわな、やり方が。今、あちこちの市民がポストの中へ10枚じゃ、何枚じゃというて迷惑もこうむるとるとということなんで、今後はそういうことのないようにしてもらいたいと思います。

次に、3項目めは7番目の後にとということ。

議長（山本 雅彦君）

それでは、4項目めに入ってください。

4番（安本 博則君）

4項目めに入ります。

こぶしの里後山についてでございますが、これはさきの10月10日ごろだったかな、テレビで放送されて、たまたまその明るく日が僕らの総務委員会等があって、その中でのやりとりと委員会とかもろもろあった中

のやりとりでの中での質問にしたいと思うんですけど。

なぜ、去年の9月ごろあったことが、ことしの10月、1年も過ぎるまで、例えば議員にも、市民に向けても知らされなかったのかなど。よく消火栓の筒先のしんちゅうが盗まれとるから皆さん注意しましょうとかというのは告知放送で聞いた気もするし、それからよその備前だったかどっか知らんけど、グレーチング等がよく盗まれとんでというのをテレビでも放送されとるし、今回は備前市かな、アルファビゼンか、備前市所有の商業施設の中の電線が盗まれとって、これは百条委員会つくって今やられておると、公表されとるわけよね。これは、公表することによって、例えば犯罪というんか、窃盗団というんか、その人らが次回はもう行けれんなどかという判断、抑止にもなると思うんですよ。それを全然してなかったら、とるほうもまだ気がついてないんだろうか、それとも警察に言うてないんだろうかというようなことで、2回、3回とやったわけじゃな、結果的に。

だから、なぜ、公表ができなかったのか、それで被害の全容、それとなぜ公表しなかったのか。僕は、したほうが犯罪抑止になったと。恐らく、副市長は警察OBですから、そういうことをするほうが。これは、例えば自殺したとか、いろんな事情があつて、そういうのなら家族としてもみんな伏せたい。だけど、こういう窃盗というんか、物については、市民に公表して、そして市民の目を監視役にすれば、そういう犯罪も減ってくるわけですよ。例えば、美作市、今こぶしの里の件言よんですけど、地元の地区の空き家等があつて、うちらもあつたじゃ、室外機が盗まれるとかということがあつたんですけど、そういうことをみんなの目で知らない県外の車がおるとか、不審者がうろろしょうるようなことを言えば、それが犯罪抑止のために監視の目になるわけですよ。そういうことをしないから、2回、3回と犯罪というんか、向こうはやっとなるわけですから、その辺、どのように考えられとるんか。

それと、今後、財産管理です。今は、当然、人がおられる財産、施設、それから人のおられない施設等があると思うんですけど、今後どのように管理をされていくのか。それで、このこぶしのことについては、萩原市長になられてからと思うんですけど、僕もこれ議員から聞いた話ですけど、同僚議員から、売り買いの話もちらほらあつたように聞いとんです。それで、もしええ話で売れたりしとけば、それは議会の同意も要るんだろうけど、1つでもそういう管理するのが助かるし、これだけ被害に遭うたら、なかなかあれを直してどうのこうのにはならんと思うんですよ。だから、今後財産管理をどのようにやられるのかお尋ねします。

議長（山本 雅彦君）

横山副市長。

副市長（横山 博光君）〔登壇〕

御質問の1番のところでは、なぜ公表しなかったかと、こういう項目ですが、安本議員の御質問を聞く範疇では、私から言いますと、警察寄りのな、警察が喜ぶようなところの立ち位置でお話しされとるような、つまり犯人が捕まりやすい方向です。そういうふうなところなんですけど、なぜしなかったという最大のものは、不要な心配をかけちゃいけないということです。地域には、御老人でお一人あるいは2人で生活しようと、何かと厳しい生活の中でお騒がせのニュースを出すことが心配事になると。それから、中には非常に小さいことが気にかかってしょうがないというタイプの人もおらうし。

私の場合には、前に就任のところで挨拶しておりますが、県警の捜査1課長の経験があるんですけど、私の場合には、殺人、強盗あたりはごく当たり前で、対応は毎日ということ。それから、若いときには暴力団を中心にした知能犯暴力団で40ぐらいまでやっとなつたという分です。どっちかといえば何があろうとへっちゃらびいというのが全てですけど、こういう者ばあおらんと思うんですよ。そこで、言うことからいえば、私は

非常に簡単なんですけれど、かというてここの今の立場からいうたら、ある地域に関して不要なことで御心配かけるということはいかなものかというのが全てであります。

したがって、このあたりのことにつきまして議員が今御指摘をしていただくと、流れのところでお話もありましたが、犯人が早く捕まるというのが警察的には大事なんですけど。それから、協力者という者、情報を出すことによって協力者をふやすことも大事なんですけど、逆に地域の人でそういう御心配される方が多々あるかというふうに思うわけです。したがって、それ以外の方法をもって警察あたりも犯人検挙というふうに持っていけば一番いいことだろうと思います。

事件というものは、流れ流れて御案内のとおりですが、泥棒、犯人が強盗犯人になる、強盗犯人が殺人犯人になるというのが事件の流れ等々多々あります。したがって、たかが泥棒と言やあどういふことはねえと。犯人を捕まえるだけというような項目だけでこの問題点を捉えるのはいかなものかというのがこちら側の判断でありまして、自分の性格に合う合わんせずつて、地域の弱者の立場の人の立場から言えば、これがベストかというのが、今回まで公表しなかった理由でございます。そのほか、不要な考え方は、毛頭持っておりません。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

今後の財産管理についての答弁をしてください。

副市長（横山 博光君）

それから、今後の財産管理でございますが、この関係につきましては、この物件についても他にお客がおったじゃねえかという御指摘もいただきましたが、東栗倉という村というところへ入っていただく以上は、村の人がわかったという納得せんだけは最低限必要なということです。

したがって、ここへ入ってくる分で物を数字だけで落として、買い手がおったというような解決では、これは役所の立場じゃなかろうかというのが全てであります。したがって、村の人が納得し、数字もこちらからいう予定せんがとれるというお客がおれば、確実に対応していきたいというのが思いであります。とは言っても特異な物件でございますので、なかなかというところで前へ進んでいないのが全てであります。

物件につきましても、平成22年の正月から閉館になっておりまして、現在年齢が34歳という非常に古い物件になってます。そこらあたりを含んで先ほどから御質問等々で出ておりますが、滋慶が動けば何か動くところはないだろうかというのが、大きな私の位置からいうたら期待度を持っておりますが、それが全てでなしとして、それにかなうようなところで何かいい話がこのあたりで出てくればへんかというのが全てです。

管理絡みにつきましては、私も警察をやめて警備会社のほうの取締役とかというものを10年ほどしております。それから含んで警備業協会あるいは県の〔聴取不能〕指定講師という分で警備業界に対しての講師役を七、八年やっております。その警備絡み等につきましても、あらゆる場面については勉強させてはもらおうとんですが、何せ、それへすぐ近づくということは簡単なんですけど、継続的な費用がかかるというふうなことで、費用小浅で何かいい方法はないかというのが全てです。

このこぶしの里の関係につきましても、今のところで立入禁止等々のバリケード等を築いておりますが、このバリケードも新たに手にした物でなくして、クリーンセンターで墳墓が出たというふうな当時にこの立入禁止柵をしとったらしいんですが、その関係につきまして用済みのというのが倉庫に眠っておりますので、これを三十数体使って、費用なしで、トラックのガソリン代は当然要つとりますが、それで管財課のほうの人間に対応させておるといふのが全てです。

それから、立ち入りについてカメラが回るといふふうなことの文字をかけておりますが、これもアク

リル板というものを4枚買いまして、これはこの地元のホームセンターで7,000円ほどで買って、文字はうちのほうでつくったというようなことをしとるわけです。ただ、これがぐずいから犯人はまた来たろうがという御指摘を受ければそうですが、2回目の被害を受けたあたりからこの方向で対応しているのが現状でございます。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

副市長、反論するわけじゃないけど、市民に心配をかける、僕は住んどる家のことを言ようわけじゃない。例えば、地元、うちらでもそうなんですけど、空き家があるわけですよ。そういうときにもし不審者がおったりとか、変な車があつたらということであつて、入って強盗じゃないんだから。入つとる家にきて金出せという話じゃないんですよ。空き家があつたりして、もし不審者がそこをうろうろしょうと、何か探しようというようなことを言ようだけであつて、市民が心配するようなことを言う、だから公表しなかつた、それ詭弁じゃな、話がすりかわつとる。

それと、これ、先ほども冒頭言いましたけど、僕らの総務委員会等々の報告なんかで言われとんじゃけど、今は議長、総務委員会の委員の山本委員が、市長はそのときおられなんだ、公務か何かで出ていっておられなんだけど、こういうことがあつたということを市民に向けて謝罪してほしいと、みまちゃんネル通じてというような話が最後のほうに出たと思うんです、いろんなやりとりの中で。その後、うちの委員長、則本委員長が副市長わかりましたかと、はいというような返事もされとるわけよな。それにもかかわらず、いまだに謝罪もない、市民に向けて。それで、先ほど萬代議員ですか、財産管理のことも言つたけど、市の責任だと。

それとか、今、カメラをつけとる、アクリル板にとつたという話もあつた。その前に、市長の報告のときに被害届の提出とか、再発防止策を講じなさいで第1回目のときに言われとるわけよ。それにもかかわらず、2回、3回とやられた、あれは11月十何日じゃつたかな、最後がな。その後、柵をしたわけですよ。いうことは、市長の指示が全然聞かれてないんよな。被害届はさすがに3回されとるわな、そのたんびに。市長がせっかく再発防止策を講じなさいと。全然2カ月間放つとつたということやで。その辺についてはどのように思いますか。

議長（山本 雅彦君）

横山副市長。

副市長（横山 博光君）〔登壇〕

今の御指摘のところで、市長指示があつて時間がかかり過ぎとるという項目につきまして、私の認識不足でございます。委員会等では、私でなく安部副市長のほうで答弁しとつての項目ですが、このあたりについても認識に厳しさがなかつたというふうに思っております。

それから、空き家等々を含んでの不審者の項目ですが、その解釈論につきましては立ち位置が違って、私からいうたら、私は刑事しかしたことがないんですけど、おかしげなものはいつてしまえというような考えですけど、御指摘項目等を踏まえて、東栗倉地域では変わったことというんが余りない地域でございますので、できるだけ静かというのがベストではなからうかというような思いは今でもしております。別にはぐらかすような思いは毛頭ございません。もちいと大きなあるいは変わったような事件なら、それは考える余地があるわけです。このレベルのことでは、それについては。ただ、さっきも言ったように、犯人という

者が都合によっては同じ人間でも移り変わるという怖さがあるだけに、静かに捉えると、これが全てであります。

そのほかは何が質問だったですか。

[4番安本博則君「謝罪は副市長が言うたこっちゃ。もう一人の人が言ったこっちゃけん」と呼ぶ]

はい。かわりにきょうは私のほうでことわりしておきます。

あとはよろしいでしょうか。

[4番安本博則君「よろしいと言うたって、謝罪がどがんなつとるか言わな」と呼ぶ]

1点、私の立ち位置からいうたら、前のことを知らないのですけれど、議会に対する報告項目ですけれど、このラインから以上はこういう場において報告するとか等々が規則、規定等において何か縛られたもんがあるんかどうかというのがわからんところ。事件によっては、大きけりや大きゅうても言うても困る場合もあるうし、かというて、議会として知るべき範疇たるものは、常識的にはこの範疇ではなからうかというのが1つの報告縛りかなというふうに思っとるんですが、この項目について報告がなかったというところが、私自身においてはどの規定でどういう型式で基準となつとんかというのがわからんというのが全てです。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

3回目。

安部副市長は、うちの山本委員のときに言われて、はいと返事しとるのがいまだにそういう気持ちもないんでしょ。

それと、横山副市長、東栗倉の方と言われるけど、こぶしの里は東栗倉にあります、後山。だけど、空き家等は美作市にいっぱいあるわけだから。そこについて言ようわけじゃ。美作市全体のことを言ようわけだから。それと、テレビですれば、美作市でなしに、OHKかNHKでも県内版だったら県内に言うわけだから。言うたら県内全域に伝わることなんですよ、そういう意味だから。今、副市長は東栗倉の地域だけにしか言わんけど。そういう問題じゃないと思うんじゃ。その辺の答弁をもう一回してもらいたいんと、副市長はどうなのか。する気があるのかないのか。僕らの総務委員会のやりとりの中で、当然これは27年度決算だったんで、その中で委員長の許可を得ながら質問をやりとりしながら、最後にここの議長されとる山本委員がそがんこっちゃいけまあがと、市民に向いてちゃつと謝罪したほうがええんじやないかというようなことも言われとった。それで、今言いましたけど、委員長が、副市長わかりましたかと言うたら、はいと答弁もされとる。してないと思うんじやったら議事録開いてみりゃわかるこっちゃけどな。

それと、今、報告の話も出ました。専決、専決と事故の報告はいっぱい出るわけよ。車どことどこ当てた、100%で何万円、何十万円と出る。これの被害というたらもっと大きいんじゃないん。違うん。

議長（山本 雅彦君）

その部分は本題から外れますので。

4番（安本 博則君）

報告があつていいんじゃないかな。報告については、何らかの格好で報告があつてもええと思うで。専決で事故の話ばあよう出すんだったら、これらもこういうこと実際あつたんだというような報告があつてもえ

えんじゃねんと思うんじゃけど。答弁。

議長（山本 雅彦君）

答弁ありますか。

横山副市長。

副市長（横山 博光君）〔登壇〕

先ほど御指摘を受けましたように、私はこぶしの里というものを基準にして物を言よりましたんですが、市内全域では警戒という意味合を持って対応というもんも、判断基準が違うがという御指摘、この項目につきましては、再度勉強したいというふうに思います。今後、同種のものがある場合においても各方面からの勉強で結果を出したいというふうに思います。都合によっては、全て流していくという。

それから、第2点目の銭金で専決で大きな金額等々がこれより低いのが皆あろうかと、これやこう大きい金額だろうがというような御指摘ですが、これにつきましても、たちまちうちでいうところの弁償行為というもんがひっついてないというようなところから、若干角度を変えたところの判断のもとで報告ができていなかったという分です。通常の場合の事故ということになりますと、全てそれについて相手方があって、それについての弁償行為、責任行為というもんがついてまいりますので、それとは区分した解釈でございます。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員、総括になります。

4番（安本 博則君）

総括をします。

これ、前にこぶしの里の後山については、去年の27年12月定例会では、小淵議員が滋慶学園のことで質問しとんよ。これは、9月議会で採決した雇用促進住宅や東栗倉のこぶしの里をリフォームして、間に合えば学生の寮にしたらどうかというようなことも言われとんよな。いうことは、市長は、行政報告を議会のたんびにされる、冒頭。何ぼでも言うチャンスはあったんよ。それを全然言わなんだ。その辺も余にも認識のあれない。それで、財産管理も当然市民の物であって、市の財産、市民の財産というような考えがあるんでしょうが、そういうことについても何かあっても、金額が発生してないから報告義務はないんだらうというような認識でおられる。では、今後、そういうような認識でおられるということだけは僕も認識して、この項目を終わります。

議長（山本 雅彦君）

安本議員、10分間休憩いたしますので、休憩の後、次へ入ってください。

ただいまから10分間休憩します。

午後3時48分 休憩

午後3時58分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、安本議員、5項目めの質問から始めてください。

安本議員。

4番（安本 博則君）〔質問席〕

5 項目め、滋慶学園について。補助金の10億円と生徒数の減について。

これは、萬代議員の質問の中で出た部分と重複する部分があるかもわからんけど、念のために聞くことがあるかもわかりません。

私らが当初滋慶学園の話を聞いたのは、生徒数が680だと、お金についても、これ岡崎議員だったかな、よく言われてた出雲とか鳥取は十二、三億円ほどで、二、三億円は出雲市であったり鳥取市だと。それで、滋慶学園が大きい部分の10億円ぐらいをもっとると。なぜ、うちは15億円ぐらいかかると。そのうちの10億円をみにゃいけんのなら、おかしいんじゃないかというような質問をされたことがあると思うんですけど、私も疑問にはそれはいまだに思いますわ。

それで、なぜ説明がころころころころ、萬代議員も言ようたけど変わっていくのか。疑問なわけよ。これ、議長がとめるかわからんけど、野田レーシングでも3人の生徒と最初は言われて、実際今、三、四人しかおらん。まして、自分とこの家族、子どもを入れて、しかおらん。何か数字が、言う事がころころころ変わる。議事をばかにしとんか、軽う見とんか、何かわからんけど、とりあえず変わってくる。それで、一旦この間、28年度か、1億円の予算を通し、9億円の債務負担行為、29年度中のやつが出とる。闇に包まれたことだけで予算を認め、認め、認めというて言われるんじゃないけど、どこまでが本当なのか。今の萬代議員の質問の中でも、旧大原校舎を、これは誰かの質問のときに、岩江議員だったかな、あっこの耐震は皆滋慶学園がもってすると、そして通信制は120人の生徒を集めるというような話だったと思うんですね。今の説明だったら、その通信制も入れて今度480人、そがんなええかげんな作り話しちゃいけんと思う。もともと通信制は別だったんじゃないけ。680だったんじゃないけ。それが360になった。それで、お金は一緒。僕、委員会でも言うたわな、そがいに家建てるとき、自分らの、要らん部屋どっどどどどつくるかな。見合うた分にするんじゃないん。それで、家族がふえたりしたら増築するとか、離れをつくるとかするわけじゃろ。だから、その辺どのように考えておられるか。

議長（山本 雅彦君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

多分、補足の説明があるかと思いますが、まず総論として、民間の企業誘致というようなことについては、常にこういう問題が生ずるわけです。従業員何人以上というふうなことでお願いをし、了解だということで助成をしたりするんですが、景気の変動とかさまざまな要因で必ずしも思うことができないというようなことは、企業、団体を相手にする誘致政策については、必然的に多少伴わざるを得ないという基本をまず理解をいただきたい。

その上で我々としてはどうするかというと、今回の滋慶の件について言うと、だめだった場合には返還請求ができるという、今までにない規定をしっかりと置いてやっているということでありまして、このあたりは全国の都市の中でもまず例を見ない厳格な制度運営というものをしているということでもあります。

いろいろありますけれども、私が見ると、いろんな検討の中で、当初私どもが言ってたのは、約1学年100人前というか、50人に達する、40人ぐらいの規模の話をしておったわけですけども、向こうの御意向もあってだんだんふえたりしていると。今後、恐らく校舎の延べ面積は大原高校と合わせますと相当大きなものになっておりますので、我々としては最低限彼らの経営が成り立つという条件のもとに出発をして、それをできればふやしていただくというようなことで考えていってほしいというふうにしてありますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。それから、出雲や鳥取と色々な条件がありますけれども、恐らく、出雲や鳥取と我々のところを比べますと集客面では若干の不利地にあるので、多少、この前も

言いましたけれども、授業料を安目に設定をしていくことになるんだろうというふうに理解をしております、その分多少総額的には私どもの負担がふえるというか、私どもを通じて国や県も束ねた負担がふえるんですけれども、本市としての負担を出雲や鳥取と同じようなレベルに抑えてきたと。市民の負担は出雲や鳥取と同じということで、今一生懸命しのいでいるということもあわせてお答えをさせていただいておりますが、もし何かありましたら、補足の答弁があると思います。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

森分総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）〔登壇〕

失礼いたします。

補助金と生徒数の減についての御質問でございますけれども、生徒数につきましては、これは萬代議員へ答弁させていただきましたとおり、3年または4年の就学期間を設定し、1学年当たり130名から170名と想定していたもので、当時の状況から最大学生数を申し上げたものでございます。当時と現在の状況の違いは、就学期間と学科の構成でございます。当時は、看護学科や理学療法士学科、鍼灸スポーツトレーナー学科、柔整スポーツトレーナー学科、鍼灸師柔道整復師学科の5学科の設置予定でございましたが、その後大阪滋慶学園との交渉によりまして、近隣の専門学校等の状況や社会的な状況等を考慮し、看護学科、柔整スポーツトレーナー学科、介護福祉科、日本語学科の4学科に至っており、就学期間は学科によって異なりますので、定員総数は360名ということに至っているところでございます。

また、通信制高校といたしましては、1学年当たり40名程度で構想をされておまして、定員総数が120名程度であり、専門学校の定員総数と通信制高校の定員総数を合わせますと、橋本常務が講演会でお話のあった定員規模480名に合うように検討された結果だと推察をいたしております。

補助金につきましては、随時申し上げていると思いますが、学生数に応じて補助金額が変わるというものではございません。補助対象となる経費につきましては、美作市スポーツ医療看護専門学校建設費等補助金交付要綱に基づきまして補助決定を行ってまいります。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

科がいろいろ変わったりして生徒数が減ったんだと。それは当然あり得る話かもわかりません。その辺は理解できるような、できんようなところもあるんですけど。要旨としては、今、答弁であった橋本常務の講演会であった定員が480名、これは定員というのは120名というのは別だからね、言うとかけど。トータルじゃないんじゃないか。当初説明はそうだろう。680の通信制が120だと、校舎は大原高校の跡を全部向こうが耐震をして、120名というセッティングをしとるわけだろ、ここで。もし、違うんなら違うと言うてもらわんとあかん。議事録引っ張らにゃいけんけえな。僕はそのように記憶しとん。その辺がどうなのか。

それと、これ、委員会でも、僕、この資料をもとにいろいろと質問をしたことがあるんじゃないけど、この美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略のことで、ここに書かれとんですけど、表紙が写真入で協定書とか大原の学校とかがもろもろ出て、そん中で360名というのが出とんです。それで、中身をずっと行くと、今度は緑と赤で訂正したとこ、それから朱書き部分は配付時、緑書き部分は今回の修正と書いて、そん中で、同じように360というような説明で書いとけばいいのに、32年3月時点だから当然260になるんだろうけど、この辺は表と同じような数字に合わせとったほうが理解しやすい。数字のマジックみたいに捉えるけんな。そ

の辺を同じ書くんなら、そういうようなことで書いてもらいたいし。

それと、大原で会議というんか、意見交換した議事録がこれ開示請求されとるから出したんだけど、6月29日に向こうの理事長とかうちの市長、それから佐用の町長だったり、西栗倉村長だったりもろもろ行かれて、いろんな意見交換されとる中で、実習も岡山県内で確保できるかというような問いに対して、市長は津山の辺の病院を3つ挙げられとるし、それも受け入れてくれるはずというようなあやふやな言葉なんじゃな。受け入れてくれんかもわからんということじゃ、これな。それとか、実習病院は津山以外に岡山の南のほうの病院も2つほど挙げられとる。これも、実習病院については大丈夫ではなかるうか、クエスチョンじゃな。だから、はっきり実習する場所がまだ特定できてないよな。それで、向こうの先生、理事長なんか小児科、産婦人科、精神科は特に実習が受け入れづらいというようなことを言われとる答弁というんか、話でうちの市長がそのように答えとんじゃな。だから、これできるとかできんという話じゃなしに、であろうとか、なかるうかとか、もうクエスチョンじゃな。いうことは、受け入れしてくれん可能性もあるわけじゃ。その辺がどうかなのという。それから、実習も、例えば岡山へ行きや全部自分らでもって、宿泊費から何から皆持たにゃいけん、生徒が。そのような話にもなるとるわな、これ。これは向こうの常務が言われとるわな。実習時の交通費や宿泊費は学生負担となるのかと、はっきり意見交換で言われとるな、誰かが質問しとんじゃからな。だから、そういうようなこともあったりして、ほんまに生徒が当初計画が680、もう直して360になつとんじゃけど、それから通信制が120人。だって、ほんまにこれ、うまいこといくんかなという心配もある。

それと、先ほどの交付要綱の話で萬代議員の中で、先生というんか、医師が使う高額な機械等がある話の中で、総合戦略監は、それもまた交付要綱の中でというような話をされたと思うんじゃけど、そんな話は全然違うだろ。当初は、10億円用意するのは、今の建設にかかわることであって、あと部材については、もろもろについては滋慶学園が5億円で用意する話じゃなかったん。だから、ころころころころ話が変わると言よん。ほんなら、それしたら、もし、ここには10年間と書かれとんかな、交付要綱の中に、10年間過ぎて、全部向こうへ持って帰るわけか。言ようことが全然つじつまが合わんのんじゃ。だから、僕はいつも嫌いなんじゃけど、特に市長が認めた、特に市長が認めたというてあるんじゃけど、一種の都合のええ、市長の認めたとなるんじゃな。だから、その辺はしっかりしてもらわんと、僕らへの当初説明はそうじゃなかっただろ。何回も言うけど、15億円要るんだと、大体。それで10億円用意せえと、それで5億円は向こうがいろんな物を買うのに要るんだと。それで、最終的に市長は、10億円要っても2億円前後にいろんな補助金が入ってきてなるだろうと言われて、それもなるだろうの話じゃけ、わからんわけじゃ。来んかもわからんし。それはまだ未定じゃわな、確定じゃねんじゃけん。

それと、総合戦略監、僕、1回、総合戦略監に尋ねにいったことがあるけど、佐用町とそれから西栗倉、岩江議員の質問の中で、たしか500万円、500万円と一般質問、9月の、書いとんじゃけどどうなんと言うたら、1,000万円ずつじゃと言うたんじゃ、あんときな。もう既にお金入ってますと言ったんじゃ。1,000万ずつ。きょうの説明500万円、500万円だろ。どうなりよんだらうかな。ほんなら、あとの500万円、500万円は何に使えれるん、加速化交付金の話な。僕は自分の一般質問のメモを見て、何かおかしいけん尋ねにいったよな、いつだった忘れたけど、手帳見ればわかる、家へ帰って。そのときにもう1,000万円ずつ入ってますと。それで、きょうの説明だと500万円、500万円。何がほんまなん、さっぱりわからんわ。僕らにもわかりやすいように説明してもらわにゃいけん。市民にももっとわかりやすう説明してや、ゆっくりと。お願いします。

議長（山本 雅彦君）

森分総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）〔登壇〕

幾つかございましたので、一つ一つお答えしたいと思いますけども。

旧大原高校の耐震工事であるとか、改修でやってそれを通信制高校は滋慶さんが負担してやると、工事を行うということなんですけど、これは当初のとおり変わりはありません。

それから、総合戦略に書いてあるところの数字で、平成32年3月末現在で260名と書いてあって、今回の構想では360名ということでわかりにくいというお話なんですけど、総合戦略は御承知のように5年間の計画で設定しておりますので、そのときのKPIは32年3月が最終年度になってございますので、そのときはまだ滋慶学園が30年4月にスタートして、3年間ですと、そのときの在籍されているであろうという数字を書かせていただいているので260名ということでございます。

それから、実習病院等につきましては、今、大阪滋慶学園のほうから専門部隊がこちらのほうに来ていただいております、いろいろな病院を当たってございますので、こちらのほうは、今現在予定どおり進んでいるというふうに聞いております。

それから、補助金要項のお話でございましたけれども、これは先ほども言葉が足りなかったかもしれないんですけども、今後大阪滋慶学園さんのほうからそのような申し出、要望があった場合について、それを判断した場合、今後の大阪滋慶学園のスポーツ専門学校が開校支援の一環として認められ得るかどうかというのを慎重審議して考えた上で、そういうときに認めるのであれば、例えば細則とかという、市長が認める経費という、その中に入れ込むのではなくて、細則という判断プロセスをきちっとつくった上で、それで御承認いただいた上でやっていくということを申し上げたつもりでございまして、今後のお話であるというふうに御理解いただければと思います。

それから、加速化交付金の西粟倉村と佐用町のお話ですけども、これは国から西粟倉村と佐用町にそれぞれ1,000万円ずつ今回の専門学校の件で、広域案件ということでお金がついておまして、それを1,000万円ずつ美作市のほうに負担金として入金されているという状況です。ただ、この建設工事、いわゆるハード事業に使えるのは全体の2分の1以内でございますので、それぞれ500万円ずつがこの建設工事に充てられていると、そういうふうに御理解いただきたい。残りの500万円ずつはソフト事業として説明会であるとか、当然西粟倉村とか佐用町のほうでも今後のいろんな意味でのそういうソフト事業でお使いいただくための資金として使っていただいておりますので、ハードとして使えるのは2分の1なので500万円ずつと、そのように御説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

3回目。

話が、とりあえずころころ変わるというのだけは、萬代議員も言われたと思うんですけど、今言う医療器具ですか、高い、高額な物になると思うんですけど、それらでも今言う規則の細則というんか、それをしてどうのこうのと言うんじやけど。もともとは向こうが用意すると言うたんだから、5億円の中から。それを今になって特に市長が認めたら細則をして出す、そんなばかな話はないで。市民をばかにしとる、われらもばかにしとる。大概にしてもらいたいわ。約束どおり守ってもらいたい。その辺についてだけ答弁してください。

議長（山本 雅彦君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

ころころ変わるという話ですけれども、先ほどの戦略監の説明にあったとおり、ころころ変わってるんじゃないかと、御理解のほうもどうかというところがあるわけで、1,000万円ずつの入金があったけれども、きょうの萬代さんの質問はハードに関するところだったので、それがこうなってるんだと。それをころころ変えると言われると、戦略監もきついかないと思うんですけれども。後半のほうの質問についてはこういうことです。

いずれにしても、交付要綱について、これはもうほとんどの議員の方々ごらんになっておられます。その交付要綱の範囲内でしか動けないんだということは絶対変わりませんので、御安心をいただいておりますので、よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員、総括です。

4番（安本 博則君）

市長は、今言う1,000万円のことが500万円、500万円のことしか言われんけど、全体のことを言うてもらわんと。それで、最後補助金の規則か、それは変わりませんというけど、総合戦略監は細則でという話もあったりするから、どっちを信用してええかも、はや、これもわからんようになってきた。そういうことで、とりあえずは、余りにも話がころころころ変わっていくと、僕らの議事録をいっぱいあちこちから引っ張り出して、あんときああ言っとった、こう言っとったということのやりとりをしょんで、市民の方は余計わからんと思う。僕らがここで一生懸命やりとりしようてもわからんのじゃけな。市民の方はみまちゃんネル見て、何の数字がころころ変わらなかなというぐらいで、わからんわな。資料がないんじゃけ。僕らは資料をもらうたり、自分らで出したりするけど、それは市民の方もネットで市のホームページで議事録出しゃできるし、それから議事録がない分は開示請求でもすれば委員会の議事録なんかもあるし、どっちに転んでもころころころころ変わらなかなということだけ言うときますわ。

議長（山本 雅彦君）

では、続けて次に入ってください。

4番（安本 博則君）

次は、基金についてです。

基金については、萩原市長は、よく行政報告かな、そん中で、基金が140億、50億円あるという全体の額しか言われないんだけど、僕は、それを市民が、ほんまに安本そんなにあるんかと。あることは事実ですわ。だけど、そん中には、旧合併前の町村が持ち寄って、西元議員なんか特によく言われる、うちは文化センターをつくるために基金を持ち出してきとんじやとかというような目的がある基金があるんじやな。そんなもひっくるめて今トータルで一般会計の中で150億円ほどかな。

じゃ、これは実際あったら困るんだけど、災害等が起きたときに使える基金というのは、この間委員会でも確認したんじやけど、それは美作市財政調整基金、これ27年度会計の監査の審査についての報告書よな、みんながもろうとるやつの中にあるんだけど、この中で基金が14あるけど、土地開発は現金と土地があるから、1つまとめとるようなことを後のほうに書いとんじやけど。これ見てな、結局13あるんじやわな。で、150億円はあります、確かに、言われるように。じゃけど、それをみんなが全部使えれると思うとんじやな、何でも。それで、萩原市長も、途中、仮に庁舎に使ったとしてもというようなことも言われとんじや

な、議事録で、ここにあるんじゃないけど、そのときの議事録もあるんじゃないけど。そういうような話でも市長はそれとんじゃないけど、市民が誤解招いとる。150億円あるけんというような感じなんじゃないな。

そうじゃないんじゃないかな。実際は、ほんまに使えるのは、財政で使えるの、緊急時とかもろもろに使えるのは、そのうちの62億円だよと。何でもかんでも使えませんと、目的がある基金があるんですよということだけをみんなに言っておきたい。その考えで間違いがあるのかないのか。答弁をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

非常に重要な質問なんで私のほうからお答えしますが、おっしゃるとおりでございます、基金にはさまざまな分類がありまして、そしてその分類に応じて使い方、その他がある程度規制をされるものであります。一番融通がきくのが財政調整基金というようなものであります、その他融通がきく基金が幾つかございますが、一方で融通が物すごくききにくい基金があつて、例えば奨学基金がございますね、これ。3人の町の先輩の名前を冠した奨学基金、これは奨学金の支援以外には一般的には使えないと、こういうようなことでありますので。そうですね、大ざっぱにそれを申し上げると、議員おっしゃるように目的に応じて使うものとそうではないものがあるというのは第一原則であります。

次に、ただし、岡山県当局が財政困難に陥ったときの状況などを見ますと、そういう非常時においては、さっき申し上げた基金の制約をいろんな形で議会とも相談をし、議決を賜りながらその制約を解いていって、とにかく兵糧攻めに遭つて、これは市民生活が破綻する、県民生活が破綻するということはだめなものですから、その制約を少しずつ剥がしていって、自由度を高めていったというようなケースもこれあるんだと、こういうようなことであります。したがって、その限界というものは、議会の理解というものがあれば少しずつ減っていくんだと。

しかしながら、3点目として、私どもの今の財政状況というものの健全性の上昇ということを背景にして、2番目に申し上げたような、この基金は本当はこういう目的なんだけども、ちょっと腹が減つとるから一般的に使わせてもらわにゃ困りますというようなことをお願いする必要は全くないというのが今の状況かというふうに思っておるわけでありまして。

なお、庁舎の話はもう一方では済んだ話ということを思いますけれども、庁舎との関係では、基金を使うことになるとすれば、合併特例債の当たる部分が全部いっても95であります。残りの5%については私どもの基金の中からひよつとしたら使う可能性があるんじゃないかというような意味というふうに御理解を賜っておきたい。いずれにしても、本来やるとしたら、合併特例債という庁舎建設に当たってはこれしかない助成措置を使うことが本意であつたというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

もし、補足があればお願いします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

時間が余らないんで。

だから、要は、何かあつたとき、緊急時の場合使えるのは財政調整基金だと。今言う他の基金についても、そういうほんまにとんでもないことが起きたときには、それは当然議会もそういうのを諮られて、それは当然使わにゃいけんかもわからないけど、とりあえずは目的基金は他には使えないということなので、理解しときます。

この項目はこれで終わります。

議長（山本 雅彦君）

それでは、続けて次の項に入ってください。

4番（安本 博則君）

次に、7項目めの地方交付税について。歳入と歳出。

これ、美作市は28年度は、地方交付税が52.5%だったかな、歳入で、105億円ぐらいの歳入だったと思うんだけど。それには、いろんな道路であったり、人口であったり、学校であったり、生徒だったりもろもろあると思うんだけど、その辺はどのようになって入ってくるのかお尋ねします。

議長（山本 雅彦君）

山本総務部長。

総務部長（山本 直人君）〔登壇〕

それでは、議員御質問の地方交付税の歳入についてでございますが、地方交付税には、普通交付税と特別交付税がありまして、普通交付税は地方交付税法の規定により算定された基準財政需要額と基準財政収入額の差額が交付基準額となります。基準財政需要額は、地方公共団体ごとの標準的な水準における行政を行うために必要な一般財源を算定するものでございます。

美作市における平成28年度の基準財政需要額の合併算定がえを見ますと、総務費が6.5%、社会福祉費、保健衛生費など厚生費が29.7%、農林商工など産業経済費4.8%、土木費13.3%、消防費4.7%、教育費6%、公債費17.1%、人口と面積を基準とした包括算定経費が13.4%、その他が4.5%となっております。特別交付税は、普通交付税の算定で補足されなかった特別の財政需要を算定するものでございます。算定項目は奨励に明記されていますが、算定内容は公開されていないものでございます。

一方、歳出でございますが、地方交付税は一般財源となりまして、歳出において用途を特定されておるものではないです。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

2回目です。

たしか、地方交付税の一般の分と特別に災害等が起きたときに出てくる、私も多少は勉強しとんですけど。僕がなぜこの質問をしたかという、当然今言うた道路費で13.3%、僕、これ一番質問したかったのは、道路をつくりました、側溝がある、路肩が狭いから白線を入れるわね、端にな、これ以上寄ったら危ないですよ。それが、うちら旧作東もそうなんですけど、各あちこち車で例えば英田へ行っても、大原へ行っても、消えとる市道、物すご多いんですよ。だったら、こういう交付税も道の延長、幅員によって入ってくるわけですよ。これは道路の面積を測定する単位とするで、道路維持管理分として延長1キロ当たり何ぼという、道路の幅員によって入ってくるんだけど、そういうお金が入ってくるのであれば、今後、各計画をつくって、そういう市道の消えたところ、特にほんまに危険を感じるようなところ、特に今お年寄りの事故が多いんで、その線さえ目印があれば側溝に落ちなんだ、どこどこ落ちなんだということにも、安心・安全にもつながるんで、その辺の使い方については、今回の予算書を見ても、予算の概要を見ても、市道の維持管理事業について、前年度に比べて3,002万円ほどふやしとると、率にして30.7ポイントふやしとるといようなことも書かれています。だから、そこぐらいで足りるのかなということがあって、その辺の答弁

をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今、説明がありましたように、交付税につきましては、道路の延長であるとか、さまざまなものを積み上げていく方針が中に書いてあって、それがふえれば交付税もほぼ自動的にふえると、こういう仕組みになっています、普通交付税については。ただ、最後に申し上げたように、一方でその用途については何に使ってええんですがと、こういうふうになってると。したがって、受けたほうの自治体としては、市民の方々の要望であるとか、あるいは暮らし向きのさまざまな問題に応じてそれを配分をしていく。あるところは教育に厚くする、あるところはということになるんですが。今、白線全体をどう思うかということは言いませんけれども、白線のことではなくて、今、安本さんおっしゃったように安全性の問題です。市民の安全・安心というものは、これは非常に重要な基盤的な利害でありますので、私どもとしての優先度合いは非常に高いんです。ですから、私どもとしては、今、行政懇談会をずっとやっておりますけれども、特に去年の行政懇談会において議員がおっしゃったような白線問題も結構出ました。危ねえから何とかしてくれんかなという話が出まして、そういう御要望に答えるために、道路の維持補修経費を1.5倍くらいかな、普通の、に増加せしめていると、こういうことであります。

お聞きのテレビでこの話を見ておられる方々にも御案内したいわけでありましてけれども、行政懇談会等において、これが残っているところがありますけれども、こういった問題についてあの場所とこの場所というふうなことがあれば、お申しこしをいただきたい。

一方で、道路の安全性につきましては、白線もあるんですけども、一部地域では道路に木が覆いかぶさってるとか、あるいは道路に生えてる木その他が、安全のための街頭があります、街路灯があって、これを隠す問題がある。せっかく街路灯があるんだけど、暗い道のまんまだと、このような点について何とかしてくれという要望も多々ございました。これらも実は道路の維持管理というようなことの中で活用をしていくというふうにしております。

いずれにしてもそういうことに使える非常に貴重な財源として、なるべくたくさんの方の地方交付税を頂戴するということは、これからも重要だと思っております。ただ、うそもつけませんので、しっかりとした手続を正確に踏まえていく、その関係でこのところ、議会、これももともとは谷本議員がおっしゃった話ですかね、市道認定の話大幅に緩和をして、そして今割合積極的に市道の認定を拡大しておりますけれども、今議会でも何件かお願いをして、その結果として交付税が100万円弱くらいふえる予定かな、これは。その100万円が人の命にかかわる改善につながることを期待をしているというふうなことで御理解を賜るようお願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員、3回目です。

4番（安本 博則君）

3回目。

どちらにせよ、今、道路を認定して、ふやして、交付税。だけど、することを何ぼ一般財源、交付税だから何でも使えるという縛りはないんですよ。そういうところを直しながら、余ったというんか。いうのが、市民が要望しても、お金がないじゃ、お金がないじゃというてよう言われるらしいじゃ。それじゃ困るんで、それのないようにしてもらいたいし、今言うように、市民の安心・安全を考えたら、そういうのを

していくと。ただ、道路延長だけどんどんふやして行って、することしなかったら何にもならん。市民の安心・安全につながらんと思うんじゃ。だから、その辺を今回の質問で、特にそういう問題、計画的に、ほんまに危ないところをしっかりとやってもらいたいということで、本12月定例の一般質問を終わります。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番5番、議席番号4番安本博則議員の一般質問を終了いたします。

お諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会します。

再開は明日29日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後4時36分 延会

平成28年11月29日

(第 3 号)

1. 議事日程（3日目）

（平成28年第4回美作市議会12月定例会）

平成28年11月29日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	金谷典子	2番	重平直樹
3番	安藤功	4番	安本博則
5番	谷本有造	6番	則本陽介
7番	萬代師一	9番	岡崎正裕
10番	西元進一	11番	本城宏道
12番	鈴木悦子	13番	岩江正行
14番	小淵繁之	15番	万殿紘行
16番	日笠一成	17番	山本重行
18番	山本雅彦		

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

8番 尾高誉久

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	萩原誠司	副市長	安部薫
副市長	横山博光	教育長	大川泰栄
政策審議監	福原覚	総務部長	山本直人
危機管理監	山本和毅	企画振興部長	池田義和
総合戦略監	森分幸雄	市民部長	安藤郁雄
環境部長	妹尾昌弘	経済部長	尾崎功三
保健福祉部長	江見勉	建設部長	真野弘紀
教育次長	山名浩二	消防長	山崎正雄
会計管理者	安東弘子	建設課長	春名隆広
農業振興課長	岡本和之	スポーツ振興課長	栃岡雅之
学校教育課長	忠政勇之		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	本田卓治
課長	大佛裕彦
主任	井上大佑

議長（山本 雅彦君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴席においての写真撮影、録音等は禁止をされております。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。8番尾高誉久議員が葬儀のため欠席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（山本 雅彦君）

日程第1、「一般質問」を行います。

昨日に引き続き通告順に発言を許可いたします。

通告順番6番、議席番号13番岩江正行議員の発言を許可いたします。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）〔質問席〕

おはようございます。

議長に一般質問の許可をいただきましたので、12月議会の一般質問をさせていただきます。

今回は5項目について質問させていただきますが、一番初めは市民の誘致企業と投資効果について、学校法人大阪滋慶学園、NODAレーシングスクール誘致については、多額の補助金を支払って支援してるが、当初の説明より生徒数が少なく報道されているが経営不能にならないか、1番目として市民の大切な血税をどぶに捨てるようなことにはならへんかと非常に心配しております。

一項目め、NODAレーシングスクール、当初生徒が30人だったのが現在では今4人おったんが3人じゃという聞いております。その中で、理事長か社長か知らん子どもさんが1人おられて、よそから来たのは2人じゃということ聞いております。それから、子どもたちの就学の義務が保障されているかということについて、これについてでも小・中学校は地元の小・中学校と連携して卒業資格を取得するというふうにはNODAレーシングのほうの社長が言われて、校長さん言われとんじゃけども、これはきちっとした指導はなされとんかということ。

それと、滋慶学園については、10億円の補助金で生徒数680人が360人、市長が10月11日にその土地の再議についてどがいぞ協力していただきたいというて、私のとこをのぞいたときに、市長と私とのやりとりの中でそんなものあんなものしたって生徒来やへんでというていったら、市長は80人は来るといわれてよったんけども、初め680人言ったのが360人になり、それからまた私のとこ来たら80人じゃと、何がほんまなんかな、どこまで自信があった数字なんじゃろうかというふうの一つの大きな疑問を持っております。これについての大きな投資をしようわけですから、そこについての市民にきちっとした説明をしていただきたいと思えます。

それから、卒業された生徒、きょう、美作市にどうかかわっているのか、子どもたちの今の現在の状況報告、どこまで把握されとんのか。

それから、子どもたちはどこの学校に今、先ほど言うたんやけど、子どもたちはどこの学校に中学校の子ども、これはどこの学校に在籍をしているのか、現在は。

それから、卒業された子は、卒業証書はどこの学校が出したのかという問題。

それから、このNODAレーシングの関係について、今言よう補助金もろうたやつを国際サーキットのほうに英田のサーキットのほうにお金を動かしておるということ、これがどんなかなというにちょっと不信に思うわけでございますけれども、これもスポーツ分野の関係で監査委員がこれ指摘しております。

それから、中銀から2,400万円のお金を借りるといようなやつも新聞にも報道されとった。本当にこれ債務超過しておるやつが登記簿謄本あげたら出とんや。1,275万1,827円という数字が上がとん。中銀の一部上場しておる中銀が売上げが債務超過したような会社に何で出したんじゃろうか、わしはひょっとしたらこれ市のほうが債務保証でもしとんじゃねえかというふうな一つの疑問を持とんですよ。議会にかけずに債務保証しとったら、これちょっと問題なるけど。恐らく中銀が何にもなしにお金を出すといふことではないと思いますよ。これについて知とる範囲でよろしいですから、これについてもお答え願いたいと思います。

ほいで、今、生徒がだんだん少のうなとんじゃけども、この2人や3人で経営ができるんじゃろうかと非常に不信に思います。これ、後の1,000万円ずつ5年出しよったら、NODAレーシング出す金だけは1億は出るんよ。ちょっとそれますけども、湯郷Be11eは、ここで今、1部から2部に落ちてしもうたけれども、やっぱし来年がこれ勝負の年やな、年を明けたら。これについてはやっぱし湯郷Be11eについては大きな経済効果をもたらした実績があるんですよ。そこら辺のところにどぶに投げるようなことをせずに、実績のある会社に力をかすのが今の美作市民としても行政としてもやるべき姿ではないかと私はかように思うわけでございます。何点か言いましたけども、それについて御回答お願いしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

皆様、改めましておはようございます。

岩江議員の御質問につきまして御答弁をさせていただきます。

まず、学校法人大阪滋慶学園、NODAレーシング誘致について多額の補助金を支払って支援しているが、当初の説明より生徒数が少なく、経営が不能にはならないかという御質問でございます。

大阪滋慶学園の生徒数につきましては、当時と現在の状況の違いは、萬代議員、安本議員へ答弁させていただきましたとおり、修学期間と学科構成でございます。当時は、看護学科、理学療法士学科、鍼灸スポーツトレーナー学科、柔整スポーツトレーナー学科、鍼灸師・柔道整復師学科の設置予定でありましたが、その後、大阪滋慶学園との交渉によりまして、近隣の専門学校等の状況や社会的な状況を考慮し、看護学科、柔整スポーツトレーナー学科、看護福祉学科、日本語学科の4学科に至っております。修学期間は学科により異なりますので、定員総数は360名ということに至ったところでございます。

また、通信制高校といたしまして、1年生あたり40名程度の構想がなされており、定員総数が120名であり、専門学校の定員総数と通信制の高校の定員総数を合わせますと、橋本常務が講演でお話になりました定員総数480名に合うように検討された結果だと推察しております。

経営につきましては、大阪滋慶学園により、現在の生徒数で推計が行われ、十分経営ができるものと認識しております。

また、NODAレーシングアカデミーの生徒数につきましては、現在、特待生を含めまして5名の生徒が

在籍し、2名が入学を検討中とお聞きしております。NODAレーシングアカデミーに対しましては、安定した経営が維持できるよう、生徒の確保に向け、より一層の努力を図るようお願いをしておるところでございます。

また、子どもたちの就学はされているのかということにつきましては、NODAレーシングアカデミーにつきましては、平成25年4月に栃木県の茂木町で開設された以来、運営をされておりますが、当時から中学生が学んでいると聞いております。美作市におきましても、この方針を踏襲することにより、子どもたちの夢がかなうよう、NODAレーシングアカデミーを支援しているところであります。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）〔登壇〕

おはようございます。

1点補足をさせていただきます。

中銀の支援について御質問がございましたけれども、これは総務省の補助金制度に基づく支援措置でございますので、言うてみれば国の支援をいただいてやっているものであるということを御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

NODAレーシングの生徒の卒業の関係での答弁がなかったと思いますが、わかりますか。

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

在籍する生徒につきましては、それぞれの保護者の住所地の学校に在籍がございます。それぞれの学校で認められたと聞いております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

ちょっと企画の部長、あんたの説明ようわからんねんけどな。できる確信のあるところを話をせなんだら、ほんまに2人や3人で経営が成り立つんか。滋慶学園もちょっと資料見させてもろうたんよ。何人以上おらんたら経営はできんってうたわれとるぞ、経営不能になる、不能に陥るって。そのことを尋ねとんじやから、そのことについて言うてくれないけんがな、そうでしょう。

それから、職員もお金の関係のこと言うようやけども、全体は15億円じゃと。きのうも1番安本議員と、それから萬代議員の質問で大分〔聴取不能〕思います、滋慶学園については。けれども、やっぱり15億円の中で10億円ぽっきり出したら、あとは全部するという言うるとるわけじゃ。ほれじゃけど、うちのほうが出向して、職員も2人来とんで、この間もちょっと言うたんやけども。事務所はうちの事務所を使いようらんよ。恐らく井勘定で計算しても、2人職員がきちとした職員が出向して、事務所を使うたら2,000万円近いお金がかからへんかと思うんじやな、1年間に。どがいなあんた方、認識しておられるんかな。

それと、きのうの医療機器の問題、これらについてはきのう初めてじゃからね、設備の関係。後から市長、協議するというような話じゃろ。やっぱりその辺のところ为一个の疑問、私は市民の大切な血税がどぶ

に捨てるようなことにならないか、あそこが存続してくれたらええんで応援せないけん、頑張るんだったら、頑張れるんだったら。ほれじゃけども、経営が不能になるような会社にどんどんどん金入れても、これたまったもんじゃないよ、美作市ぐらいな予算の中で。そのことを言よんよ。あんたもよそのほうから来たけ、そのくらのことは関係ないと思うとんか、そのような問題じゃなからうが、もう一遍答弁や。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

失礼いたします。

岩江議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

大阪滋慶学園につきましては、現在7校の学校を経営されております。そういった経営の手腕、そういったものも含めまして、今現在ある学校等を含めまして、今回つくる学校につきまして定員360ということを検討された上で、これなら経営が成り立つということを検討された上で決定されたということを認識をさせていただきます。

それから、NODAレーシングにつきましては、1回目の答弁の繰り返しになりますが、レーシングアカデミーに対しては、引き続き安定した経営ができるよう、生徒の確保に向けて努力するようお願いをしております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

滋慶学園の関係の予算についての答弁がまだ漏れております。設備の関係も含めてあります。答弁できますか。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

この間もきのうも話がありましたように、私どもとしては、現行の交付要綱というものにのっとり、その範囲内で対応していくということでございます。

なお、滋慶学園、この間、私、大阪まで行って、今後の方針等について伺ってまいりましたけれども、橋本常務の言葉で言えば、今までの経験、特に出雲や鳥取でやった経験からすれば、自分たちのノウハウで持って、しっかりやっていける自信があるよということを感じてくれと、こういうような話であります。

もう一つ、議員おっしゃったように、いわゆる設備投資に入らない人件費出ますね、これ。3名の方が来ていて、そして学校経営担当、つまり校長予定者の方が既に採用されてるということですから、相当な出費になるわけでもありますけれども、滋慶学園としては今後、非常に発展の可能性のある通信制の高校をつけ、かつその通信制の高校にあたかも全日制のように通える形の寮制というものを何十年か、40人掛ける2か、50人掛ける3年か、若干の40人以上のいわゆる全寮制の学校にもするというようなことで、これ今、日本の教育の中で非常に重要な部分を担えるというような意気込みが感じられます。そして、その意気込みの背景には、大原という立地が非常にある意味じゃ交通の便が山陰と、そして近畿を結ぶ中間点であって非常にいいんだということで、議員もおっしゃったようにうまくいけばありがたいということでもありますけれども、彼らとしては、うまくいだけじゃなくて、日本の高校以上の教育にちょっとした旋風を起こそうと、こういう決意でやっているんだと、こういうような話であります。つまり非常に夢のある話として、大原の学校群というものを今後考えていく。ですから、私が受け取った印象としては、人数的にもいろいろ堅めの数字で入ってはいるものの、これを今後拡大できるようにしていきたいと、こういう強い思いを感じております。

ちなみに、面積的に見ましても、出雲は6,000平米ぐらいでしたかね、そういう話でありますけども、あれ旧大原高校と新しいビルっていうかね、校舎を合算しますと、軽くそれを超える数字になっているということも含めて、将来の発展の可能性を彼らは熱心に探訪していくということでもあります。

ぜひ岩江議員におかれましても、大原、地元の御出身でございますし、この運動に対して議員自身もおっしゃったようにしっかりと応援をしていただいて、なるほどというか、傍観するよりも心配してみるよりも応援を積極的にして、てごをするという感覚でぜひ御対応いただくことを強く求めておきたいと思います。

〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

民間企業は、事業立ち上げようと思うたら、あらゆる情報を取り入れて、それからなかったら個人投資というのはしない。銀行もお金を出さないわけじゃけども、このNODAレーシングも債務超過の関係、これについてまだいいならんわな。こういうふうな2年続いたんか3年続いたんか知らんけども、債務超過あるような会社に金をどんどんどんどん入れていくということについて、ほいで2人や3人で経営ができるのかできんのか考えてみなさい、あんた。

それと、もう一つ、今ある条件をきのうからも聞きましたけれども、生徒の授業料の関係じゃな、津山のだったら東高校があります。あつこもちょっと定員割れしようらしい。それから、津山の看護学校は、津山の中央病院もやっつる。そこらが年間30万円ぐらいじゃといゆるわな、授業料が。東高やこうもでも。ここは100万円じゃと書いとんじゃ。この生徒の誰しも教育費に金がかかりょうとこに、あたかもいわゆる向こうは100万円じゃといゆるし、こっちは30万円じゃというていうたら、どこ行くというたら津山東、中央病院行くでしようがな。岡山行ったらたくさん日赤もあるし、いろんな学校がたくさんある。姫路にもある。鳥取もある。その中間の一番少ねえとこでほんまに人が寄るのか寄らないのか調査した結果がありますかというて、この間も言うたはずなんじゃ。何人ぐらいここ志望、ここの学校に希望調査でもしたことがあるんですかっていったでしようがな、この間。何にもそないこと、あんた答弁しやへんのんじゃが。責任があるよ、あんた。ですから、ここで議会で承認するということになる、我々は責任が一番あるんじゃ。農協の理事だったら、全部赤字が出たら、理事が全部責任負うていかないけんねん、払っていかないけんねん。けれども、一番この地方自治体、行政、ここらがとんでもない大きな赤字する、破綻する、したところでも議員が責任とったことあらへんで。全部債務保証、議員が肩がわりするようなことあらへんで。やっぱりそれだけに真剣にやらなんたら、これがこの美作市のこれからの税収がどんどんどんどん落ち込んでくる。人が少のうなってくる。そこにやっぱしよう考えた行政をやらなんたら、これから汚点を残す。そういうなことでもう一度御答弁をお願いします。企画部長も頼むよ。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

御質問伺っておりますと、ありがたいところもあると思います。無駄にしちゃいけない。かつて当市でもいろんな無駄があったし、経営困難に陥っているものがあるわけでございますけども、ただその一つ重要なポイントは経営責任というものを我々が持つ話と持たない話というのは大きな差があるわけでありまして、例えば滋慶についてもNODAについても破綻責任というものは彼らにとるわけであります。さらにありがたいことには、今回の場合、血税が無駄にならないように一定の場合において返還条項を私どもの交付要綱

の中にしたため、それについて先方も承知の上でやっているということでもあります。

ちなみに、その滋慶学園っていうのはなぜ伸びたかという、世の中に確かに公立の専門学校等がさまざまにあるわけです。そして、公立の専門学校については、これも議員もおっしゃっているとおり、授業料安い。鳥取県でも鳥取県立の看護学校があつて、授業料安い。けれども、滋慶学園に集まるのはなぜかという、それは最終的には教育の質の問題、レベルの問題、達成度の問題というものをしっかりと世の中というか、高校生たちあるいはそうじゃない方でもいいんですけれども、マーケットにおられる方々にしっかり示して、その実績を残してきていると。滋慶学園がそういう意味ではこの地を選んだということについては、これはやれるという自信のもとで選んでいるということであろうかというふうに思っております。

私は、将来、いろいろこう見ますと、確かに津山にも看護学校があるわけでございますけれども、その津山における看護学校よりは、滋慶さんがやる看護学校のほうが恐らく精力的に伸ばしてくるんじゃないかという感覚も持っております。そして、こういうことをいうと変でございますけれども、幾つかの津山の看護学校関係者の方々も滋慶には協力をしたいと、こういう意向があります。その協力の内容については、さまざまな問題がある、あるいは可能性がありますが、恐らく協調体制というものがこれはしっかり構築されていくんじゃないかと、こういうふうに思っております。

いずれにしても、もと根本というのは、議員おっしゃるとおり、我々は無駄にお金を使っちゃいけない、効果的に使いたい。さらにいうと、それが将来、当市の発展につながるように使いたい。恐れていたこともそれは重要でございますけども、ぜひ前向きな投資というものが必要なんだと。前向きな投資なしにこの町を放置することはまさに衰退の一途となる。それはもう国からも示されているわけですね、消滅可能性自治体と。何もしないでそれを放置することがいかに無謀であるかということについても、議員もそろそろ御理解を賜ったらよろしいかというふうに申し上げてございます。

以上であります。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員、総括です。

13番（岩江 正行君）

とりあえず市長の選挙ももうあと残すところ1年4カ月か5カ月ぐらいか、そういう中でこれが完成すると同時に次出た市長が市長が又当選して頑張ってくれるんだったらいい。市長、これでもうあかん、これでアウトになつてもうた選挙落選したんじゃというなことになつた場合、前の市長がやったんけど、むしろどないにも努力できんがというなことになつてもうて、大きな負債残してもうてやられたんじゃ。副市長はおらんわな、ほんなら今いる企画の池田さんおらん、総合戦略監もおらん。立ち上げた者みなおらんようになってしまつたら、これどこいつていつたらわけわからんようになるんよ。やっぱどこへかえつても、責任のある行政をやっていただきたいと思ひます。

次に入ります。

議長（山本 雅彦君）

それでは、2項目めに入ってください。

13番（岩江 正行君）

2項目め、桂坪大屋線の道路環境整備について、これ桂坪大屋線道路改良工事、1項目めに書いとんじやけども、市民的権利剥奪事件、市民の安全・安心についてということで質問させてもらいたいんです。

桂坪大屋線の道路交通環境整備については、429号線と県道梶並立石線を結ぶ路線が非常に生活道の機能を担う重要な地域にとっては路線であります。これは、大原町当時から平成7年、8年時分に町が計画した

けれども、計画したんじゃないけども、用地が難航してできなんだという経過があります。そういう中で、新市が合併してから、美作市が合併して、その当初、宮本市長、また安東市長になってから、あそこがいぞさせていたきたいんじゃないということなんですけど、私も相談あったんですよ。市長、迷惑かけたらいいけんからというのは、迷惑というのは何ならというたら、用地が非常に難航して、きょうまでできなんだんじゃないということ断ったようなことがございます。そうしたら、最近になってから26年になってから、26年の正月だったかな、今の部落のほうにその難航しとった家のほうから、非常に危険な目に遭ようるんで、道路改良をお願いしたいと。ほんなら、いうんだったら、あんた、きちっと部落の総会で言いなさいと。いって、部落の総会で言った。それで、要望書を26年に出した。ほれで、27年に同意書もつけて出さないけん。そこの都市公園みたいに同意書とらずにやったら、今の林野の10億入れた事業が途中と中でとんでしまわないけんってしまふ。都市公園が何やらわけわからんようになってしまふということになったんでは意味ないんで、とりあえず同意書を一番にとらないけんということで、部落長を中心に同意書全部とりました。けれども、27年度の過疎債の変更、これうまいこと手続してくれとんのかと思うたら、議会じゃこういうふうに1,110メートル、5.5メートル、これを7メートルにすんじやと。5.5メートルないよ、調べたら。このような資料は2年にわたって議会に提示された。それが部長の話をかっていうと、部長はどないでこれせんのかというたら、萩原市長が妨害しよんじやと。いってんよ、妨害しよんじや。これ、産建でも質問したことあります。テープととん、安本議員もテープ聞かせとる、わしは。テープととん。そういうようなことがございます。

それはさておいて、これはことしになってから、えらいかからんと思うて、県行って調べたら、きちっと出しとるわけです。数字も書いとった、中山間行ったら。数字書いとる、またえらいおかしいと思うたら、どないなんと言ったら、部長が去年と一緒ですというて言よん。去年と一緒というのはまた妨害したんじゃないや。うちの市長、常識というかな、人間の感覚どつか狂ったとこあるんじゃないかというに私は一つに疑問に思うとるわけ。

そういう中で、市民的権利剥奪事件というのが、これ初めは同和対策でやりようたんよ。1996年に〔聴取不能〕が成立して、法ができて、それからずっと延長延長でやりようたんじやけども、平成14年に法が切れた、期限切れになった。けれども、切れたからといって、同対審答申は、部落差別が現存する限り、この行政は積極的に推進されなければならないと述べており、一般対策の意向は同和対策の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではないというものではないことをしっかりと見据え、地域の状況や事業の必要性を明確に把握し、行政が主体性を持って、真剣に施策を実施しなきゃならない、こういううたっておるわけじや。あんだけ市が合併してから、コンプライアンスコンプライアンスと言った市長が同和問題解決するに向けての話については横向いてしもうて、どないなとんじやろうかと思うてな。これは同和施策の中でやってきよった道路、町るときには大きな事故がたくさん出てきよったんよ。事故があった。

ここへこれ広島県連の新聞なんやけど、沖縄で警察官が機動隊がいて、土人呼ばわりしたという人権問題、これについて広島県連やこうは、県警職員の人権研修をというて、沖縄差別問題を踏まえ、こういうふうにやられようるんよ。うちの人権教育のお金が今、不納欠損、ちょっとこれはよう使わんからというて、不納欠損しとる、今回。ちょっとおかしいんじゃないかと思うんじやけどな。

それから、これは従来に増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据える。基本的人権の尊重をしっかりと見据えて、一部立ち遅れた所も視野に入れながら、地域の実情や事業の必要性を明確に努める、こうとうとんよ、同対審答申は。同対審答申は、同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題じやと。その早急な解決をすることは国民的課題じやいうて、全国民の一人一人の問題じや

と、こういうにうたっておるわけよ。市長もそれは知らんことはない、岡山の市長もしとったし、衆議院もされとんだったら、同和問題下げての行政やってないと思うんじゃ。なぜそこまで反対せなならないのか。あなたはここへ通うのに公用車で通よう。それを去年かおとしに質問したら、市民の方が交通事故におうたらいけんから、市長は公用車で通ってもらえて。自分のことは自分の人権を守ろうとするし、人のことについて背中を向け、矢を向け行政というのはこれは差別行政ほかないと思う。もつてのほかじゃと思う。これ、あんた、ほれじゃからきのう局長に言うたんよ。局長、市民的権利はわかっておるかかっていたら、いや、市民的権利わからんって言って、市民的の権利がわからんような者がうちの議会事務局局長に座つとんじゃし、人権、民権、公権の関係がわからんような人間がそんなことじゃ困る。どうするんな、この問題について。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

人権というか、市民的自由の問題について御質問が項目とは若干ずれますけども、あつたんでございますけども、これはもう何人にも平等に適用されるべきであつて、例えば集会の自由というのがあつて、発言の自由でありますんで、議員のようにいろんなことを言われるのはそれは一つの自由でありますけど、例えば住民がある会合に行こうとしたら、ある人はそがんとこ行くなとつてとめに入つて発言を封じるとか、そういうことは絶対にあつてはならないというふうにするわけでありまして、一方で発言の自由はあるけれども、例えばある人が公用車で走つてるといふ主張をするのは結構ですけど、それは事実と反したときにその責任は誰がとるのかといふことについても考えるといふ視点をもちながら、他の方々の意向も尊重しながら、この自由と平等といふものが尊重されるべきであらうと思つております。

ちなみに、岩江さん、外に出てみるとわかるけども、私の自家用車がとまっております、駐車場に。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

おはようございます。

私のほうから建設部のほうでお答えをさせていただきます。

事業の経過も含めてということになりますけれども、この桂坪大屋線は先ほど議員もおっしゃいましたが、国道429号線と主要地方道作東大原線を結ぶ県道梶並立石線から分岐し国道429号に連絡する市道でございます。旧大原町のときに先ほどお話もございましたけれども、一時的な改良が行われまして、現在、道路の幅が幅員が5メートルというふうになっております。

平成26年4月に区長名で要望書を岩江議員が御持参されたと思っております。その際、地権者の同意書が必要ということをお願いいたしまして、平成27年4月付で同意書をこの時も岩江議員が御持参されました。私どもとしては、その間、地元の関係者の方にはお会いできてないというのが現状です。

平成26年度の要望書を受けまして、予算的に余裕といひますか、ございましたので、同年度に早速概略設計を行っております。概略設計というのは、路線の検討ということですが、やっております。

今後の改良は、二次改良ということになりますので、住宅や倉庫等が連担する区間の移転の撤去、橋梁のかけかえ、起終点での国県道への交差点改良など、ルートや工法によっては事業費がかさむということが想定されます。そのことから、平成27年度は、採択する事業の検討を行っております。平成28年度には、要望

内容の確認や通行の状況把握に努め、また地元の代表者の方にも面会を求めるとして、効果的な方法を検討させていただいておるとというのが現状でございますので、御理解をお願いいたします。

それから、先ほど幅員の話がございましたけれど、5.5の7と申しますのは、通常一次改良というか、改良する場合には5メートルが1車線で最高です。で、5メートルの道ということになれば、普通車の対向ができるということです。それから、5.5の7と申しますのは、2車線という意味を示しております、5.5というのは1車線1車線が通常は3メートルで6メートルなんです、縮小規定というのがありまして、交通量が少ないのは2メートル75で2車線ということになります。あと、路肩を足しまして、合計で白線から外を含めての幅員が7メートル、白線からセンターラインが2メートル75、2メートル75というふうな計画で今のところはおります。

以上でございます。〔降壇〕

〔13番岩江正行君「どがいするんないうんじゃ。おりますおりますじゃなくて、どがいするんないうんや。私、ちょっと妨害されちゃどうのこうのとって、また来年なったらまた言うんか、それ」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

考え方を言うてください。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

考え方といたしましては、事業を私どもがする場合にいろいろと内部で話をするわけですが、事業を進める中でまず意思決定、過程の透明性とか公平性の確保、事業内容については、社会的、経済的環境面等のさまざまな観点から総合的に検討するようにしております。

その中で事業を進める上でという話になるわけですが、地元の方に説明をしたりとか、最近では事前評価とか再評価とか事後評価とかというのがありますので、そういうことを頭に入れてやるとか、例えば事業の失敗があったとしたら、最終的な負担が市民になってしまうというようなことから、事業をやっていく上では事業の遂行の妥当性に関して可能な限り市民の賛同を得てやらなきゃいけないとはいいながら、多様な利害関係が存在する中で全ての皆さんが満足するというようなことはなかなか難しいというふうに思っております。

だとしたらどうしたらいいかということになるんですけど、正当性ということの確保が重要になるというふうに思っています。正当性の中には、実用的であったり、道徳的であったり、認識であったりというふうに思っております。実用的正当性、道徳的正当性、認識的正当性など、内部の中で全部が満足するというのはなかなか難しいわけですが、事業担当者の中で調整をして進めてまいりたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

ようわかつとらんじゃ。26年要望書出して、そのことは26年度に過疎債の変更出すまでに、これ内部であんたたちきちつとしかないけん問題、地域の実態調査しかないけん話。一部改良、二次改良であろうが、きょう、これ出てきたのは何ならというたら、リニアカー乗った人から問題が出てきたん。それと、あんた、普通車はこういうにどうのこうのできると。5メートルの道路に白い、きのうも安本議員言った白い白線があって、これから向こう行ったら危ないですよっていつて、線があって、何センチ入ったところに。ガードレールが外にあって、あつこのところで道路で普通車がすつと交代できるところ何か所ある、調

べとるか。ほれで、ほんならあそこは普通車以上は通ったらいけん道路になつとんか。市道の1級の中でも桂坪大屋線は、今、言ようる大きな大型ダンプ、トラックやこう入ったらいけんようになつとんか。車の写真もつけて出とるはずじゃ、要望書の中に。

それと、正当性じゃというて、正当のないもの、ほんならことしまた過疎債の変更出しとんか、ほんなら。県で見とんじゃが。おかしんじゃねえんか、あんたらが言よんのは。あんたらがやってることが正当性がないんじゃがな、そこの山見てみ。城山公園、城山から見る湯郷温泉を眼下に望み、吉野川のせせらぎを聞きながら、湯郷温泉の誘客を全部するんじゃ、あつこへいつて。誰が山行くんな言うて、あがんところへ。そういうな大失敗をして、そのことはこっちへ置いてしもうとつて、一番人権にかかわる問題をタヌキやイタチも喜ばんようなとこに10億円の金を投資して、生活に密着した事業に足も踏み込まずにどうのこうのというのはもういかなもんじゃろ、これほんまに。とんでもない行政やつとるじゃねえか、ほれで。市長が言うたん、ここぞな。吉野川のせせらぎを聞きながらというて、県へ出しとる、資料を。これ、湯郷の誘客するというのは、来たお客全部あつこへ連れてくるって市長が言うたんよ、これ。誰があんところ行くんって。ちょっとほれじゃから、あんたがやつとんのは、ちょっと人間的にちょっとおかしいんとちゃうんかということをしは先ほど言うたんよ。イタチもタヌキも喜ばんようなところに10億円、金を投資して、交付金の目当て、今、この間の新聞出とつたがな。今の日本のこんだけ財政が厳しゅうなつて、そういう中に交付金目当てをやるような行政というのはおかしいつていうて。今、地方がもう少し頑張つていかないけんつていつて。あんたがよるの交付金目当てというのは山じゃが、それ。その保証がどこまであるんなら。ようそないなことで岡山市長しとつた、それから衆議院しとつたと言えるんじゃな、これ。人間優先の行政やれるんか、あんた、ほんまに。あんた中心に回ようだけの話じゃねえか、これ。とんでもない話じゃ、これ。どがいすんな、答弁じゃ。

〔「さっきのは、リニアじゃないシニアカーな」「シニアカーか」「セニアカーね」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

真野建設部長、答弁されますか。

〔「美作市の道路行政の問題じゃけちゃんと言えよ」と呼ぶ者あり〕

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

まず、先ほど道路の幅員のお話がありました。説明不足だったかもしれませんが、5メートルというのは普通車が対向できるということで、1車線で計画する場合の最大の幅員です。大型車が当然通るわけですが、大型車の通行量によって2車線にするとか5メートルにするとかというふうになります。

それから、先ほど岩江議員の御指摘があった非常に参考になるといいますか、そのものだと思つたんですけど、これから高齢化を迎える中でセニアカーといえますか、そういう車が通るといのは認識しておりますし、それからモバイルカーが最近出ておまして、電気自動車のああいうふうな交通形態になるというのもございます。道路幅を計画する中で、交通量が多ければ2車線ということになるんですけど、そういう交通弱者といえますか、そういうものに対しての道路計画というのも今後必要になってくるというふうに思っておりますし、この路線についても、そういうところは検討する必要性が十分あるというふうに思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員、3回目です。

13番（岩江 正行君）

部長、トラックは、あっこはほんなら大型車通行どめにするような道路にするんか、そのこと答えりやせんがな、聞いとりやへんがな。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

それから、部長、5メートルで2メートル30あるんじゃ、車が。もうぎりぎりじゃ、普通車が通れるっていうて。じゃから、きのう安本議員言った白い白線がこれ以上出たら危ないですよって、白い白線が通っとんじゃ。それ入れよったら5メートルないんや。60センチを30センチ、30センチ入ったとこだったら、60センチ少のうなるんじゃ。どがんで車が通るん、あんた。おかしいんとちゃうんか、言ようることが。

それから、今、言ようこの人権尊重の立場から、市民的権利保証するんじゃという立場からの答弁があなたにはなされとらん。市長、何かわけわからんこと言よったけど、狂っとるわけわからんのんよ。

議長（山本 雅彦君）

狂っとるという言葉は訂正してください。

13番（岩江 正行君）

狂っとるがな、本当に言ようことが。

議長（山本 雅彦君）

それはだめです、だめです。

13番（岩江 正行君）

それ、ちょっと答弁。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

今後とも事業を進める上で、地元代表者、地権者の方、関係者の方、その方々としっかり話を進めてまいりたいというふうに思います。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員、総括です。

13番（岩江 正行君）

やっぱし行政を進める上においては、やっぱし無知で傲慢な、このようなものはやっぱし改めていかなんだら、市民生活は私は守れんじゃねえんかなと思います。

次に入ります。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員、10分間休憩をいたしますので。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時04分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、岩江議員、3項目めの質問から始めてください。

岩江議員。

13番(岩江 正行君)〔質問席〕

では、3項目めの質問に入らせていただきます。

3項目めは、武蔵の里のクアガーデンの閉鎖について、これは当施設は宮本武蔵の生誕の地として、地域の活性化を図らないけんということで、先人たちが大変な御苦勞をされて築き上げたもんが9月末をもって、赤字を出したということで、私のほうから見させてもらいましたら、抜本的な改善も取り組めず、これは再三に産業建設委員会の中でもこのことについて質問させてもらっております。

それを経営努力を怠って、これを閉鎖じゃというなことにしてしまうたということは大罪に当たるんじゃないかねえかなと。先人たちに唾かけよんじゃないかねえかなという感じがして、非常に残念でたまりません。

この武蔵の里、愛の村パーク業務管理委託料として、共立メンテナンスという会社に1,188万円、月額99万円支払った投資効果と経営指導の内容全般について尋ねるということでございますけれども、1として、赤字に転落した原因はなぜか。売り上げに対して人件費が非常に多いということは、もう毎回の委員会で私、産建の委員会で言うておりますが、その中に今回のメンテナンスが入られた1,180万円も払うとるんじゃないから、成果主義の導入についての指導を受けたんかというていった、これはいかなもんなかな。受けとらんんじゃないろう、それは。

それから、閉館から今日までの観光客の動向とこれからの武蔵の里、愛の村パークの観光行政の取り組みについて尋ねるということでございますけれども、1,180万円もかけてしとるわけですから、今までの前の支配人の報告書も見させてもらいました。あれは月に20万円ですとやってきとった。だけど、今回は、1年間で1,188万円払とる。だけど、結果がここに資料がもろうとるもんがありますけども、読ましてもろうたんじゃけど何か知らんよそのやつ抜粋したような形の中でちょっと出てきとるだけ。それで、中では光熱費が多いんじゃないということじゃな、経費の関係で。人件費、光熱費は主な大きな原因、それから資料館の問題、これは営業が足らんんじゃないろう。イベントの一つの計画立案ができてない。あそこを閉めるだけじゃなしに、ここの本体の観光課も閉めたらいいんじゃないかなぐらいにわし思うんよ、閉めるんだったら。市全体、町を全体、市長の話を借りていうたら、町を全体に指定管理に出しゃいいんじゃない、共立メンテナンスに全部を。そういうな形の中で問題が解決できるんだったら。

ほれじゃから、これ太陽光の関係、話をした。あれ補助金はどがいなんならといたら、補助金は2分の1ですいうんじゃない、太陽光。ざっと見積もって、あそこは3,000万円ぐらいかかる、今の五輪坊の表と裏で。じゃけども、話をしようたら、3,000万円の金半分もあつたらできるんよ。半分の中でのまた2分の1といていったら、物すごく少のうて済むよな。700万円か800万円ほどでできる。それで、その補助裏を今度、あんたらがよく使う過疎債を使うたら、560万円使うたら700万円、100万円ほどで太陽光ができる。そがいして全然努力もせずに努力を怠るとというのは、こういうふうなことを言よんよ。そがいして、これは太陽光上げたらといていったら、どない言った、あの建物が持たないという、太陽光上げたら。持たんことはない、設計した会社に聞いたんじゃ。調べてくれといたら、岡山の設計会社に聞きました。そしたら、平面あたりに40キロ以内だったら十分可能です言うた。40キロも全然かからへんねん。これもその専門の会社から、今、数字を出したものをもらいました、ここへ。かからへんねん。何を考えて、行政しようんじゃないろうな。これで金だけ持って、給料だけ振り込みかもわからんけど、給料もらうだけは、黙ってもらって、結構な行政じゃなというふうに感じとんじゃないけども、もう少し閉めるまでに努力して、どがいもならないからというんだつたらわかるけれども、それは前の支配人もいよいよこうこうだった、どないにもならん

という場合については、指定管理という一つの選択方法もありますよということは、それも読んでおります。ですけど、これの中じゃ全然検証できとらんのか。来て1時間ぐらい、前の支配人が言よりました。どこへいつとんかようわからん。そんな形の中で1,180万円、どこへ銭が消えたんじゃろうかという。誰がそばでええことしようもんがおるんじゃねえんかというような、そういうような疑いも皆さん言よりられました。ほれじゃから、光熱費が高うかかるとしたら、太陽光を上げて、今のこっちゃから数字を上げて。こういうな努力が全然足らんということと、それから今言よりる成果主義の導入、これについてなぜ受けないのか、お金払うとんのか。これについてちょっとお尋ねします。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

それでは、岩江議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、クアガーデン武蔵の里でございますが、旧大原町時代の平成9年に開業をいたしております。それ以降、毎年、苦しい経営状況が続いてまいっております。美作市になりましてからも、その状況の改善には至ってございません。

クアガーデン武蔵の里の経営は、旧大原町時代の第三セクターから市へと移行し、その間、さまざまな経営改善と経営努力を行ってきたわけでございますが、しかしながら施設の規模から見ましても、多額の経費、人件費も含めてでございます。経費が必要となる施設でございまして、社会環境の変化や生活様式の多様化といった時代の変遷に対応できず、また利用者の嗜好にも合った施設に変更できず、施設の老朽化と重なって、利用者離れ等も進んだことが原因ではあるかと思っております。

なお、先ほど議員おっしゃいましたように、業務管理指導におきまして、成果主義の導入についての指導は受けておりません。

続いて、観光客の動向でございますが、10月、クアガーデンのほうを休館いたしました後の10月の集計で見ますと、武蔵の里の利用者数は対前年比、同月前年比対で33.1%の減でございます。売り上げにおきましては38%の減となっております。なお、その間、10月に8日から25日までの18日間、武将画展を開催しております。その間の来場者数は2,226名ということでございました。

これからの観光行政の取り組みについてでございますが、現在、両施設、武蔵の里と愛の村でございますが、この両施設の指定管理者の公募を行っております。指定管理者が決定した後は、民間の力を活用し、地域から愛され利用される施設となるよう、指定管理者、また当然地元の関係者の方々と十分協議をまいりたいというふうに考えております。

また、インバウンド事業の取り組みといたしまして、海外向けのガイドブックや海外放映のコンテンツを作成し、台湾などから旅行業者などを招聘したいといった事業を進めてまいりたいというふうに思っております。武蔵の里並びに愛の村パーク両施設、そして地域の魅力を積極的に海外に売り込むと、そして誘客を図っていききたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

これ共立メンテナンス、何したんかというこつちやな、このお金。1,188万円のお金、内容、何のために。今、先ほど出したこんだけのものをつくるだけに1,180万円払うたんか。うちの娘もそういうな関係し

たとこの会社におったんじゃないけども、お父さん、これなら私でもこの資料はあっちじゃこっちじゃ集めたら、こんなもん1週間もあつたらしますよというていようる。うちの子どもが大手の会社におつたから、こういうな専門の会社を。そうやっていう、1週間もあつたら、こんなもの、よその抜粋して、こんなんできますからねと言ようるわけよ。中身がないんじゃない。何のためにあれ共立メンテナンスありきで、今、あそこの学童保育も給食も共立メンテナンスがやっちゃうから、ほれじゃからまたあそこのやつもほんなら共立メンテナンスに持っていけてやられたん。これ入札の関係もわかったらん、これな。プロポーザルでして、これ決めたんか。入札されたんか。入札の執行規則というのは、恐らく1,100万円も500万円からしたら入札せないけんよになつとんじゃないねえんかなと私思うんですよ。

この辺についてもいかなもんかなと思うし、それと共立メンテナンス、西粟倉が来年の春になったらもう撤退してもらうらしんじゃ。もう再々、私もあつこの風呂ちよこちよこ今、武蔵が閉まつたからちよこちよこ使わしてもらはん。やっぱし企業というのは、利益を上げようとするから、こつちが指定管理料を払う、払うたやつはそれを残しとって、そこなことやろうとするから、どこかに無理が起きるんよ。お客様のサービスよりか企業優先に考えるから、後が潰れようが潰れまいがそないこと関係ねえんじゃ。潰れるようになったら、あきませんって撤退しますっていつて帰つたらええ話じゃ。

こういうことをしようたんでは、先人たちのやった汗が報われんじゃねえんかという質問、私、今、先ほどしたわけですけども、やっぱしそれから魅力魅力っていうけど、武蔵の魅力というのは、ほんなら部長、具体的に言つたら何があるん。やっぱしそれだけの企画立案せないけんものじゃねえか。私の友達がこの前、大阪の電通の営業部長の何とかの部長と2人來られた。あんたも会うたな。あのときにヒントくれたんじゃ。やっぱし花が世羅町やこうも花、売り物にして、大きなまちづくりやつとる。たくさんの人が來れとるらしいです、広島。それと、あつこのあそこの那須か、栃木県的那須、あそこなんか日本の人口の2割近い人が行きよんよ、2,000万かな。やっぱしそれなりにええことはどんどんどんどん誰が言ようが市長が言ようが副市長が言ようが、これがあんたが言ようるよりかこれこれようなるんじゃというように聞かなんたら、それをやっぱしそつちのほうで議論してくれなんたら、いつまでたつても美作市の進歩はありやせん。税金食い潰すだけの美作市になってしもうて、そんなことじゃ困る。

それで、この前もお通杯があつた。たくさんの人が來られた。22日、10月の。風呂入らずに帰つたらしい。それから、10月30日、空手協会、親子含めたら600人ぐらい來とつた。市長さんは、東京のほうに行かれとつた。教育長が見えられて、副市長2人ともおるけど、2人とも來とらん。でえらい御立腹されとつた。それと、11月26日、キャンプカーの集まりが来年に一つの下準備に來た。あそこの武蔵の道場の前の駐車場、あそこ大体いっぱいになつとりました。風呂があるからというて、したんじゃな。したんじゃけども、非常に残念がつとつた。じゃけど、あそこの湯はええから、ここの湯はぬくもりますな、寒いときにはいいですなというようなことは言ようりました。そういうこつて、時間がないんで、次の質問に入らないけんので、これで答弁をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼します。

それでは、2回目の御質問でございます。

どういった指導とございますか、成果とございますかといったところでございます。

当然議員にも報告ということで資料はお持ちかと思ひます。

まず、一番大きな要因としましては、現在の状況を1年間かけて、現場を見ていただいて、どういった状況であるかということ把握していただいた上での御提案をいただいたということでございます、一番大きな赤字の原因であろうというクアガーデンを10月から休館するというのが一番大きな内容でございます。

その後につきましては、武蔵の資料館の改修でありますとか、五輪坊の庭園を活用したイベントの開催、楽市楽座の改修及び品ぞろえの充実を図る。そしてまた、愛の村パークにおきましては、施設の有効利用ができていないということがございまして、例えばスーパー銭湯化するとか、広大な敷地を利用したオートキャンプ場、こういったものの新設、また宿泊スペースの改修、こういったものが大きな提案の内容でございます。

そして、武蔵の里と愛の村パーク、両施設を一体的に運営することで合宿とか、そういった受け入れの強化を図り、職員につきましても、両施設の一体的な連携によりまして、人員の削減なり、機動的な配置を行うといったことによる人件費の削減、こういったものが大きな提案でございます。こういった提案を踏まえまして、現在、指定管理の公募をかけております。

来年度以降におきましては、そういった議員の御指摘のありました魅力ある地域づくり、今ある資源を利用したといったことにつきましても、当然地元の方、地域の方の御意見も伺いながら、そういった提案も指定管理者と今後決定すれば、そういった指定管理者からもいろんな提案をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

経営を怠ったことについてはひどろ触れてこないということで、次の質問に入ります。4番目です。

議長（山本 雅彦君）

それでは、次の項に入ってください。

13番（岩江 正行君）

今なお置き去りにされている下町圃場整備事業についてですが、これは美作市下町の圃場整備事業の取り組みについて、本件の事業指定見直しであることを再認識し、事業完結に向けてのなお一層の取り組みの強化を進められたいと、こういうふうな形の中で監査委員が指摘事項の中にあるんじゃけれども、今言ようる下町圃場整備優良農地に向けての取り組みについて、耕作放棄地、まだたくさんのはせいたかのつぼというかな、あの黄色い草、これがたくさん生えとる。

それと、相続登記本換地の手続はいつごろ完了するのか。今の監査委員についてのこういうような指摘を受けとるわけですから、それについて監査委員はあんた方が選任しとるわけじゃから、選任した監査委員が指摘しとんじゃから、これについてどういうな形の中であんた方が取り組もうとしているんか、それについてのお答えをお願いします。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

岩江議員の下町の圃場整備についてのお答えをさせていただきます。

まず、耕作放棄地の解消についてということでございますけれども、この圃場整備は、ここで何回か申し上げておりますけれども、農地を先祖より引き継がれた関係者の皆さんがこれからの農業の将来を見据えた思

いのもとに始まった事業でございます。

事業実施期間中には、いろいろとございましたが、そのときそのときに地元と相談をさせていただきながら対応いたしまして、平成21年度で工事自体は完了しております。しかし、まだ換地ができていない状況があります。また、ことし5月には、地権者会議が開かれておるようですが、圃場整備組合の役員の方が辞任をされるというようなことになっております。

圃場整備事業は、関係者個々の土地を整備するものでありまして、まずは全員の思いが一つにまとまることができなければ前進をいたしません。地元において、問題の解決の機運が高まるということは今を期待をしているという状況でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

簡単な御答弁で、あそこの報道が出とん。12月、耕作放棄地に向けてと書いとん。書くだけじゃ。書くだけ、あんた方。あそこのインターおりよったら、この前、インターおりよったら、きれいな花が咲いとるといって、みな何人かいたらしいですわ、インターおりようる人が。行ってみたら、何のことは花は花じゃけども、外来種のあのせいたかのつぼが物すごく自生しとる、たくさん。それにかやがまざとん。かやが今度株になって、あれ起きるんじゃ。東谷行ってみんさい困とるわ。花は花でもせいたかのつぼって非常にわしら鼻炎があるから一番体に調子が悪いんじゃ、あれな。わしに当てつけて、あれを刈らんのんかもわからんけど、とんでもない話じゃ。どうなんかな、これ。前副市長さん頑張とったんやけど、半年、5カ月ほど休まれて病院に退院されて、何か知らんけど、最近勢いがいいけん、ことしはまだ体が調子が悪いんやろか、草刈り代わりに行ってみないけんと思ようたんけども、何かせなんだら、ここへ監査委員が指摘されとるわけじゃから、本件の事業主体、美作市であることを再認識しと書いとる。市長が任命した監査委員がこのことを言うとんよ。何か答弁しなさいよ、市長。

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（横山 博光君）〔登壇〕

この下町課題につきましては、私も大きな責任を感じております。今、議員指摘のとおり、ただの一日でも早く解決したいというのが全てでございます。

草刈り等につきましては、特にことし体調崩して、これは作業的にもできないので、岩江議員にもお願いして、作業に岩江先生がいてくれたら、私、その後ついていくというふうなことまで言うんですけど、何せ職員の動き等々含んでみても、私が過去において数回にわたって対応しても、草刈りは何のためにしたんなというような結果がそのまま出るのが現状でございます。したがって、我々が草刈りをするのが全てあつこへ解決に結ばんというのが今の思いであります。

結論は、先ほど建設部長のほうから答弁させていただきましたが、これが全てでありまして、市の持ち物ではないわけです。各個人の方がおられて、その整備が全てでございます。これに国の補助金等々入るとるわけですが、1億数千万円というもんが入って、年月がたつ、その流れにおいてはどこかでははじめというもんが当然迫ってくると思います。こういうことも予定書の中に入れて、できることならただの半日、一日でも早く地権者の方がお集まりいただいて、結果として、私が昨年6月議会で答弁させていただきましたが、誰が勝った負けたよかった悪かったでなくして、譲り合いというようなことを頭にして、解決策を見出させていただくというのが全てでございます。

これ以外に答えとしては用意しておりませんし、我々の頭としては、それ以上の答えはないというふうな思いでございます。とにかくこの時期において、この5月の連休のところで一部の人の発言で役員は役に立たん、やめえというような発言をもとにして、組合長さん以下が地元でわかったということで辞任劇まで出とるわけですが、それはそれとして、それは一つの一こまとして、この時期にもう一度皆さん方が寄り集まっていただいて、いい方向での結論づけをしていただければ、我々もただの一日でも換地測量というものに向かっていきたいし、換地測量という前段があった上で、今度は地元絡みの方がそれぞれの調整、意見等を出して、プラスとマイナスでそれぞれがおおむね納得という線、これをもって確定となって、その後それぞれが認識の上で登記という手続になりますので、登記という項目には、その課題が整理できない限りできないというのが全てでありますので、関係者においても一度冷静に御判断、対応していただきたいというのが思いでございます。よろしくお願いします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

副市長、あんたがいろいろと問題があるんだったら、裁判沙汰にせえと。民事でも何でも起こせと。一審、二審、三審があつて、最高裁までいきよつたら10年かかると。どっちが勝つか負けるか知らんけども、こっちのほうを負けたときには、私も市長もおりゃせんと思う、その時分には。というな答弁をここでしとるわけじゃ。そういうのこつちやなしにあんたもそこに座つとる以上は、もう少しここへ書かれとる監査委員の意見を聞いたら、事業主体は美作市であることを再認識せないけんぞと、簡潔に言うとなお一層の努力をあなたも私もじゃけども、老骨にむちを打って頑張りましようや。もうあれやこれやというても何です。そうするほかなかろう。じゃけども、市長も声なき声を言うて歩いた以上は、あんたがそこに座つとく以上は、あんたに全責任があるわけじゃから、こういうふうな発言が出よつたら、裁判でも何でも起こせよというふうな発言をちょっと待ってくれというように言わんなら、あんた方、人の市民の流した汗が報われる市政をしようとするんだったら、もう少し考えていただきたいと思います。

そういうことで、この12月議会の定例会の一つ残りしましたけれども、1件残りしましたけども、これで私の終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番6番、議席番号13番岩江正行議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番7番、議席番号14番小淵繁之議員の発言を許可いたします。

小淵議員。

14番（小淵 繁之君）〔質問席〕

それでは、議長の許可を得ましたので、私の一般質問を行いたいというに思います。

今回、私の質問ですが、たびたび質問となります。1項目め、有害鳥獣について、また2項目めには熊の出没について、この2項目について質問をさせていただきます。

私が質問する前に、山陽新聞のほうから、鹿については2枚の山陽新聞からの答弁が返っております。また、熊についても、また山陽新聞から私が一般質問を提出した後に、11月12日、そして22日、そして11月23日、熊問題についての情報が入ってきて、執行部からの答弁はいただいておりませんし、相談も受けておりません。

その前に、この間、11月16日に朝7時50分、滝の区長から電話がありまして、管轄路に熊が出た、ちょっと立ち会ってくれという要請があったんで、これから行ってきますという連絡があった。私は、そのとき、

16日は議会運営委員会がありましたんで、10時までに行かんといかんということで立ち会えんからというて、現場にうちの家から1キロ程のそこへ見に行ったら、職員がロープを張って、もうそばに行かれんというのを押し切って、現場まで行ったんですけど、やはりその状況というものは、わなにかかってまして、茂みの中に入るとるわけでもちょっと見えなんなんですけれども、よろしく頼むと、あとのことはこれから市役所に行くので市長に対応についてお願いしてくるから、あとは頼むというていったんですが、そのときにとれた熊がこれです。こういう熊がとれます。熊が市長によろしくといったかどうかはわかりませんが、本当にすぐに対応していただきました。ありがとうございました。

その後、24日にもまた滝地域にこれも同じわなを仕掛けた人が24日にもかかりまして、それは猟友会や市の職員も出向いたわけですけども、県が来るのが遅い。バックハンターというて、猟友会が3人来て、銃持って構えとん。それにしても来るのが遅いために、この指だけかかっとなんです。この今、とった熊もこの指だけなんです。足首、手首、そこにかかっとなら絶対抜けんのですが、とった後でこの熊も指先にかかっとなんです。けども、逃げなんなんですけど、今回はそこにかかっとなのが逃げた。県の対応が遅い。そやけど、撃つという命令が来んなら撃てれんのですよ、これ。撃つたらこがいなるんじやろう。逃げたわけですけども、本当に困ったもんというに思っております。

それでは、1項目目の有害鳥獣についてですが、この問題は、私も10年前からずっと有害鳥獣については、10年前から質問をたびたび行ってきております。美作市は80%が山に囲まれた、面積の大半は農家であったり農業であったり、生計を皆さんたてられてきたわけです。しかし、平成19年ごろから急にイノシシや鹿が人里へ出没するようになり、農家の皆さん苦情等々聞き、また被害状況なども聞きながら、猟友会の方々ともいろいろ相談しながら、行政に対していろいろと提案や指摘、また一般質問をしてきたのが最初であります。

その中でも、イノシシや鹿の駆除をした場合、今までは助成金、奨励金も出てなかったわけですけども、猟友会と話しする中で、1頭当たり奨励金を支給することができないのだろうかというような話をしてみいました。そして、できるとしたら支給する額はどれぐらいにするのか、そういうことをいろいろと提案し、当時の市長であります宮本市長が全国に先駆けて奨励金制度をつくるということで意向されたわけがあります。その後、大量にイノシシや鹿が捕獲されるようになりまして、本当に猟師の方も困っておられた。とったは山にほっておくわけにはいかん、埋葬せないけん、山からおろさないけん。いろいろと苦情もありまして、それではこれらを逆手にとって有効活用するため、獣肉処理場をつくり、美作市の特産物として販売してはどうかなどの提案をし、当時、安東市長が1億円をかけて、日本一の獣肉施設を意向された過去があるわけですが、この有害鳥獣に対して対策については、市民、とりわけ農家の皆様にとって生活に関する重大な問題であります。そこで、再三にわたりますけれども、一般質問をさせていただきます。

そこで、現在、鹿の生息数は以前に比べてどのように推移しているか、また捕獲頭数や被害額、奨励金について前年度に対してふえているのか減っているのかお尋ねをしておきます。

それで、2番目にこれまで有害鳥獣の対象は、イノシシ、鹿、カワウ、そしてヌートリアというようなもんが主でありましたけれども、この間、猟師といろいろと話をする中で、最近、アナグマ、私はようわからん、ムジナという、昔からいうムジナというらしいですが、このムジナによって新たな被害が出てきたと。で、何を食べるんですかというたら、やはり芋類、大根、ニンジン、サツマイモ、ジャガイモ、ゴボウ、土の中に入るとるもんをとにかく引っ張り出して食べる、こういう被害が出るとるそうです。私が会うたのは、10月に猟師の方と話したんですが、今月だけで12頭とったんじやと、大原で。東の猟師の方もわしもそれぐらいとったんじやと、もうこれもいつも埋葬するんじやと。タヌキよりちょっと大きいらしいんですが、こ

のようなもんが人的被害はないと思うんですけども、今、被害状況もあつたり、異常にふえていて聞いております。これらの小動物というんですかね、に対する駆除対策、要するに奨励金はどのように出ているのかお尋ねをしておきます。

それから、3つ目に次に獣肉処理場、地美恵の郷ですが、運営状況についてお聞きしますが、地美恵の郷は、ことし、石破大臣を初め各自治体関係者が数多く視察に訪れておられますが、日本全国においても、先進的な取り組みで行っている施設であります。稼働から約3年余り経過したわけですが、処理動物、そして販売の実績、需要と供給のバランスと現在の経営状態についてお尋ねします。

また、捕獲奨励金等の変更があればお尋ねをしておきます。

まず、1問といたします。

議長（山本 雅彦君）

小淵議員、答弁は申しわけありませんが、休憩の後からお願いいたします。

ただいまから1時まで休憩といたします。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中は小淵議員の一般質問1項目めを終えてからの休憩でございましたので、執行部のほうの答弁から再開をしたいと思います。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

有害鳥獣の件でたくさんの質問をいただきましたが、私からは熊の関係について若干のお答えをいたします。

議員からのお話がありましたように、先立って議運のときに熊の錯誤捕獲というなものがあって、半分逃げてるんだけど、早急に県に連絡をしてくれと言うんでさせてもらいました。簡単に言いますと。

〔「熊は2番目じゃないん」と呼ぶ者あり〕

順番ですか。

〔「〔聴取不能〕熊は2番目じゃないん」と呼ぶ者あり〕

2番目、最初の話じゃないよね。

議長（山本 雅彦君）

じゃないです。

市長（萩原 誠司君）

じゃあ、あとにしましょうか。

議長（山本 雅彦君）

議長は私です。

市長、今の熊の関係は2項目めになりますので。

市長（萩原 誠司君）

わかりました。前段の話の前置きだったわけですね、あのときの。

議長（山本 雅彦君）

そうです。

市長（萩原 誠司君）

一言だけ申し上げてきたいのは、必ずしも私どもが捕獲の判断ができるんじゃないなくて、要請ができるということちょっと訂正させていただきたいと思ひまして、また後でお答えしますけれども、よろしくお願ひします。私どもとしては、県に強く要請して、殺処分できるようにお願ひをしたということでございます。

〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

それでは、小淵議員の有害鳥獣についてでございます。

まず、イノシシ、ニホンジカの生息頭数などの推移はどうなってるかということでございます。

ニホンジカにおきましては、岡山県がモニタリング調査結果を踏まえ、岡山県内にニホンジカの生息数を推定した結果、平成25年度末では7万1,286頭、平成27年度末では7万370頭となっている状況と伺っております。また、美作市内のニホンジカの生息数についてでございますが、生息分布等の資料から推測いたしますと、平成24年度末でございますが約1万7,400頭、平成25年度が約1万5,090頭、平成26年度が約1万4,060頭となっている状況でございます。

このような状況を踏まえまして、本年度の狩猟登録時にニホンジカの生息頭数について、猟師の方々にアンケート調査を実施させていただいております。その中で、以前に比べ減ったと感じられる方が約半数でございました。猟師の方から聞き取りということで行ったものにおきましても、群れがいなくなった、とれなくなったという声もお聞きしております。このことから、イノシシ、ニホンジカの生息頭数は、減少傾向にあるのではないかと推測はされますが、依然として市民の方々からのイノシシ、ニホンジカによる農作物等の被害の連絡を多くいただいております。

続いて、捕獲頭数と被害額についてでございますが、まずイノシシの捕獲頭数は、平成26年度では1,497頭、平成27年度では1,427頭を駆除していただいております。平成28年度におきましては、昨年度10月末現在で597頭に対しまして、本年度10月末まででは518頭という状況でございます。

また、ニホンジカの捕獲頭数は、平成26年度では4,868頭、平成27年度では5,855頭を駆除していただいておりますが、平成28年度におきましては、昨年度10月末現在で2,735頭に対しまして、本年度10月末現在で2,420頭となっており、いずれも昨年度に対して約1割程度の減ということの状況でございます。

また、推定ではございますが、美作市内の鳥獣による農林水産物の被害額につきましては、平成26年度では6,478万円、平成27年度では5,878万円となっており、そのうちイノシシ、ニホンジカによる被害額は、平成27年度では4,720万円、平成27年度では4,100万円となっておりますが、一方で営農、林業経営の意欲の減退、耕作放棄地の増加、山林被害、また自動車等車などに衝突といった被害、こういった額にあらわせない被害も拡大しているというふうにも思われます。

続いて、有害鳥獣捕獲奨励金についてでございますが、まず平成26年度の奨励金の支払い額は総計で1億1,195万4,000円、平成27年度では1億274万7,000円を支払いさせていただいております。昨年度に対しまして、昨年度といたしますか、前年26年度に対しまして920万7,000円の減少という状況でございます。

また、イノシシ、ニホンジカの生息頭数等について御説明をさせていただきましたが、依然として市民の方々からイノシシ、ニホンジカによる農作物並びに各種被害の連絡をいただいております。

で、今後も猟友会の方々と連携をとりながら、有害鳥獣の駆除に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、駆除の対象奨励金についてでございます。

まず、市町村長が行う有害捕獲許可等の事務処理について御説明させていただきますと、鳥獣捕獲等許可に係る事務を岡山県より事務移譲をさせていただいております。対象は、鳥獣といたしましてはニホンザル、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリアほか18の鳥獣について許可をしている状況でございます。

議員からの御質問のアナグマによる被害が発生している地区におきましては、鳥獣捕獲許可を出しまして、猟友会の方々に駆除を行っていただいております。

続いて、奨励金の取り扱いについてでございますが、現在、イノシシにつきましては、有害期間1頭につきでございますが1万7,000円、狩猟期間については8,000円。ニホンジカにつきましては、有害期間が2万4,000円、狩猟期間が1万8,000円。ヌートリアにつきましては、有害期間が2,000円、狩猟期間はゼロでございます。カワウにつきましては、有害期間が1,000円、狩猟期間はゼロ。野猿につきましては、有害期間が1万4,000円、狩猟期間はゼロという状況でございます。

次に、獣肉処理施設の運営状況並びに処理頭数、販売等の実績でございます。

獣肉処理施設、地美恵の郷みまさかの食肉処理頭数といたしましては、平成25年度イノシシが229頭、ニホンジカが1,088頭でございます。平成26年度では、イノシシが214頭、ニホンジカ1,372頭。平成27年度では、イノシシ170頭、ニホンジカ1,513頭となっております。また、ニホンジカを食肉処理する全国有数の施設ということに現在なっております。

続きまして、施設の運営状況でございますが、平成25年度の収入につきましては670万3,000円、平成26年度では1,678万5,000円、平成27年度では1,959万3,000円と右肩上がりに収入はなっております。平成27年度の収入に対し、今度、支出でございますが、施設の運営経費等が総額で2,429万8,000円でございますので、収支がマイナスの470万5,000円という状況でございます。本来、収益の目的ではございませんが、できるだけ収支均衡を目指してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、獣肉処理施設への搬入する際の搬入加算金についてでございますが、施設受け入れ条件に合致した場合、ニホンジカは食肉加算として1頭3,000円、イノシシにつきましては1頭当たり4,000円を支払いを当初しておりますが、夏場のイノシシにつきましては、利用価値が少ないため、猟友会支部長会議等で削減を提案したところ、施設への搬入する運送費用等も必要であるということから、現在はイノシシ、ニホンジカともに搬入加算金として1頭当たり1,000円をお支払いしているという状況でございます。

搬入加算金の減額後の施設への搬入頭数につきましては、イノシシは、昨年度10月末現在の搬入頭数106頭に対しまして、本年度10月末では63頭。ニホンジカにつきましては、昨年10月末現在858頭に対しまして、本年度は537頭となっており、いずれも約4割程度の減少という状況でございます。

一応以上でございます。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

小淵議員。

14番（小淵 繁之君）

ありがとうございました。

生息数については、岡山県がモニタリング調査で推定7万頭余り、また部長の答弁にも7万370頭という同じ答弁です。平成25年末で7万1,286頭が平成27年度には前年度7万370件、3年間で916頭減っておると

いうことであります。また、美作市の生息数の資料から推測では、平成24年から26年、3年間で3,340頭の減である。猟師の方からも聞き取り調査、アンケートの結果、群れがいなくなった、とれなくなったという報告を受け、イノシシの生息数は減少傾向にあるというふうに部長は推測されているようですが、私は、27年12月の一般質問で同じ答弁を前部長にしております。

そのときに、生息数分布等の資料から推測すれば、減少しているとの声も聞こえない、いまだに多くの防護柵の要望があり、減少してない根拠であると、根拠まで示されております。そのとき、美作市は、2万頭から3万頭だろうという答弁をいただきました。そのとき、私は、2万頭、3万頭の倍おるだろうということも言っておるんですが、自然増加を加え、鹿だけでも6,000頭以上を捕獲する必要がある、このように言われております。

また、この山陽新聞においても、平成14年度に比べ8,000頭の増であり、県は23年度までに3万1,000程度に減らす計画だが、増加に歯どめがかからないと言われております。この新聞に載っただけです。

前部長やね、それから県との異なった答弁だろうと私は思うております。その点、どうなんでしょうかね。これが正しい、どっちが正しいか私にはわかりませんが、県が行ったモニタリング調査、これはどのような方法でやられて、こういう結果になってるんか、また市として生息分布の資料についてもお答えしていただきたい。どのようにして減少と言われたんか。猟師が少なくなったから少なくなったんだろうという答弁だろうと思うんですが、私は違うと思っております。県がこうして生息数、推定7万余りと出とんです。ちょっと読むと、生息数は推定7万370頭、部長と一緒になんですが、今、先ほど言いましたように14年度8,100頭上回っている過去最高の1万4,990頭、それでも生息数の減少につながらなかったと。県もこれ認めとんですけど、モニタリングの調査はどのような方法でされるんか、またされとんか、生息数の資料をどういうふうに分析されとんかを答弁ください。

それから、捕獲頭数については、イノシシが平成26年度では1,479頭で、平成27年度が1,427頭、70頭減っておるわけです、イノシシが。それで、鹿のほうは26年度が4,860頭で、平成27年度で前年度が5,855頭、987頭の増である。イノシシ、鹿の捕獲頭数は、平成28年度は昨年に対して1割ほど減少しとるという答弁です。

さっきの質問で、生息数は減少傾向にあると推測された意味がこれでわかったんですが、では、今後、この先捕獲頭数の目標値、前部長が言われた6,000頭と定めるのか、これから見直すのかについてお聞きしておきます。

また、被害額は、農産物、平成26年度は6,478万円で、平成27年度は5,878万円、600万円の減とお聞きいたしました。有害鳥獣であるイノシシや鹿が減っているのであれば、当然被害額も減少してくるのが当たり前だろうというふうに思いますが、この金についてもそのように推測されているかお聞きしておきます。

続いて、有害鳥獣の奨励金について、平成26年度は1億1,195万4,000円であり、平成27年度は1億2,274万7,000円と本当に大きな金額なんですよ。これは、県、国からの補助金を受けながら、また市も当然補助金を出しながら、今では美作市の地場産業になってるんじゃないかなというふうには私は思っておりますし、また奨励金で生計を立てておられる方もおられるようです。考えようによれば、イノシシや鹿は美作市の資源であると考えようによればですよということもあります。

ここでちょっと聞きたいんですが、捕獲した個体の届け出について、各総合支所で受付をされとると思えます。鹿の場合の添付書類や前歯2本と両耳、そして尻尾、そして物差しではかっている写真等々、その上、現物について歯とか耳とか尻尾のとは透明な袋に入れて提出するわけですが、どこの支所においても同じ条件になっているのか、誰が受け付けられても、女の職員がしてもこれが尻尾ですね、これが前歯です

ね、これが尻尾ですねというように透明な袋に入れて出すことが基本となつるというに思っておるし、大原総合支所へ行きましたら、私はわからなんだんですけど、前歯2本つてどないな格好しとんならつていつていったら、やっぱり扇型しとんですね、前歯2本だけはこのように。ほんで、奥歯はとんがった歯になつとん。やっぱり前歯と奥歯はわかるん。で、耳も半分切りや4つになるなというような話もあるんですが、そないな話は私も信用してないんですけども、そういうことはどこの総合支所においても同じレベルでわかるように、大原支所にしたら、前歯をキリの箱に入れて照らし合わせて間違いないですというような方法をとられております。で、そこら辺をしっかりと確認ができるように統一をできているかお尋ねをしておきます。

また、アナグマについてですが、アナグマについてこれは奨励金を出すべきじゃないかと私は言うとな。それについてできるかできんか検討するんかということをお答えください。これは、私、猟師の方から頼まれとん。どうかこれも奨励金をつけてもらいたいと、これからますますふえてくるのは違いないということなんで、そのお答えをお願いします。

獣肉処理施設の運営状況並びに処理頭数と販売実績についてお答えいただきましたが、処理施設の皆さん、本当に大変な仕事で頑張っておられるというふうには思っておりますし、また施設の運営状況で3年間についての赤字についてはお答えされておりましたが、ちょっと前の資料を見ますと、平成25年度の赤字、当初1,041万円、それから平成26年度は709万円、27年度が475万5,000円、少しずつ赤字は減っております。私が前回の質問のときにも健全経営はほど遠く、絶対に部長の遠くて、健全経営には絶対に収支が今、均等になるようにいわれましたけれども、なりません、これは絶対に。なぜできないかという、この施設の運営にかかわってきた職員の給料、それから経費、これが入っていないんですね。観光施設と一緒になんです。観光施設に職員を入れたら、それだけ職員の分だけ上がる。この施設もこれだけ一生懸命職員の方がたずさわつとる。それを引いただけでも赤字が出る気がする。これは赤字が出て当たり前の施設と職員はとられとんでしょうけど、これはいつか絶対にボディブローで美作市にこたえてきます、これは絶対に。そこで、私は思い切って、この施設、民間ができることは民間へと、指定管理へ移行すべきと思いますが、市長のお考え等をお聞きいたします。今では日本一のこの設備と言われて話題を呼びましたけれども、今は日本一の赤字施設といわれとるわけでございます。移行がもしできないといわれるのであれば、平成27年12月の私の質問で健全経営を進めるための取り組みについてお答えいただきたい。

前部長の獣肉の販売を2,000万円までふやしたいという目標を立てられました。平成26年は1,678万5,000円であったが、平成27年の売り上げは1,959万3,000円ほど、ほぼ目標を達成しとんです。ただ、40万7,000円、目標に達せなかった。今後、この販売収入の目標をどこに設定されるんか。先ほど聞けば、持ち込む量も4割ほど減つとんでしょう、そしたらもたないでしょう、これはまた。職員は手持ち無沙汰で包丁持って表で待つんですか、そういうようなこともあります。これ、そういうふうには指定管理ができないんだつたら、今後、どういうふうな目標を持ってしとるか。

それと、気になるのは、みまさかジビエの肉、高価格ですね。値段、それについても、そして在庫についてもどれほどあるのかお聞きしておきます。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

それでは、小淵議員の2回目の御質問でございます。

私のほうから、まず県のモニタリング調査の結果を踏まえということで減少傾向にあるというふうなお答えをさせていただきました。どういったものなのかということでございますが、現在、正式にこういった個々の調査を行った集計数値であるというところの答弁は、ちょっと私のほうからは今現在はできません。申しわけございません。いろいろとアンケートとか、そういった状況を踏まえて、県のほうが出されておるといふふうには聞いております。

市のほうでの生息分布による資料から推測しますとということで、市内の頭数もお答えいたしました。こちらにつきましても、もともとの数字につきましては、県のほうが出されておる各市町村の分布推測図でございまして、それによりますと、美作市内には26年度で約1万4,000頭余りというお答えをさせていただいております。このデータももとは県のほうからいただいております。

それから、頭数につきましては、先ほど申しましたように、直接猟師の方々のお声を聞いた状況をお話しさせていただきましたので、以前に比べ群れで見る機会が少なくなったとか、とれる頭数も減っておるといふふうにはお伺いしております。実際とれておる頭数についても、昨年に比べれば減少傾向にあるということでもございました。実際総数が減っておるのかということでございますが、そういった諸々の状況を踏まえまして、私のほうから減少傾向にあるのではないかとこのお答えをさせていただいたところでございます。

続いて、頭数でございますが、一応計画でございますが、有害鳥獣の捕獲頭数の累計ということで、昨年度、先ほど申しましたかもしれませんが、イノシシについては1,427頭、鹿については5,855頭の駆除をいただいております。28年度、本年度の目標でございますが、これは有害鳥獣駆除の計画を立てておられて、28年度の目標はイノシシは2,500頭、鹿については5,500頭、イノシシ、鹿、計で8,000頭を駆除するという目標を立てております。本年度、今までの状況からいくと、ここまではいかないのかなという気はいたしますが、本年度の目標を立てております。

それから、各個体の鹿の持ち込みについて、各総合支所での対応でございますが、議員おっしゃいましたように前歯2本、それから耳、尻尾、こういったものを当然持ってきていただいて、写真をつけて受け付けを行うということの指示は同じ内容でさせていただいておりますので、どこの支所へ来られましても同じ対応をさせていただいております。

それから、アナグマについての奨励金でございます。

現在のところでは、アナグマに対する奨励金の設定は当市のほうではございません。先ほど議員がおっしゃいましたように非常に多くの被害と申しますか、出没等も見受けておるといふことでございますので、地域によって実際伺っております。そういった目撃情報、被害も多いということがありますれば、当然今後、そういったアナグマに対する奨励金についても検討してまいりたいというふうには思っております。

それから、獣肉処理施設の今後ということでございます。

まず、獣肉処理施設の状況について若干お話しいたしますと、先ほど御質問にもございましたが、施設内に約2,100キロを保管できる冷凍庫を設置しております。当然その日に全てさばいたものを出荷するというにはならない場合もございますので、一時的に保管をしておるものでございます。

平成27年度末では、イノシシが822キロ、それからニホンジカで422キロ、在庫と申しますか、年度末の切りかえ時期で冷蔵庫に一時保管をしておる量でございます。これにつきましては、当然28年、本年4月から随時販売をしておられて、ニホンジカにつきましては本年4月中に在庫は全て販売をしております。イノシシにつきましては、本年の年内12月末までには販売を完了する予定でございます。

また、ジビエの精肉につきましては、ジビエ協会との申し合わせがございますので、保存期間最長でも1

年というのがございますので、1年以上経過しないように今までは全て販売ができております。これを仮に過ぎた場合には、処分をしないといけないということもあろうかと思いますが、現段階ではそういったことは起きておりません。

それから、今後におきましては、保存期間の長い精肉等がございましたら、燻製とかジャーキー、干し肉等への商品開発、こういったものも考えていきたいというふうにも思っております。

また、先ほど議員御提案されました獣肉処理施設の民間委託でございます。

当然もともとが収益を目的としてつくったものではございませんが、余り赤字が多くてもだめだということもあります。ある程度収入の見込みは当初予定に近づいてはおりますので、今後におきましては、そういった民間委託をする場合には、取引業者への説明、また施設に協力いただいております猟友会との協議等を経まして、小渕議員御提案の内容については、十分前向きに検討したいというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

小渕議員、3回目です。

14番（小渕 繁之君）

前向きに検討するということはできないかもわからないということだろうと思います。私の思いが通じれば、していただけるんかと思うんですが、この施設は、本当にもう私も3年間ずっと携わってきました。そして、肉の流れ、そして皮製品等々の流れも追跡するようにいろいろなとこに出かけて、視察をしてまいりました。

今、肉の値段聞いたかな、聞いてないと思うんじゃけど、これ前の資料を引っ張り出して見たら、なぜもうからないか。このみまさかジビエの〔聴取不能〕表というんがあるんですね。ニホンジカ100グラム300円、ヒレも300円、ももは200円、すじが150円。イノシシについても、100グラムが400円、冬には500円、ヒレも400円、冬でも400円、こういう低価格なんです。絶対もうかるような価格じゃねえんです。

私ら友和会で追跡調査をしているときに、長野県、本当に高級なジビエ料理があるということで急遽行っただんですよ、そこへ。長野県のエスポワールという大きなレストランみたいなのががあったん。そこで、鹿料理をお願いしますということで定食を頼んだら、熊も出たんです。熊も出て、ええとびっくりしたんですが、熊もこちらではとれるんだということで召し上がってくれと、そして今度、鹿の料理、これぐらいな7センチほどの真ん丸い2センチほどの厚さのローズが出てきた。食べたらおいしかった。においもないし、これはおいしいなと。この料理、一体何ぼで売られようんですかと、鹿だけです。この鹿ステーキといったら、これだけで8,000円です。それを含めて、我々1万円を出して、これは自分で出したんです。それで1万円の料理を食べておいしかったな、しかし高かったな。それで、うち何ぼで売りようんかなと聞いたら、この値段ですよ。100グラムが200円だったら、200グラムだったら600円、原価が。高級料理として、そこらでは売られよう。これではもう絶対にもうからん。しかし、職員は、絶対にもうこの値段以上によろ売らん。もう無理なんです、畑違いなんです。そやから、恐らくこういう状態でやられたら、絶対にもたないと、できんだろうというふうに思っております。

それから、岡山県の生息数7万730頭といわれとん。この鹿、どこおるんですか。モニタリング調査はどういうなことをするかもわからんし、分布の仕方もわからんし、前に残つとるデータだけを見て聞いたことを言うだけ。猟師が言うたことしか信用できんのです。確かに私も聞いております、鹿は少のうなっとなんじやと。イノシシも少のうなっとなんじやと。なぜ少のうなっとなんじやと。この鳥獣というものは、定住することはないんです。美作市に定住しとんとんと、住民票もないんです。そして、これは、移動する

動物で県境もないんです。越境もしてもええんです。イノシシは、鹿は1日に5キロ、10キロ平気で移動するようであります。どのような方向に移動するかといえば、やっぱり東から西へ、北から南へ西へというふうな移動の仕方をする。言いかえれば、鳥取から美作市へ、兵庫県から美作市へ岡山県へということで、西へ西へ下ると、下っているというふうには私は推測しております。猟師の方々が口々に捕獲が減少して、頭数が昨年より減ったといわれとるわけですけど、一番の原因は何か。原因があるんです。それは熊の出没なんです。熊が多いから、全部移動するんです。群れ立って逃げたり、ばらばらになっていくんですよ。どこへ行くんな、どこへ逃げていきよん。兵庫県や鳥取県逃げていきようらんのか。熊も東から来とんです。どこへ行った、わかります。津山へ行つとんですよ、津山へ。イオンに行つとんじゃねん。津山に行つとんじゃ。前の平成25年の捕獲頭数のほかの現状を見ますと、なぜかといったら、これちょっと言いますと、豊岡市では5,396頭、養父町では4,799頭、宍粟郡では3,846頭、佐用町で4,168頭、美作市で3,794頭、津山市で130頭、鏡野町で60頭、真庭で68頭ということなんです。だから、東から西へ移動しとるのは間違いないんです。今、おらんのは、熊に追いやられていないだけなんです。また、これ繰り返してくるんです、熊がおらんようになったら。ましてや冬眠しても来るんですよ。だから、とり続けなんだろうがないんです、これは。手を緩めんと、机だけの上の話じゃなしに。そういうことで、そこへ行ってありますんで、また帰ってきます。だから、手を緩めることなく、これについては一生懸命やるということと。

それから、子どもの通学について教育長のほうから、この間、教育長も早速熊が出るんで、バス出していたいただきましたけれども、ちょっとあれば一言お願いします。

議長（山本 雅彦君）

小淵議員、熊の件は2項目めになっておりますけども。

14番（小淵 繁之君）

ごめんなさい。ちょっと熊とイノシシとごっちゃになりようりますんで、この件で有害鳥獣については終わりたいというふうに思います。

議長（山本 雅彦君）

それでは、2項目めに入ってください。

14番（小淵 繁之君）

熊の出没について、ことしに入り、熊が打ち合わせたように大原、東に4月3日から同じ日にツキノワグマの目撃情報が続々と入っております。大原総合支所からいただいた資料を見ますと、大原地域では11月25日までに45件、東栗倉地域においても11月6日までに70件、異例となる多くの情報が寄せられております。このような目撃数から推測しますと、かなりの個体が生息しているものと思います。

そこでお尋ねしますが、大原、東栗倉以外での目撃情報があるのかないのか教えていただきたい。

そして、岡山県、美作市全体ではどれほどの熊が生息しているのか、報告されていたら教えていただきたい。

また、各地の被害なども報告されておりますが、県、市においてどのような対策ができていますのかお答えいただきたい。

それから、熊は夜行性動物ではありますが、目撃情報では、大原45件のうち16件、東栗倉については70件のうち53件が午前中に目撃されております。ちょうど小学校、中学生の通学あるいは一般市民の方々の作業に出かける時間帯と重なるわけであります。市民の安全を確保するためにどのように対策が講じられているかをお尋ねします。

次に、熊は、岡山県のみならず、近隣の鳥取、兵庫県においても生息しておるわけですが、各県において

の駆除の基準や対応についてそれぞれ違いがあるのではないのかと思いますが、また熊は県境またいで活躍していると考えられます。今後、対策については、近隣自治体と統合した対応をする必要があるんじゃないかと思いますがという質問ですけれども、熊についても、答弁書が山陽新聞から届いております。それを見ましたら、11月22日、ツキノワグマ銃解禁ということになっております。このことについて答弁をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

熊についてのお尋ねがありました。

冒頭言いましたように、熊については、完全に県が権限を持ってやっておりますんで、若干各課素養の感があります。我々の情報ですと、目撃情報については、大原、東栗倉のみならず、旧作東では南海あたりにはいる、それから栗井であるとか梶並であるとか、それから田殿であるとか、場合によっては豊久田まで歩いてると、こういう情報が入っているんですけども、我々が知っている熊の存在が県の目撃情報になっているかどうかについては、非常に疑い深いところがあります。もちろん有害捕獲とか、現に捕まったやつについての情報は正確に記されてますけれども、梶並に聞いたら、行って通報したとしたら、しばらく待たされて半日待たされるのはかなわんから言わんのじゃと、こういう話もありましたんで、恐らくもっともっとたくさんのものがあったんだと思います。

そういう前提ではありますけども、一応手元にある数字でいうと、11月25日現在でいいますと、平成28年度中でいいますと、ちょっとクエスチョンマークですけど、目撃37件、多分これもっと多いと思います。痕跡24件、これはもっとももっとももっと多いはずです。それから、果樹被害これは割と確定してます、35件ぐらい。養蜂被害、これは確定値ですが、7件。有害捕獲、これも確定値ですけど、7件。錯誤捕獲13件、車でぶつかったのが1件と、こういうふうになっています。

この頭数なんですが、先ほどの鹿の話と実は同じでして、ある統計的手法ベイズ集計というんですけども、そういう方程式があって、それにいろんな変数を入れて出すんです。いろんな変数というのは、例えば鹿でいうと、ふんの量とか所在地とか、それからまさに捕獲頭数であるとか、そういったものをずっとデータとして入れて、それを計算機に回すと出てくるんじゃないかっておりました。県の説明もそこまでして、じゃあいつからのデータなんだと、例えば、それ今、減ってるちゃうけど、減ってるっていう、その推計をしたデータっていうのはいつからいつまでのものですかと、こういうことを聞いてもなかなか答えがないんで、何か専門家に預けてやってるんでしょう。ただし、入力するデータについては、目撃情報であるとか、そういったものが生かされているんです。

ところが、この間、私も県の〔聴取不能〕もんですから聞いてみたんですけども、岡山県では、90%の確率で79頭か377頭の熊がいるんだという〔聴取不能〕があるんですね。これ、下の数字が79で約80で、上が377ですから、これ4倍以上の開きがあるんでしょう。下と上、4倍あるんです。要するに同じ90%のときに4倍あるわけ、岡山県は。兵庫県の数字を見ると、2倍なんですよ。下が100あったら、上が200。鳥取県の場合は470ぐらいから900、もっと上かな、ぐらいなそういう数字なんです。兵庫県は、950を中心として、上で1000何ぼからその半分ぐらいな数字で、岡山県の数字だけは物すごくばらつきが多いんです。どうしてですかと、同じ推計方法をとってる割にはばらつきが多いですねっていったら、いや、データ数が少ないんですと。これはどういうことかという、調査が不十分なんですね。だから、はっきり言って、岡山県のそれについては、兵庫県や鳥取県よりも信頼度が低いってことを県の方は認めてました。ですから、

困ったことなんです。信頼度の高い数字って何かというと、例えば農作物の被害額は間違いなく確定ができるわけですね、あるいは鳥獣害による耕作放棄をしてしまった件数、面積なんていうのは出てくるんで、そういうものに僕らはもっと依拠して政策を進めない大変じゃないかなということを強く感じている次第であります。

それから、議員おっしゃったように、熊の出没が当然ですけども、他の動物の生態系に影響が及びますよね。ですから、熊が闊歩し出すと、人間も避けますけども、ほかの動物もやっぱり東中国ではチャンピオンですからね、これ熊が。これより怖いものないんで。ウサギやタヌキや含めてちょっと逃げるというのは当たり前前で、動物出現の法則というのがあって、東から西へ、北から南へという中でもう一個法則があって、岡山市でいうと、何にもないところなんで、まずはそこへ最初に何が出るかってタヌキが出るんですね、タヌキとかヌートリアは関係ない。タヌキが出てきて、タヌキがしばらくのとは今度はイノシシが出てきて、イノシシがしばらくいると、鹿が出てくるんですね。だんだんその途中で猿が入ることがあるんですけども、イノシシ、鹿、熊という順番なんです、大体。これ間違いない。

そういう状況であるんで、今後、県としては、はっきり言うてませんが、美作市がやっぱり防波堤となって、岡山県全体の被害の拡大防止の役割があって、そして県の目標っていうのは、数の根拠ははっきりしないんですけども、目標としては、県内に存在する鹿の数は半減したいということです。熊については、まだはっきりとした目標はないです。ただ、今の状況は多過ぎるんじゃないかという、非常に強い我々からのプレッシャー、例えば私どもとしても熊対策会議なんていうのがツキノワグマ被害防止対策会議というの出してもらってますね、住民の方々の声も伝えてるし、私はその声を含めて言ってるんですけど、だんだん県もわかってきて、とりあえず来年改定する計画においては、狩猟もオーケーにしようかといってます。ところが、岡山県において、熊が狩猟を最後に行われたのが平成12年か何かですね、だったかな。大分前に最後の狩猟があって、あと全面禁止されとんです。どうやったらええんかというのがようわからんのです。兵庫県でこれ講習しとんです、これ。講習するのかわからんというんで、まず講習せないけまな、危ないしねってことで、県にその辺もやってもいいんですけども、熊撃ちに行くと、熊にやられたことになってもかなわんですから、きちっと対応方法について、我々の代表の猟友会の方々も研究をできるような場を設定をしてからにせんと危ないよということ。

それから、頭数についていいますと、兵庫県はこういってるんです。環境省の話によれば、熊の個体群というのは約800頭いれぱずともつと。800頭いれぱ安心だと、絶滅のおそれはないということであるので、兵庫県が把握している950頭ぐらいということであるので、150頭ぐらいは悪いけども、いろんな形で殺処分をしてもいいだろうと、こういう兵庫県の考え方がある。

ところで、先ほども議員もおっしゃったとおり県境がないんですね、この熊には。兵庫県が見ている東中国個体群という熊の群れと岡山県の滝に出た熊というのは、〔聴取不能〕ところが同じファミリーなんです、これ間違いなく。東中国個体群という同一の大きな群れの中の連中なんです。そうすると、我々としては、これも議員の質問の重要なポイントなんですけども、同じ群れが我が方美作市と鳥取県の北部と兵庫県の3県境地帯に一緒にいるわけですよ、基本的には。その3県境の総合計の熊の数を見るところも推計ですから随分差があるんですけど、大体1,300はいるんですよ。1,300、今の推計値で。そしたら、3県共同でそれを800ぐらいにコントロールするのがよいのではないかという話になりはしませんかという話はしてまます。県は、いや、独自に。独自に、どこまでやるんだったら、いや、10%ぐらいというんですけども、10%ぐらい減らすということが一体どういう意味があるかということ、ほんの少しなんです、今の推計だと。170頭か何か中央値だと17頭でしょう、これじゃあコントロールができないんですね。ですから、議

員のお尋ねがあったように3県が連携して、全体としてしっかりとモニタリングも共通にして、岡山県のモニタリングの手法よりは兵庫県のほうが綿密なんで、兵庫県は推計幅が狭いんですね、岡山はこんな広いわけですよ、鳥取県も狭い。だったら、その辺もまず3県きちんと連携をした上で、より意味のある分類をつくった上で推計をして、そして対策についても同じ手法で全体の数をコントロール。しかし、なくなつては困るんですね。熊がこの世の中おらんようになったら困るんで、それはそれとしてちゃんとやっぺいこうということを今、県には強く言っております、パブリックコメントにも多分これなると思うんで、皆さん方の意見もぜひお伝えいただきたい。

もう一つは、冒頭無理して私どもがいまだに熊に関してはお願いする立場でしかない、強く迫ったりはしますけどね。通常錯誤捕獲のやつは逃がさんといけんのですね。最近お願い強くしてるんで、錯誤捕獲についても殺処分させたことがふえてるんです。命を守るために、人間のほうの。

ところで、これも議員のお尋ねの前振りにありましたけれども、県に言いましたね。その後、県が現場に来て、それでその後、わかったというんで許可を口頭で出すんですよ。前回の件は、呼んだけれど、県の方が到着する前に熊さんはじゃあ、ごめんねといって手負いの熊が逃げたんですね。これは大変に危険です、これ。ですよ、大変危険なことなん。手負いのものをかわいそうだけれど、逃がすというのは本当にあとが怖いわけですから、じゃあ一体どうすりゃいいのかということを考えないかん。

私、個人的に思っ、県に言おうと思っているのは、もし狩猟が解禁になったらですが、狩猟が解禁になるときは、実は先ほどのヌートリアから始まって、イノシシ、鹿、アナグマ、アライグマですかね、あとスズメとかも入ってんですけども、カワウとかあんなのも入ってんですけど、そういうもので狩猟が許可されたものの狩猟期間においては、判断権限が市役所におりてるんですよ。完全に保護せえという話だったら、これは違うんです。保護と管理の両面を見ながらやる政策に転換するというのを今後の重大局面なんですけども、つまり狩猟をオーケーしていくんだということになったときには、あるいは有害捕獲も含めて、その判断権限は一定の数の中で市町村におりてもいいのかもしれないってなことも私としては十分に言わなきゃいけないというふうに今、考えておりますし、次の会議のときには、そういったことをぜひ県にはお伝えをしていかなければならないだろうというふうに思っております。

いずれにしても、議員おっしゃったように、熊が東から来てるものですから、あるいは北から来てるものですから、岡山県全体として熊扱いについては後進県です。これ間違いない。兵庫県の場合は、例えば殺処分した熊は全部県が一旦引き取って調査するんですね。何を食うたんだと、年齢はどれぐらいだと、子どもを産んだあれがあるかどうかとかというのをずっと調べて、次の熊対策に。岡山県の場合どうでした、あれ、あのときに。さっきの熊の写真があったでしょう。あのとき、県が来られましたよね。聞いたところによると、県は、熊さんが昇天されたのを確認して、じゃあよろしくといって帰ったというんでしょう。わかります、じゃあよろしくって帰っていったと。兵庫県の場合は、その熊を引き取って、県の研究センターに持ってって、一応お悔やみ申し上げてから、その後世の科学の進歩のために人間では検体ですね、これ。こういう差があるものですから、さっき申し上げたように推計にも、岡山県の推計はこんな推計、兵庫県の推計はこういう推計。こういう大きな差が出てくる。

さらに、私ども、市民の方々の中でも殺すだけが能じゃないんだと。岡山県では、自然環境保護センターがあるんだから、タンチョウヅル飼うのもいいけれども、飼うてくれと。しかし、熊だって、そういうところで研究材料として繁殖するとかということも前向きに研究してくれという切実な要請もあり、私どもとしては、そういうことも県にもお願いをしていく、つまりどうしても大切な命ってあります。それもよく考えながら、しかし一番大切な人間の命を守っていく。そのときに、後進県であるけど、早く鳥取や兵庫県のレベ

ルに追いつくためには、兵庫県と鳥取県と共同するしかないんだから、その共同の輪を来年度の政策変更に向けてしっかりやってくれということで万全にお願いし、そしてその対策の変換、つまり狩猟がオーケーになったときには、私どもとして許可権限をその期間だけでもいいけん、こっちへくれということも言っていたいというふうに考えておりますので、御支援をいただきますようお願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

熊対策の安全確保のためということで、子どもたちの通学の安全・安心ということのためのスクールバスについてお答えをいたします。

教育委員会といたしましては、大原地域、東栗倉地域から寄せられた熊の目撃情報、こうしたことが児童・生徒の通学路に近いということもありまして、教員職員による通学路の安全確認を行ったり、6月からはスクールバスの臨時運行を行ったりしております。現状でも目撃情報に合わせまして、コースをふやしたり、細かい道路まで入れるように配慮をいたしております。

なお、このスクールバスの臨時運行につきましては、現在は2学期終業式までということを予定しておりますが、学校のほうから要望書も出されておりますし、今後の熊の出没状況等を踏まえまして、児童・生徒の安全確保のため、運行延長も含めて検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

小淵議員。

14番（小淵 繁之君）

市長、詳しい話いただきまして、ありがとうございました。

県に対して、今度とれた、捕獲、錯誤保護というんですか、その場合にうちの区長が誓約書を書くと、県に対して。ちょっと誓約書を読ませてもらいますが、誓約書、このたび桂坪猪獣用わなで保護された熊の件について、右のとおり誓約し遵守履行いたします。平成28年11月16日、桂坪地内に美作市滝459番地が設置した猪獣用のわなで熊が捕獲された。地点は集落、人家、スポーツ少年団赤田グラウンドですが、このサッカー場に隣接している。耳タグがついていないため、殺傷処分をせずに放置いたしますが、万が一再度この熊が出没し、人的に被害を及ぼしたときには、全面的にその責任を負います。これに署名と捺印をして、報告してくださいというようなことを言われとん。あれから早速家帰ってやられたんでしょう。これが大原の全部の地域でこういうことになってくるんです。

それでまた、もう一個書かれとんです。これは、保護されたツキノワグマには、耳タグをつけていないため処分せずに報告いたしますが、報告先まで同行し、放獣現場の写真撮影をすることを承認いたします。これも書けという、これ要望書を県が来たら出すといっていようりますんで、これに判がつくかつかんかわからんけれども、逃がした者がそのもんがまた熊が出てきて、けがしたら、あなた方が責任とりたいよというようなことだろう、やると。そういう動きも見られますので、県としても、これの対応をこういうのが出ますよと市長の口のほうからいってください。

もうあと、総括させてください。

議長（山本 雅彦君）

どうぞ。

14番（小淵 繁之君）

全ての全部の総括させてください。

獣肉処理施設については、指定管理を前向きに取り組むということでございます。また、作東の老健とか、作東寮についても、指定管理等移行すると聞いております。学童保育は指定管理となりました。給食センターは、半分指定管理となりましたが、美作市には、ほかにも赤字施設がとて多くあります。前回の代表質問でも言いましたけれども、岩江議員と異なりますが、観光施設、また病院、振興センター、保育園、幼稚園も含めて指定管理にできるところから出していくべきであり、先送りすればするほど赤字がふえていくと思っております。私がこのように言うのと、中傷や批判や苦言は当然あるでしょう。しかし、誰かが言わなければ誰も実行できません。

これから先、今より以上に高齢化も進んでいきます。税収も減ります。これ以上に問題も起きてくるというふうにも思っておりますので、美作市の職員は、美作市のいろいろな職業に対して商品の開発とか研究等々いろいろな相談、または支援し、支援することはもちろん必要であり、住民のために専念すべきと私は思っております。いつか大なたを振らないいけないときが必ず来るというふうにも思っております。本当にこのようなことを言えば、波も立つわけですけども、一つ一つできるところから十分な対応をしていただきますことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番7番、議席番号14番小淵繁之議員の一般質問を終了いたします。

ただいまから10分間休憩をいたします。

午後2時11分 休憩

午後2時21分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、通告順番8番、議席番号2番重平直樹議員の発言を許可いたします。

重平議員。

2番（重平 直樹君）〔質問席〕

2番重平です。議長の許可を得ましたので、私の12月議会の一般質問をします。

質問は1項目だけで、湯郷Be11eについてです。

1、湯郷Be11eと美作市の関係についてですが、まだ記憶に新しい8月にお家騒動とも捉えられて以来、市民はもとより、全国のBe11eファンにとってゆゆしきものとなり、それゆえかどうかはわかりませんが、ついに2部に転落してしまいました。一生懸命頑張った選手諸君はもちろん、私どもファンとして、まことに残念であります。

11月になって、突然宮間選手が契約切れで退団と発表され、驚いています。宮間選手は、既に退団された福元選手とともに湯郷Be11eを支え、なでしこジャパンで活躍され、その功績は、なでしこファンはもとより、美作市民、美作市にとっても大きなものでありました。湯郷Be11e創設以来、彼女たちの活躍で岡山県に湯郷温泉ありと知れ渡ったのは、万民が承知しています。退団は、美作市にとって大きな損失でもあります。内部事情は、発表がないのでわかりませんが、宮間、福元選手も本人の記者会見もなく、心中を推しはかることしかできません。美作市にとって、美作市民にとって、Be11eのファンとして、まことに残念でなりません。彼女たちの功績を鑑みると、今のままの湯郷Be11eでよいのでしょうか。

何か市民、Be11eファンともどもと送別のセレモニーは考えられないのでしょうか。退団に至った経

緯はわかりませんが、市民の多くの方がそれを望んでいると思います。彼女たちが新天地で活躍されることを願って、感謝の気持ちで市民全体で送り出してやろうではありませんか。市長さん、どうでしょうか。

その上で、湯郷B e l l eの立て直しが早急な課題となっています。私が市長にお聞きしたいのは、湯郷B e l l eと一般社団法人湯郷B e l l eと美作市の関係です。非常にややこしく、市民にも大変わかりにくい組織になっています。市のホームページには、市は関与してないととれる記事が記載されています。B e l l eの運営は、一般社団法人岡山湯郷B e l l eが行っており、美作市が直接関与することができないというものです。では、一般社団法人の代表者はどなたで、役職名は何でしょうか。

一般社団法人の出資者はどなたなのでしょう、市は出資していないのですか。

道上市長までは、市長が湯郷B e l l eの代表だったと聞いていますが、萩原市長は代表ではないのでしょうか。

市からの補助金1,300万円、岡山県の300万円の受け入れ団体は、一般社団法人でしょうか。

スポンサーから資金は総額幾らで、どこに入金されているのでしょうか。

市民にも説明する必要がある、組織図として示していただきたい。

1回目です。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

重平議員の湯郷B e l l eと美作市の関係についての質問につきまして御答弁をさせていただきます。

まず初めに、これまでの経緯をお話ししますと、岡山湯郷B e l l eは、2001年に設立された女子サッカーのクラブチームです。クラブ創設から2009年3月までは、美作町、岡山県サッカー協会、湯郷温泉旅館組合などで設立した任意団体美作スポーツアンドレジャークラブが運営母体として、岡山湯郷B e l l eを運営してまいりました。2009年4月からは、美作スポーツアンドレジャークラブをNPO法人に移行する形で設立された特定非営利活動法人岡山湯郷B e l l eクラブに移管され、その後、2014年3月からは、NPO法人を一般社団法人に移行し設立された一般社団法人岡山湯郷B e l l eへ運営が移管されております。

まず、一般社団法人岡山湯郷B e l l eの代表者と役職名の御質問でございますが、一般社団法人岡山湯郷B e l l eの代表者は、当法人の代表理事である谷本有造氏で、役職名は会長です。

それから、市からの出資につきましては、市からの出資はございません。

次に、市長は、湯郷B e l l eの代表ではないのかという御質問でございますが、美作市長は、湯郷B e l l eの代表ではございません。クラブチームが創設されてから、美作町長がクラブの代表を務め、合併後も美作市長が務めてきた経緯はございますが、先ほどの2009年、特定非営利活動法人岡山湯郷B e l l eクラブに移管された時点で、当法人の定款では代表が消えております。

次に、美作市と岡山県からの補助金の受け入れ団体は一般社団法人でしょうかという御質問ですが、補助金の受け入れ団体は一般社団法人岡山湯郷B e l l eです。

また、スポンサーからの資金の総額とどこに入金されているのかという御質問でございますが、資金の入金先は一般社団法人岡山湯郷B e l l eです。資金の総額につきましては、一般社団法人のことでありますので、この場での答えは差し控させていただきます。

いずれにしても、岡山湯郷B e l l eにつきましては、2部への降格や宮間選手の退団など大変厳しい環境ではありますが、美作市にとって貴重な財産であることには変わりはありません。12月には、新しい監督を迎え、新体制がスタートすると聞いております。来年1年で1部リーグへの復帰を目指して、選手

一同頑張ってもらえることと確信をいたしており、市といたしましても、引き続きできる限りの支援をしてまいりますので、市議会を初め、市民の皆様の温かく惜しみない支援をどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

重平議員。

2番（重平 直樹君）

2回目です。

道上前市長までは湯郷Be11eの代表でしたが、萩原市長は代表ではないということですね。岡山県と美作町が発起人になり、全ての費用は公から出し、湯郷Be11eが創設されました。ゆえに美作市民のチームと誰もが思っていましたし、当然運営にも市が関与しているものと思ってました。スポーツ振興課の職員は、市長、教育長の命によりBe11eにかかわるのは、市の業務の一環として当然と思ってましたが、市が関与してないのなら、市の職員は、Be11eの件については勤務時間中にはかかわれないのではありませんか、それとも市と関係ない団体のために職務専念の義務を免除されているのでしょうか。市の職員の自発的行為でBe11eに勤務時間中にかかわっているのでしょうか。もしそうなれば、職員は、地方公務員法第30条、職務専念の義務違反となるのではないのでしょうか。幾ら市のホームページで関与してないと書いても、実際は市の職員が運営に関与しているではありませんか。私は、Be11eの運営に市がかかわるなと言っているわけではありません、むしろかかわってBe11eの再建をするべきと思っています。もちろん市民も同様に思っているように多くの方から聞いています。どう整理されるでしょうか、答弁を市民にもわかりやすくお願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

重平議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの私どもの答弁のほうから湯郷Be11eにつきましては、美作市にとっても貴重な財産であるというふうに申し上げました。なおかつ美作市につきましては、スポーツを中心として、それでまちおこしをしていこうというスポーツ振興、そういったものに取り組んでまいっております。

まず、代表的なものが女子サッカーということで取り組みを進めてまいってきておるところでございます。湯郷Be11eの支援につきましても、このスポーツ振興の一環というふうに考えているところがございます。そういうことでございまして、市の支援といたしましては、湯郷Be11eのほうには、先ほど言いましたけど、補助金の交付でありますとか、それから施設利用の助成、それからホームゲームの運営の補助、そういったことで支援をしているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

重平議員。

2番（重平 直樹君）

3回目。

ちょっと質問と答弁がかみ合っていないような気もしますが、もう一度申し上げますが、私はBe11eの支援や運営にも市がしっかりかかわるようには思っています。そのためには、市はどんなスタンスであるべきか。Be11eの運営にスポーツ振興課の職員がかかわる仕組みを条例でもしっかりと整えるべきと思

ます。

また、みまちゃんネル、告知放送などで試合日程などを市民にただ知らせるだけでなく、もっと工夫して、聞いている市民がBe11eを応援しに行きたくなるような放送をしていただきたい。

しっかりと支援体制を組み、Be11eの立て直しを図っていただくよう申し上げて、またBe11eの最大の功労者である選手たち、とりわけ福元、宮間選手たちの新天地での活躍を祈念いたしまして、私の12月議会の一般質問を終わります。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番8番、議席番号2番重平直樹議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番9番、議席番号3番安藤功議員の発言を許可いたします。

安藤議員。

3番（安藤 功君）〔質問席〕

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、12月定例議会の私の一般質問をさせていただきます。

3番安藤でございます。よろしくお願いをいたします。

今回の定例議会には、3項目の一般質問をさせていただくように通告をいたしております。

1番目として市内の子ども及び高齢者の安心・安全について、2項目めとして市内小・中学校の学習環境等に対する取り組みについて、3番として地域経済の活性化について、この3項目めは、先立って9月定例議会で残った分で再度の質問となりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、1項目めから順次質問をさせていただきます。

まず、1項目め、市内の子ども及び高齢者の安心・安全について。

質問の要旨としまして、1番目、3月議会で子どもの虐待についてお尋ねをいたしましたけれども、その後の状況についてお伺いをしたいというに思います。それから、高齢者の虐待について、これも昨年テレビとか新聞等々で非常に取り上げられておりますけれども、そういった点についてお尋ねしたいと。それから、3番目としまして、昨今、子どもの貧困がこちらのほうも取り沙汰されていますが、美作市の状況はどうかという3つのことを中心にお尋ねをさせていただきます。

まず、美作市における子どもへの虐待の件で、先般お尋ねをした際、相当数の事案があったと思います。その後の事案件数やまたは予備群と思われるような事象は減少しておりますでしょうかお尋ねをしたいと思います。また、市として、それらの問題解決に向け取り組まれているとは思いますが、それなりの成果が上がっているのかどうかといったところもお尋ねをしたいと思います。

虐待を受けた、また現在受けている子どもたちの今と将来のことを考えると、虐待の根絶や根本的な解決策の構築を一日も早く実現しなければならないというのは、誰しも考えるところであるというふうに思います。そういったことに関して、いかにお考えでございましょうか。

また、メディアなどによりますと、家庭や介護施設における高齢者への虐待というのも非常に大きな問題となっております。厚労省によると、年間1万数千件の高齢者への虐待が確認されているだけでこの数ということでございます。把握できているだけでも、このように相当数の高齢者が虐待に苦しんでいるというのが現状でございます。その高齢者に対する虐待というのは、身体的なものばかりではなく、例えば介護、世話の放棄、放任、また心理的虐待、また性的虐待、経済的虐待といった分類されるものがあるということでございます。

そこで、美作市において、高齢者への虐待に関しての調査がもしされているのであれば、その件数の把握

ができていますでしょうかお尋ねをいたします。

とかく虐待と聞くと、身体的虐待をイメージしがちですが、本人の意思に反して、財産を勝手に使ったり、また毎日暴言を投げかけるという行為も虐待の一つであります。心身にダメージを与え、人としての尊厳を傷つける行為はすべからず虐待と言えます。

全国的な調査によりますと、虐待の種別割合は、やはり身体的虐待がトップで、次に心理的虐待、そして経済的虐待と続くそうであります。また、被害高齢者から見た虐待者の続柄、誰に被害を受けているかということ、息子がトップ、次いで夫、そして娘と続くということでございます。

昨今の日本においての高齢化社会から鑑みても、誰しも介護ストレス等から、こうした悲しいかな虐待と見做される行為をしてしまう可能性も否めなくもございません。そして、それらの要因として、虐待をしている人に自分自身が虐待をしているという自覚があるとは限らず、それゆえにそのことがそれを感じていないということが虐待を助長しているということも上げられるということでございます。また、他の要因といたしまして、希薄な近隣関係、介護者の社会からの孤立、老老介護、単身介護の増加、介護者のニーズに合わない介護施策などの社会環境や介護疲れ、生活苦、また虐待者の長期にわたる介護ストレス、介護に関する知識不足、また高齢者の認知症による言動の混乱、身体〔聴取不能〕の低さなど、本当に多岐にわたっております。

また、ある調査によりますと、虐待されている高齢者のうち、実に約70%の人に認知症症状が認められておると。認知症と虐待には、深い関係があるということが見てとれます。認知症高齢者への虐待は、介護者に対する適切なサポート体制が整っていないという社会的要因、また認知症高齢者本人の言動の混乱から来る介護者への介護負担の増大などが虐待を引き起こしている例とは言えないでしょうか。美作市の実態と御見解をお尋ねをしたいというに思います。

それから、3番目の子どもの貧困に関してでございますけれども、2013年6月、子どもの貧困対策法が制定されて以来、子どもの貧困に関する話題というものは随分ふえております。日本の子どもの貧困率は約16%、約6人に1人が貧困などといったことはメディアでも頻繁に取り上げられております。

しかしながら、日本に貧困の子どもなんて本当にいるんだろうか、6人に1人も貧困状態の子がいるようには思えないと思います。そこで調べてはみたんですけども、貧困という言葉なんですけど、貧困には絶対的貧困と相対的貧困と2つの定義があるそうでございます。

まず、絶対的貧困、これですけれども、これは生命を維持するために最低限必要な衣食住が満ち足りていない状態のことを指すそうです。例えば途上国の飢餓で苦しんでいる子どもやいわゆるストリートチルドレンと呼ばれる子どもたちがこれに当たるそうでございます。

そして、もう一つの定義である相対的貧困、これはその地域や社会において普通とされる生活を享受することができない状態のことをいうそうです。この場合、貧困であるか否かは、その人が生きている社会の普通の生活との比較によって、この普通の生活というのがどんな生活が普通の生活かということになるんですが、それを相対的に判断されるということです。貧困の基準がその人が生きている国、地域、時代等によって変化することが絶対的貧困との一番の違いであるということでございます。

そこで、日本における貧困率は、17歳以下の相対的貧困率を指しております。その貧困率は、その世帯の全員のお父さん、お母さん、いろんな方を含めて全員の収入から、子どもを含めて一人一人の所得を試算し、その国で真ん中の人の所得の半分には届かない人の割合ということです。

先ほども申し上げましたけれども、6人に1人が貧困のもとで暮らしているといいましても、見た目だけで本当にわかりませんし、助けをその方たちが必要としている状況がどうかも正直なところわからないこと

もあります。子どもの貧困をどう捉えたらいいのか、そしてそれはどこに問題があつて、こういうことが起きているのかといったことを検証する必要があるだろうなというふうに考えます。

そこで、美作市において、子どもの貧困について、今までにその実態を調査されたことがあるかないかお尋ねをいたしたいというふうに思います。もしあるのであれば、その結果はどのようなものであつたか。もし調査実績がなければ、今後の調査を検討されるかどうかということのお尋ねをいたしたいと。また、この問題についてどのようにお考えかをお尋ねをしておきたいとします。

まずは、1回目とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

では、まず1つ目の子どもの虐待についてということですが。

去る3月議会におきまして、要保護児童対策協議会がかかわりを持っている御家庭数につきまして、それぞれ12月末現在で平成25年が46家庭85人、26年が47家庭84人、27年が48家庭90人と報告をさせていただいておりますが、本年度の状況は、8月現在で54家庭95人と依然減少傾向が見られておりません。本年度に入りまして、新たな登録は、10家庭17人となっており、多くは過年よりの継続ケースとなっております。

近年、児童虐待への関心が高くなっており、学校、保育園など子どもと身近な機関はもとより、市民あるいは警察からによるものは、面前DVによるものの通報、相談が多く増加しております。

特に美作市の特徴としましては、ネグレクトに分類されるものが多く、生命の危機に至るような重篤な状況になる前から、各家庭にかかわりが持っているものと分析しているところでございます。

さらに、今年度は、支援が膠着している世帯につきまして、子育て家庭サポート強化事業を児童相談所と連携して取り組んでおります。弁護士、精神科医などを交え、支援の強化について議論を重ねているところでございます。

また、29年度からは、改正児童福祉法が本格施行されることに伴い、児童虐待に関する市町村の役割が大きくなるため、児童福祉士任用資格者の配置等体制強化につきまして検討を行っているところでございます。

次に、2番目の高齢者の虐待についてですが、高齢者の虐待につきましては、現在7件を虐待と認定し対応をしておりますが、そのほとんどが介護保険サービスを利用するなど対策を行い、見守りを継続している状況でございます。

虐待の分類は、身体的虐待が4件、経済的虐待2件、介護、世話の放棄、放任、ネグレクト、これが1件、そしてこれに重複し心理的虐待3件となっております。虐待者は、息子が4件、娘3件で全て子どもによる虐待です。

虐待は、議員おっしゃるとおり、介護ストレス、介護や身体状況に関する認識不足、そして家庭の経済的な問題などさまざまな問題が起因し、またはそれらが絡み合っ発生しております。虐待の重症度や対応の緊急性に注意しながら、高齢者や養護者に寄り添う支援をしていきたいと考えております。

3番目の子どもの貧困でございますが、昨今、子どもの貧困が取り沙汰されておりますが、美作市の状況をというところでございます。

国が実施しております統計調査の結果によりますと、子どもの相対的貧困率は16%を超えており、特に大人が一人の家庭につきましては50%を超えるという結果が出ております。美作市においては、独自の調査を

しておりませんが、同様の傾向にあることが推測されます。

子どもの貧困対策は、子どもの将来にその生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子どもが夢と希望を持って成長できるよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、対策を講じていく必要があります。法律にも明記されておりますように、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援を柱とした施策に重点的に取り組むこととなります。

ひとり親家庭の支援としましては、児童扶養手当や医療費の助成といった金銭的な支援のほか、保護者に対し生活全般にわたる相談や経済的な自立につながる就労相談、自立支援プログラムの策定を行っております。

また、今年度は、夏休みに高齢者のデイサービス事業所において、子どもの居場所づくり事業を社会福祉協議会に実施していただき、高齢者の支援のお手伝いやみずからが着ている衣服の洗濯などのスケジュールにより、子どもにもみずからの生活能力を身につけてもらう取り組みを行いました。今後もこのような事業を社会福祉法人やNPO法人などの関係機関とも連携して実施し、子どもの最善の利益を確保するための取り組みを行っていく予定としております。

なお、今年度開設しました美作市権利擁護センター12におきましては、高齢者、障がい者、児童の虐待の防止などの取り組みを行っており、市民の誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を推進しております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安藤議員。

3番（安藤 功君）

御答弁をいただきました。

それでは、2回目でございます。

平成27年度が先ほどの御答弁によりますと、27年度が48家庭90人、本年度8月現在で54家庭95人とのことで非常に残念なことではあるんですけども、確実にというか、確かに数はふえているようでございます。本当に真剣に、そしてできる限り早期に被害を把握し、適切な対策を講じなければならないと考えます。

また、先ほど御答弁で面前DVという言葉がありました。国の調査でも、子どもが同居する家庭における配偶者に暴力を振るう、いわゆるこの面前DVが非常に多くなっているようでございます。それが子どもにどのような影響を及ぼすのか、そして家庭にはどのような支援が必要になってくるのか。また、この面前DVですけれども、児童虐待防止法の定めるところでは、心理的虐待というふうに定義をされているとこのことではございますが、専門家によりますと、この面前DVは、それは心理的虐待にとどまらず、DVのある家庭の子どもも多くは、同じ種類の虐待に遭っているとも言われております。したがって、なおのこと今以上に対策に力を入れなければならないと思いますけれども、いかがでございますでしょうか。

また、被害者を出さないということ、当然のことではございますが、と同時に加害者を生まないためにどうすればよいかも同時に考える必要があることも大変重要と考えますけれども、いかがでございましょうかお尋ねをいたします。

例えばですけれども、一例を挙げてみますと、幼児の段階から、DVや虐待の加害者にならないための取り組みがございまして。これはほんの一例なのかもしれませんが、アメリカで開発されたセカンドステップと呼ばれる教育プログラムがあるそうです。日本でもこのプログラムを取り入れて実践されている自治体もございまして。これは、怒りの感情を自覚し自分でコントロールする力、また自分の気持ちを表現し相手の

気持ちに共感してお互いに理解し合い思いやりのある関係をつくる方法などを学ぶ内容となっているとのことでございます。

暴力の連鎖につながりやすいという面前DVでございますが、将来にわたってこうした悲しい被害が続いていくのを防ぐためにも被害の早期発見と加害者にならないための教育という予防策が必要となると思っておりますが、いかがでございましょうか、この件については教育委員会からも御答弁をお願いしたいというふうに思います。

また、高齢者への虐待でございますが、7件を虐待として認定されており、虐待者は息子が4件、娘が3件とのことですが、本当に悲しいことだなというふうに感じます。誰も生まれてきて、そのような立場に遭うとか、自分がそういうふうなことをしてしまうと誰もそんなこと思っていないと思うんですけど、いろんな要因が絡み合って、そういったことが起きるとするのは本当に悲しいことだなというふうに感じます。

市の担当部局もそうでございますけれども、愛育委員さんや民生委員さんを初め、関係諸団体、また地域の皆様方の協力も仰いで、一日も早くこのようなことがなくなるよう取り組んでいただきたいと強く要望をいたしたいというふうに思います。

また、子どもの貧困もそうなんですけれども、かなり個人的な、プライバシーにどうしても介入しなければならぬ部分もあろうかと思っておりますが、それぞれの方々とやっぱし信頼関係を築いて、膝を突き合わせた親身な取り組みを今後も強化していただきたいというふうに思います。

最後に、先ほどの御答弁で今年度開設した美作市権利擁護センター12について、再度詳しくどのような取り組みをどのような方々がされているのかをお尋ねいたします。

以上、2回目ということにします。よろしく申し上げます。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、面前DVですが、議員御指摘のとおり、DVがある家庭で暮らす子どもにつきましては、暴力の連鎖が心配されるところでございます。

面前DVによる虐待通告は、警察から児童相談所経由で市へ連絡されることがほとんどでございます。

児童相談所では、被害を訴えている親、一般的には母親が多くなりますが、からお話を聞き、また子どもに関する情報につきましては、市の関係部局、学校、教育委員会、福祉部局等などの関係部局との情報交換を行い、それらをもとに児童相談所の児童心理司が心理的なダメージを受けていないかの聞き取りなどを行っております。子どもを中心に考えたアセスメントを経て、どのような支援が子どもにとって最善となるかを考えながら、担当部局及び保健師などの専門職により支援を進めているところでございます。

加害者を生まない取り組みとしましては、虐待に至る背景を深く掘り下げ、子ども、家庭の困難に対する共感的な洞察を行う必要があります。権利擁護センター12の虐待対応部会、子育て支援部会の中で、専門的な見地を踏まえながら、議論を深めていきたいと考えております。

なお、母子の身体に重大な危機が及ぶような緊急事態の場合、警察や児童相談所と連携をとりながら、接近禁止の手續など、法的な措置の支援あるいは加害者からの避難や母子支援施設への入所についての支援を行う場合もございます。

いずれにせよ、児童虐待の対応につきましては、子どもの最善の利益を念頭に支援を行っているところで

ございます。

それから、権利擁護センター12の取り組みの詳細ということでございますが、高齢者、障がい者、児童の虐待の防止、DV被害者への支援、成年後見制度の利用やその他市民の権利擁護の支援を行うことにより、市民の誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を推進することを目的としまして、本年4月に社会福祉課内に権利擁護センター12を設置しております。

個別の案件を検討する場として、支援検討委員会を原則月に1回開催しており、学識経験者、大学の准教授、弁護士、司法書士等により権利擁護アドバイザー、民生委員、その他福祉関係者などにより、担当者のみでは対応が困難な事例について、支援の方向性を検討していただいております。

5月から11月まで7回開催をしておりますが、新規案件が5件、前年度までに実施していました高齢者等の事例検討会の継続案件などの検討を行っております。

支援検討委員会では、虐待のみならず、さまざまな問題を抱えている御家庭についての支援のあり方を検討しております。例えば親の年金を頼りに生活している無職の息子さん、娘さんがいる御家庭、いわゆる8050問題ということで呼ばれておりますが、こういった問題では、ある側面だけ見れば、高齢者への経済的虐待とも言えるかもしれませんが、高齢者の権利を擁護するだけでは問題の解決に至りません。親の年金がなくなることで、たちまち困窮してしまう息子さん、娘さんの暮らしを同時に支えていく必要があります。このような事例では、親族や地域の方も含め、誰がどのようにその家庭に向き合うか、その役割分担を支援者の共通認識とすることが重要になってきます。

権利擁護センターは、一つの側面ではなく、多面的な検討を行うことで誰もが地域の中で自分らしい暮らし、豊かな人間関係のある普通の暮らしを実現していくことを支援する、その中心的な機関となることを目指しております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

御質問の子どもの虐待につきまして予防等、教育委員会につきましての所見をとということでございます。

児童虐待は、議員が御指摘の心理的虐待ということ以外に、児童虐待の防止等に係る法律第2条におきまして、保護者がその監護する児童について、次に掲げる行為をいうと規定されておきまして、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類に分類されております。

身体的虐待というのは、子どもに直接的に暴力を振るうことなど。性的虐待は、子どもにわいせつな行為をしたりさせたり、性的行為を見せたり、ポルノグラフィの被写体にしたりすることです。ネグレクトは、食事を与えない、ひどく不潔にするなど、保護者としての監護を著しく怠ることです。心理的虐待は、言葉によるおどし、無視、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るうことなどであり、議員御指摘の面前DVはこの心理的虐待に当たります。

児童虐待につきましては、児童福祉法により、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、全ての国民に通告する義務が定められております。学校におきましても、早期発見のための努力義務があり、担任及び教職員は、児童・生徒の様子に注意し、変化が見られた場合は児童福祉局との関係部局と連携して対応しております。

先ほど要保護家庭ということがございましたが、当然教育委員会におきましても、所管の保育園、幼稚園、小学校、中学校では、この家庭の子どもたちについての見守りを常に行っております。

予防策等は、これというものは本当はないんですが、心の教育というものは、当然教育の中で大切に思っている気持ちを育てておりますが、またアンガーマネジメント、議員がおっしゃいましたものとも共通いたしますが、アンガーマネジメントという講座がございます。これは、怒りの感情をコントロールする学習でございます、親子でともに受ける場合もございます。そうした学習以外に適切な問題の解決能力、コミュニケーション能力を身につけることが議員御指摘の予防策につながるものであり、今後も学校の取り組みを支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安藤議員、3回目です。

3番（安藤 功君）

御答弁いただきまして、まず教育長のほうの御答弁なんですけど、今、身体的虐待、あと3つほど教えていただいたんですが、こういうことはテレビ等も見るとは、やっぱり改めて内容を聞くと、親として、一人間として腹立たしいとか、情けないとか、本当に何とかしないと、国を挙げてとか、地方は地方、地域は地域でなのかもしれませんが、本当に何とかしないといけないと感ずますね、本当に。何とかしましょう。私一人で何とかなるもんじゃないんですけど、何とかする機運を盛り上げていかないとかなんかというふうに感じました。

それと、2点だけ済みません。先ほど権利擁護センター12、12というのはごめんなさい、私の勉強不足で。何を指して、12なのかというのをお聞きしたいのと、それから5月から11月まで7回開催されておまして、新規案件が5件、うち市外2件というのがちょっとどういうあれなのかなというのが思いましたので、その2点御答弁お願いします。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

権利擁護センター12の12ですが、7月にセンター立ち上げのイベントを行いまして、そのときに愛称を募集をさせていただきました。先ほど湯郷Be11eの話がありましたが、美作市はサッカーの町ということで、サポーターは12番のユニホームを着るということで、みんなでそういった方をサポートしていこうと。支援を必要とされる方をサポートしていこうということで、12という名称にさせていただきました。

それから、新規案件の2件ということですが、事業を美作市のほか、勝央町、奈義町、それから西粟倉村、共同事業でことし始めました。センターの利用をぜひしてくださいということで呼びかけをいたしまして、市外の相談が2件あったということでございます。

以上、よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安藤議員、総括です。

3番（安藤 功君）

よくわかりました、12番目ね。何なのかなと、これは実は事前に聞いておけばよかったんですが、申しわけない。ちょっと不意に気になったもので、済みませんでした。あと、このうち市外というのもよくわかりました。

本当に先ほど来申し上げておりますけど、虐待、高齢者子どももなんですけれども、何とかしないと

ません。本当にみんなで協力し合って、一件一件ずつでもいいんでなくすように努力をしていきましょう。本当に最大限の私も協力等を惜しむことなくしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次、いきます。

議長（山本 雅彦君）

安藤議員、休憩を挟みますので、ただいまから10分間休憩いたします。

午後 3 時15分 休憩

午後 3 時25分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

安藤功議員の2項目めの質問から再開をいたします。

安藤議員。

3 番（安藤 功君）〔質問席〕

それでは、2項目めの質問をさせていただきたいと思います。

市内小・中学校の学習環境等に対する取り組みについてということで、1つ目として県教委の頑張る学校応援事業について、2つ目として各学校ともさまざまな特色ある取り組みをされていると思いますが、その状況と成果についてをお尋ねしたいと思います。

去る10月25日に皆様も御承知のことと思いますけれども、学力向上や問題行動の解決に成果を上げた学校に応援費として100万円を交付する岡山県教委の頑張る学校応援事業で、2016年度交付対象に選ばれた優良実践校30校に対して決定通知書が伝達されたということでございました。今議会冒頭の市長の報告にもこの話が出ておりましたけれども、今回は17小学校、6中学校、7中学校区が選ばれ、我が美作市からは大変名誉なことに大原小学校と江見小学校が選ばれたとのことでございます。

この頑張る学校応援事業の目的として、多くの教育課題を抱えながらも真摯に努力し、落ちついた学習環境の確保等に成果を上げている学校の取り組みを応援し、教職員の意欲の向上と取り組みのさらなる充実を図るとともに、すぐれた取り組みを県下の学校へ普及することにより、よりよい教育活動を目指して取り組んでいる全ての学校を支援し、子どもたちの健やかな成長を図ることでございます。

今回選ばれたということは、先ほど申し上げましたが、大変名誉なことであるとともに大変喜ばしいことでございますけれども、市民の皆様や他の市内小・中学校への参考にもなると思いますので、このたびの受賞に関して、またこの事業の流れと具体的にどのような取り組みが評価され、今回の選定につながったのかをお尋ねをしたいと思います。また、この事業は、2014年度にスタートし、今回で3年目となりますが、昨年は勝田小学校、美作第一小学校も選ばれておりますけれども、こちらをあわせて御答弁をいただけたらと思います。

中には、この頑張る学校応援事業に対して若干ではございますが、否定的な考えをお持ちの方々もいらっしゃるのもこれも事実でございます。美作市としては、どのような見解をお持ちでしょうかお尋ねをいたしたいと思います。

また、この頑張る学校応援事業に選ばれずとも、市内の各学校や学区、また地域やボランティア等でさまざまな取り組みがされていると思います。そうしたことが市内の子どもたちの学力向上や非行防止、そして心豊かで健やかなる成長につながり、ひいては美作市のこれからを担う大変重要な人材育成にも多大なる影

響を与えてくるものと考えますが、いかがでございましょうか。そして、それらの取り組みの成果が短期間であらわれてくることはなかなか難しいかもしれませんが、現在進行形でよろしいので、御報告いただける事例があれば、よろしく願いをいたします。

1回目とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

議員御質問の県教委の頑張る学校応援事業につきまして、各学校のさまざまな特色ある取り組みの状況と成果についてお答えをいたします。

まず初めに、頑張る学校応援事業は、平成26年度から始まり、毎年、県内30校が優良実践校に選ばれており、美作市では、今年度の大原小学校と江見小学校を含めまして、3年間で5校が選ばれております。これは県内15市の中でもトップに近い受賞率でございます。

まず、大原小学校は学校全体に徹底した取り組みによる落ちついた学習環境づくりと学力向上の取り組み、江見小学校は教職員の協働による学力向上を目指した取り組みがそれぞれ評価されました。

昨年、平成27年度は、勝田小学校と美作第一小学校が選ばれています。勝田小学校はどの子ども伸びるといふ教員の信念と愛情に満ちた教育実践の取り組み、美作第一小学校は落ちついた学習環境づくりによる学力向上の取り組みが評価されております。

頑張る学校応援事業につきましては、さまざまな頑張り方や特色ある取り組みをしている学校が多くある中、表面的な結果だけで評価するのはいかなるものかという声もございますが、優良実践校として認められた学校の業績を広めること、さまざまな学校の実践を知った上で取り入れ学校改善につないでいくことが大切なことであると考えております。

ほかの取り組みはということで、市内小学校の取り組みといたしましては、例えば勝田東小学校においては、昨年度からユニバーサルデザイン教育推進拠点校として、どの子どもわかるできる授業の研究を行ってござりまして、全国学力調査では正答率が向上しております。また、地域ボランティアの協力による登下校の見守りや環境美化作業等により、落ちついた学習環境づくりも進んでおります。ほかにもわかりやすい授業づくりを進めるための授業改革推進員を各学校に配置をいたしまして、授業の工夫、改善を進めております。こうした取り組みによりまして、全国学力・学習状況調査におきましては、正答率が全教科で全国平均を上回るという結果になりました。

中学校におきましては、勝田中学校、作東中学校では、いじめ防止宣言やスマホ宣言を採択をして、落ちついた中にも活気ある生徒主体の活動が見られております。

中学校区、5つある中学校区それぞれで、中学校卒業までの15年間を見通し、同一の項目を主導に重点にするのを連携を進めているところでございます。

議員御指摘のとおり、成果が短期間であらわれるということは、難しいことではございますが、今後も地域と一体となり、市内の子どもたちの心豊かで健やかな成長というものを支えてまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安藤議員。

3番（安藤 功君）

2回目です。

頑張る学校応援事業でございますが、先ほども申し上げましたけども、本当に市長の行政報告や先ほどの御答弁にもございましたけれども、3年間で5校の受賞というのは本当にすごいというのが実感でございます。本当に素晴らしいことだと私も思います。

今、御答弁と重複するかもしれませんが、具体的に何がどのように功が奏したのか、どのような分析をされているか、そのような分析をされていれば再度お伺いをしたいというに思います。

また、受賞されていない学校も何ら遜色ない取り組みをされているというふうに私は感じております。学力向上も着実に、そして確実に上向きであるようです。そして、もちろん言うまでもなく学力は大変重要なことではございますけれども、やはり子どもたちがこれから大人になっていく上で、それと学力と同じぐらい重要である自分や他人の命を大切にするといった心や道徳心や自尊心、また公共心を育む教育も本当に大事な必要不可欠な教育だろうというふうに考えております。こちらのほうにもぜひとも力を入れていただきたいという考えてますけれども、いかがでございましょうか。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

頑張る学校応援事業につきまして、ほかの学校も同様の取り組みをしているのではないかと、また心の教育はというお尋ねかと思えます。

市内の各学校におきましては、それぞれさまざまな教育課題を抱えながら、日々の指導に取り組んでおきまして、これは優劣つけがたい面というのもございます。その中で、特に顕著な結果を出した学校につきまして、県の教育委員会が判断をされるというふうに考えております。これ自己分析というのがなかなか難しい部分がございます。

さらに、心を育てるという部分でございますが、知徳体バランスのとれるということは、教育の根幹でございます。美作市におきましては、平成24年に人権尊重都市宣言が採択をされ、その趣旨は教育大綱にも示されております。学校では、日々のさまざまな指導を通しまして、自尊心や公共心を育む教育を実践しております。また、指導する立場の教職員につきましても、毎年8月には人権教育研修会を開催し、市内学校への取り組みの発表や外部講師による講演を聞くなど、研修を深めております。11月23日には、保健福祉部局による発達支援講演会、当事者の方が自分の思いを発表されましたけれども、こうした講演会が実施され、発達障がい当事者の方からお話を伺いました。教職員も多数参加をいたしました。こうした研修も行いながら、今後も豊かな心を育みたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安藤議員。

3番（安藤 功君）

3回目ですね。

御答弁いただきました。

最後に1点なんですけど、この頑張る学校応援事業なんですけれども、県が選ばれるんですが、県教委が。美作市は、美作市の小学校なり中学校なり中学校区が私たちはこういう活動とかこういう事業をしてい

るんですよということを応募をされるのか、県教委のほうが逆に教育委員会のほうにそちらの教育委員会内ではどういうふうな学校がどういう取り組みをしているんですかというアンケート式のような形で問われてくるのか、ちょっとそのあたりどういうシステムでなってるのか御答弁をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

美作市の学校といたしましては、まず幾つかの学校を候補として選びまして、そして推薦をするという部分がございます。しかしながら、県教委のほうもただ推薦されたというだけではなくて、直接やはり教育長、教育次長等もみずからいろいろな学校を見て歩かれて、その中で決めていかれるということを知っています。頑張る学校の選定委員会ということで決められておりますので、その辺のこういった基準ということとは詳しくはわかりませんが、そうした中でやっております。

なお、そうした際にやはり学校長の説明責任、きちんと自分の学校の運営状況とか、あるいは課題とか、あるいは頑張って取り組んでいること、課題意識を持ち取り組んでいることという説明というものも大きな力を発揮するものではないかというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

若干の補足をさせていただきますと、一つは他市の状況ですけれども、例えば玉野市は、この頑張る学校応援プログラムを認めていない、推薦はしない、県が指定しても受けないと、こういう形になっておりますけれども、私どもとしては、学校の実態を見ると、そういう反応もほんの一部にあるかもしれないけれども、受けるものは受けようと、こういうことでありますので先程のプロセスにのせております。

一方で、私が見たところ、表面的という、やや成績の面を見てふうにも見えるんですけれども、ずっと見ると、成績というものが向上するってこと的前提は、あるいは体力が向上するってこと的前提はどちらも心構えであるとか、全人的な思いがしっかりしているというような、そういう人間力のほうがまず土台にあるっていうふうに感じますし、そういうところが評価されてるんじゃないかと思うんです。

話は突然勝田東になりますけれども、勝田東はもらってるかもらってないか知りませんが、十分にもらえると思います。なぜかという、非常に子どもたちにやる気があるんです、あれ。やる気があって、それが一輪車に向かっていてもいいし、一輪車しながら勉強に向かってもいいんだけど、やっぱり内面にあるやる気があって、それを地域の人たちが非常に念入りにサポートしてますね。エネルギーを子どもたちに与えている、子どもたちも周りの人に与えているということも含めて。なかなかそういうところが全人格的なんです。

一方で、そういうところもはかれないかってはかかれましてアイチェックというんですかね、中学校についてはその辺もはかってみるんですけども、これもやっぱり基本的に成績と体力と相互連関性があるということなんです。

ですから、県教委が見てることってというのは、表面的に成績が上がったということのように見えるんですけども、成績が上がる前提には、やっぱり全人格的な教育がなければ、それはむちゃしないわけですから、それはそれで私は妥当性があるんじゃないかなというふうに思います。そういうところも例えば各学校に行つて、挨拶をして、挨拶で返ってくる声とか目つきとかありますよね。そういうところすごいなと思つてみ

てると、やっぱり成績が伸びてるとかというところもあって、これは我々が直感的に思っていることとそうやっぱり県が思っていることとは大差ないと私は思ってるんで、これはもらった学校よかったなと思います。

一方で、もらってない学校もさっき言ったように非常によく頑張ってるんですね、頑張ってる。ただ、もともとよかったからとかというのものもあるんですね、どうも見てると。そういうところもあるんで、実はみまちゃんネル様をお願いをして、これを契機に来年度から多分この制度なくなるんで、市内のもらった学校を含めて、全部の学校の頑張っている姿を番組にして、市民の方々に見てもらおうじゃないかと。見ていただいた上で、今度はまたそれでも地域で学校を応援してほしいと、これが一番だと思うんですね。この頑張る学校で受賞したことってというのは、そういう気づきの契機になって、もう一回地域から学校を応援しようということ、あるいは学校に興味を持とうと、最低限。ということを全市的に我々がお願いする非常に大きな契機となっているというふうに思っております。

ということで、多分この話は、うちは岡山県ですから3年〔聴取不能〕とものが終わっちゃうんでやらな
いかもしれませんが、一定の成果を私たちとしては、これを契機に上げてきたと思っております。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安藤議員、総括です。

3番（安藤 功君）

御答弁ありがとうございました。

そうですね。本当にどの学校もそれぞれ地域性とかいろんなこともあるんですけど、それぞれ特色ある
頑張っているのを本当に感じます。地域の皆様方の頑張っているのも非常に感じております。

県教委も先ほど市長も言われておりましたが、県教委のほうは、来年度以降はまだ未定であると。検討
するかもみたいなことも書いてありましたけども、金銭的な意味じゃなくて、やっぱり美作版の頑張る子
ども応援事業とか、金銭に限るわけじゃないです。全ての小・中学校、子どもたちに頑張れよという市からの
エールを頑張る子どもたち応援事業美作版をぜひとも何かしらの形で考えていただければいいのかなとい
ふような感じた次第でございます。

この項の質問を終わります。

議長（山本 雅彦君）

それでは、続けて次の項に入ってください。

3番（安藤 功君）

それでは、3項目め、地域経済の活性化についてということでございます。

まず、1つ目として市内企業の実態について、2番目として法人税等の増減はどのように推移をしている
のか、3番目として公共事業、工事等の発注状況の推移はどういうふうになっているか、4番目として今後
の地域経済活性化について市としてはどのように考えておられるかという、この4点を中心にお尋ねをさせ
ていただきたいというふうに思います。

市内に法人または中小零細企業を初め、個人商店も含めて何社ぐらいの事業所や商店があるのか把握を市
としてされておられますでしょうか。また、その法人、個人企業が業績や、また経済的にどのような状況に
あるのか、そして今後どのような状況になっていくか、シミュレーション的なことをされておられますで
しょうか。

大企業やIT関連企業、また東京オリンピックなどの一大イベントの関連する企業などは、最近では好景

気に沸いているような報道を見聞きしますし、今までの不況を脱却し、日本全体の景気が上向きと言われておりますけれども、これが地方になりますと、多数の方々がまだまだなかなか実感できていないのが現実ではないでしょうか。そうした状況もある中で、税収から見たとき、美作市が発足してからの市内の法人税等の課税額や個人所得税の推移、そして収納率の推移はどのようになっておられますかお尋ねをいたします。また、そのあたりから、今の美作市の経済的な全体像が税収から見えてくるのではないのでしょうか。

また、いろいろな解釈や意見がございますが、公共事業、工事ばかりを当てにするというのは、決して正しいとは思いませんけれども、しかしながら市内において公共事業、工事等は、美作市の企業や個人にとって重要で大きな存在であるというのは間違いのないところだと私は思います。それらの発注状況等はどのように推移をしているか、これもあわせて御答弁いただければと思います。大型物件や災害の関係で年度によってはかなりの差が生じているとは思われますけれども、単純に比較はできない部分もあろうかと思いますが、御答弁をよろしくお願いをいたします。

美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略も策定をされていますが、美作市民に対して、幅広く今後の地域経済の活性化や発展に向け、美作市として取り組んでいくべき課題は多いとは思いますが、市内の個人や企業が少しでも明るい将来を描けるような具体的な施策をお考えでしょうかお尋ねをいたします。

以上、1回目とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕

それでは、安藤議員の2番目の御質問であります法人税等の増減はどのように推移しているかとの質問に対して答弁をさせていただきます。

法人市民税につきましては、合併以来、平成17年度から20年度までは2億円を超える税収が続いていました。ところが、平成20年9月に始まったリーマン・ショックによる景気後退により、平成21年度は1億5,000万円と大きく落ち込みました。しかし、翌年度には持ち直し、22年度が1億9,400万円、23年度が2億2,000万円と税収は回復いたしました。その後は微減し、平成25年度が底で1億8,900万円となり、平成26年度は少し持ち直し1億9,600万円でした。直近の平成27年度は、法人市民税の税率が14.7%から12.1%に引き下げになったことから、前年対比で2,000万円減の1億7,600万円の決算状況でした。

ただし、税率の引き下げによる税収の低下ではありましたが、平成27年度の法人市民税の課税状況は、対前年度で均等割課税法人が20社増となり、法人税割を旧税率で割り戻し比較しますと、前年度とほぼ同額となり、安藤議員御指摘の景気の上向きが都市部のみで地方になかなか進んでいないのではないかと御見解ですが、アベノミクス効果による景気の上向きの波及効果はわずかではありますが、企業サイドでは美作市にも見受けられる状況と法人市民税からの分析では考えられます。

また、法人市民税の収納率につきましては、合併以来、リーマン・ショックの21年度には98.8%と低下しましたが、99%を超える状況で推移しております。

平成27年度決算での法人市民税課税事業者数は、平成26年度の643社に対しまして663社でございました。

また、個人事業主を含む美作市民の方全体の市民税につきましては、合併以来減少しておりますが、平成28年度課税、これは平成27年中の所得をもとにした課税でございますけれども、この状況では納税義務者数1万2,724人、市民税賦課額8億5,900万円とわずかながら前年度より増加しており、総所得金額が前年度より2億1,500万円増の276億5,500万円と人口減による影響を考慮しますと、厳しい状況ではありますが、美作市内においても景気の上向きが少しは進んでいるものと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（山本 直人君）〔登壇〕

それでは、議員御質問の3番目の公共事業、工事の発注状況の推移がどうなっているかという御質問に答弁をさせていただきます。

まず、平成18年度から27年度までの10年間の美作市普通建設事業の決算推移でございますが、平成18年度の普通建設事業の決算額が約22億円、平成19年度が約42億円、平成20年度が約60億円、平成21年度が約53億円、平成22年度が約30億円、平成23年度が約28億円、平成24年度が約23億円、平成25年度が約43億円、平成26年度が約34億円、平成27年度が約17億円となっております。

平成19年度が情報網工事等で約20億円、平成20年度も情報網工事で約30億円、平成21年度は大原小学校、美作北幼稚園新築工事とケーブルテレビ工事で約25億円、平成22年度は作東中学校の新築工事と地域活性化対策事業とあわせて約8億円、平成23年度は作東中学校新築工事に約7億円、平成25年度はクリーンセンターと消防署の新築工事に約22億円、平成26年度はクリーンセンターに約13億円かかっておりますので、大きな数字となっております、それらの大型工事を除けば、大体20億円前後の額で推移しているということでございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

建設部関係の合併後11年間、本年度の予算まで含めてでございますが、事業費の推移状況で工事費ベースでございますが、最少額の年度は平成19年度の5億5,000万円、最多額の年度は平成22年度の9億5,000万円でございます、平均でいいますと、7億円程度というふうになっております。

なお、平成21年、22年度は、これより別に国の経済対策というのがございまして、工事費がふえております。

事業を推進する上で、最初に検討いたしますのは、市費の持ち出しが少ない国庫補助事業の動向ということになりますが、国土強靱化法等により、大きくつくるから守るというふうへ国のほうがシフトしておりまして、改良系の予算が減額をされておりまして、岡山県によりまして、岡山県が要求しますと、総額をまとめて要求するわけですけれど、3割程度しかついてないというようなことを聞いております。

維持系の橋梁補修、調査点検、のり面対策、舗装対策などの工事費に配分をされておるわけですけれども、要求額にはほど遠く、予算の獲得には苦慮をしておるところでございます。

したがって、過疎債とか辺地債などの優良事業を活用しながら、事業の執行をし、年度途中の補正予算などがございましたら獲得に努めておるとというのが状況でございます。

次に、災害復旧につきましては、議員御承知のとおり、平成21年災害が突出しておりまして、平成21年から23年にかけてでございますけれども、美作市だけで約18億円余りの事業費となっております。

以降につきましては、幸いにも大きな災害がございまして、大体年5,000万円から1億円程度推移をしているというのが現状でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

それでは、私のほうからは、市内企業の実態についてと今後の地域経済活性化についてという2点についてお答えをさせていただきます。

まず、平成26年度の商業統計調査の数値になりますが、市内の商店数でございますが、294店舗、従業員数は1,472名と把握しております。

次いで、事業所数でございますが、平成26年度の経済センサス、基礎調査では1,042事業所、従業員数は9,124人となっております。

いずれの数値も各前回の統計調査時の数値と比較いたしまして、減少ということでございます。この結果からは、事業所、従業員数ともに引き続き微減の傾向にあるということでございます。

また、昨年度において、国の交付金を活用いたしまして、事業継承の実態把握に関するアンケート調査を実施いたしております。この調査結果は、既に美作市のホームページで掲載をさせていただいておりますが、後継者が決まっていないという事業所は、全体回答者数のうち約56%、半数以上の方がそういった回答をされております。

それらの法人、個人企業の経営状況でございますが、津山信用金庫の調査やハローワーク美作などを通じて伝わってくる経済情勢からは、今年度前半はマイナス水準となっておりますが、今後、見通しにつきましては、景況感が改善する見通しとなっており、引き続き社会情勢に注視してまいりたいというふうに思っております。

続いて、今後の地域経済の活性化や発展に向けての具体的な取り組み等についてでございますが、今現在、後継者確保に向けての先ほども若干申しましたが、事業引き継ぎセンターの活用、後継者の関係でございます。それから、中小企業者に対する利子補給の制度、それから市内での創業を支援する事業として、新規創業者を対象とした補助事業、スタートアップ支援事業でございます。それと、既に操業中の小規模事業者を対象とした活力アップ個店支援事業などの補助事業がございます。また、地元就職、地元雇用を推進するための施策といたしまして、美作市民を新規雇用した企業に支給する雇用促進奨励金交付事業がございます。こういったものに取り組んでおります。

いずれの事業につきましても、ホームページ、また告知放送などで情報発信機能をフルに活用いたしまして、積極的な情報提供に努めて、制度の利用を呼びかけておるところでございます。

今後の取り組みといたしましては、1点目として18歳の壁ということでございます。その対策を念頭に置いた学びの場の誘致、具体的には看護学校の誘致でございます。

もう一点は、新規産業団地の造成、現在の作東産業団地がほぼ完売という状況もございます。そういった新規産業団地を含める企業誘致の促進が本市の経済活性化において重要であるというふうに考えております。また、事業発注の面では、適切な形で地元企業への支援ということも重要であると思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安藤議員。

3番（安藤 功君）

2回目ですね。

それじゃあ、地域経済の活性化についての2回目の質問とさせていただきます。

まず、市内の企業の実態調査では、短期的にはやや上向きかげんであり、今後の見通しも景況感が改善するとの見通しとのことですので、やや安心をいたしたところでございますけれども、しかし統計調査による

と、商店、事業所、従業員数は減少しているとのことでございます。その調査は、多分毎年されてると思うんですけども、数字であらわすと、その減少数はどれぐらい減少を続けているか、もしデータがあれば教えていただきたいと思えます。

また、現在の経済は、グローバル化がますます加速し、全世界的な動きが日本の経済にも直結して影響を及ぼします。英国のEU離脱に関しましても、またここ最近すぐくニュースにもなっておりますけど、アメリカ大統領が当初では予測をされていなかった方がなるんだろうと、99.9%大統領になられると思うんですけども、そのTPPに関してなんですけど、今後の状況にしても日本に及ぼす影響は経済面だけではなく、多岐にわたり防衛面とかいろんなこともあると思えますが、まだまだ楽観視できないのが現状だというふうに思えます。昔なんですけど、皆さんも御存じだと思うんです。特に市長も御存じだと思うんですけど、昔、アメリカがくしゃみをすれば、日本が風邪を引くといった時代があったかに思えますが、やっぱりいまだにそういうが続いているのかなと。やっぱりアメリカの影響というのはすごく日本に対して大きいですから、本当に今後のアメリカの動向、その他中国、ロシア、ヨーロッパ連合もそうなんですけど、本当にいろんな注視していかなければならないなというふうには考えております。

そこで、強い日本をつくるためには、やはり強い地方があつてこそだと思えます。そこで、これから強い美作市を築くためにみんなで取り組むべき課題は多くあると思えますので、ともに知恵を出し合い、明るいあしたを信じて、前を向いて、日々努力して歩んでいかなければならないなというふうに強く感じるところでございます。

そこで、経済部関連の御答弁で、やはり後継者不足を指摘されておりましたけれども、この部分にも今後は注力していただきたいと思えますが、何か具体的な対策をお考えでしょうかお尋ねをさせていただきます。

そして、後継者不足を訴えておられる個人、法人事業所さんで、市内での地域性があるのかなのか、そういった確認ができていくかどうか、例えば旧6カ町村のこの地区、あの地区が非常に割合が大きいとか、そういった地域性というのを確認をされておられますか。

また、市の中心部の空洞化じゃないですけども、そういったことが起きてるのかどうかということがわかるようでしたら御答弁を願いたいというふうに思えます。

また、税収面から見ても、アベノミクス効果による景気の上向き、波及効果がわずかではあるが考えられるとのことですので、じわじわとこの地方にも恩恵がめぐってき始めたのかなと期待をいたしたいのですけれども、そうした中でも今後も収納率が低下することがないように、またさらに向上するよう努力を続けていただきたいというふうに要望しておきます。

しかし、今後は、人口減少による影響が税収面においても顕著にあらわれてくるのが容易に想定されます。美作市の財政を健全に保つためにも、やはり人口減少に歯どめをかける対策というのは非常に重要性和、そうした中で企業誘致の必要性というのが求められてくると思えます。ぜひとも重要課題として御尽力いただきたいというふうに願います。昨日の御答弁の中で、美岡道の英田インターチェンジ付近の南部産業団地（仮称）でございましょうが、そういったこともやはり視野に入れていかななくてはならないというのは痛感したところでございます。

また、総務部関連の公共事業、工事は20億円前後で推移しているとのことですが、美作市の財政規模から見たときに、同規模の他市町村と比較したときに平均的な数字なのか、その辺をお伺いしたいと思います。もし比較できるようなデータがあればお示しをいただきたいと思えます。

また、建設部関連では7億円程度で毎年推移しているとのことですが、改良系の予算が減額されたこと。平成28年度では、要求額の3割程度といった御答弁がございました。これは国の方針なので、なかなか美作市

のほうで要求額の満額を獲得するというのは非常に難しいというか、無理かと思えますけれども、国や県に対して粘り強く交渉できるものであれば、努力をしていただきたいというふうに要望しておきます。

そして、過疎債、辺地債事業などの活用をしながら、事業の執行をしているとのことでございますけれども、各地域からの要望の一環があると思えますけれども、市内のバランス、ばらつきがないようにバランスを考慮した偏りのない事業の施行をよろしく願いをいたしたいというふうに思います。

今回の関連部署の御答弁では、総合的かつ全体的には緩やかであるが、景気回復が始まっているような印象を受けましたが、まだまだ業種、職種、地域によってはまだまだ景気回復感を実感できていないのも事実であらうかというふうに考えます。あらゆる方々に景気回復感が浸透できるような国、県の施策、そして市の施策を期待しておるところでございます。

経済部関連で今後の地域活性化対策について御答弁をいただきましたけれども、まず現在行われている事業引き継ぎセンター、そして活力アップ支援事業についてもう少し商店の支援事業、もう少し具体的な内容と取り組み状況や実績をお答えいただければというふうに思います。

また、今後の取り組みで2番目の住みやすさの向上のための地道な取り組みというふうにありましたけれども、何か具体的なお考えがあるか、2回目の質問とさせていただきます。よろしくお祈いします。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（山本 直人君）〔登壇〕

それでは、御質問の同規模市町村との公共事業の比較でございますが、おっしゃられた大型事業を除けばということですが、類似市町村の大型事業を除くデータというのはございませんというか、把握をしておりません。

それはないんですけど、普通建設事業全体での決算額について、類似団体の平均値を美作市の人口に当てはめて計算をして比較をしてみますと、平成22年度、類似団体が約ですけど、27億円に対して美作市が30億円、23年度が類似団体約21億円に対して美作市が約28億円、24年度につきましては類似団体が23億円に対して美作市も約23億円、25年度につきましては類似団体が28億円に対し美作市が43億円、26年度につきましては類似団体が32億円に対して美作市が34億円ということで、22年から26年度までの5年間につきましては、24年度はほぼ同額なわけですが、それ以外の決算額でいいますと、類似団体の平均値を美作市のほうが上回っているというような状況でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼します。

それでは、2回目の御質問でございます。

まず、商業統計とか経済センサスに関する数字につきまして微減というふうにお答えをいたしました、統計調査でございまして、毎年ではございません。前回は平成26年にどちらもできて、2年置きとか3年置きとかというものでございますので、その後の数字というものがまだつかめておりませんので、ちょっとはっきりとした数字は申しわけございませんが、お答えできないので、御了承いただきたいと思います。

それから、調査に基づいて地域性といいますか、があるのかということでございます、全体多くの対象、全ての企業、商店について行いましたが、回答が約半数ほどの御回答ということでございまして、明確な地域性というのが正直出てはいない状況でございます。全体的にやはり後継者の方は不足しておる。た

だ、おるけど、はっきりと決めていないという方もあるようでございまして、後継者はおるんだが、今現在は決まっていないという方もその56%には入っておりました。

それから、その後、2点目でございました事業引き継ぎ支援センターと活力アップ個店支援事業についての具体的な内容等でございますが、まず事業引き継ぎ支援センターでございますが、近年先ほど申しましたアンケート結果にもございましたように、経営者の高齢化とか後継ぎ、後継者の不足による事業継承問題に対応するために、平成25年度に公益財団法人岡山県産業振興財団内に設置された団体でございます。

後継者確保に向けて当該センターの活用でございますが、昨年度、先ほど申しました実施いたしました事業継承の実態把握に関するアンケート調査結果のうち、外部人材等を活用して事業継続を行いたいと、そこまで言われた方が事業所数で11ございました。56%のうちに11人、事業所がそういうことがございまして、それぞれ事業主の了解を得た上で、事業引き継ぎ支援センターに情報提供を行い、後継者について調整を行っているところでございます。しかしながら、今現在、きょう現在までに事業継承が決まったという事業所は残念ながらないという状況でございます。

続いて、活力アップ個店支援事業の具体的な内容と取り組みの状況、実績等についてでございますが、常時雇用する従業員の数が5名以下の小規模事業者を対象といたしまして、事業所などの魅力アップや継続的な経営につながる販売促進活動に係る経費を補助対象といたしておりまして、補助率は対象経費の3分の1以内、上限が20万円というものでございます。

平成27年度は7店舗が対象となりまして、補助金ベースでは106万6,000円の支出ということでございます。続いて、平成28年度でございますが、2店舗、補助金ベースで39万6,000円の申請を受けて、既に事業が完了しておりまして、補助金も交付させていただいております。

また、この事業につきましては、募集期間終了後も問い合わせが非常に多く続いてまいったということもございまして、去る9月議会におきまして、3号補正予算の中で100万円の追加補正をお願いしておるところでございます。こちら追加募集を行いましたところ、4店舗の申請対象がございまして、補助金ベースで80万円の事業承認を受け、現在、事業に進んでおるところでございます。

今後の取り組みについてでございますが、先ほど申し上げました事業引き継ぎ支援センターの活用や中小企業者に対する補給制度、こちらにつきましては、借入金が500万円が上限でございますが、その利息、年利2%以内ということでございます。それから、スタートアップ支援事業、補助率が2分の1、上限100万円、また先ほど申しました活力アップ個店支援事業を初めとした各種補助事業に取り組むことにより、美作市内の店舗等の存続に寄与してまいりたいというふうと考えております。また、雇用促進奨励金交付事業は、既存企業に対する奨励金などがなかったため、平成27年度より新たに設けたものでございまして、市内在住者を新規雇用した場合に奨励金を支給する事業でございます。このような市内企業を対象とした優遇支援制度を整備することで、既存企業の市外への流出を防止することが本市の経済活性化において重要であると考えております。

こうした美作市独自の補助事業の情報提供に努めるとともに、みまさか商工会とも連携を密にし、雇用の拡大及び市外在住者の美作市への定住促進に努めてまいりたいというふうと考えております。

最後に申されました地道な取り組みというのが先ほど申しました各種昨年度から実施しております補助制度のことでございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安藤議員。

3 番（安藤 功君）

総括させていただきます。

御答弁いただきました。まず総務部関連では、公共事業、工事等の類似市町村と比べて、全体的には平均よりは上なんだぞということですね。具体的にどういう比べ方というのはよくわかんないんですけど、平均並みもしくは平均以上には工事が出てるということで了解をいたしました。今後もこういうな取り組みをしていただきたいと思います。

それから、経済部なんですけど、事業引き継ぎセンターで、きょう時点では事業継承決まった事業所はないということ、特に個人の商店なんかですと、やっぱり食べていけないというんでしょうか、なりわいとして成立しないといったような企業も中にはあろうかと思うんですね。だから、どうしても人口減少というか、少子・高齢化というのがやっぱりこういうところにもどうしても影響してるのかなというふうに思うんで、何か特色あることを考えていかないと、この事業継承もなかなか難しい部分があるのかなという感じもしたわけなんですけど、何はともあれ人口減少を食いとめて、美作市がこれからもすばらしい町として存続していくようにみんなで努力をしてまいりましょう。

これをもちまして12月定例議会の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番9番、議席番号3番安藤功議員の一般質問を終了いたします。

お諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会します。

再開は明日30日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後4時21分 延会

平成28年11月30日

(第 4 号)

1. 議事日程（4日目）

（平成28年第4回美作市議会12月定例会）

平成28年11月30日

午前10時開議

於議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	金谷典子	2番	重平直樹
3番	安藤功	4番	安本博則
5番	谷本有造	6番	則本陽介
7番	萬代師一	8番	尾高誉久
9番	岡崎正裕	10番	西元進一
11番	本城宏道	12番	鈴木悦子
14番	小淵繁之	15番	万殿紘行
16番	日笠一成	17番	山本重行
18番	山本雅彦		

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

13番 岩江正行

4. 会議録署名議員

14番 小淵繁之

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長	萩原誠司	副市長	安部	薫
副市長	横山博光	教育長	大川泰栄	
政策審議監	福原覚	総務部長	山本直人	
危機管理監	山本和毅	企画振興部長	池田義和	
総合戦略監	森分幸雄	市民部長	安藤郁雄	
環境部長	妹尾昌弘	経済部長	尾崎功三	
保健福祉部長	江見勉	建設部長	真野弘紀	
教育次長	山名浩二	消防長	山崎正雄	
会計管理者	安東弘子	財政課長	遠藤宏一	
上水道課長	小坂田博幸	クリーンセンター管理課長	森元浩之	

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	本田卓治
課長	大佛裕彦
主任	井上大佑

議長（山本 雅彦君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴席においての写真撮影、録音等は禁止をされております。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をいたします。13番岩江正行議員が通院のため欠席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（山本 雅彦君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

11月24日、本定例会の会議録署名議員に13番岩江正行議員を指名いたしましたが、通院のため欠席でございますので、新たに会議録署名議員として14番小淵繁之議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（山本 雅彦君）

続いて、日程第2、「一般質問」を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許可いたします。

通告順番10番、議席番号9番岡崎正裕議員の発言を許可いたします。

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）〔質問席〕

皆さんおはようございます。

けさ早く起きますと、あたり一面霧が立ち込めておりまして、この地では秋から冬にかけて非常に霧が出やすいという土地でございます。これをずっと見ておりましたら、霧が瞬時に姿を変えていくと、それがまた日が差してきたらまた違ってくるような感じで、これは私も最近それをずっと毎年見ようりまして、同じ風景が違って見えるなというふうにいつも思います。子どもたちもその霧の中を通っている中でそういうことをどういうふうに感じておるんだろうかなというふうにも思うんですけども、この霧というものが恐らく日本人の感性の中にいろいろと影響を与えておるのではないかなと、非常に最近の霧が出てくるのを楽しみにしておるわけなんです。

あすからいよいよ12月でございます。今回のこの議会はちょっと早いのではないかなと、私いつも一般質問するときは大体12月10日前後ぐらいかなと思ひまして、毎年私が枕で申し上げたのは12月に何を思い出すかと、何日を思い出すかなというようなことを申し上げておるんですけども、祭日は12月23日の天皇誕生日でございます。それより皆さん、クリスマスがあるかなと思ひ出すんですけども、その次に思い出すのは何日かなといったら、12月14日ぐらいかなと、これは若い人にはちょっとわかりにくいかわかりませんが、忠臣蔵の討ち入りの日でございます。それにつきましても、忠臣蔵というのはまれに見るようなこと

らしいです。江戸時代におきましては取り潰しがあったりとか、切腹したりとか、そういうことは大変多くあったそうなのですが、この赤穂におきましては、それをあだ討ちをするというようなことは、これはめったにないことで、それが映画とか、そういうことになっていったんだと思います。それから、私が一番印象に残る12月は12月8日でございます。これも若い人はほとんど忘れておるのではないかなと、8月15日は覚えておるけども、12月8日、これは本当にマスコミも最近取り上げてなくなりました。真珠湾、日米開戦の日でございますけれど、真珠湾攻撃の日です。トランプ氏が大統領になりました。その中でいろいろと私も日米関係考えるんですが、地方自治と余り関係ないような話でございますけれども、その中で映画でいろいろといろんな映画ができました。その中でアメリカが製作した映画というのが非常に多いんですけども、その中で日本を描いとる部分はほとんど全く私らの感じとは違うと。極端に言えば、アメリカ人の大体3割程度ぐらいはまだ日本人がちょんまげをして刀を差しておるのではないかなという感覚であるのではないかなと、そういうふうに思います。安倍総理大臣もいろいろと大変でしょうけれども、アメリカ人の考えは余り日本を理解していないと、日本研究をされておる方ぐらいしか日本を理解していないのではないかな、そういうことも心配をしておるわけでございます。

それでは、一般質問に移りたいと思います。

私の質問としましては、1に指定緊急避難場所の地震対応について、それから2に、用途廃止となった市の施設の管理についてを質問したいと思います。

まず、指定緊急避難場所の地震対応についてでございますが、これが各美作市にずっと地域に配っておられる防災マップというものでございます。これは全部持ってくればいいんですが、私の住んでおる美作地域のことでございます。ここの中で指定緊急避難場所というのがこちらに書いてございますが、その中には地震、水害、土砂災害、この3つにどういうふうに対応しておるのかと、丸印がついておりまして、全部対応しているものもあれば、一部しか対応していないというのもございます。その中で地震、水害、土砂災害でございますけれども、水害と土砂災害に関しては、その位置が問題になるということで、これに完全に対応しようと思えば、対応してない場所というのは、これは新築して移転をするという方法しかないわけなんです。この地震に関しては、これを新築移転ではなしに、耐震改造と、改修というのができるわけでございますから、その辺のところをちょっと質問したいと思うんですが、ここの中に分けてございませんけれども、これは市の施設、市有地に建って市の施設と、それからもう一つは地元の施設でございます。その中で市の施設に関しては市が改修をすれば、これは重要であると思えばできるんでございますけれども、集会所に関しては、これの地震対応にしてのきちとした補助金制度というのがないように思います。そういった中で、地元としてはこれは市の施設になれば、そこに行くまでにかなり時間がかかるということと、交通手段として徒歩では無理だろうということがございます。ところが、集会所あたりになりますと、徒歩でも行くことは可能ということになっておりますが、中にはこの集会所をちょっと改修をして、地震が起きたときにすぐに待避できると、自分とこの家がだめになった場合にできるというメリットがございますので、その辺のところをもうちょっと考えていただいて、改修の補助金等というのはいかないものかなというふうに思うんですが、その辺のところをどう考えておられるか、第1回目の質問といたします。

議長（山本 雅彦君）

危機管理監。

危機管理監（山本 和毅君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

それでは、岡崎議員の指定緊急避難所で耐震構造の基準を満たしていない施設についての御質問ということでございます。お答えいたします。

まず、岡崎議員も御承知のことと思いますが、指定緊急避難場所の定義について御説明のほうをさせていただきます。

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に速やかにその危険から逃れ、みずからの命を守るために一時的に避難する施設として地震、水害、土砂災害など、災害種別ごとに市が指定する施設であります。運営につきましては、自治会等で行っていただくということになっております。

それでは、御質問にお答えいたします。

耐震基準を満たしていない施設のまず現在の状況でございますが、11月1日現在で市が指定しております指定緊急避難場所は、市内全域で316施設ございます。これらは地区内にある集会所、コミュニティハウス、公会堂など、徒歩で避難できる日ごろから地域活動など、拠点としている施設であります。316施設のうち、教育施設、小・中学校など、耐震化している施設や昭和56年に改正されました建築基準法に適合し、耐震基準を満たしているものが217カ所ございます。約69%の施設が耐震基準を満たしている施設となっております。

また、災害時、避難者が災害の危険性がなくなるまでの間に滞在し、または災害による被害で家に戻れなくなった者が一定期間その生活のために滞在する施設として市が指定しております46の指定避難所の状況についても御説明させていただきます。

耐震基準を満たしているものが39カ所ございます。約85%の施設が耐震基準を満たしている施設となっております。

次に、改修についてどう考えているのか、補助制度についてどう考えているのかについてでございますが、指定避難所の中で地震災害に適していない施設であり、利用頻度の高い施設などにつきましては、耐震化を検討する考えでございます。

次に、耐震等の補助制度については、所管しています部署からお答えいたしますので、よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕

おはようございます。

それでは、集会施設の耐震改修補助制度について答弁をさせていただきます。

集会施設の補修でございますけれども、現在のところ市では地区の自治会等が管理する補修等に対しまして、美作市コミュニティハウス等集会施設補修補助金交付要綱により補助金を交付しております。この要綱では、補助対象事業は既存の集会施設の老朽度が著しい場合における補修、バリアフリー化、風水害等による罹災補修などを対象としており、また補助金の額は補助対象事業費の2分の1以内に相当する額とし、50万円を限度としています。ただし、風水害等により罹災した場合の補修における補助金の限度額は100万円とするとなっておりますが、議員の御質問を受け、耐震化改修につきましても、これを要綱に加え、風水害等で罹災した場合と同様に、この補助金で対応できるよう要綱の早期の改正を図ってまいります。したがって、通常の補修に加え、耐震化の改修についても、今後この補助制度を利用させていただきたいと思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

9 番（岡崎 正裕君）

答弁をいただきました。

その中で集会施設の補助制度ということで、あったんですが、それが50万円、2分の1で50万円、それから罹災の場合が100万円と、2分の1で100万円が限度ということなんですけれども、これは一遍使ったら何年か使えないというようなこともあったと思うんですが、これが耐震改修ということになりますと、かなりのお金がかかるというふうに思うんですが、100万円でこれできるのかなどうか、その辺の今まで例がないと思うんで、どれぐらいかかるかなということがわからないと思うんですが、限度額として例えば罹災した場合の100万円ということで、これ足りるのかなということがあるんですが、その辺のところはどう考えておられるのかと思います。

それからもう一つは、あと集会所ではなしに、建築物の耐震化促進事業費補助金交付要綱というのがございます。これ建設の関係なんですけれども、これにつきましては、別建てで耐震化の補助金が出るようになってるんですが、考えますと、なぜこの住宅かなと思うんですが、まず地震が起きた場合に一番おる可能性の高い建物といえば、集会所みたいなところではございませんから、そういった関係で普通の家庭、住宅に耐震改修の補助金が出るということになっておると思うんですが、これと連携したような感じの中で集会所のほうもやっていただきたいなと思います。先ほど申し上げたように地元の人にとって大地震が起きた場合にどういった避難するかといえば、例えば物すごく大きい地震になると、車で避難するというのが非常に困難になってきます。まずは徒歩で行けるところが一番いいのかなと、市の施設よりも地元にある集会所あたりのほうが避難をしやすいといった関係で、そういった関係で限度額の限100万円、これをそのまま使って要綱のほうを変えていくのかなと、私は足りないような気がするんですが、その辺のところの考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

おはようございます。

建設部のほうから答弁をさせていただきます。

まず、耐震ということでございますけど、耐震は耐震診断、耐震改修というのがございまして、民間の住宅、住宅については耐震診断、耐震改修の補助金はございますけれど、それ以外の建物でございます集会所は、地区が所有する集会所等は、住宅以外の建物として耐震の診断に係る費用の3分の2というのを補助することができるようになっております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕

今岡崎議員がおっしゃられましたようにこの集会所の補助金に関しましては、一度出しますと5年間というのはございますが、この場合につきましては、風水害の罹災と同じようにその5年間の補助金を受けていても対象とするというふうに考えております。

また、その金額でございますが、一般の住宅における耐震化が100万円から300万円程度というふうに建設課のほうで聞いております。したがって、集会所におきましても、おおむね面積も小さく、平家が多い

ということもございまして、補助金限度額、風水害と同じように100万円でかなり賄えるのではないかと、そういうふうを考えておりますが、実際にしまして、そのあたりはまた検討してみたいと思います。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）

3回目はなしで、総括に移りたいと思います。

災害が起きた場合によく言われるのが、自助、共助、公助ということなのですが、地震に関しまして、水害とか土砂災害につきましては、ある程度予測ができる、時間的な余裕があるといったわけで、これに対しての対応もまず地震よりはやりやすいだろうというふうに思いますが、地震は突然来るわけでございまして、予兆はほとんどわかりません。そういった中で起きた場合にどうするかということなのですが、自助、共助、公助あたりがありまして、大地震になりますと、公助というのは非常にもうほとんどできないと、大規模なことになりますと、できないと、自助をやって、あと共助というのが大体部落うちぐらいでやるのかなというふうな感じになっておりますが、そういった中で共助の段階でできるだけのことをやるとぐらいのことを考えておかないと、行政にはちょっと言いにくいことなのですが、公助は全く僕は役に立たないというふうに感じております。そういった中で最近お年寄りも結構多いわけなので、そういったときに避難所あたりをずっと見てみますと、非常に年配の方非常に心理的な負担もかかってくるといった中で、昔は非常に家同士でも結構コミュニケーションがあって、例えば私らの時代だったら、もらい湯とか、市長はその辺はちょっとまだ経験がないかなと思うんですけども、私らのところにはもらい湯といって、隣の家にお風呂を借りに行くとか、そういったようなコミュニケーションがあったんですが、最近ではちょっと困ったからほんなら隣に頼むかなということもだんだんできにくくなってきております。そういった中で集会所あたりが果たす役割というのは結構大きいんじゃないかなと思います。そういった関係で、この集会所の耐震、地震に対して対応できるようなことが地元からもう出ているというふう聞いておりますので、そういった関係でちょっと考えていただいて、集会所の耐震をどうするかというようなことを真剣に考えてやっていただければと思います。

それじゃ、2番目に移ります。

議長（山本 雅彦君）

じゃ、続けて、次の項に入ってください。

9番（岡崎 正裕君）

2番目は、用途廃止となった市の施設の管理でございますけれども、これは安本議員が実際にどこであるとかというようなことも言われました。端的に言えば、東栗倉のこぶしの里でございますけれども、これは用途廃止になって、全然これ使っていない建物ということでございます。そういった中で泥棒が入ったというか、中に入ったわけではないんですが、表の銅板とエアコンの室外機をとったというような感じで、これが数回起きるとるわけなんですけれども、そういった関係でこれ管理はどうなっとったのかなと思います。どうも管理がうまくいってなかったのではないかなという感じがするわけなんですけど、そういった関係で今行政財産から普通財産に用途廃止となった市の施設がございまして、行政財産の折にはまだ目的、例えば学校でしたら教育の関係に使っていかうかなという、そういうことがあるんですが、これがなかなか使う用途がないということになると、普通財産ということになっていくんですが、今回はその普通財産になったことについてお尋ねをいたします。

現在これがどれぐらいあるのか、用途別に説明していただければわかるかと思うんですが、大体多いのが教育関係、少子・高齢化で学校や幼稚園、保育園が廃止になったというのがほとんどだと思うんですが、大体のこれがどのぐらいあるのかなというのをまず説明をしていただきたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（山本 直人君）〔登壇〕

それでは、用途廃止になったものはどれぐらいあるかという御質問でございますが、総務部におきまして現在管理をしている施設につきましては、もともと管財課で行政財産として所管しているものと、他部署から行政財産だったものを普通財産へ移管されたものがございます。

普通財産として他部署から受けたものは、部署ごとで受けた順番で申し上げますと、教育委員会から統合等により廃校、廃園になった理由のものとして、平成21年11月に讚甘保育園、平成25年9月に旧巨勢小学校、旧巨勢幼稚園、平成27年3月に旧吉野小学校、旧吉野幼稚園と旧豊田小学校、旧豊田幼稚園及び旧栗井小学校、旧栗井幼稚園がございます。また、平成28年4月に大原高校跡地を、平成28年11月、旧豊野小学校、旧豊野幼稚園跡地を管理をしております。

経済部からは、平成26年5月に、先ほど議員申されましたこぶしの里後山を、それから保健福祉部からはやまゆり苑の敷地の一部を平成26年10月に受け、普通財産として貸し付けをしております。

消防本部からは、平成27年4月、旧消防本部庁舎を受けて、庁舎は普通財産として貸し付けております。

それから、どのような管理をしておるのかということでございますが、用途廃止後になりましたら、美作市の公有財産規則に基づきまして、各部長でございますが、行政財産を廃止したとき、普通財産を取得したとき、または第5条ただし書きの規定により管理する普通財産が当該部の事務事業と関連がなくなったときは、遅滞なく当該普通財産を総務部長に引き継がなければならないとなっております。ただし、交換または取り壊しのために用途廃止したとき、その他、総務部長が当該普通財産の性質上、引き継ぐことが適当でないとき、この限りでないとなっております。第2項で様式等を定めております。

この規定によりまして担当部署より所管の伺いを起案していただきまして決裁規程により決裁を受けて、公有財産引き継ぎ書を作成して、総務部管財課へ移管しておるというのが現状でございます。

管理の状況でございますが、通常の管理をしておりますが、有効利用の見つからない土地の管理状況につきましては、放置といいますか、そのような状態になっておるものがございますが、とはいっても、草が伸びて近隣に迷惑をかけるような場合があったら困りますので、そのような場合は、直営または業務委託で管理をしております。

先ほど申し上げましたように建物につきましても、全く利用していないものについては、特段の経費をかけて管理をしていないのが現状でございます。今後につきましても、同条の趣旨にのっとり管理をしていきたいと思っております。

以上であります。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）

ちょっと訂正をいたします。こぶしの里につきましては、外だけではなしに中にも入られたというのを聞いておりましたけれども、それをちょっと失念しておりました。中にも入られております。

そういった中で現在ある程度使っておるという建物については、ある程度の管理ができていくんだという

ことなんです、ここの中で先ほど答弁のあった中でまるっきり使われていないというような建物というのは、これはこぶしの里だけなんでしょうか、ほかにあるんでしょうか、そのことをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、管理マニュアルのことについてはほとんどできてないということなんです、それが一番問題ではないかなと思います。例えば例を挙げれば、私の近所の豊田小学校なんですけれども、これが学校統合で用途廃止になりました。そこの中でずっと私も近くですからずっと見よったんですが、管理に来られないと、全然。そこの中でどうしたかといや、その当時はまだ現在のようにグラウンドゴルフをやっておりませんでした。だから、当然中はわかりませんが、外のグラウンドに草が物すごく生えてきたと、草刈りにも来られないといった中で、いつも見ようる人が、近所の人が、これじゃあだめじゃということで、地元で草刈りをしたんですよ、来られないから、全然管理に。恐らくこぶしの里もそういった状況の中で泥棒が来た。私もこれ被害に遭ったという報告を受けて、見に行きました。バリケードがきちっと置いてあるわけではない、転がってあるというような感じで、草も幾らか生えておるといった中で、これ何カ月に一回来られようったんだろうかなというふうに、非常に遺憾であるなというふうに思いました。それから、別の話になりますが、その上にテニスコートとグラウンドがあります。昔私ら記憶に残って、あそこで操法大会なんかもやっとなかと思うんですが、そこも割と草が生えておりました。そこは用途廃止ではなく、地元の人も何ぼか使われと思うんですが、例えば例を挙げれば、こぶしの里については、今までどのような管理をやっておられたのか、例えば月一行って、鍵をあけて中を見るとか、それから草刈りは何カ月に、冬はともかくとして、夏場は当然草刈りをせにゃいかんと思うんですが、そこら辺をどういうふうになつたかな、管理は、状況は、それをちょっとお聞きしたいと思うんですけれども。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（山本 直人君）〔登壇〕

まず、最初の用途廃止になった建物の、先ほど申し上げました分の利用状況でございますが、讚甘保育園につきましては、シルバー人材センターとか読み聞かせの会が利用していただいております。それから、旧巨勢小学校については、自治振興協議会で管理をいただきまして、コミュニティの拠点施設ということで、子育てサロンとか、運動場はサッカーで使ったりとか、それから旧巨勢幼稚園につきましては、みのり学園のほうに貸し付けておまして、福祉の関係に使っております。それから、旧吉野小学校、幼稚園、これは吉野の地区センターとして会議とかスポーツに利用されております。それから、旧豊田小学校、幼稚園につきましては、先ほど言われたグラウンドゴルフ等も含めて、それからシルバー人材センターの事務所としても使っております。それから、栗井小学校、幼稚園につきましては、校舎管理委員会で管理をし、地域のコミュニティの拠点として使って、カフェとかグラウンドゴルフとかされております。それから、旧大原高校は専門学校準備室の設立ということで、大阪の滋慶学園のほうに貸し付けております。それから、旧豊野小学校の跡地につきましては、これは現在地域密着型サービスの事業で公募中でございます。それから、あとやまゆり苑につきましても、先ほど申し上げましたように地域密着サービスで貸し付けをしております。それから、旧消防本部につきましては、NODAレーシングのほうに貸し付けをしております。

それで、こぶしの里後山でございますが、こちらのほうは貸し付けというか、そういうことがございませんでした。管理の状況なんですけど、昨年の9月に盗難事件があったわけなんですけど、それまでは先ほど申し上げましたように通常の管理ということで、特別にそこに行ってバリケードしたりとか、そういうようなことはございませんでした。昨年9月のそういう盗難事件があった以降につきましては、定期的にといいます

か、見回りをして、特に東の総合支所の職員のほうに、日にちを決めて何月何日に行くというような状況ではなしに、外に出て近くに現場に行ったときにそこへ立ち寄ってもらって、状況を確認してもらうということで、草も生えとった時期もあると思いますけど、この前は、夏場につきましては、定期的に草刈りをするとのことでございます。それから、実際の昨年の9月の最初に盗難に遭ったときには確かに地元の住民の方から報告があったわけなんですけど、それ以後、2回目、3回目につきましては、職員の見回りによって発見をしたというような状況でございます。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

お答えしますけれども、今回の議会では公有財産の問題、いろいろ議論がありました。萬代議員からの御指摘があり、あれが実は今のこういった問題の基本線を決定する計画なんです。計画でございますけれども、その中には、例えば用途廃止されたものについてはどう考えるんだ、コスト・ベネフィットを考えたどこまでどう管理するんだと、今のうちの公有財産の管理の先ほどの規定では、余りコストかけるなどだけ書いてあるんですけれども、今後安全性の問題とか、そういうところについての管理計画の基本的な考え方が出てくると思いますんで、そういったことを加えた上で、あるいはきょうの議論も参考にしながら、あるいはおとついの議論も参考にしながらですけども、私どもの公有財産等の総合管理計画というものに生かす中で、お尋ねの趣旨のところについても触れていきたいと思っておりますので、よろしく願います。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）

全然使っていないというのはどこなのかという、明確な答弁があったようななかったような感じがするんですが、恐らくこぶしの里ぐらいかなと私も思うんですけども、先ほどのどういうふうに管理をしようかということなんですが、私が考えるのに、例えば管理をするのであれば、例えば管理の記録、何月何日に行きましたよと、こうこうで何もなかったですよというような、例えば月に一回必ず行って見て回るといふようなところのマニュアルみたいなものがあって、例えば、そちらのほうへ行ったついでにやるということでは、これは管理とは言えないと私は思います。いろんなことをやる場合に月に管理をやるとか、四半期に一遍とか、そういうものがあって、初めてそこに行ったら台帳みたいなものをこしらえて、ここは異常なし、ここは異常なしと、鍵も壊れてない、異常なしとか、そういうのをやるべきだと思うんですが、そこら辺のところをどういうふうに考えておられるのか、それがあれば、きちっと、何かがあった場合に何日の何時から何日の何時の間にこういうことがあったというのが明確にわかるわけですが、そういうことをちょっとどうなっておるのかなというのを聞きたいのと、それからもう一つは、その管理をするのに、例えばですよ、地元の人にそういうことを頼むとか、例えば地元の人がそういうことをやっておれば、そしたらその中で、この用途廃止になった建物について何とかいい方法で使えないだろうかという話も出てくるかと思うんですが、地元の自治会あたりに管理というものを幾らかお金を出されて、きちっとやってくださいと、ここの中で再使用についても検討していただくようなことを自治会で考えていただけないだろうか、そういうことも含めた中でやるのも一つの手だと思うんですが、そういうことについてちょっと考えられておられませんかね。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

管理の必要についていろいろあることは当然でございます、お聞きになったかどうかよくわかりませんが、先ほどの総務部長の答弁の中に、巨勢小学校については自治振がというような形で、大体そういうのは誰が考えてもそうなので、現にやれるものはお願いをしてということでございますが、問題はこれ議員の御指摘にあったようにやれるものはやれるんですけども、地元をやっぱり興味がなくて、なかなかやれないという物件であって、どうすんだというようなところが今後の課題になってくるというふうに思いますが、望むらくは、やはり大分例えばこぶしの里にしても、これも副市長の答弁がありましたけれども、滋慶学園さんが大原に来たときに、例えば関連で何らかの新しい生命を吹き込んでもらえるというようなことが一番単なる帳面つけるだけの管理じゃなくて、活用といったことが望ましいとは思っております。一方で帳面づけの話については、これはいろいろ議論があって、公共施設等総合管理計画の発想の原点に立って言えば、お金だけかけてやるのはやめたほうがいいよという発想もあるんです、それは。そのときは除却をして売るとか、いろんな形で消していくと、まさにね、そういうことも含めて考えて、それ議員がおっしゃったことについても、ある程度はわかりますので、今後の計画検討の参考にさせていただきますし、また計画の原案ができましたときには、これも議会にも相談しようと思えますし、またパブリックコメントもありますんで、ぜひその辺も活用しながらお互いにこの分野について、日本でも新しい分野なんで、進化させるように協力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員、総括です。

9番（岡崎 正裕君）

帳面をつけるじゃない、管理の結果を書いているのかどうかというようなところの答弁はなかったんですが、ちょっと話は変わりますが、私らが公の施設を使うときにはきちっと終わりにこういうことだったと、これとこれを使って、それで帰りはもう火の用心、異常なしとか、電気は全部消しましたとか、そういうことを書くわけです。そういった中で私は管理をするのであれば、きちっと何月何日の何時に行って、こういうことをやったんだと、こういうことを見て回ったと、それで結果、異常なしということで帰ったんですというようなことぐらいはきちっとつけてやらんと、僕は管理とは言えないと思うんです。そういった関係で、恐らく全然使っていないのはこぶしの里ぐらいだと思いますが、今ああいう状態になって、これが再使用というのは結構難しくなってきたと思うんですが、これをきちっと管理をしておれば、ある意味何とか使う道もあったのではないかなと、非常に残念だと思っております。先ほど市長が言われたようにお金をかけるというのは、非常にこれは用途廃止になったものについては難しいと思います。これを残しておいて何ができるのかなということを考えた場合には非常に難しいことにはなってくるんですが、きちっと、これからまたいろんな意味で用途廃止になってくる建物がふえてくるかと思えます。そういった中で十分にこれを管理をしていくということが大事じゃないかと思っておりますので、その辺のところをきちっとやっていただくようお願いをいたしまして、私の12月議会の質問を終わらせていただきたいと思います。

失礼しました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番10番、議席番号9番岡崎正裕議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番11番、議席番号1番金谷典子議員の発言を許可いたします。

金谷議員。

1 番（金谷 典子君）〔質問席〕

議長のお許しをいただきましたので、1 番金谷典子でございます、12月議会の一般質問に入らせていただきます。

先日那岐の山にも雪が降りまして、寒い冬がやってきました。季節がある日本に住んでいるというのは本当に美しく、幸せだなと感じます反面、先日知人のお父さんが亡くなられてお悔やみに行きましたときに、お母さんが、いつも紅葉だ紅葉だといっているんなところへ見に行っていたんだが、お父さんは紅葉が何ならと、家の周りに葉っぱが散って、ほとんどお父さんがそれをはいて、いろいろされていたそうなんです、その後、お母さんが、お父さんがいなくなって初めてお父さんの言った意味がよくわかったと、お父さんがやってくれたことに感謝をしているというふうに言われてまして、日々の生活というのは反面大変だなとも思います。その中で冬はお年寄りにとって灯油を入れたり、それから赤ちゃんを連れているお母さんたちも灯油を入れるという作業がまた入ってきたり、エアコンが使われる方も多いんでしょうけれども、空気のこととか、いろいろありますので、まだまだ灯油が使われていると思います。それから、冬になりますと、一番私のストレスは、洗濯物が乾かない。もう本当に仕事をしておりましたら、出かけていきますと、遅くなれば、あ、またきょうも乾かなかったなど、特に梅雨の時期もそれを感じるんですが、日々の生活というのは大変なこといっぱいあると感じております。

そんな中で、私は今回6項目の質問をさせていただきます。

1 番目に、出産前後の母子へのケア、それから2番目に、男性と女性の声が平等に反映できる方法について、そして3番目に子育て支援、それから4番目に、美作市の若者、美作市出身の若者たちについて、それから5番目に、美作市クリーンセンターについて、6番目に、都市公園の森林について質問させていただきます。

それでは、1番目の美作市の母子へのケア、それについて質問させていただきますが、出産できるのは女性だけでございます。本当に私自身も子どもを出産できて幸せだなと、本当に母親として10カ月おなかの中に子どもがいる喜び、それから大変さというのを感じて、3人の娘を授かりました。その中で人それぞれ出産も違います。そして、つわりなども個人差があります。激しい人は出産するまで、もう何も口にできなくて、私の知人ですが、かき氷は食べれたんだと、それでよく生きてこれたなど、ちょっと大げさだったのかなというのと思うんですが、でもそれぐらいつわりというのは大変だったと。それから、今私の三女も6カ月ということで、大阪におりますが、私はほとんどつわりがなかったんですけども、娘はつわりがひどい、親子でもすごく差があるということもありますし、そして初めての妊娠の場合、自分自身の体調管理、プラスおなかの赤ちゃんの成長に気を配りながら10カ月を過ごす中で、本当に不安に押し潰されそうになることもあるわけなんです。昔はよく聞いたのが、妊娠出産は病気ではない、昔は家で出産しようたぐらいじゃからというようなことを言うような方がありましたが、最近はそういうことも言われませんが、確かに病気ではありませんが、この世界に一人の人が生まれてくるという神秘は何事にもかえられない人間としての一番大切な出来事と考えます。その中で一番の問題点は、核家族化により絶えず相談できる母親であったりしゅうとめとの生活がともにできない人が多い、そのことにより不安を相談したり、解消することができない、昔の出産の不安の何倍にもなっているということが現実あると思います。先日新聞の報道により、産後の母親が育児への不安や重圧によって精神的不安定になる産後鬱を予防するため厚生労働省は2018年度から健診を受ける際の費用を助成する、これはお母さんのほうへのケアの予算をつけるということが記事にありました。深刻化すれば虐待につながったり、結局産後鬱ということで、育児放棄につながったり、自殺を招

いたりするおそれがあり、不調の兆しを早く見つけて、行政の窓口など、適切なケアにつなげるという狙いがあると書いてありました。美作市での産前産後の母子へのケアについてどのように取り組んでいるかというところをお尋ねいたします。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

出産前後の母子へのケアということの御質問でございます。

まず、出産前につきましては、母子健康手帳の発行を健康づくり推進課、大原保健センター及び各総合支所で行っております。その時点で保健師が面接をしております。保健師が不在で面接できなかった場合も妊娠中の記録を記入していただき、体調や妊娠しての心境などを御記入いただいたものを保健師が確認しております。そして、当市独自の取り組みですが、面接や記録の内容で家族環境、精神的な様子などで気になる点があれば、妊婦さんには再度様子を伺うようにしております。

また、妊婦健康実施医療機関からハイリスク妊婦連絡表という連絡表を受ける場合もございます。その場合も医療機関と連携を図りながら個別支援を実施しております。

出産後ですが、出産届を受け、保健師による赤ちゃん訪問を実施しております。出産直後は育児不安が強く出る時期でありますので、子どもさんの発育状況をお伝えするとともに、お母さんからの悩みの相談に乗り、心配事が解消できるようにアドバイスをしているところでございます。

また、独自の取り組みとしまして、お母さんに産後鬱病に関する質問表を記入していただく取り組みをしております。これは精神的な落ち込みがないか判断できる質問表で、鬱状態や育児不安が強いと思われる方につきましては、継続面接を行うとともに、母親支援ミーティングにお誘いをして、お互いの悩みを話し合ったり、情報交換できる機会にさせていただいております。

また、産後8カ月までの方にはママと赤ちゃんの離乳食教室の御案内をしており、グループワークの時間を持つなどして、友達づくりができるような組み立てをしております。

産前産後は精神的に不安定になりやすい時期であることから、今後もきめ細やかな対応を行い、安心して育児ができるよう支援をしていきたいと考えております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員。

1番（金谷 典子君）

2回目でございますが、出産して我が子を手にして、何事にもかえられない喜びを感じる両親や家族であります。私自身も50年生きまして、そのことに増す喜びを感じたことはありません。しかし、妊娠、出産、育児はその後日々いろいろな思いが湧いてきます。例えば、妊娠時のことですが、妊娠したけど出産と子育てに不安をすごく感じるということ、それから赤ちゃんを育てる自信がない、赤ちゃんが泣くばかりで子育てが楽しくないとか、母乳やミルクの量は足りてるのだろうか、身近に頼れる人がいなくて不安、そして協力してほしいが頼める人はいない、赤ちゃんが吐くばかりする、それから上の子が赤ちゃん返りをしてどうすればよいのか、手がかかる、それから予防接種がたくさんあってよくわからない、父親は夜でも寝るばかりで育児を手伝わない、自分の体調が悪くても育児をかわってくれる人がいない、そういう人が近くにいない、そして市内の小児科や産婦人科はどこへ行けばいいんだろうなど、たくさんの不安が日々湧いてくるわけですが、特に母子への、先ほどの答弁の中にはケアという、医療機関へのということがなかったんですけれども、そのようなことはもう新聞報道のような通達があって、美作市としては考えるようなことはな

いんでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

非常に多くの不安を抱えていらっしゃると思います。先ほど議員のお話の中にも核家族化による相談相手がないというようなことでの不安というのも非常に件数的には多いものではないかなと思っております。市といたしましては、1回目の答弁でも申し上げましたように保健師を中心とした相談体制の強化でありますとか、あと母親支援ミーティング、お母様方にそういった悩みを持ったお母様方が集まる、そういった会を充実させていただいていくとか、乳幼児クラブとか、集いの広場とか、そういった教室もございますので、そういったところの御活用をいただきたいというふうに思います。

それから、医療機関へのつなぎということのお話でございました。厚労省では平成17年度の予算概算要求に先ほどの鬱に対する検診の費用の予算化ということで、2017年度の概算要求を行ったということでございます。まだ具体的な通知のほうは国または県のほうから当市のほうには届いていないという状況ではございますが、当然この事業が開始されれば、市のほうも実施していくということになりますし、医療機関と連携をとりながら当然取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員。

1番（金谷 典子君）

3回目の質問ですが、近隣の市町村ではどのような取り組みをされているのか、ちょっと調べさせていただきました。まず、津山市なんですけど、産前産後のお母さんを手伝いする支援ヘルパーの派遣をしているということで、1回当たり1時間500円で、15回まで500円でヘルパーさんをお願いできる。そして、多児の場合は30回受けれるという支援。そして、これは出産後のお母さんのショートステイもしているということです。最長7日間病院で体と心の回復を目的として、赤ちゃんを預かってもらってできるということも津山のところはホームページで見させていただきました。これは美作はしていないということですが、できるんじゃないかなと思うんです、今後の課題として。そして、本当に近くにおればすぐにでも駆けつけて何かあったら助けてやりたいということなんですけど、なかなか本当に行き詰まったときに応援できないということもあります。私も隣の町に娘がいるんですけど、急に夕方の8時ぐらいに電話かかってきて、お母さん助けてっというので飛んでいくことが多いんですけど、そのときに私梅酒が好きで梅酒を飲んでいたら、もうタクシーで行きます。そういうこともさせていただいたり。タクシーで行っても本当にお金を使ってでも助けに行かないといけない、子どものために、そういうお母さんも多いんですけど、もう本当に遠かったら助けることはできません。

それから、先ほどの小児科、美作市の小児科、産婦人科も1件ありますが、小児科として皆さんによく利用していただいている小児科さんなどの病院などはきちっとたくさんあるんだろうかなということも不安の一つのようですので、今後そういったことも考えていただきたいと思うんですけど、病院などは小児科は何件ぐらいあるんでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

やや質問の範囲が広がっておりますが、今後の母子対策ということについて言うと、せんだって行政報告で申し上げましたけれども、市民の方々にアンケートをしています、1、2位はある意味じゃ高齢者対策だったんですけれども、第3位がまさに産前産後あたりのところの支援がどうできるんだと、こういうことであります。いろんなパターンがあると思うんですけど、私どもとしては、まず施策として先ほどから保健福祉部長がお話ししているところをできれば充実したいなと思ってるんですけども、加えて今議員からありましたけれども、近隣市町村で実施されてるもので、私どもが対応できるものがあれば、それは加えていきたいなと、こんなふうに内々では思っておりますが、ただ非常に分析が必要なものですから、それをした上で早ければ来年度の予算からそういったところへさらに拡充できればという気持ちは当然我々持っていて、そのためアンケートもしました。小児科については全国的な課題でして、なり手がいないと、今、非常に少なくなってるんですね、小児科については。ですから、県内でも小児科についてのさまざまな問題があります。市内で十分足りているかという、これは私は不足であるというふうに思っておりますけれども、いかんせん、市がやる話と超えてるものですから、この辺については、いろんな人の協力もいただきながら頑張っていかなざるを得ないということでありまして、もし具体的に小児科医がこっちに越してきたいとか、そういう話がありましたら、ぜひ引っ張ってまいりたいので、情報があつたら提供いただきますようお願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員、総括です。

1番（金谷 典子君）

総括させていただきます。

昨日安藤議員の質問の中に児童虐待についての質問がありましたが、出産後の早い段階からの対応が何らかの対策につながっていくのではないかと考えます。2歳前後には子どもたちは自我が強くなり、健全な成長なんですけど、いわゆる嫌々期が始まって、それに対して両親は、育児の大変なときになります。産後のヘルパーさん、それからそういった対応が必要になるのではないかなということもそのころあればなというふうに考えます。3歳まででほとんどの人格ができると聞いたことがあります、特に1歳から3歳までの間にしつけより愛情でしっかり、愛情を与えるには母親の心の余裕がないと子育てができないということで、ぜひ産後のケアを美作市としましてもっともっと力を入れていって、将来の子どもたちが健全に育っていけるようにぜひお願いしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

金谷議員、2項目めは休憩の後からお願いします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時19分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

金谷典子議員、2項目めの質問から始めてください。

金谷議員。

1番（金谷 典子君）〔質問席〕

それでは、2項目めの質問に入ります。

男性と女性の声が平等に市政に反映できる方法についてということで、まず男性の声、女性の声が市政に平等に届くことの必要性の理解ができていて、進んでいるのかということ、そして各種審議会への女性の登用の割合が昨年より幾らぐらいふえたのか、それから行政懇談会に女性が来ているんでしょうかということ、そして行政懇談会の周知の方法はどのようにされているのか、そして28年度4月から住民自治組織再編によって32地区の女性部会をとることがどのように進んでいるのか、質問いたします。

議長（山本 雅彦君）

市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕

それでは、私のほうからは1番の必要性への理解は進んでいるのかということと、2番目の審議会への登用のことと、それから5番目の女性部会についてお答えをさせていただきます。

まず、男女の声が市政に平等に届くことへの必要性への理解は進んでいるのかということでございますが、市としまして、女性の声が市政に平等に届くことの必要性、重要性は十分認識しております。先ほど市長も申しました11月4日に発送いたしました市民生活改善のための市民意識アンケート調査につきましても、行政懇談会等では年代、性別に偏りが見られることから、各年齢層から男女を均等に3,000名抽出し、広く市民の皆様から意見をいただくようにしております。

2番目の審議会への女性の登用の割合がふえているのかということでございますが、平成28年度の審議会の女性の登用率は24.4%で、前年度に比べて1.2ポイントの上昇となっております。これは改選時に審議会への女性の登用を積極的に行うよう協力を依頼している効果だと思っております。しかしながら、審議会の中には各地区の自治振興協議会の会長さんなどの充て職の方を登用することもございまして、こうした役職にも今後積極的に女性が参画されるよう期待しております。

次に、5番目の住民自治組織再編により、今31でございますが、31地区の女性部会はどのようにになっているかについてでございますけれども、各地区の自治振興協議会区長につきましては、各地区で選任をされており、市に任命権がないため強制はできないところでございます。しかし、徐々にではありますが、地区総代や自治振興協議会、地区防災会の各部会などに女性を登用されている地域がふえていると感じております。

また、御質問の女性部会につきましては、現在部会の設立に至っているところは31自治振のうち6地区の状況です。各自治振では女性部会の設立までは至っておりませんが、さまざまな活動が活発に行われている自治振も多数あり、今後増加が見込まれると思っております。31になりましたのは、勝田の梶並、右手が一つになりましたので、ことしからは31になっております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

政策審議監。

政策審議監（福原 覚君）〔登壇〕

失礼いたします。

金谷議員の行政懇談会の関係の御質問にお答えさせていただきます。

まず、女性の参加の関係でございますけれども、今年の行政懇談会の参加者は全体で合計941名となっております。そのうち女性の方は約2割の191名の参加がございました。ことしは9月に行政懇談会始まりまして、現在まで23会場で開催しておりまして、来週の木曜日8日が最後の会となっておりますけれども、

現在までの女性の参加率はほぼ昨年並み、20%をちょっと切っている19.5%となっております。

次に、周知の方法、件でございますけれども、行政懇談会開催の周知につきましては、各自治振興協議会の方々をお願いをしているところでございます。方法につきましては、まず例を挙げますと、チラシの各戸配布、告知放送や行政無線での告知、また区長さんや役員さんからの周知、依頼等々、各自治振興協議会でまちまちでございますけれども、いずれにいたしましても、どなたでも参加していただける会としての周知がなされているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員。

1 番（金谷 典子君）

2回目の質問をさせていただきます。

行政のほうで一生懸命取り組んでいただいているということがよくわかります。本当に女性の声をもっともっと上げていくことで、また違った行政のやり方というものにもたどり着くということが絶対あるはずなんです。何分女性は奥ゆかしいので前に出ていかないという、私は違いますけれども、どうしても主人がおりましたら、うちも主人に出てもらいます。なかなか私も出ていかないというところがありますので、女性の声を反映しにくいというところがあるんですが、今後このテレビを見ていただいている市民の皆さんにもぜひ女性の声を上げていけるように、またそういう会に出ていくようにしていただきたいというのはあるんですが、今そうなんです、なかなか数字が上がらないということについて、対策というか、今後こういうことをしなければならぬというようなところはないのかどうか、お尋ねいたします。

議長（山本 雅彦君）

市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕

それでは、答弁になるかどうかわかりませんが、これは第2次美作市男女共同参画プラン策定の中の審議会の答申をいただきました。その中に、美作市においては男は仕事、女は家庭という考え方に代表される固定的な性別役割分担意識などに一定の改善は見られるものの、男女の地位の不平等感などは今なお根強く残っている状況です。男女共同参画社会づくりに向けては、男女の役割を固定的なものとして位置づける性別役割分担意識、結婚、出産、子育て期の女性の離職、配偶者等からの暴力などの課題は少なくありませんという答申をいただいております。もちろん行政のほうもこういった男女共同参画の啓発をしてみたいと思いますが、ぜひ金谷議員のように今後も情報発信、啓発をよろしくお願ひしたいと思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

政策審議監。

政策審議監（福原 覚君）〔登壇〕

金谷議員から2回目の御質問でございます。

女性の声をどのように反映するかということでございますけれども、先ほど1項目めで市長も申し上げた件でございますけれども、先ほどの市民部長の1回目の答弁でもありました市民へのアンケート、これは男女各1,500人ずつ、年齢が15歳から年代別にアンケートを実施しております。このことにつきましても、昨年の行政懇談会で女性の方の出席が2割はあったわけですけども、まだまだ少ない、我々もその会場に足を運びますと、やはり地区の役員さんとか、各種団体の役員さんが多い会場もございます。若い世代の方、男女問わず、もう少し来ていただきたいなという気持ちもございます。そういうこともございまして、このア

ンケートも実施したと、そしてまたことしの4月から7月でございますけれども、市長と中学校区ごとのPTA懇談会も実施しております。このようにいろいろと手を尽くしまして、市民の各年代層、男女を問わず皆様の御意見をお聞きする場を設けるようにこれからも努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員。

1番（金谷 典子君）

総括させていただきます。

市民アンケートとおられるということで、それに期待いたします。それとともに、まだまだ声を上げていかないといけないところもありますので、今後も今のように頑張っていただいたらと希望いたします。

これで2項目めを終わります。

議長（山本 雅彦君）

それじゃ、3項目めに入ってください。

1番（金谷 典子君）

3項目めは、子育て支援について質問いたします。

近隣の自治体との比較、どれぐらい美作市はどのような子育て支援が充実しているのか、近隣でこういうところが充実しているというようなことを教えていただきたいということと、特に今後、先ほどの出産前後の母子のケアと重複するところもあるかと思いますが、進んでいる支援と努力の要る支援、そういったことについて質問いたします。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。

子育て支援についての御質問でございますが、市ではホームページに掲載をしておりますとお子様若者支援プランとしてライフステージに合わせたさまざまな子育て支援を実施しているところでございます。近隣市町村との比較検討は随時行い、近隣の状況の把握に努めるようにしております。

近隣との比較におきまして進んでいる点、努力する点についての御質問ですが、進んでる点としまして、今年度4月に発達支援センターを設置し、障がいのある子どもさんへの切れ目のない支援を推進していることは特に他市町村に比べて進んでいる点であると考えております。

反対に努力すべき点としましては、これ昨年までですが、病児病後児保育はなかったということで、御存じのとおりことし4月には大原病院で保育を開始し、さらに市南部の医療機関で来年度5月の開設に向けて現在準備を進めているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員。

1番（金谷 典子君）

2回目の質問に入ります。

ちょっと市民の方が調べられた情報を私にくださったので、その辺でのちょっと資料をもって比較をさせていただいたんですが、これは出産祝い金というところがいいのか悪いのかは別としまして、奈義町は第1

子10万円、第2子15万円、第3子20万円、第4子30万円、第5子40万円というお祝いを出されているということです。勝央町もちょっと金額調べてないんですが、お祝い金をされています。

それから、これは質問なんです、保育料は各自自治体で違うと聞いているんですが、美作市の国の定める基準額の何%としているのかというところをお伺いしたいんですが、ほかの市町村とはどれぐらい違うのかなというのがちょっとわかりづらい。

それから、休日保育ですね、サービス業についておられる方は土日仕事をしている方もおられます。休日保育などはできないのかというところなんです。

それから、医療費の負担ですね、それも差がこの近隣ではあります。それもすごく多額な費用のかかることですけれども、近隣の市町村では頑張っているというところがあります。

そして、人口の推移なんです、美作市がワーストスリーに入っているんですけれども、近隣の市町村は割といいところで人口が余り減っていないというところも考えた上で、子育てというところに今後力を入れていかれるということなんです、大変必要なところであると思うんですけれども、先ほどお尋ねしました保育料のこと、それから休日保育のこと、質問させていただきます。

議長（山本 雅彦君）

保育料と休日保育の件でいいんですか。

1番（金谷 典子君）

はい。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

保育料につきましては、国基準の75%ということで、低目になるように抑えております。また、所得の段階を国よりも細かく分けまして18段階に分けております。その18段階に分けることで、より低い保育料で済むようにということで配慮いたしております。

また、休日保育でございますが、これは土曜日でも保育はいたしております。また、保育の延長、19時までということでございますが、幼い子どもたちの発達を考えるとやはり家庭での滞在時間は少なくともやはり夜間は必要であろうということで、最大限朝の8時、7時半ぐらいから、実際には7時半ぐらいから来られるわけですが、19時までが子どもの疲れを考えたときに一番大きな時間であろうということ、またせめて週に1日日曜日は家庭で過ごしていただきたいという思いの中で、このような形で実施をいたしております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

それじゃ、3回目です。

1番（金谷 典子君）

3回目を質問させていただきます。

休日保育、日曜日、祝日の仕事をしている方も多いたと思うんですが、難しいかもしれないんですが、そういうこれからの女性の活躍というところで仕事を選ばなければなりません。サービス業にはつけれないということにもなりかねないので、これからの検討課題としていただきたいというところがあります。

それから、近隣では国の定める基準額の55%というところもありますので、その辺も今後の課題かと思っております。その辺で総括とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

それでは、4項目めに入ってください。

1番（金谷 典子君）

4番目、4項目めなんですけど、美作市の若者、それから美作市出身の若者についてということで質問させていただきます。

美作市の若者に対する魅力ある施策に取り組んでいるのか、学校など一時的に県外に出ている若者についてということで質問させていただくんですが、先日資料を読んでおまして、明治大学の鈴木教授という方が若者の意識に関する調査をされました。日本における13歳から29歳の若者のうち、自分の将来について希望があると答えた若者が12%、どちらかといえば希望があるということで答えた若者が49%、そして希望度が低いと答えた若者が39%というふうに調べられている資料を読みました。その理由は2つあるということで、一度ついた道をなかなか変えられない、失敗できないというおそれがある、道を外れるとなかなか戻れない、失業中の若者はパーセントがとても落ちて17%まで希望度が落ちてくるということです。もう一つには、他国では転職によって自分に合った仕事を見つけ、将来への希望を高めていくということだそうなんですけど、日本は新卒一括採用が主流であるということで、同じ会社で長く働くことを美徳としていると、結果多くの人が我慢をし、今の会社にしがみつき、働き続け、そういうことでブラック企業などもふえる要因になっているというような資料を書かれていて、今の若者は希望度が薄いということは大きな問題だなと読ませていただきました。それで、長くなるんですが、12年前に美作市が合併した初めての成人式に長女が出席いたしました。そのときにたくさんの若者が初めて文化センターに集ってきて、振り袖を着たり、はかまをはいたる男の子もいたり、本当ににぎやかに成人式が行われました。そして、そのときに私が感じたのは、この中で美作市に戻ってきてくれる若者は何人ぐらいいるんだろうなと本当に思いました。12年前に成人を迎えた子どもたちはもう大人になって、夢を持って県外に出て、学校に行って、その後自分の思うような暮らしができていられるだろうか、すごく疑問に思っております。そして、先日、私も前回の質問などでフェイスブックやラインなどで若者とつながる方法というようなことも、それから災害についてもいろんなSNSでつながってということを見せていただいたんですが、たまたまその中で32歳になる美作市出身の若者がフェイスブックに、東京にいるんだが病気になったというフェイスブックを読みまして、すごく心配になりました。メッセージで、どうなんって心配の文章を送りました。そしたら、仕事が職場で人がいないのでもう仕事に出てるんだということで、本当に不安の中で体の調子も悪いのにそうやって無理やりに働いている美作市の出身の若者にすごい、我が子ではないんですが、心配を感じ、この子たちと美作市がつながって、何とか、無理やり都会で働かなくても美作へ帰っておいでというようなメッセージができればなと感じ、先々週ですが、お見舞いに行ってきたんですけども、いろんな話をされていて、美作に帰りたいんだ、だけれども出たときは希望がいっぱいだった、学校に行って、その後の自分の将来に希望があったんだが、いざ10年ほど都会に住んで、自分の夢はまだ実現できていない、美作に帰ろうと思ったときに何の情報もない、美作市から来る、帰れない、もうすごく親と相談してもなかなか親御さんたちもいろんな情報がない中で、帰りたい気持ちがあっても帰れないんだというふうな話をしてくれました。そして、ここで成人式も来年ありますけれども、何とかそういう美作から出ている若者たちとつながる方法を考えて、何らか美作へ帰ってこれるような道筋ができないかと私も思っていて、この質問をしたんですが、漠然としてるんですけども、今後の対策として何か市で考えているようなことはないでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

金谷議員の若者に対する支援等につきましての御質問でございます。

美作市では美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口の減少の克服と地方創生の実現に向けて魅力あるまちづくりに取り組んでいるところでございます。中でも美作市スポーツ医療看護専門学校の誘致は域内での看護、介護等の専門職の優秀な人材を育てる環境が整うことになり、域外への若者の流出の防止になることはもとより、卒業後の市内の医療機関等への就職が期待できるところでございます。

また、産業団地の誘致促進等でございますが、作東産業団地への進出企業に対しまして大きな支援を行ってまいりました。そのおかげでほとんどの区画が埋まり、現在では約400名の方が働いておられ、大きな雇用の場となっておりますところでございます。これら以外にも各部署において魅力あるまちづくりにつながるさまざまな美作市独自の事業を行っておりまして、先ほどの答弁の中にもございましたが、子育て若者支援プラン、またはみまさか暮らし質の改善プランとして事業を一覧としてホームページ等に掲載をさせていただいております。

子育て若者支援プランでは、先ほど言いましたが、赤ちゃんが生まれてから小・中学生になったらということで、それぞれの世代ごとに事業を取りまとめをしております。具体的な事業といたしましては、乳幼児医療費無料制度、看護師等奨学金の制度等がございます。みまさか暮らしの質改善プランでは、住宅の新築取得に係る補助を行う移住定住促進補助事業、雇用促進住宅の買い取りを行い、低廉な住宅を提供する定住住宅等がございます。一時的に県外に出ている若者に対しての直接的な情報発信といたしまして、以前成人式参加者のうち了解が得られた方へ情報発信してはどうかという金谷議員の御提案をいただきまして、窓口となっているNPO法人宛てに合同就職説明会などのUターンにつながる情報の提供を行っているところでございます。

また、岡山県社会教育委員が3月にまとめた地域の中で輝く中高生の出番づくりの中で、小学生のときに粟井春日歌舞伎を上演した体験が地域への愛着の強化につながり、Uターンにつながる事例が報告をされております。こういった地道な活動につきましても、引き続き応援していきたいというように考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員。

1番（金谷 典子君）

2回目の質問をさせていただきます。

昨日安藤議員が事業継承のことも質問されました。そういった事業継承なども今後若者に機会を与えていただくようなことがマッチングできないのかどうかということと、それから地域おこし協力隊という方たちはどこでどのように選ばれるのかはちょっとよくわからないんですけども、例えば美作市から一時的に出ている、ずっと都会に出てしまうかもしれませんけれども、出ている方もこちらへ帰ってくるということができれば、ちょっとチャンスとしてそういう方を選んでもらうというようなことも今後の課題にお願いしたいんですが、それができるのかどうか。どこで人を地域おこし協力隊は選ぶんでしょうか、その辺がよくわからないんですけども、お願いします。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

協力隊の制度でもってUターンをしてくることは可能です。それは選ぶというよりもこちらが選ばれるということで、まずは、美作市を都会に今現住所がある方が選んだ上で、次にその中から適合性をこちらがそれぞれ、例えば栗井なら栗井の方がこういう人が欲しいという要望を持っているんですけども、その要望との関係で、その手を挙げた方が合ってるかどうかということを見ていくと、これが基本なんです。ですから、原則としてはそういう方々がふるさとに、今東京にいるんだけど、帰るといふときの一つの手段として協力隊というのは利用可能ですけども、御本人にその気がなければ無理と、まずは帰ることを選択してほしいなと心から思います。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員。

1番（金谷 典子君）

3回目の質問ですが、今市長がお答えになられたことは可能ということなんです、そのことを東京に住んでいる若者にも伝えましたら、そんな制度があるのは初めて聞いたと、結局若者に伝わっていない、知らない、一部の何らかそれにかかわるような若者は知っているかもしれないけれども、美作市出身の若者たちにどうやって伝えていくかということが、先ほど言われたように課題だと思います、美作のことを。帰ってこれるよ、帰っても安心して家があるんだから、実家があるんだから、家賃は要らないし、何らか土地もあるし、農業もできるしという、プラスアルファ、都会では家賃を払って、8万円前後の家賃を払うのが要らないし、お米もあるし、比較してごらん、きっと住みやすいよというのは絶対あると思うんです。それから、おじいちゃんやおばあちゃんや、やっぱり両親の支援を受けれるというのはすごく大きいことだと思うんです。みんなで共同して光熱費なども払えるし、そんな田舎暮らしの比較などもぜひ若者たちに成人式等でよりもっともっと伝えていけるような仕組みを考えてもらって、もうされてるということなんです、それを充実する方法があるかどうか、お答えください。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

失礼します。

金谷議員の3回目の質問でございますが、先ほども答弁させていただきましたが、議員提案のそういった同窓会、そういったものを有効に活用していくというのは一つのいい提案だというふうに考えておりますし、我々といたしましても、今どの程度の方が県外、そういったところに出ているというのなかなかデータとしては持ち合わせておりませんので、そういった同窓会を活用するということは大変有意義なものだというふうに考えております。

それから、地域おこし協力隊につきましては、ただいま募集しております。来年1月3日を一応期限といたしておりますので、それもホームページのほうで公開しております。できましたら、金谷議員のほうからも知っておられる方がいらっしゃいましたら、こういうのを今美作市が募集してるよということをお伝えいただければ大変助かるところでございます。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

成人式につきましてお尋ねがございましたので、成人式につきましては、若者が集う場ということで、実は美作では出席率が80%を超えております。本当に多くの、子どもたちと言っては失礼ですが、新成人の方が帰ってこられます。そうした中で情報発信は有効と考えておまして、実は昨年から実行委員会形式、若者たちの手による成人式ということで企画をして、ことしはこの実行委員も集まりましたので、若者たちの手で若者らしい企画を考えていただき、魅力ある成人式、そしてその中で私も常に地域の会合とかではお願いをしているんですが、美作の子どもたちは、教育としてはふるさとの町と自然を愛する子ども、ふるさとを愛する子ども、そして子どもたちには愛されていると実感できる家庭、学校、地域社会ということでお願いをしております。どうぞ議員の皆様方も子どもたちが愛されている心優しいふるさととしての美作ということで、ぜひお願いをしたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

総括になります。

1番（金谷 典子君）

総括させていただきます。

成人式でも取り組んでいただいているということで、進んでいるなと思うんですが、私は知っている人には話します。ただ、限られた人になりますので、行政として今後もっと若者とつながっていく方法というのを検討していただいて、それを美作市の売りにするぐらいのものにしていただきたいなと思います。それは本当に若者にとっても安心できるふるさ트가こういう状態でこうなんだから帰れるんだという実感を持って帰ってくるという決断ができます。それから、地域おこし協力隊も希望すれば来れるんですが、その情報もない、何も結局情報がないというところに課題があると思いますので、ぜひつながる情報をもっともって伝えるというところをお願いして、総括とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

金谷議員、5項目めの質問は休憩の後お願いします。

ただいまより1時まで休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

金谷議員の一般質問を続けます。

5項目めから始めてください。

1番（金谷 典子君）〔質問席〕

5項目めに入らせていただきます。

美作市クリーンセンターについて質問いたします。

美作市クリーンセンターの営業日の設定の経緯と現状についてお尋ねします。

議長（山本 雅彦君）

環境部長。

環境部長（妹尾 昌弘君）〔登壇〕

失礼いたします。

それでは、議員御質問の営業の曜日設定の経緯と状況についてでございますけども、平成17年の合併当初は毎週月曜日から金曜日と土曜日午前中を営業日としておりました。その後18年度より7月から9月までの夏季期間について毎週土曜日の営業を半日から一日とし、それ以外の期間の土曜日を休業日といたしました。その後現在のクリーンセンター完成後の平成27年4月から土曜日の営業を取りやめ、第3日曜日を営業日といたしました。なお、合併当初より年末年始は毎年12月30日から1月3日間の間を休業日としております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員。

1番（金谷 典子君）

2回目の質問に入りますが、日曜日の営業の持ち込みの状況についても先ほどの答弁でいただきましたかったんですが、日曜日どれぐらいのごみが持ち込まれているのかというところまでお願いします。

それと、津山のクリーンセンターもこの4月に開業されまして、規模が大分違うということなんですが、全頭処理ということで勝央町、奈義町のほうに聞いておりましたら、クリーンセンターに全頭処理を持っていけるので、もう全頭処理場は要らないような話がちょっと出たので、クリーンセンターの規模の違いによってそういうことになっているのかどうかということも2回目の質問でさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

環境部長。

環境部長（妹尾 昌弘君）〔登壇〕

それでは、失礼をいたします。

毎月第3日曜日の営業日で持ち込みごみがあったトン数でございますが、平成27年度で約56トン市民の皆様からの持ち込みがありました。

また、津山クリーンセンターにおきまして、鳥獣害のイノシシや鹿について処理しているということなんですが、津山圏域クリーンセンターは美作に比べまして処理能力が約4倍と高く、鹿やイノシシなどの大型動物を個体のままでも焼却可能なため受け入れを行っているようですが、ここの美作クリーンセンターにおきましては、津山に比べて処理能力が小さく、鹿やイノシシなど、動物の死骸は個体のまま焼却することができないため、仮に持ち込みされる場合には10キロ以下に切り分けた状態での持ち込みをお願いをしているところでございます。

なお、美作市での有害鳥獣の捕獲頭数は平成27年度で鹿、イノシシの合計が約7,300頭近く捕獲されておりまして、これら全てを焼却すると一般家庭から出されるごみの焼却ができなくなり、施設の運営にも支障が出ることから、別の方法でのお願いをしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員。

1番（金谷 典子君）

3回目の質問をさせていただきます。

今回の簡単に曜日のことで特に伺いたいんですが、私が聞いたところでは、土曜日の搬入を進めてほしいという声を聞いたので、そういうことがこれから可能なかどうか、毎週土曜日もあけてほしいという声を聞きました。そういうことができるような体制がとれるのかどうか、今後の検討としてほしいんですが、いかがでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

環境部長。

環境部長（妹尾 昌弘君）〔登壇〕

失礼します。

3回目の御質問ということで、土曜日の営業をしてほしいというお話でございますが、もともと夏季期間の土曜日に営業していた理由としまして、可燃物の収集日が土曜日がございます、その関係で土曜日にも営業するというようになっておりましたが、その後土曜日の収集を別の日に当て、夏季期間の週2回の可燃物の収集を別の日に当てたことによって土曜日の営業を取りやめて、一年間を通して継続的に持ち込みができるような第3日曜日を営業日といたしました。今後土曜日の営業日につきましては、貴重な御意見として今後検討させていただきたいと思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員、総括です。

1番（金谷 典子君）

総括します。

先ほど検討してもらえるとということで、いろいろな声を聞いていただいて、本当に土曜日があけたほうがいいのかどうかから検討してもらって、私自身の回りの人の、これは女性の声ですけれども、土曜日にあいてたらいいのにどうしてせんのかというのを何人かから聞きましたので、今回の質問にさせていただきました。

それでは、次。

議長（山本 雅彦君）

それでは、続けて6番目の項目に入ってください。

1番（金谷 典子君）

6番目の質問です。

都市公園の森林についてお伺いします。

都市公園の森林の整備と更新伐がどのように進んでいるのか、具体的にどの箇所を今して、どのような整備になっているのかを質問させていただきます。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

都市公園の森林の整備と更新伐はどのように取り組んでいるかという御質問です。

都市公園今進めております美しい里山公園について、今年度の整備は栄町と朽木からのアクセスルートを中心に散策や森林整備に活用するための園路整備を進めております。

また、貸借契約につきましては、平福地区の同意をいただいたことで現在契約面積が300ヘクタールを超えたところでございます。そのうち昨年度中に貸借契約を完了いたしました220ヘクタールのエリアについては、27年度末で都市公園法に基づいて都市公園の指定をし、美しい里山の形成に向けて植生管理を開始したところでございます。

管理面では整備済みの林道や既存の道路周辺の草刈り、支障木の撤去、修繕等を順次行う予定でございますが、面的な景観整備を行うために長期間放置された広葉樹林の更新伐を森林政策の事業を活用し、取り組みを始めたところでございます。事業に伴う作業道の一部は園路としても活用したいというふうに考えてお

ります。

更新伐事業の具体的な内容につきましては、経済部のほうより説明をさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

それでは、経済部のほうから都市公園内の更新伐事業について御説明をさせていただきます。

この事業につきましては、本年度から岡山県下でも初めての事業ということで、里山公園内の天然林を搬出する更新伐を計画しております。更新伐の事業内容といたしましては、天然林の主林木の70%以上を伐採し、単年で5ヘクタール以上について1ヘクタール当たり10立米以上の材積を搬出、集積することを目的とした事業でございます。また、搬出した木材を例えばマキボイラーでありますとか、マキストーブ、そういったものを燃料として活用、促進に取り組むとともに、またチップ等、紙の製品になりますが、紙等に使うチップ等としても搬出を行いまして、森林所有者に搬出した木材で得た収益を還元したいという事業でございます。

更新伐の現在の取り組み状況でございますが、本年度は平田地区で4ヘクタール、それから檜原下地区で1ヘクタールを計画しております。

そして、土地所有者の方々に事業の内容を説明いたしまして、事業の計画を随時進めておる状況でございます。早くて来月12月には入札、工事の事業入札を行い、年明けぐらいからは事業に入れられないかなというふうには思っております。

先ほど申しましたようにこの搬出をいたしました後には、今回の補正予算でもお願いをしておりますが、トン当たりの収入としては約4,000円ぐらいを見込んでおまして、その5ヘクタール全てを搬出いたしますと、100万円強の収入が得られるだろうと、その場合はその2分の1、約50万円強を地元へ還元できないかなというふうに思っております。更新伐の事業の概要ということで、以上の御答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員。

1番（金谷 典子君）

2回目の質問に入ります。

更新伐ということで、私も森林のことには詳しくなくて、どういうことなんかなということで調べさせていただいたら、30%を残して70%の木を切るという事業ということで、4ヘクタールと言われましたね、その広い場所の傾斜とか、それからその設計というんですか、どのように切っていくかというようなところは市のほうで設計するんでしょうか。災害のことが一番に心配されるので、もう少し詳しく説明をしていただきたいです。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

更新伐事業といえますのは、大きな目的としましては、里山林の資質的、構造的な改善のため適正な更新伐を行うことにより森林の公益機能を高めるとともに、森林資源の活用を図るということを大きな目的とし

て実施するものでございまして、当然議員御指摘のように7割以上を切るということなんで、例えば場所によってはほとんど切ってしまうような場所も出る可能性はございます。当然その場合には全て、先ほども申しましたように地元の土地といいますか、所有者の方と事前にお話をさせていただきまして、例えば急傾斜の場所であるとか、民家に近いところ、こういった場所、危険性の高いところは当然避けて、できるだけ災害の起きない場所をお互いにお話をする中で決定はしていくと、そういうことで随時設計をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員。

1番（金谷 典子君）

3回目ですが、今御説明では、まだ設計ができてないということですね、随時ということなんで、これから入札されるわけなんですけれども、設計もなしに入札に入ることなんですかね。よくわからないんですけれども、そういう具体的なことは決めずに入札に入るんですかね。違います。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

当然設計がなければ入札に入れませんので、設計はしてるんですけれども、実はこの広葉樹林における更新伐というのは、御案内かどうかは別として、岡山県で初めてなんです。非常に先進的な取り組みで、里山を守っていくということから、林野庁も非常に興味、関心を持ち、サポートしてくれています。設計については、そういう初期の事業ですんで、実のところ私が見てる場所では基本的にはうちの森林政策課が知恵に知恵を絞って国とも相談しながら、いろんなところを考慮しながらやってきているというふうに思っております。そしてその成果が実は今後岡山県にも多分活用されるだろうというふうに思っております。なお、安全性について若干話があったようでございますけれども、県が指定している急傾斜のところとか、ああいうところについては、そもそも公園面積になかなか組み入れることができないわけでありまして、まずそういうところは当初から除かれているというふうに判断するのが1点目、一方で2点目に、例えば作業道をつくる時に作業道の路網によって土地が軟弱になったり、あるいは岩がずれたりしないようなところは当然考慮に入れております。3番目に、地域と相談をして、例えば平田であれば、松なんかは必ず残すとか、例えば山桜を残すとか、幾つかの個々のその地域、そして有用木に関する配慮を行った上で設計を完了しているということでもあります。もちろん詳細については、担当課にお聞きになればさらに詳しいことがわかりますので、よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員、総括です。

1番（金谷 典子君）

総括させていただきます。

今部長の御答弁がおかしかったなと思われましたので、設計、相談してっていうのこれからの相談ではもう入札であるわけですからおかしいんじゃないかなと思ったんですが、一番に心配されるのが、市長もおっしゃったように災害のことを市民の方が御心配されていたので、私も詳しくないんですけれども、今回の質問に入れさせていただいたんですが、里山がきれいになるということとか、木材の活用というのもいいことなんですけれども、設計の段階でそういう緻密な、災害にならないような設計をしていただいているということ

でよろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

これで今回の質問を終わらせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番11番、議席番号1番金谷典子議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番12番、議席番号12番鈴木悦子議員の発言を許可をいたします。

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）〔質問席〕

12番鈴木でございます。順番も12番でございます。

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

晩秋から初冬へと移り行く季節の中で吐く息も白く、寒さが一段と厳しく感じるころを迎え、野山に目を向けますと、冬支度を急ぐかのように木々の様相も変わってまいりました。月日のたつのは早いもので、あすからは師走となりますが、市長を初め、幹部の皆様、そして議員の皆様には日々市民のため、市の発展のために御尽力をされていることに敬意を表します。私も微力ではございますが、少しでも美作市はもとより、地域、地区の発展に貢献ができればとの思いから議員活動の一環として御質問をさせていただいているところでございます。

それでは、質問に入ります。

1番議員が女性ならではの視点で優しい質問をされました。私は、山だ、それから川だ、また道路だといった、そういう質問になりますけれども、ソフトに行きたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

今回の質問は4項目にわたり通告をしております。東栗倉地域の活性化について、2番目が滋慶学園の開校に向けた中での学生寮の建設について、そして3番目が東栗倉地域の林道整備について、4番目が水道施設整備についてお尋ねをいたします。4項目ともこれからの美作市発展と繁栄に必要な項目であると強く思っておりますので、前向きな御答弁をよろしくお願ひいたします。

まず、東栗倉地域の活性化についてお尋ねいたします。

私は市議会に出させていただいて以来、さまざまな視点から東栗倉地域に関する質問をさせていただきました。その全ては住みよい美作市を築くためにはまず6地域の住民が笑顔にあふれ、地域力が増大し、熱気と活力が生まれてこそ市長が目指す美作市の土台が築かれるものと思っております。自分なりに美作市が誕生後、東栗倉地域の今日までの現況を考えたとき果たして活性化に向かっているのかなど、そういうふうには不安に思ひるのは私だけじゃないというふうには思っております。この場をかりてあえて申し上げますと、東栗倉村時代に建設され、運営されておりました今話題となっておりますこぶしの里は、さらに閉館、オルゴール館は湯郷へと移設、最近おもちゃ村も閉館いたしました。今は日本最大のベル、リュバンベルが設置されているベルピール自然公園と愛の村パークが稼働しているだけとなっております。私が先人から教えられたこと、東栗倉村史などから学んだ記憶の中に、現在の岡山県の礎を築かれた元岡山県知事の三木行治氏が初めて東栗倉を訪れたときに日名倉橋、ちょうど後山の突き当たりを少し右に回ったところに後山川にかかっている日名倉橋というのがあります、その日名倉橋の上に立って後山地区を見たときに、おお、これは西の軽井沢だと、その美しさに感動されたということは何回も何回も聞かされてきました。氷ノ山後山那岐山国定公園に指定されて、今も昔も変わらぬ四季折々の気候風土が作り出す美しくも勇壮な姿を見せてくれる岡山県最高峰1,345メートルの後山、そして1,334メートルの船木山、1,280メートルの駒の尾山、そして東側、美作富士と呼ばれる日名倉、これが1,047メートルです。そういった山を一望できる日名倉橋から見た風景だからこそ、思いのままに出た言葉だというふうには私は思っております。常々旧6カ町村の中で

も自然が豊かで里山の景色が美しく、古くからの文化、歴史があり、山々が気高く息づいている土地、地域は東栗倉地域であり、美作市にとっても貴重な観光資源であり、美作市にとってもそういった面では宝庫であるというふうに私は思っております。後山を初めとする東栗倉地域の魅力とすばらしい環境を十分に生かした施策を進めるべきと思っております。少子・高齢化が進む中、東栗倉地域に活気が生まれてこそ、美作市まち・ひと・しごと創生戦略に掲げられている自然豊かな地域環境を生かした魅力ある地域づくりの確かな道筋があらわれると考えておりますが、いかがでしょうか。

そこで、1回目の質問として、まず愛の村パークですが、昨年も3,700万円から4,000万円の赤字が出ていたと伺っております。市長も次々と健全経営に向けた施策に取り組んでこられました。例えば環境省100%補助金を活用して、間伐材や広葉樹の利用をしてマキ風呂の設置であるとか、愛の村では大手企業による現地での経営診断調査の結果を受けて、指定管理制度に移行させ、武蔵の里と一体になった運営を行うと明言されております。現在の進捗状況は怎么样了。今後も経営改革を進められると思いますが、どのような形での運営をお考えなのか、お尋ねします。

また、愛の村パークの運営に関して、少し提案をさせていただきたいと思えます。

施設周辺に目を向けますと、季節が変わるごとに春、夏、秋、冬の美しい風景をつくり出す花や木々を植えて、岡山県最高峰の後山を初めとする自然豊かなすばらしい景観を観光戦力に加えて、観光誘客に取り組むべきと考えます。例えばフラワーガーデンパークのような景観を目指してはどうでしょうか。春はチューリップ、パンジー、スイートピー、夏はラベンダー、ポピー、サルビア、ヒマワリ、秋はコスモスなどです。成功している事例では、夏に限ればお隣の佐用町のヒマワリ畑です。期間中は11万1,000人のお客様が訪れるそうです。また、少し遠方になりますが、北海道の富良野町というところにファーム富田という施設がございます。ここは7月から8月にかけてラベンダー、サルビア、ポピー、コスモス、カスミソウなど、お花畑が広がっており、年間で100万人の観光客が訪れると伺いました。現在の愛の村パークの現状を冷静に考えたとき、夢のまた夢と思われるかもしれませんが、市内、特に大原地域には花卉栽培を仕事に出荷、それから販売をされ、生計を立てておられる方が数名おられます。そういった方たちに協力をしていただき、しっかりと地域の方、そういう方たちと取り組めば、十分に可能な話ではないかというふうに私は思っております。愛の村パークを中核施設として国定公園後山の山々と清流後山川、そして豊かな自然を生かしつつ、里山で暮らす人々の協力や理解を得ながら、東栗倉地域の活性化に向けて取り組んでいただきたいという私の思いを提案させていただきました。どう思われるでしょうか、1回目の質問といたします。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

それでは、鈴木議員の御質問でございます。

まず、東栗倉の活性化について、愛の村パーク等の現在の進捗状況でございます。

愛の村パークは武蔵の里との一体経営を目指して、来年1月10日までの期間で現在両施設の指定管理者を公簿しておる状況でございます。その後、選定委員会で候補者を選定し、指定管理者の指定の議会への議決をいただき、決定すれば、その後基本協定、そして来年の4月からの指定管理者への移行ということをして進めておるところでございます。指定管理者が決定した後は指定管理者のみならず、地元関係者、支援団体などと経営改革に向けた詳細につきまして、施設全般の協議を早急に重ねてまいりたいというふうに思っております。

地域で生産される農作物及び農産加工品などを販売し、地域産業の振興を図るとともに、都市と地域住民

の交流の場として設置された愛の村パークの経営改革には地域の皆さんの力が必要不可欠と考えてございます。愛の村パークが東栗倉地域の活性化の中核施設となるよう指定管理者を初め、地元の関係者の皆様方と十分協議しながら経営改革に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、東栗倉地域の活性化に向けての御提案でございます。議員御指摘、御提案の東栗倉地域には後山に代表される豊かな自然風土、修験道の修行の場としての歴史、またカヤ場や風穴などの文化、産業遺産、そして大根やそうめんなどの産物、また自然豊かな里山の景観など、特徴のある資源と環境が地域内にコンパクトに集約されたエリアでございます。このことから精神修養や農村の暮らしなどの多種多様な体験が可能となる地域でございます。既に地域おこし協力隊のOBが民宿を運営し、農村体験を受け入れなどを始めておるといふ事例もございます。市長からも愛の村パークを中心に東栗倉地域全体の活性化に向けての方策を検討するよう指示を受けておるところでございます。まず第一弾としましては、東栗倉地域を舞台として、夏休みの期間中に小学生や中学生を対象とした心と体づくりを目的にしたサマーキャンプなどのプランを作成しているところでございます。具体的には修験道の修行、野菜や果物の収穫、森林浴、またそうめん流しなど、地域の自然風土に則した体験ができるよう考えてございます。

また、剣道やカヌーなどのスポーツ、天文観測、甲冑体験、座禅など、周辺地域や3県境地域にも子どもから大人まで楽しむことができる魅力ある体験の場が存在してございます。議員御提案の花の取り組みにつきましても、プランの参考とさせていただきながら、今後來訪者にとっても、地元の方々にとっても実りあるものになるよう愛の村パークの指定管理者が決定し次第、地元の皆様を初め、関係機関や関係者と実施に向けた体制づくりを進めてまいりたいと考えてございます。

あわせて、3県境創生会議の構成市町村とも強力に連携し、東栗倉地域及びその周辺を日本の原風景として積極的に情報発信し、インバウンド事業の強化も図ってまいりたいというふうに考えております。

そして、国内の子どものみならず、有名観光地から地方へと旅行する傾向が強くなってございます。訪日外国人客の誘客手法としてもこれらの取り組みを活用し、愛の村パークを初め、東栗倉地域に国内外からのお客様を呼び込むことにより笑顔と熱気あふれる地域全体の活性化につながるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

2回目の質問に入ります。

御答弁をいただきました。

愛の村パークを中核施設として地域全体の活性化に向けて、東栗倉地域の中にある文化、歴史、自然を活用した施策の展開を考えておられるように御答弁いただきました。市長が指示されたということを言われました、おっしゃるとおりだと思っております。私の思いと2回目の質問で重なるところもありますが、愛の村パークにだけとられず、東栗倉地域全体を見たとき、私はキーワードとして東栗倉地域には3つあると思っております。1つ目は、愛の村パークとベルピール自然公園をどう活性化に結びつけていくか、2つ目は、氷ノ山後山那岐山国定公園に指定されている岡山県最高峰の後山をそれぞれの山を中心とした山並みを初め、緑豊かな自然と清流後山川、この組み合わせをどういうふうに活性化につなげていくか、そして3つ目は、後山の裾野に広がる水田と、そこに暮らす住民の営みが織りなす里山の情景です。東栗倉地域には日本の原風景を色濃く残し、先人たちの努力や苦勞によって作り出された、また大切に保存されたり、継承されたり、後山の修験道、行者山とか、そういうふうなものがたくさんあります。そして、農村景観や文化

が存在しております。この先ほど申し上げました3つのキーワードを有効に活用して、観光振興につなげるべきと考えますが、いかがでしょうか。

市長は市外、県外からの観光客はもちろんですが、東アジアを中心としたインバウンドにも力を注がれています。ことし日本を訪れた外国人旅行者数が初めて2,000万人を超え、そのうち8割がアジアからだと言われています。東京オリンピックが開催される2020年には4,000万人の達成を目指しております。最近では地方の観光地にも足を延ばす外国人もふえております。既に全国各地で日本らしい観光資源をアピールし、訪日客を呼び込む戦略が本当全国あらゆるところで進められていると、これは新聞に記載されておりました。その中で特に私が注目したことは、風景や体験がインターネットなど、SNSで話題となり、今まで何にもなかった本当に閉塞したところが突然にこういうふうなSNSとかインターネットによって観光地化する現象が各地で行っており、地方の観光にもチャンスが広がっているというふうに私は感じました。日本人、外国人の区別なく、多くの人々が利用し、見た人の心を感動させて、あの場所に行きたい、そういう衝動に駆られるという現象を活用して、観光誘客を図ることも必要ではないかと考えております。今後東栗倉地域の活性化に向けて3つのキーワード、愛の村パークとベルピール公園、後山や緑豊かな自然、川、美しい里山と農村景観を成長戦略に掲げて、市の観光ホームページやパンフレットを初め、さまざまな分野と連携を図り、取り組んでいってほしいと思います。このことを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

もう一点は、3項目めで林道についてお尋ねをしております。しかし、この林道についても、観光林道という、観光ということも深くかかわっておりますので、ここで質問は別として、あえて申し上げさせていただきます。もう一点は、後山、船木山、駒の尾山の登山道の整備、また頂上の整備、それから今回出しております西栗倉とダルガ峰線を結ぶ林道整備についてですが、日本の国土の70%を森林が占めています。森林、山を観光資源として観光振興を進めている市町村は全国に多く存在しています。特に、長野県、群馬県、山梨県、岐阜県などは登山を初め、高原、避暑地、清流など、気候風土によりつくられた雄大な自然を共存し、観光による交流人口の増加を目的に環境整備を進めた結果、多くの登山、それから自然愛好家が訪れています。ことしから祝日として山の日が設けられました。山や自然を観光資源として誘客に力を入れている市町村には追い風となり、観光振興に取り組むことが想定されます。このようなことから後山の山々の林道も観光林道として、また登山道として環境整備をぜひお願いしたいと思っております。が、この登山道についてはお答えいただいてもいいんですが、林道については次で結構です。

いろいろと東栗倉地域について私の考えを提案させていただきました。ここで市長のお考えをお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

鈴木議員の3つのキーワードということですが、ダブリもあるんですけども、いろんなことを申し上げますと、3番目におっしゃった人と自然のかかわりの中でできてるある種のことなんですが、人と言うと、当然栗倉あって、僕は西栗倉の生まれですけども、それぞれ山の中ではありますけれども、少し違います。西栗倉の場合にはずっと街道が通っていて、往来盛んな中でもまれているというか、普通の言葉で言うと、ややすれてるんですけども、その辺が、全くということは変ですけども、少ないのが東栗倉の特徴でありまして、実はそのことが大変なこの資産になるかもしれません。人づれしていることに意味があることもあるんですけども、特に都会の生活でくたびれた方々をもてなすときの心の持ち方というのは非常にいいものが東栗倉にはあるんじゃないか、笑顔の優しさというものにいろいろ感動する人が多いと思ってま

す。そういう意味では私流に言うと、東栗倉の資産の中で大変大切なことにこの人の力と、すれてない人の力というものがまだまだ誇り得るんじゃないかなというふうに思っています。

それから、山や川について言いますと、これはちいと分析をしないけんとは思ってるんです。同じ森林浴といっても地域によって違います。蒜山で行うのと、うちで行うことについては多分何かが違うはずなんですよね。それが天候であるのか、気候であるのか、あるいは樹木から流れてくる空中のさまざまな薫りであったりするのかもしれないんですけども、これは私どもの東栗倉の山がどういう特徴を人間との関係で長所として持つてるかということについては、何らかの関係で僕は分析をしないかん、分析をするとそこに一定のストーリーが出てきて、先ほどのSNSか何かにつくつきっかけが出てくるんですよね。山があるからきんちゃいだけでは、なかなか今いかないんで、私たちの山については、先ほど修験道というのは一つのもう間違いなくひっかかってくるいい入り口なんですよね。ずっと修験道があったということは、修験道の方々も山を選ぶわけですね。きのうは氷ノ山に行ってやってみただけどうもやっぱり後山でやったほうが気持ちがいいということから恐らく後山にずっと通われたわけでありますから、それはやはり何らかの効用があったと想定がつくんですけども、そんなこともヒントにしながらか、この山は一体何がいいんだろうか。あるいは鳥取で言うと、鳥取は海岸をジオパークとか何かといって、今まで普通の岩だと思ったんで、これはジュラ紀に何たらかんだらの形成がしてどうのこうのといつて、世界で珍しい岩だというようなことになるわけですけども、東栗倉の山を見ますと、いろんな特徴があります、これは。例えば黒ぼこで言うと、これ日本でも有数の黒ぼこがありますね。その由来については相当議論がありますけども、これもおもしろい。あるいは林道の話になっちゃいますけども、竹の頭線途中まで行くと、岩が正方形に割れてずっと並んでるところがあって、これは一体どうしてかと、これは私だけじゃなくて、もう少し専門家的な観点からそれは地学的にどんな意味があるのかといったようなこともぜひ勉強もしてもらいたいと思ってますし、それから東栗倉にはさまざまな今消えかけてる地名があるんですね。田んぼの名前、岩の名前、川の瀬の名前、この間1件絵検行山というのを復活させましたけれども、それぞれに由来がある、来てるときに学びの対象になるようなことをこっちが正確に測量、調査をし、そして記録にとどめていくということの地道な作業が今後の観光には要ると思うんですよ。この地道な作業をしとけば、それは紛れもない自分たちだけが提供できるサービスになる、自分たちだけが自信を持って提供できる価値というものを忘れてはならないということだというふうに思って、私はその辺を少しやってみたいというふうに思ってるんです。

それから、水ですね。水は愛の水というのがあって、これは岡山で聞いた限りによると、アトピー性の問題を抱えてらっしゃる方には非常にいいということにもなっている、または医学的にどこまでこれ言えるか別なんですけれども、その証言はいっぱいある。そして、さらに申し上げると、パンの生地を練るのに非常にいいというんですよね。だから、岡山のパン屋さん何件かくみに来てます。そういうデータも集めながら、やはりデータに即して、自分たちのところは何がいいのかということに自信が持てるようにしていきたいなと思って、その上でもう一個あるのは、今申し上げた自然の力とか、あるいは人のよさとか、水の力とか、こういうのは結局どういう形で結実をしているかということ、私が思ってるのは、東栗倉におけるそれは教育力につながっていると思うんですよ。非常に今安定した人格の形成が東栗倉なされていることには、議員も恐らくお気づきだと思うんですけども、これがいろんな要素が集まって結局教育力というところにつながっているというところに東栗倉の価値を大きく伸ばすところがあって、がゆえにキャンプなんか結びつけていって、あとは今度はずっと一年中留学してくれんかという話にしたいと思ってるし、観光といつても、修験道じゃないんだけど、何か自分の心の中にあるもやもやとかいざこざとかというものとの決別とか、あるいは新しい境地に達するためのジャンプとか、そういうようなことを頭に置いて来てほしいなと

いう気がするような観光宣伝ができればありがたいというふうに思っています。

インバウンドについても多分そうなると思うんです。だから、あそこへどやどやとアジア系の、北東アジア系と言っておきましょうかね、北東アジア系の観光バスがどやときて、わあっという騒いでいくような話じゃ多分なくて、少人数の人が来て連泊しながら、こつこつ歩いて、自分が探し求めた岩のとか、風穴のとか、そこへ行ってじっくり思いをいたしていくみたいな感じになっていくと思うんです。現実見ますと、大原の、これは固有名詞だけど言っていると思う、難波邸、宣伝してますかね、難波邸でも最近インバウンドの客がふえてますね。主にやっぱりヨーロッパ、北米なんですよ。私が見るにつけ、東栗倉、大原地域については、今後北米とかヨーロッパ系の方々がごそごそというよりもぼつぼつぼつと連続的に来て、割と長く逗留していくというところをスタートにするんですけども、それでも日本人の客の方々も含めて、ざっくり言うと、東栗倉と大原の一観光地域の中に年間これから1万人ぐらいの地元日本及びそのインバウンドの客に泊まっていたらいいような形に持っていかにかんのかんかと思っています。多く聞こえますけども、1万人というのは大した額じゃなくて、1万人来て1人1万円使っても1万人日で1人1万円も使わんと思えますけども、それでも1億円にしかならないんですよ。だから、1日の小遣いとか、泊まり賃が合計5,000円だと、それで5,000万円にしかならないあれです。大した額じゃないんですけど、それでも大きな意味があるんじゃないかと、こんなふうに思っています。

なお、これに加えて、東栗倉には重文があります、重要文化財、林家、カヤ場があります。これも今のストーリーの中に入れていきたいなど。カヤ場、そろそろ刈ったカヤをストックして、集めて、林家のカヤぶき屋根を直すときに備えにかんか。そのときに今度は文化庁に行って、改修補助金についてそろそろ下話をせにかんかんじゃないかというようなことをぜひ考えていただけますようお願いをしながら、今の話全て結構いいストーリーができる話を連ねて、そのストーリーがうそでないようにきちっと調査をしていくということで、さっき申し上げたような年間地域で差し向き1万人泊、人日ぐらいたまり客を受け入れることを目指さにかんかろうかと、こう思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

3回目の質問はありませんけれども、風穴とかいろんな話が出ました。風穴はもう本当にあるというだけで、何の整備も、手が入ってないと思うんです、そのまま、形が残ってるというだけで。だから、そこも本当に今市長が言われたようなことを研究したり、進めていくためには少し手を入れてもらったり、いろんなところを全体的に見てもらいたいというふうに思っております。ありがとうございました。

それでは、総括をさせていただきます。

私は旧東栗倉村で生まれ、子ども時代から多感な思春期時代を東栗倉地域で過ごしてきましたが、この年になっても記憶の中には幾つかの出来事が鮮明に残っております。あのころは子どもの人数も多く、地域で行事が開催されるたびに大人も子どもも参加して、笑顔と笑い声が響き、何をしても活気があったと記憶しております。今は東栗倉を離れて大原に住んでいますが、自宅の裏に後山川にかかる雪見橋という橋があります。その橋から東栗倉の後山を見ると、本当にきれいに見えるんです、山並みが。その山を見るごとに季節ごとに色鮮やかに表情を変える後山の風景を見るたびに東栗倉で過ごしたことの思い出がよみがえります。誰でもふるさとはあると思います。皆さんも自分が生まれたところ、育ったところが気になると思います。教育長が先ほどの答弁の中で言われましたけども、本当に誰しもがふるさを愛する、そして子どもたちはその皆さんから愛してもらってるという、そういう気持ちが生まれれば、美作市も優しい市になる

と思います。何とか東栗倉地域に活気が生まれてほしい、地域住民が生き生きと暮らせる施策を進めてほしいという思いから、私は質問をさせていただきました。皆さんも何度も歌い、聞かれたことがある、ウサギ追いしかの山から始まるふるさとという歌がありますが、特に東日本大震災以降は復興したふるさとに再び帰ることができるようにという願いを込めて特に今よく歌われるそうです。震災に遭われた方とは状況は大きく違いますが、東栗倉地域で生活している人も、ふるさとを離れて暮らしている人もふるさとの発展を願う気持ちは同じだと、強い思いであると認識をしております。私もその一人です。

マスコミ報道によりますと、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック以降、2025年には大阪府が大阪万国博覧会招致構想を発表しました。また、2026年開催の冬季オリンピック・パラリンピックの招致には札幌市が名乗りを上げております。どちらも最終的にはこの大きなイベントをかりて、府民であったり、市民であったり、県民であったりにとって自慢のふるさととなり、活気にあふれる環境が生まれることを願った誘致であったり、招致であると思います。私の東栗倉の活性化への質問は本当に小さな小さな規模かもしれませんが、思いは同じです。ぜひ自然が豊かで後山を分水嶺として湧き出る天然水と山並みの美しい里、すばらしい人間性、そういった東栗倉地域の活性化にこれからも御尽力を下さることをお願い申し上げます。1項目めの質問を終わります。

議長（山本 雅彦君）

鈴木議員、2項目めは休憩の後からお願いします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時57分 休憩

午後2時07分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長は所用で少しおくれてこられます。

それでは、一般質問を続けます。

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）〔質問席〕

それでは、2項目めに入らせていただきます。

滋慶学園の開校に向けての学生寮について質問させていただきます。

現在大阪滋慶学園の開校に向けてさまざまな準備が進められていることは承知しておりますが、学生寮についてはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。この質問につきましては、前回9月議会においても質問させていただき、市のお考えは伺ってございましたが、3カ月以上経過した中で、地元においてもなかなかそういう動きが見えてこないというのが現実でございます。12月13日には非公式の案内もいただいております。出席で返事を返しました。そして、平成29年8月、完成、その後にオープンキャンパスで同時に学生募集開始、そして平成30年4月開校というスケジュールを何うに当たり、美作市の将来に多大な貢献をすることを期待をしているところです。美作スポーツ医療看護専門学校と滋慶学園高校美作キャンパスが順調に船出してほしいと願っているからこそ、再度お聞きいたします。

私は前回も申し上げましたが、大阪滋慶学園が運営するスポーツ医療看護専門学校と通信制高校の開校に向けては学生を集めることに関しても大阪滋慶学園が行うということですので、何ら心配はしておりません。きっとすばらしい先進的な学校運営が行われることと信じております。反面、私がとても気になる

ことは開校と比例して大原地域あるいは美作市に生徒、学生を迎える体制、環境整備が進んでいるのかということ。交通網は智頭鉄道、鳥取自動車道の整備により京阪神や鳥取県、岡山市を結ぶルートが確立され、利便性の高さは承知されているとおりで。この環境も大阪滋慶学園進出の決断にも大きくつながったのではないかと考えております。では、いよいよ募集を兼ねたオープンキャンパスが開催され、多くの入学希望者や御家族が視察に来られましたが、大原地区を中心に美作市内に居住しながら通学したいということになったときどのように対応するのかという問題が必ず起こることが想定されます。先ほども申し上げましたが、交通網は整備されていることから安易に隣接する兵庫県や鳥取県に住むことは十分に可能です。誰でも安心して安全で生活ができる居住環境であるのならなるべく近い所に住みたいと思うのが普通ではないでしょうか。当然民間あるいは個人でアパートを建てたり、借家として機能を持たせるための改修工事を考えることはできますが、果たして学生が利用してくれるだろうかという不安が拭えないものが現実にあると考えております。そして、今まだまだ滋慶学園が来る来ると言いながら、昔で言うつちの音、今はユンボとか重機ですが、そういう音が聞こえてないところでアパートとか、それから家を改修するとか、そういうことを市民が本当にやりたいと思っても、ちょっとちゅうちよするだろうというふうに考えております。私は学生が美作市で生活をしながら通学してくれることが美作市、ひいては地域、地区の発展と活性化に必ずつながるとの思いからお尋ねをしております。

そこで、提案ですが、公設民営の学生寮ができないものでしょうか。市が建設して、民間に維持管理から運営までを委託するというシステムです。もちろん取り組むとなれば、メリット、デメリット、それぞれあると思いますが、いかがでしょうか。1回目の質問といたします。

議長（山本 雅彦君）

総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）〔登壇〕

失礼いたします。

大阪滋慶学園の学生寮について、公設民営の学生寮はできないものかとの御質問でございますが、議員御指摘のとおり学生を集めるためには学生寮、アパート等の整備は必ず必要であると考えております。また、大阪滋慶学園とのこれまでの協議において具体的な戸数の提示はございませんが、学生寮、アパートを整備していただきたいとお話はお伺いしております。市といたしましては、地元の皆様や住宅業者などの民間資本のお力をおかりし、整備することが重要であると考えております。また、全国大手の学生寮の建設運営に精通している業者の参入をお願いすることも必要ではないかと考えているところでございます。例えば市内の業者と全国大手の業者とかがタッグを組んで学生寮の建設、運営を行うことも一つの方策ではないかと考えます。

地元の皆様には大阪滋慶学園から関係者をお招きし、必要な情報を提供する場を設ける予定で協議を進めております。引き続き地元の皆様へ必要な情報を提供し、学生寮、アパート等の整備の協力をお願いしてまいります。

また、学生寮などに対する国、県の補助金などの支援についても注視をしております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

2回目の質問です。

前回お聞きしたときも地元、それから商工会、あるいは住宅業者、そういう方たちと相談をしながら前へ進めていきたいというふうに御答弁があったと思います。するすると言いながら、何もまだ決まってない、それからそういった方たちと会議を持つというタイムスケジュールが決まってるんだったら、教えていただきたいと思っております。

それから、全国大手の学生寮の建設、運営に精通している業者の参入ということを御答弁の中で言われました。私もたまたまある方と話をしていたら、その方が自分の会社はもともとは寮の食堂が基本で始まった会社だと、それがだんだんだんだん大きくなって今は一部上場しているような会社に大きくなったということと言われました。もともとは食堂、そして学生寮を専門に立ち上げた会社だということと言われましたので、また、ここではその業者のお名前は言えませんが、言わない方がいいですよ、だからまた言いますので、そのあたりも大いに猛アタックをしていただいて、ぜひ学生寮を建てていただいて、そして寮の寮監とか寮母さんとか、そういうふうな方たちは地元雇用ということで雇用の充実を図っていただきたいなというふうに思います。これは早急にしていただきたいというふうに思っております。やはり子どもを学校にやるのに本当にアパートを借りたり、マンション借りたりして学校にやるより、たまたまうちの子どもたちが行ったところは高校に寮があったものですから、津山高校も寮がありました。そこで3年間それぞれ男子寮、女子寮でお世話になりました。それから、津山商業もあるように聞いております。それから工業もあるように聞いております。高校を卒業してからこの専門学校に学生さんたちは来られるので、3年間というもう大人になってるわけですが、やっぱり親にしたら子どもはいつまでたっても子どもということ、安全・安心、それが一番だと思いますので、ぜひとも前向きにそういったことを早急にやってほしい。そして、早急に地元、それからそういう業者、それからまた私が会った方を紹介しますので、その方たちに会っていただいて、進めていただきたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

市長が出席をされております。

総合戦略監。

お静かに。

総合戦略監（森分 幸雄君）〔登壇〕

2回目の質問でございます。

今、9月の議会で申し上げましたように地元の方であるとか、商工会であるとか、住宅業者の方とはいろいろと御相談は申し上げてるというところはあるんですけども、やはり一番大きな理由はまだ建設工事のつち音がまだ響いていないということで、まだまだ皆様方の中で機運がもう一つ盛り上がり欠けるのかなと思っております。そういうこともございますし、大阪滋慶学園とも今後ともお話を詰めていった上で、多分年明けになると思うんですけども、なるべく早急に地元説明会というものをさせていただくようにというお願いを再度申し上げて、地元の機運を盛り上げていくということをしかりやっていきたいと思っておりますし、鈴木議員のおっしゃった全国大手の、やはりこの寮というのはやっぱり特別なノウハウが要ると思うんですね。誰でもいいわけでもない、そういう方のお知恵もおかりしながらきちんとしたことを対応していきたいと、そのように考えているところでございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

御答弁いただきました。

地元の機運がもう少し盛り上がりが少ないというふうに言われましたけれども、アパートとかマンションとか、そういうものを建てるのに機運が盛り上がってないということだけで、滋慶学園が来ることは大いに盛り上がっております、地元でも。行政懇談会のときでも私は2カ所行ったんですけれども、2カ所とももう本当に来ていただけるということで大変喜んでいて、本当に早く重機の音やそういった音が聞けたらいいのになというふうなことで盛り上がっております。中には、いや、長生きしとってよかったなというふうな、長生きしとってこのまま大原高校が自分の母校でありながら朽ち果てていくのを見るのはつらいと、また今までのように若い学生があそこを往来する、そういうふうな姿がもう一回見られる、長生きしてよかったと言われる方が数名おられました。市長もしっかり聞いておられると思います。そういうことで本当に大原では盛り上がっております。

総括をさせていただきます。

現在の日本の未来は明るく、輝く国に向かっているのでしょうか。少子・高齢化が進む中で人口減少を食い止めることはできるのでしょうか。これから私も含めて高齢者人口が増大し、次の世代を担う子どもや青年たちの人口がふえない現状を踏まえたとき、地方はもちろんのこと、政令都市においてもさらに人口減少と高齢化現象が顕著にあらわれていると指摘されております。そのような状況の中で美作市の未来に大きな影響を与えることになる大阪滋慶学園が大原地区に開校して、4学科、総学生数360名と、通信制高校の生徒が学ぶ光景を想像しただけでも気持ちの高ぶりを覚えます。全ての学生が美作市を学校生活の拠点とするとは思えませんが、一人でも多くの学生が大原地域を中心に美作市エリア内を居住地として選んでいただけることが活性化を促進させ、経済効果も絶大になるでしょう。若い人が住むということはある程度の定住型交流人口の増大にもつながります。いろいろな場所で市民との交流する機会もふえると思います。美作市スポーツ医療看護専門学校と通信制高校の開校は大原地域や美作市を初め、近隣市町村においてもさまざまな相乗効果が生まれると思っております。ぜひ行政と地域が連携を一層密にして、学生寮を兼ねたアパート、もしくは借家などの学生が住みやすい環境整備の推進を考えていただきますよう、考えてもらってますけども、よろしく重ねてお願いをいたします。

大阪滋慶学園が運営するスポーツ医療看護専門学校と滋慶学園高等学校美作キャンパスに多くの学生が学び、学科も施設も充実へとつながり、成長することが美作市が取り組む地方創生総合戦略の分野にも必ず好影響を与えると確信しております。これからも滋慶学園と信頼関係を深めていただき、美作市はもとより、大原地域また東栗倉地域の活性化に向けた取り組みを進めていただきますことを要望して、2項目めの質問を終わります。

議長（山本 雅彦君）

続けて、3項目めに入ってください。

12番（鈴木 悦子君）

3項目めに入ります。

東栗倉地域の林道について質問いたします。

平成26年9月定例会におきまして林道竹の頭線と高山線について一般質問させていただきました。その後、市長より西栗倉村と早速協議をされ、ともに協力して整備をしていく方向であると御回答をいただいたところでありますが、その後どのような取り組みになっているのか、質問いたします。

私が聞くとところによりますと、竹の頭線林道整備の妨げとなっている課題としては、山林所有者が地域外の方もあり、合意形成が得られにくいこと、林業不振による山林所得が見込みにくいことなどから、林道整備費の地元負担が重荷になっているとの声を聞きます。今お聞きしておりますのは、山林所有者は一つの部

落で一つの組織の方が地権者として持っているということをお聞きしております。植林された杉やヒノキといった伐期を迎えた用材も多くあり、地域の方々からは引き続いて林道整備を望む声もあり、山林資源の搬出や林道整備によって後山の峰々を結ぶ観光道路として整備することにより後山登山の玄関口としても活用できるのではないかと考えています。

また、高山線は入谷から国道429号線の兵庫県境付近を結ぶ林道として計画されたものでありますが、林道開設に伴う用地は地権者の無償提供を基本に現在1.5キロメートルが整備されております。計画路線の残り約1.8キロは地域外、大阪のほうの方ですが、山林所有者が多くあり、無償での用地提供には理解が得られないことから、やむなく中断している状況であります。

そこで、お尋ねいたします。竹の頭林道、高山林道の整備について美作市はどのような取り組みをお考えなのか、お知らせください。

1回目の質問といたします。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

鈴木議員の林道竹の頭線、高山線についての御回答をさせていただきます。

お尋ねの林道竹の頭線、林道高山線、林道整備のその後の状況についてでございますが、まず林道竹の頭線につきましては、岡山県並びに西粟倉村と協議を重ねまして、概略の線形も決まっております。平成30年度新規国庫補助事業としての計画を進めております。当路線は西粟倉村で自転車によるヒルクライムレースの大会が行われるなど、観光的要素の高い林道ダルガ峰線への接続をする峰越えの連絡線形となる路線であります。利用者も林道施業者以外に登山等の多目的に利用される機能を備えた林道です。また、美作市内の利用区域面積約50ヘクタールのうち、市有林が40ヘクタールを有しております。80%が市有林であるということです。これらのことを踏まえまして立木、用地の無償提供をしていただくことを前提に地元負担金を免除する方向で事業実施を今考えているところでございます。

なお、西粟倉村においては村有林が受益面積の50%以上を占めるため全額村費をもって事業実施を行うというふうに聞いております。

次に、林道高山線についてでございますが、開設済みの区間において近年のり面の崩壊が数多くあり、その都度災害復旧事業や小規模なものは重機借り上げ等の事業で対応しているというのが現状であります。残る国道429号までの計画では、現地は確認をさせていただいたんですが、山が非常に急峻でありまして、開設済みのり面の脆弱さを考慮しますと、のり面の不安定さが非常に危惧され、国道429への延伸は技術的に非常に難しいのではないかとこの思いであります。なお、本年以前災害復旧事業で対応した場所の崩壊が起因といいますか、誘因をして、大きなり面崩壊を招いているという箇所がございますので、原因が災害の復旧箇所が崩れたということもございますので、地元負担金を免除する方向で岡山県と補助事業での採択になるよう協議を行っているという状況であります。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

ありがとうございました。

まず、林道高山線につきましては、既に開設している区間でのり面の崩壊が数多くあること、既にそこがまた去年直されたところがまた崩壊しているということでございます。私も連れていってもらって見てきま

した。山だ山だといっても地形、土質いろいろあると思います。危険を冒してまで林道をつけてほしいということは申し上げません。高山線につきましては、理解できました。しかしながら、これからもそういう脆弱な土質、山でしたら、また次々起こる可能性もあるわけですから、しっかり道路パトロールをしながら、何か起こったときには早急な対応をお願いをいたします。

次に、竹の頭線につきましては、概略線形も決まり、30年度の国庫補助事業として計画をしているということでございました。面積50ヘクタールのうち、40ヘクタールが美作市のもの、あと10ヘクタールが地権者がおられるということですが、これも団体で持っておられるんで、その地権者の方にも話ができて、立木、用地を無償提供ということで、地元負担金は取らないでということまで話ができていくということなので、ここでもうはっきりと竹の頭線はやるということを市長の前で部長は言いにくいかわかりませんので、市長のほうから言っていただけませんか。お願いします。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今の竹の頭線の話でありますけれども、私どもとしては美作市における林道の多面的機能を有する林道の重要性に鑑み、本件を今後の同様の事例の先行事例と位置づけて、その方向で関連の規則、その他についても改正をした上で、間違いなく地元負担なしということで実行したいと思ってるんです。なお、今までにも若干ありまして、例えば里山公園に向かう林道については、国の事業が頑張る地方応援交付金ということで、100%補助金、交付金だったものですから、それをこれは通常の林道事業と違うんだということで、適用除外にした上で地元負担を取らない例があるんですが、これもよく考えてみると、多面的機能、森林の健康のための活用とか、観光のための活用のための林道整備であるということも共通をしております。したがって、その森林の多面的機能の活用ということの一つの軸として、逆に言うと、単に自分の山でこれから材木切って売るけん、林道つくるけんみたいな話のときには、これはやっぱり従前どおりのお話になる。そういうことで、さらに先ほどの議論の中にあつたような公有林の割合と私有林の割合がというようなこともひょっとしたらカウントに入れるかもしれませんが、これはやはり難しい問題ありまして、何割ならえんだなというようなことになって難しい問題もありますので、むしろ後段にあつた用地と立木の無償提供ということは当然条件としていかざるを得ないと思ってるんですけども、そういう条件、多面的利用であつて、用地とその立木の無償提供というぐらいなところが恐らくコアの条件になってくると思ってますけども、こういう条件を具備したものについては免除というのが、今の私どもの頭の整理であります。これに加えて、場合によっては得られた交付金が非常に100%交付金であつてという場合は、当然今までもそうしましたけども、地元負担はそもそも生じないんで、これは議論する必要がないということもございます。ということで、この議会が終わり次第、今の御質問も拝見しながら、紛れのない形で規則、規定を整理をして、しっかりと竹の頭線が適用できるようにしたいと思います。

なお、高山線については、今ある規定が災害の場合には2度取るんですね、あれ1回取ってるんですね、それをまた災害で取ると、これはもう地元本当たまりませんので、災害の場合には減免できるという規定があつて、市長判断で、十分条件を検討しましたけども、災害であることは間違いなかったものだから、これは免除するという、これは別な世界の規定を活用することになるということは申し添えさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

大変ありがとうございました。

総括いたします。

先ほども質問の中で言いましたけれども、ことしから祝日として山の日が設けられ、山や自然を観光資源として誘客に力を入れている市町村には追い風となり、一層観光振興に取り組むことが想定されます。それが先ほど市長が言われた多面的機能を持った林道ということだろうというふうに私は理解しております。

山に行く人の目的をちょっと調べてみますと、自然を楽しむというのが75%、それから景色を楽しむというのが61%、頂上を目指すというのが56%という結果が出ています。東栗倉地域の活性化を進めるには後山を初めとする大きな資源である山々の登山道の整備と山頂の景観整備、そして今回の林道ダルガ峰線、西栗倉村側からと美作市側の林道整備をしていただくことによってこれからの美作市の発展と地域の活性化には大きなこの道路が財産になるというふうに私は確信しております。今後とも東栗倉地域の大きな資源を活用した政策を進めていただきますよう要望し、この項を終わらせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

続けて、次の項に入ってください。

12番（鈴木 悦子君）

4項目めに入らせていただきます。

美作地域の水道施設整備についてでございます。

1項目めの東栗倉地域の活性化についてお尋ねしたことと少し重複いたしますが、近年日本の観光客はもとより、インバウンド効果もあり、外国から2,000万人を超える外国人が日本を訪れています。さらには2020年には4,000万人を目指すということを目標に掲げており、最近では地方の観光地を訪れる外国人の方も増加しているということでございます。湯郷温泉に宿泊される人数を調べたところ、平成26年度には4,180人、平成27年度には7,800人、平成28年度、ことしは4月から10月までの7カ月間で3,320人という結果となっております。もちろんこれからも増加が期待をできていると思っております。せっかく美作市に来ていただきながら、これからが本番です、来ていただきながら、印象が悪ければ今の時代インターネット等で世界に発信されることが懸念されます。そこで、外国人にとって日本の川はきれいで水が本当に美しいと、そして安心しておいしく飲めるといったことが世界でそういうふうに日本の水に対するイメージが持たれています。

そこで、お尋ねいたしますが、合併してしばらくしたときに美作地区の上水道は悪臭があるというような苦情がありましたが、そのことに対して今どのような対応をされて、問題解決に向けて取り組まれたか、また現在は上水道に関して苦情、あるいは問題、課題は発生していませんかということをお尋ねいたします。

それにあわせて、もう一点は、水道施設及び浄水場もそれぞれ老朽化が進んでいると思います。以前美作市の水を作東に供給するという計画があるといった話を聞いたこともありますが、今後どのように施設整備をされる予定なのか、あるいは計画があるのかについてもお尋ねをしたいのですが、昨日萬代議員の質問が詳しく詳細に質問されて、答弁をいただいておりますので、それをもって私は理解をしたということで、このことはいいです。悪臭についての後のとった態度というか、そういうふうなことをお答えいただきたいと思っております。

議長（山本 雅彦君）

環境部長。

環境部長（妹尾 昌弘君）〔登壇〕

それでは、失礼いたします。

議員御質問の飲料水の臭気についてでございますが、平成25年5月から6月にかけて美作地域の水道水に臭気が発生した経緯がございます。これは美作浄水場の取水源である梶並川が例年のない雨不足と水温の上昇に田植え時期が重なり、植物性のプランクトンが大量発生したことにより異臭が発生いたしました。その後、異臭対策といたしまして、活性炭注入装置の建設を行い、特に春から夏にかけては気候などを考慮しながら水質検査の回数をふやし、臭気のもととなる指標について検査し、その結果により浄水用薬品の注入量や活性炭注入量の調整を行いながら対応をしており、その後の苦情はございませんが、今後も細心の注意を払いながら対策に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

ありがとうございました。

総括です。

市民誰もが安全・安心な水が飲めるように供給を今後もしていただきたいと思っておりますし、それから臭気については、今は全くないということではっきりした答弁をいただきましたので、皆さんも安心して飲んでいただけるものというふうに思っております。ありがとうございました。

以上で終わります。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番12番、議席番号12番鈴木悦子議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番13番、議席番号8番尾高誉久議員の発言を許可いたします。

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）〔質問席〕

失礼します。

議長の許可をいただきましたので、8番尾高でございます。

鈴木悦子議員が礼をもって挨拶をされましたので、私もちょっと礼をもって。

年の瀬迫るころ、山々の木々も冬支度に入り、冷たい風にからからと音を立てて走る木枯らしの胸に気ぜわしくもあり、どこか物寂しい感じるのは私だけでしょうか。市長、副市長初め、幹部職員の皆様には美作市発展のために日夜御尽力されておりますことに敬意を表します。

いつものように質問に入ります前にちょっと私なりの、これは1988年中井貴一さんが武田信玄をやられた中でのせりふを皆さんに紹介して、質問に入りたいと思っております。病床に伏した信玄公は孫に贈る物語8,000年のツバキというその一話があります。昔、昔のその昔、明の国に大きな大きなツバキの木がござったそうなの。その大きなこと天に至るほどであった。そのツバキの大木は8,000年をもって春として、その間花咲かせ、葉生い茂らせ、元気よく育ったそうじゃ。そして、次の8,000年をもって秋とし、その間葉を散らせ、実落とし続け、また次に来る8,000年の春に備えたそうじゃ。その木の下にある日1人の若者が立ったそうなの。その若者はツバキの木を見上げてその大きさに感心いたし、思わずツバキの木に語りかけたそうじゃ。この世で一番大きなツバキよ、わしもこれから都に出て、いつの日かそなたのごとくこの世で一番の偉い人物になってみせると。それから数十年がたち、その若武者は望みのおりこの世で一番の国主となった。そして、春盛りのころ再びツバキの木の下に戻ったそうじゃ。この世で一番の国主になった男はまたツバキの木に語りかけたそうなの。この世で一番のツバキよ、わしを見よ、約束どおりこのわしはこの世で一番

の国主となった。されど、そなたは老いさらばえ、春盛りのきょうの日に葉散らせ、実落とし続けておるではないか。そなたの命は幾ばくもなく、もはや我が国の栄華を見ることできまい、残念なことじゃ、男はそう申して、去ったそうじゃ。それから、間もなく、男の国は滅び、男もこの世を去ったそうな。男はツバキの木が8,000年の秋を生きていることをつゆほども知らなかったというお話じゃと。人の生きる50年は短い。されど、8,000年の秋あることを思えば、何ほども思い煩うことあるまい、という話でございます。

それでは、今回の一般質問は6項目しておりますが、まず1番が美作市財政の総点検3版について、それから2番目が、美作岡山道路と工業団地について、3番目が総合戦略について、4番目が都市計画の見直しについて、5番目が美作市の地域間交流についてです。

それではまず、1番目の美作市財政の総点検第3版について。

35ページの第2版平成27年度とこの28年度の違いは、平成28年度から3年間かけて3分の1ずつ加算されることになった交付税の保健福祉にかかわる経費の算定見直しの効果が含まれていますについての説明をお願いします。

それから、新庁舎建設事業はないと解釈すればよいですかということ、これは山本議員が質問されたので、特にこの分での答弁の必要がないと思われれば、結構でございます。

3番目に都市公園について、現時点での面積、これはいつから交付税になり、金額は幾らぐらいになるのか、今後都市公園にできる山林等の面積はどれくらいあるのでしょうか、そして今後の都市公園拡大の方針。

それから、電力の入札、今年度の入札による削減は800万円を見込んでいると思われませんが、今後の方針はどうなのか、またそれによる削減の見直しはどれくらいなのか。

それと、ちょっと30ページに戻りまして、赤字経営が続く現代玩具博物館、オルゴール夢館というところで、どのようにこのことを捉えられているのかということ、財政的にはそれは当然シビアに捉えるべきだと私は〔聴取不能〕よってそう思いますけども、私の考えはちょっと、経済部長が多分答弁されるんだと思うんです、ということと、今後の方針はということでございます。

それと、1つ、28ページだったと思うんですけど、27ページに情報通信施設は機器の寿命が近づきつつありますという27ページと28ページに、告知放送、情報基盤事業の収支状況では、告知放送に課題がありますということで、下から7段目ぐらい、告知放送は市民への情報提供に役立っていますが、防災面からも機器の寿命が近づく前に市民への情報提供の手法の検討が必要であるというふうに書かれておることについて詳細な説明をお願いしたいと思います。

1回目の質問でございます。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（山本 直人君）〔登壇〕

それでは、議員お尋ねの1と3と4について総務部のほうから答弁をさせていただきます。

美作市の財政の総点検第3版の35ページの収支見通しが改善した理由ということでお尋ねですが、これは平成28年から3年間かけて合併市町村の旧市町村における保健センター運営費など、保健福祉に係る住民サービスに要する経費を加算するものでございまして、美作市では平成28年度に5,800万円が加算されました。3年目の30年度には1億7,300万円の加算を見込んでいるところでございます。

それから、3点目の都市公園についてでございますが、都市公園についての普通交付税算定は、前年4月1日現在の都市公園台帳に記載された面積が対象になります。整備面積の増加によりまして平成28年度の算

定面積1,000平方メートル当たり3万6,300円で試算をしてみますと、平成29年度には前年度に比べ約6,000万円の算入増が見込まれ、平成30年度にはさらに2,900万円の算入増が見込まれているところでございます。

4点目の電力の入札の件でございますが、市役所で現在入札済みのものは5施設で、年間800万円の削減となっております。今後も高圧受電をしている施設について入札を予定しております。入札予定施設は46施設で、削減見込みの額は平成27年度の年間使用料をもとに概算での見込みとしまして年間1,700万円、年間使用料の平均10%以上を見込んでおります。現在の約800万円と1,700万円で、合計2,500万円の削減を見込んでおります。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

尾高議員の今後都市公園にでき得る山林等の面積はどのくらいあるのか、そして今後の都市公園拡大の方針はという御質問でございますが、現時点で、先ほど1番議員のときに申しましたが、11月現在で300ヘクタールを超えたところでございます。交付税の算定基礎となる都市公園は、都市公園法に基づいて市が都市公園区域内に設置する公園、または緑地とされています。公園用地は美しい里山をつくり育てる条例に基づいた貸借契約により権原取得をした上で公園施設である植栽があり、公開が可能であると条件を満たせば、都市計画区域内の山林は広く対象とする可能性があることとなります。都市計画基礎調査による土地利用別面積では都市計画区域内の山林面積は約1,800ヘクタールございまして、都市計画区域の4分の3を占めております。今後の方針といたしましては、現在進めております美しい里山公園の進捗や地権者等からいただいた意見を検証しながら、とりあえず長大寺や塩垂山などの市街地に面して利活用が可能な山林を対象に新たな事業地を検討をしてまいりたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

私のほうからは5点目の赤字経営が続く現代玩具博物館、オルゴール夢館についてどのように捉えているのかというところについて御答弁させていただきます。

議員御承知のように現代玩具博物館、オルゴール夢館は子どもたちの健やかな成長を願ってつくられた世界のおもちゃ約600点や、100年以上も昔から人々に感動を与えてきた貴重なオルゴール約30点を展示しております。また、おもちゃづくりも体験ができ、職員がパフォーマンスを交えながら、おもちゃやオルゴールの歴史や仕組みをコンサート形式で紹介しております。この施設はもともと旧東栗倉村が平成7年までに後山の地に整備されたものでございますが、赤字経営が続いたことから、平成21年度には市の直営となり、その年度末には湯郷の地へ移転ということになって、現在に至っております。湯郷移転後の収支状況は毎年300万円から900万円の間で赤字が続いておるところでございます。このような状況ではございますが、現代玩具博物館、オルゴール夢館はてつどう模型館&レトロおもちゃ館、それとあの日のおもちゃ箱昭和館とともにおもちゃの町宣言を行った湯郷温泉にとっては、温泉地の魅力向上と基幹的な集客施設として観光目的のみならず、社会見学や自由研究の場としても利用していただいております。存在価値が高まっておるところでございます。湯郷温泉おもちゃの街宣言では、湯郷温泉にあるおもちゃたちは、大人には昔懐かしいおもちゃを通じて歴史を知り、思い出すことでかけがえのない宝である心の豊かさを守り、育

て、次の世代に伝えていくことが私たちの大きな願いですと宣言をされております。観光施設として位置づけられている現代玩具博物館、オルゴール夢館の経営状況は依然として厳しいものがございますが、見方を変えますと、施設の持つ性格としては経営状況のみで判断される施設ではないのではないかと感じております。名称にもありますように博物館という言葉も入っておりますことから、この施設は専門性が高く、市民の皆様にとりましては、文化、芸術の面での貴重な財産であるというふうに捉えることができるのではないかと感じております。そのためにも現代玩具博物館、オルゴール夢館の職員は専門的な知識と技術の取得に向けた研さんを積み、子どもたちにとって文化、芸術の教育の場としても、そして子どもたちからお年寄りまでが交流できる場として活動の幅を広げていかなければならないと考えております。

なお、その活動とともに経営的にも順調に推移させることは言うまでもありませんが、議員を初め、市民の皆様のご理解と御支援をいただきながら、この施設が私たちにとって次の世代へ伝えていかなければならない貴重な財産としてその価値の理解を深めることで、これからの施設の方向性を確立させていきたいというふうと考えております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

尾高議員の、告知放送は災害面からも機器の寿命が近づく前に市民への情報提供の手段の検討が必要ではないかというふうな御質問につきまして御答弁させていただきます。

現在の告知放送システムは有線の光ファイバー網を利用して、緊急情報や行政情報をお伝えしております。しかしながら、本システムは設置から8年が経過しており、端末は既に耐用年数を経過しております。

現在のNTTとの契約が満了する平成30年度末をめどに情報伝達システムの更新を検討しており、次のシステムは災害時に強い無線での伝達を主に考えております。具体的には各個人が所有されている携帯電話に緊急情報を配信し、これにあわせて屋外拡声器で緊急事態であることをお伝えする方法を中心に考えております。これにより場所を問わず、地震、風水害、火災等の緊急情報が受信できるようになります。

携帯電話を所有されていない方にはファクスでの文字配信、固定電話での音声配信や、耳の不自由な方、最新の情報端末を敬遠されている方にも、電話番号を登録していただければ情報を入手することができるようなシステムを検討しております。

また、コスト面からも、これらのシステムは既に整備した光ファイバー網と民間事業者の設備を使用するため、更新コスト、運用コストを大幅に抑えることができます。

市民の安全の確保とサービスの向上を第一に考え、事業の点検を行っているところでございます。

市民の方々には順次御説明を行っていく予定でおりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

まず、旧町の保健センター運営費等の保健福祉に係る住民サービス等に要する経費等を加算することができたということ、それから庁舎のことについては省略しましたので、都市公園については、平成29年度には前年度に比べて6,000万円の算入増と、平成30年度にはさらに2,900万円の算入、電力については、概算ですが、合計で2,500万円の削減を見込んでいる。

それから、300ヘクであり、1,800ヘク等については理解いたしました。

それと、告知放送は耐用年限をもう既に機器が過ぎているということで、今鳥取、熊本等の地震、南海トラフの問題等も含めてのことをございましょうから、そういうふうには理解しておりますが、まず収支見通しで、前の2版のところ収支不足にならないように取り組みますと、38ページにあって、たしか、ちょうど遠藤課長もおられますが、人口密度とか、それから総合支所等の国に私は働きかけられた効果が実ったものと考えているわけですけど、これだけが原因なのでしょうか。

それと、都市公園については、真野建設部長に、皆さんの声を聞くと、都市という言葉がつくために公園というのが、例えばそれぞれの遊具がついて、まるで総合運動公園のような思いを持たれてるので、いまだにですね、今現在やってるのはある意味の作業道というか、搬入するための道路は結構広いものでないといけないものと私は考えておりますし、理解が、真野部長、間違つとったら訂正してもらいたい、そこからある意味の散策道というもので、自然を崩さないで、それでもって交付税をいただくんですよという思いで、それが一つの美作市をある意味持続可能な方向に持っていくんだということを私は市長が努力されてることだと理解しておるわけです。それがどうも懇談会をずっとやられとんですけど、皆さん、来られてない方は、簡単に言うと城山がすばつと頭の途中からばさつと切つたようになって、とんでもない開発、乱開発をするんじゃないんですよということを幾ら言っても、百聞は一見にしかずということで、ある時期が来たら、私はそれをよく市民の人に理解していただいたほうがいいなというふうに思います。その点で積極的に真野部長が言われましたように請願両方とも否決していただいたわけでございますけど、塩垂山の状況や三星を見ていただければわかりますが、まさに今の段階でも公園指定ができる状況にはなっていると。それは何も湯郷に、林野にということじゃないんですよ、美作市がこれから乗り越えるためにはこれが必要じゃないかと、私はもうそのことを強く考えております。

電力の自由化、本当にいいことで、以前から日本全国には6電力会社ですか、寡占というんですか、独占に近い寡占でしょう、寡婦の寡という、寡占状態をなつたものが競争になってきたということは非常にいいことじゃないかなと、そのように考えております。

次に、告知放送ですけど、これ他の議員が言われてた中で、福原政策審議監が告知放送や無線等で啓発していきたいような答弁があつたと思うんですけど、それだけ告知放送確かにそうなんですけど、私を知る地域では物すごく大変役に立っているわけです。というのが、一例を申しますと、例えば月の終わりには上水道課からお知らせいたしますと、検針の時期が来ましたので量水器の周りに、上に物を置かないで、それから大きな犬を、私も大きな犬は怖いんですけど、大きな犬をつながないでくださいと、あるいは条件反射的に今ではもうあれが鳴ると、ちょっと絞れと、また言ようけん、あそこどけとけよというような、非常に効果面もありますし、例えば健康寿命等で巨勢地域では非常にグラウンドゴルフ等があつたり、いろんな行事がある中で、中止になることがあるんですよ。それを湯郷の自治会長もおっしゃられたんですけど、そういうことを放送できる、何か暗証番号があつて、それは絶対教えられないそうなんですけど、何か受話器使つてできるらしいんですけど、そのことが放送することにとどまらず、要するにある意味告知放送を通じてのコミュニケーションというか、要するに生きた声の流れると、私は生きた声の流れることが意味があることだと思っております。これはこれぐらいにして。

それから、オルゴール館はこういうふう書いてあります。これは財政の判断としてはこうだと私は思つとんですけども、要するに平成18年から19年度の営業実績を踏まえて湯郷に移転したということで、これは当初N館長という人がおられて、亡くなられてK館長にかわつて、そのときに当時の観光施設課長がこのように言ったことがあるんですよ。現代玩具博物館は、オルゴール館は純博物館だと、それで職員は学芸員だと言つたことが耳に残つとるわけですけども、そのようなことと、それと経済部長の答弁の中に、本当に

子どもや皆さんに非常にいろんな意味の影響を与えてるという中で、私は安藤議員も一つの子どもの云々とか、金谷議員が子育てのことを言われたんですけど、ある意味私はこの現代玩具博物館が子育ての、これもH館長と話した中で、子育てなんかの子どもさんと小さな方が来られて工作をすることが非常に心のゆとりにつながっていると、子育てにもつながるんだと、だから形は東粟倉にあった形とは変化してきつつあると。だから、その変化してきつつあることが大事なことだと。この後で言う湯郷の町も徐々に変化しているんじゃないかというのを質問するわけですけど、その変化するということが大事で、300から900という赤字だという、確かにこれの子育て給付金300万円から900万円だというたら、それじゃあ安いんじゃないかということが、そういう捉え方もあるんじゃないかと。今は湯郷の旅館、ホテルも30軒あったものが20軒になり、今は10軒ちょっとですね。そういう中であって、昭和館とかてつどう模型館とか、現代玩具オルゴール館がある意味旅館組合、観光協会というか、そのものを湯郷の町の観光を下支えしている部分があるんじゃないのかなという私は捉え方をしております。それについて、もし部長なり答弁等ありましたら、お願いします。

議長（山本 雅彦君）

尾高議員、答弁は休憩の後にお願いします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後 3 時17分 休憩

午後 3 時27分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3 番安藤功議員が通院のため退席をされております。

先ほどの尾高議員の 2 回目の答弁から再開をいたします。

総務部長。

総務部長（山本 直人君）〔登壇〕

それでは、尾高議員の御質問ですが、まず美作市の財政の第 2 版と第 3 版の改善についてでございますが、議会の初日の市長の行政報告のところでも触れさせていただいておりますが、美作市は全国の329合併市が加入する合併算定がえ終了に伴う財政対策連絡協議会の幹事市として、普通交付税の算定が合併市の実態を反映したものとなるように一生懸命活動をしてまいりました。その成果といたしまして、まず支所分として、これは平成26年から平成28年でございますが、9 億9,200万円、それから主なものでございますが、消防といたしまして、平成27年から平成29年に 1 億3,400万円でございます。それで、今回御質問いただきました第 3 版で新たに平成28年から平成30年度にかけまして、1 億7,200万円分の増がございます。これらを全て合わせた成果といたしまして、現在のところ13億2,800万円の増があったということでございます。よろしく申し上げます。毎年増加するというところでございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

都市公園についての 2 回目の御質問です。

まず、都市公園の内容が市民の方々にしっかり理解をしていただけてないのではないかということでございます。いまだにそういう声があるということは我々の発信不足だということで、反省をしなければなら

ないと思いますし、これから確実に内容を伝えてまいりたいというふうに思っております。公園については、今までもこの議場の場でいろいろと説明をさせていただきました。その中で我々の町にマッチした公園と、都市公園と、山林を利用した都市公園ということになると、都市林という位置づけがあるんですけど、それで整備をしようじゃないかと、やっていこうじゃないかということで始めております。我々の町の特徴としては、先ほど申しましたように4分の3が山林に囲まれておると、都市計画区域がですね、になっているということですので、それを利用して、公園として活用できたらいいというふうに思っております。今後も1,800ヘクタールあるわけですけど、それは全部ということには到底なるわけでありませんが、可能な範囲内でやっていきたいというふうに思っております。それから、この公園は最近のみまちゃんネルを見ましても、生まれた方、亡くなられた方と紹介があるわけですけど、特に生まれた方のほうを見ますと、旧美作地域が多いですし、それから住宅の状況を見ましても、最近では北山のほうへ住宅がたくさん建っておるということでありまして、コンパクトシティを進めるという意味ではありませんけれど、必然的にそういうふうな流れにはなっているのかなというふうに思ってます。そうした中でこの地域のポテンシャル、潜在能力がそもそもあるわけで、それをより高めるという上では山林を利用して公園にするということが必要じゃないかということに思っております。その上で現行制度のことではありますけれど、交付税が入ってくるということであれば、さらによしというふうに考えております。

以上であります。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

現代玩具博物館、オルゴール夢館につきましては、先ほど1回目の答弁でもお話ししましたように子どもたちにとりましての文化、芸術、教育の場として、そして子どもからお年寄りまでが交流する場として非常に本当に湯郷地域だけでなく、市内にとっても非常に必要な財産というふうに思っております。当然湯郷温泉を利用される方の入館もありますし、特に夏場につきましては、子どもさんの入館も非常にふえておるということですのでございます。今後引き続き議員のお話のように市にとっても重要な施設と位置づけておりますので、十分今後の運営につきましても、できる限りの経営が成り立っていくように取り組んでいきたいと思っておりますので、議員のほうも御協力方よろしくお願ひしたいと思います。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

告知放送の2回目の質問につきまして御答弁させていただきます。

先ほど御答弁させていただきましたように新しいシステムで無線を中心にしたシステムにいたしますと、議員お話しのように今までのような音声告知はなくなります。しかし、みまちゃんネルの番組内での告知やケーブルテレビのデータ放送の情報等をさらに充実をさせて、情報等をお伝えしたいというふうに考えております。

さらに、スマートフォンのアプリを使った市民向けの情報発信も今後研究していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それから、現在の告知放送では全市放送だけではなく、各支所での放送、旧町村単位での放送、それからまた区長さんが所管されとる地域での放送というものができておりましたが、この新しいシステムにつきま

しても、区長さんから情報が発信できるような機能も持たせるよう検討をしていくこととしております。具体的には区域の皆様がメールで登録をしていただければメールで、それから固定電話で登録していただければ固定電話のほうへ、それからファクスを登録していただければそのファクスのほうへ区長さんからの情報が伝達できるような、そういったシステムを研究していきたいというように思っていますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

一通りの説明ありがとうございました。

ちょっと329合併市町村ということで、あとのとりあえずはうちのほうが幹事をしてる中で13億2,800万円、毎年ですから、すごい金額だと思います。

建設部長もその時点で皆さんにわかりやすい、非常にそうだと、大事なことだと思うんですよ。事実というものは何事の力よりもその事実というものは説得力があると思うんで、それを示していただければと思います。

経済部長には本当に相乗効果というか、そういうものがあることを財政のほうもちょっとだけ御理解いただいて、要するに学芸員ということを行った観光課長がおりましたが、その気持ちを今の観光振興課、経済部、または営業課等も持つことがその人たちのかえがたい喜びにつながる、それが大きな活動につながるものと考えておりますので、それを持っておれば、以心伝心で伝わって、そのことがより一層そのことに力を入れていくんだということで、現代玩具にかかわらず、てつどう模型館や昭和館のやられてる人たちの気持ちになることがまちづくりというものにつながるんじゃないかと思っております。

もう時間がどんどんなくなるぞという同僚議員もおられるんで、一応言ったことだけは締めくくらなきゃいけないと思うんで、もう結論を言いますと、西栗倉は7町村の合併を目指したんですけど、いろんな理由があって脱退された。でも、合併したことがよかったんですよということだけは皆さんに伝えないと、簡単なことなんです、合併してよかったんだ。そのことだけ、合併してよかったなと、ああいうな議員がああいうなことを言うんかというような議員はうちにはおられんと思いますけど、ちょっと聞きょうと余りにもちいと、うんというようなね、私ここおったらちょっと叫んどるかなと思いましたが、そういうことで、総括かねて、次に移ります。よろしいか。

議長（山本 雅彦君）

それでは、2項目めに入ってください。

8番（尾高 誉久君）

次は、美作岡山道路と工業団地についてということで、美作英田間は36キロ中の2.5ぐらいだと思います。それはこれも市長が答弁されてるのを聞いてますと、おいおい、どうも県の方、お国のお方に県の何とかと言うんですね、役場のやつ、農協の何とかというようなことを言うて、ランクを言うたような言葉があったんです。県と市が逆転しとんかなと、県が頼んできて、萩原市長が仲を持って、それで美岡道は補助事業であるので、認可申請が出されて、交付決定がなされて、それで概算があるのか、精算があるのか、実績がなされて精算払いがなされる、事業費が60億円で、55%の補助金制度でというようなことのようにお聞きしました。その中で工業団地というのを、市長も作東の団地が満杯になったんで、そのことも考えてるという中で、当然残土の処理、残土処分場というものが大事になってくるのが、工事区間というのは大体盛り

土と切り土プラ・マイ・ゼロにやることを設計で極力目指すんですが、残土処理場がないために恐らくかなり苦勞してるんじゃないかなと、それが例えば残土処理場があれば、非常に理想的なというか、放線そのものも引けるし、またこれは谷本議員が質問されたと思うんですけど、しゅんせつというか、河川のことについても、残土処理場があったらということで、この2つですね、工業団地に向けて、まだ煮詰まって当然ないと思うんですが、おおよそどのように考えているか、残土処理場の進捗状況はどうかということだけをお聞きいたします。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

尾高議員の美作岡山道路と工業団地についてということでお答えをさせていただきます。

美作岡山道路の湯郷温泉インターチェンジから英田インターチェンジの間につきましては、6番議員へ答弁の中でも触れさせていただいており、重複をしますが、平成29年度の事業化に向けて、機会あるごとに国土交通省や国会議員に要望しており、また先般の要望活動では財務省にも早期供用の重要性を伝え、予算の配分が受けられるようお願いをしたところでございます。この区間は美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で新たな産業団地の造成を進める箇所としてうたわれており、美作市の地域創生にとって非常に重要な位置づけがされております。このことから岡山県や市の関係部署等が連携し、事業の円滑な進展が図られるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、残土でございますが、先ほど議員おっしゃいましたようにこういう大型プロジェクトということになれば、土についてはプラス・マイナス・ゼロというのが一番理想であります。今県のほうで設計をされておるんですが、いろいろと苦慮されてるというふうにもお聞きしております。それから、以前にも申し上げましたけれど、市では河川のしゅんせつを進めるためにも残土処分地の確保が急がれております。処分量や跡地についても、有効利用が図れるよう関係部署とも情報交換を行いながら、調整に努めてまいりたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

私のほうからは工業団地の開発についてという部門で御答弁させていただきます。

議員お尋ねの美作岡山道路の関係でございます。現在予定をされております英田インターチェンジ付近に新しい産業団地を現在検討をしておるということで、県のほうにも相談をさせていただいております。御承知のように作東産業団地がほぼ完売という状況もございますし、美作岡山道路ができれば、岡山市内といえますか、瀬戸内海のほうに市内でも近いほうの英田のインター付近を予定しておるということでございまして、その際、今予定をしておりますのは、当然通常の造成ではなく、残土処理場を兼ねた造成ということで考えておまして、当然そこにはある程度の残土の搬入が可能である場所、また美作岡山道路の工事現場からのアクセスが容易であること、こういったことを前提にいろいろと今用地の確保ができるかどうかという検討をさせていただいておるという状況でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

もうこれも、私の記憶では、岡山国体に、今度ある岡山国体じゃないですよ、以前の岡山国体に向けて意気込みはすごかったんですよ。ということは、たしか国体が平成17年だったでしょ、17年にやると言うことだったんですよ。そしたら、山は一山700万円、800万円、むちゃなことをやったもんだなというのが、普通の土木の用地交渉が非常に困難になったというようなことを聞くことと、用地はかかりますよ、交渉には。だって、湯郷のバイパスが約1キロあるんですよ、ちょうど林尾というところから湯の3西というところ、あれ1キロなん、11年かかったんですよ。向こうの200メートルが2年かかって、36キロの中で真ん中辺ができてない。それで、もう簡単に言うと、私が思っとんのは、英田インターチェンジはおられるんだろうなと、おられなければ工業団地もできないし、その辺が間違いなくおられればいいなということを思っていると。それで、これからの努力ですから、もう少し気持ちが私ははっきり言って県民局の出先という気持ちがあるんでないかなと、そのことが物事が進んでいかない、本気で取り組んだのかと、だから市長に頼んで間を持ってもらわなきゃいけないことじゃあ、岡山県ももっと考えなさいよって、ここで言ってもしょうがないことですけど、これを言いまして、次行きます。総合戦略のことに移ってよろしいか。

議長（山本 雅彦君）

それじゃ、3項目めに。

8番（尾高 誉久君）

3項目め。

総合戦略の、まず戦略監がおっしゃるインバウンド、スポーツと観光、健康増進と観光を柱に総合戦略を進めておられると思いますが、美作市ヘルスケア産業推進調査検討委員会を立ち上げられたとのことですが、その詳細をお尋ねいたします。

総合戦略監（森分 幸雄君）〔登壇〕

インバウンド、スポーツと観光、健康増進と観光を柱に総合戦略を進めている中で、美作市ヘルスケア産業推進調査検討委員会を立ち上げたことについての御質問についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり美作市の総合戦略では美作市の基幹産業の一つである観光産業の振興に資する取り組みとして地域のすぐれた資源を生かしながら、観光関連事業者の持続的な成長につながることを目的として3つの方針を掲げております。すなわち、1つ目が、外国人観光客の誘客、いわゆるインバウンドでございます。2つ目がスポーツイベントや合宿誘致などと組み合わせたスポーツ観光というものでございます。3つ目が、温泉を活用した健康増進に役立つヘルスツーリズムというものでございます。本年度に立ち上げましたヘルスケア産業推進調査検討委員会は、これは日笠議員の一般質問で詳しくお答えしておりますとおり食事、運動、温泉を活用したヘルスツーリズムの3つの観点から美作市ならでの取り組みを検討していくものでございます。湯郷温泉に代表される本市の温泉はどこを見ても手の届くところに豊かな自然があり、運動のしやすい環境や栄養価の高い農作物やジビエなどがあります。このヘルスケアの委員会では健康増進をキーワードにして健康志向の高いシニア層や、美と健康に感度の高い女性など、新たな観光客に来ていただけるような工夫を研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

戦略監の今の戦略を踏まえて経済部長に質問です。湯郷の旅館、ホテルの経営方針、11軒になりますか、

私が湯郷でずっと見てきた湯治の町から観光の町に変わり、上地寅次郎さんという方がこの湯郷温泉の泉質というのは世界にもまれな温泉なんだということを驚温泉の今社長がどこかの看板にもっといいものをつくってると思うんですけど、それだけ誇れる温泉なんです、どんどん時代の流れとともに、以前はもう観光バスですから、広く道をつけなきゃいけないなと思ったものが、観光バスを主体としているホテルが、私からいやあ2つぐらいですかね、それである意味の高級志向というか、料金も高い、だけどもには行こうかなというようなホテルを目指しているもの、それでも一つの例えばホテルは、庶民的なホテルであったり、ビジネス型で外に出て食事をするというような、有馬温泉的な感覚で、ホテルとやってる経営者は同じでも外に食事する場所を設けると、それはお客さんを歩いてもらうというような、そういうような考え方で、それぞれが経営を変えていってる中で、その経営方針がさっき言った変化している中でどのようにかわっていくか、観光振興課が、そのことをお尋ねします。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

それでは、尾高議員の御質問でございます。

先ほど議員も申されましたように温泉を訪れられる観光客の内容でございますが、団体客から個人客が主流でございます、以前のように旅行会社が手配するのではなく、個人が直接例えばインターネットで簡単に予約ができるといった時代でございます。そういったこともございまして、湯郷温泉の旅館、ホテルはそれぞれ規模も違い、施設の持つ特徴や客層も違いますので、それぞれの旅館、ホテルがおお客様の嗜好の変化に対応しながら日々経営努力を続けられておるといふところだと思っております。そうした中で本年8月に新たにといいますか、グランドオープンされるといううれしいニュースもございました。

また、近年の湯郷温泉に急増している訪日外国人の方も多くございます。こちらの方も団体から個人へという傾向にあるようでございます。また、物を購入するのではなく、いろいろと自然を体験したりする方向へと変化をしてきておるといふふうな移り変わりがございます。こうした観点から市といたしましては、こうした時期を逃さず、海外向けのガイドブックでありますとか、海外放映コンテンツの作成、こういったもの、そして台湾からの旅行業者などの招聘といった事業を進めてまいりまして、湯郷温泉を初め、美作市内各地の魅力を積極的に発信していきたいということを考えてございます。

また、先ほど戦略監のほうからの答弁にもございましたが、ヘルスツーリズムとかといいます大きな取り組みの柱といたしまして、国が効果にすぐれた保養地として全国92カ所を指定しております国民保養温泉地域というのがございます。こちらにつきまして急増する訪日外国人客を呼び込もうとPRを強化することから、美作市といたしましてもこの指定に向けて現在取り組んでおります。国民保養温泉地とは、温泉の公共的利用増進のため温泉利用の効果が十分期待され、かつ健全な保養地として活用される温泉を温泉法に基づき、環境大臣が指定するものでございます。湯郷温泉が持つスポーツや医療など、周辺の特徴的な環境を生かした計画を策定して、湯郷温泉を生かし、湯郷温泉でしか味わえないおもてなしの文化、体験ができる取り組みを行おうということで、進めてまいりたいというふうに考えております。当然旅館、ホテルを初め、観光関係者の方々と協力しながら持続的な成長を目指したいというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

ありがとうございました。

戦略監の思いというのは本当にもう余すところそんなに戦略監がおられる日がなくなって、本当によくやられたなと私は感銘を受けることが多々ありました。企画振興部長、この際だから言っときますけど、戦略監はよく酒飲む、これ大事なんよ。せっかく来られとんじゃから、これは全然的外れじゃねん。飲むことをいわゆる乾杯条例を市長つくられとるわけじゃから、企画振興部長、営業課がなぜあるか、経済部がなぜあるかをじっくり考えて、だから北に上がるんだったら、すばらしい館長もおられる、ベルギー行かれるかわからんけど、たまには指南を受けなさいよ。剣道の指南を受けなくても、酒の指南だったら負けんのんだったら、ここへ泊まり込んでやるような、昔私も給料もらったら全部家に持って帰らないから女房が怒ってましたけど、そこまでやらなくてもいいけど、たまには人と人との交流というものが原点ですから。経済部長言われたように私は物ではなくて今、事と言われたことが非常に、私はもう湯郷のホテルなんかの経営者やってみいと言われたらやる能力ありませんけど、物から事に変わってきてるならば、以前あった空き店舗の次にやった何かジュエリーとか、ああいうものをやったのはあれこっぴりだったんですけど、町を別に物を売る場所というんでなしに、そのものを、事というのは腐りませんから、商品ロスがないんですよ、則本議員、腐らないものは。だから、その商品ロスがないものを求めていくのも一つの手じゃないかなというように思いを持っております。

それで、次に、議長、移ります。

議長（山本 雅彦君）

それじゃ、4項目めに入ってください。

8番（尾高 誉久君）

自分の言いたいことは言って終わらんと。それで、都市計画の見直しということで、先ほども真野部長がコンパクトシティー、要するに都市計画そのものもコンパクトになってきていると、これには歴史があって、最初から美作市に都市計画独自であったわけではなくて、勝英と美作の都市計画から始まって、用途地域が46年後の用途設定して、51年にやったのが第2次用途地域設定して、52年までは下水道処理区と用途が一緒だったわけですよ。みまちゃん見て、あ、尾高、何言ようかわからんというて、わからんでもいいんですけど、とりあえずそういうふうな位置づけできたという中で、環境部長、もう時間ないんで、例の農業集落排水、獣肉処理場の関係で小淵議員が質問されておりましたけど、あそこの処理区域を要するに、例えば中尾処理区は農業集落排水なのに都計の中にあるんですよ。だから、都市計画の中にあるのは公共下水道あって、特環であって、それで農村総合整備事業の中から1項目を引っ張り出して、日本全国花盛りというか下水道盛りになって、岡本大臣が大反対したのはこういう状況が生まれるからということになったんですけど、そんな長々と言ったら時間なくなるんで、一言言うたら、処理区のほうやってください。そのことを答えて。

議長（山本 雅彦君）

環境部長。

環境部長（妹尾 昌弘君）〔登壇〕

それでは、失礼します。

尾高議員御質問の都市計画区域内の下水道の処理区でございますが、萬代議員の答弁でも御説明をさせていただきましたけど、現在美作ブロックの統合事業を進めております。それに合わせながら都市計画区域内の下水道処理区につきましても、現在見直しを進めているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

失礼します。

尾高議員の都市計画区域の見直しを行ってはどうかということです。

先ほど御紹介がございましたけれど、都市計画区域は昭和43年に勝央都市計画区域が昭和25年にあったわけですが、それに編入をされた後に昭和52年と57年に名称の変更が行われ、現在の美作都市計画となっております。なお、区域変更は行われておりません。

また、地域指定では、用途地域が昭和51年に指定されて以来、昭和63年に区域拡大を行い、平成7年と14年には都市計画法の改正に伴い、種別の細分化や建蔽率等の数値の変更が行われております。都市施設といたしましては、都市計画道路が7路線、駅前広場が1カ所、公園が2カ所、自動車駐車場が2カ所ほかと、公共下水道、2処理区の都市計画決定がされております。都市計画では将来の都市像を長期的な視点に立ち、計画し、配置することで土地利用の誘導と円滑な施設整備を目指すものです。反面、限られた土地を快適に利用するためのルールが課せられることで、開発や建築時の許可手続や、都市施設の予定地内では事業化されるまで建築制限が生じております。また、積極的な施設整備のためには都市計画税の検討も必要が出てくるということもございます。都市計画によるメリット、デメリットでございますが、当初の指定から長期間が経過をしたものもあるため、各種の上位計画や関連計画の見直しと整合をとりながら見直しを考えていく必要があるというふうに思っております。都市計画区域は都市計画法第5条の規定で都道府県知事が人口、土地利用、交通、産業、市街地の形成状況等の見通しを勘案し、開発、または保全の必要性がある区域を国土交通省の同意を得て指定することができます。また、住民にとっては将来的なまちづくりや都市施設等への期待とともに、開発や建築等の規制も加えることから、十分な合意形成が必要になります。議員御質問の周辺の地域ということになりますけれども、この周辺地域につきましても、幹線道があつたり、市街地に連檐しとるといふようなところを、そういう地域を地域の方々とか岡山県と十分協議しながら検討してまいりたいというふうに思います。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

頑張っていたきたいと思うんですが、1点だけ、これはそうじゃないんだということを1つだけ言っておきます。国土交通省の同意を得て指定することができる、できません。これは建設省です。建設省の同意なんか得てできないんですよ。これがおもしろいんですよ。もう市長が強いところ農林水産省の同意を得なければできない、すなわち農政局というか、農村の用地がバックしていただかないと、力は農林水産省のほうが強いんですよ。だからバックしていただいたから都市計画が広がるんですよ。だから、建設省、すなわち国土交通省でできる問題じゃないんです。9割9分方農林水産省の説得があるかないかが問題なんだと、その点で要するに山林だとか、そういう部分について協調すると、農林を協調すると、農林のほうが守るんだと、市街化調整的に守るんだということ、そういう意味で協調しながらやっていくとうまくいくということです。

それと、もう県の人はほとんど役職を離れて、もうそんなもんがあるんかというて知らないで、そろそろもうやめたらどうかと思っとんか、大井が丘の自然保護協定なんですよ。あそこが最初やったときは20%、

列島改造のために自分の希望する家を持つんだったら5倍の土地を売ると、47年、48年に多ゆうて5倍一気に売りたいがためにそのような建蔽率にしたわけですけど、もう時代が流れて、セカンドハウスじゃなくて、皆さん美作市民の人があそこに住まれるようになったというような形を十分踏まえて、都市計画を私は見直したらいいと、それをやることによって制限と緩和というものが都市計画の原則ですから、だから国土交通省じゃなくて農林省を説得できるかが問題なんですということを言いまして、次に移ります。よろしいか。

議長（山本 雅彦君）

それじゃそのまま次、5項目めですね、どうぞ。

8番（尾高 誉久君）

5番美作市の地域間交流についてということで。

簡単に言いますと、合併後12年が経過しましたが、一体感がないと思うのが、思われませんか、どのように思われていますかという、垣根がいまだに越えれないのかなど。私はもう先ほど大きなツバキの話をしたのが、大きな花火を上げるんだったら、大きな花火を上げたらいいじゃないかと、もっと一体感を持つてやることが合併じゃないんですかという思いを持って臨んでおりますので、よろしく願います。

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

おっしゃる御指摘のところはごもっともなところがあるかと思えます。ちょうど合併して12年経過したわけですが、当初はいろいろその町々の流儀というものもあったと思えますけど、ただ市民の声としては格段に減っていると感じております。今回去年から始めてます行政懇談会等がありますが、ここなどでいろんな意見をお聞きして、今後の参考にして、また今後ともより一層一体感が感じていただけるよう取り組んでいきたいと一応考えておりますので、よろしく願います。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

最後にこれを持ってきてるのが、一体感ということなんです。今は告知放送のこと、それから観光のこと、全て言ってるのが、血が通っていないということを言よんです。コンピューターは血が通ってないからだめなんだと。市長が新幹線に飛び乗ってなぜ中央に行って交渉するのかというと、血が通った折衝をするわけですよ。トランプであろうが、ばば抜きであろうが、それ私は知りませんが、あれだって結局大統領になる人でしょう。だから、安倍さんが動いて、血が通うことをやる。血の通った市政をやる、我々も議会活動をやるんだということが基本なんだと私は思ってるんです。血の通う行政、そのことが町をつくるのに垣根があり過ぎるんじゃないかと、もっと、だから、企画振興部長、そうなんです、だから行きゃあいんじゃない。係の人と一緒に行って、やるんだらばんぼん打たれりゃあよろしいがな。打たれて、館長がちよっと一杯やるかと、自費でやるんです、指摘されたらいけないから、公費使ったらいけないけど、そういうようなことが血の通った行政だと、そのことをやるのが大事なことじゃないかというのを常々思ってるんで、それについて、副市長がもう一度答弁されると思いますので、よろしく願います。

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

市民の一体感ということになりますと、例えばですけど、大原の秋祭りがあります。これはサンテレビをよく見てましたら、10月ごろですか、11月ごろまでは播州というところで、地方は播州なんでしょうけど、あの放送が毎週あります。結構すごい派手ですし、じゃあそれを美作の大原にもあるんですけど、その流れをくんだもんだと思いますけど、市民の方が皆さん知ってるかと、祭りがそう嫌いなって人はひどういないんでしょうけど、その辺が一つは隅々に渡ってないというところが考えなきゃいけないところだと思ってます。

それからまた、梶並に当人祭というのがありますけど、私も当人祭ちょっと興味がありまして、いろいろと調べるんですけど、何百年前からどなたが考えられたんか知りませんが、現実何回か行きましたけど、奇祭になるのか何かわかりませんが、昔は中鉄バスが臨時バスを出して、屋台も出てすごいにぎわいだったんですけど、今はなかなか大変な状況になってると、これも大事なことだと思うんです。これらで何かを醸成できないかというような考えは一応あります。

この前もちょっと答弁しましたが、昭和28年に旧町が合併して、今回一番違っているのはとにかく面積が広がったことじゃないかと、この中で一体感を醸成するには何が必要なんだろうと考えますと、1つヒントがあると思うんですけど、前回の合併、昭和28年から29年当時合併して、旧美作、旧作東、旧大原、10年後の姿がどうだったんだろうかということがあります。例えば旧英田はたしか福本村、久門村、河会村、巨勢村の一部が合併してできた町です。当然当時と今時代背景全く違いますけど、一体感を醸成するために当時の先輩たちが何に取り組んだかと、このあたりはやっぱり旧町の町史等を見れば参考となるところがあるんじゃないかなとは思っております。今回美作市も合併して10年がたったわけですけど、以前合併したときの28年から10年後っていったら、実はこれ昭和38年の大水害が、市長も言っていましたけど、西粟倉もすごい水だったと、大原は橋がほとんど流されて、作東も大変なことで、美作も川沿いの田んぼはほとんど、ちょうどあれ7月11日だったんですか、当時農業がほとんど収入の基礎的な部分を占めた時代に大変な被害を受けて、激甚だったと思うんですけど、そういうことがあったわけです。恐らく想像するのに、合併して10年、今とほとんど変わらない、時間的なことは変わらない状態ですけど、町民、当時は町民ですけど、一体となって頑張られたんじゃないかと思います。これには一方でもう一つ、なぜ頑張ったかということが考えなきゃいけないと思いますけど、一体感ということと言いますと、東北地方には今も残ってますけど、農業が何か農作業がもたらしいですけど、結ってという言葉があります、結ぶって書くんですけど。これが一番有名なのは、岐阜の白川郷の、きょう市長がちょっと申してましたけど、林家のことを言っておられましたけど、合掌づくりの屋根のカヤをかえる、1軒の屋根のカヤをかえるの、30年か40年に1回からしいです。200人から300人の人手が要るらしくて、それを工務店に頼めば、とてもじゃないけどできないということと、そのときには男女総出でやると、これが俗に言う男女共同参画の基礎になるかどうかわかりませんが、とにかく役目役目があって、手伝ってすると。そのきょうしていただいた家の例えばあるじは、いいかげんな年なので、30年後に4軒ほど隣の家の屋根をかえるときは自分多分行けないから、息子にちゃんと言うとかからといって、つながっているのが、こういう考え方が必要ではないかと思います。特にこのことは災害が起きたときなどに大変大切なことで、支援力ということがありますが、あわせて同じように受援力という言葉があります。今回熊本県知事が熊本県たまたま受援力が不足してたということを言っておられましたけど、この両方がなくちゃなかなかうまくいかない。ですから、後ろ向きなことばかり言うとか、考えを持っていったんでは何も進まないという考えがあります。あした、あさってに何かを計画するということでありませんけど、先ほど金谷議員からも女性と若い世代に特化した質問がありましたけど、ひょっとしたらそういうところにも答えがあるかもしれません。例えばスマホでイベントとか、いろんなことを若い

人考えますから、花火大会とか、さっき言いました大原の祭りとか、いろいろあると思いますけど、考え方がいろいろあると思います。ですから、この行政懇談会今市長やってますけど、これもただ懇談をやるわけじゃなくて、いろんな将来的な目的もあってやってるわけです。ということで、そういうものやアンケートも実施しておりますので、それらを参考にしまして、また市長とも相談しながらどういう形になるかは別といたしまして、できるものがあれば検討したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

38年私も知っております。中学校2年でありましたし、自衛隊の激甚で入ってこられて、自衛隊の力というものも感じました。いろんな、あのときに食べた握り飯が何とおいしかったことか。もう1週間ほど手がふやけるほどにやって、どべ掃除でこうするほど、あれをみそもくそも一緒にするんだなと思って、くみ取り便所の中に茶碗蒸しのあれがいっぱいあって、これこそがあれだなと思いながらやったときに親戚からほかほかの握り飯が届いたときのおいしさがいまだに忘れられないという。それにも増して、近くの社長、亡くなられましたけど、ジャングル風呂というか、温泉があって、ホテルの社長が、皆さん風呂を沸かしたんで、どうか入ってくださいって、これなんですよ、僕が言いたいのは。浪花節が要るよと、観光だって、そういう思いというのは、そういうものが人の心を打つんです。その心を打つ、市長はきっと心を打つ市政やるのは私は確信してます、あることで。そのように幹部皆さんも企画振興部長に特に頑張ってもらいたいということを申し添えまして、12月定例会での一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番13番、議席番号8番尾高誉久議員の一般質問を終了いたします。

お諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会にします。

再開は明日12月1日、午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後4時20分 延会

平成28年12月1日

(第 5 号)

1. 議 事 日 程 (5 日 目)

(平成28年第4回美作市議会12月定例会)

平成28年12月1日
午 前 10 時 開 議
於 議 場

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑 (議案第83号~議案第99号)

日程第3 請願・陳情について

請願第12号 障がい児対象の学童保育を求める請願

請願第13号 障がい児対象の療育施設の誘致を求める請願

請願第14号 「地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める」請願書

2. 出席議員は次のとおりである (18名)

1番	金 谷 典 子	2番	重 平 直 樹
3番	安 藤 功	4番	安 本 博 則
5番	谷 本 有 造	6番	則 本 陽 介
7番	萬 代 師 一	8番	尾 高 誉 久
9番	岡 崎 正 裕	10番	西 元 進 一
11番	本 城 宏 道	12番	鈴 木 悦 子
13番	岩 江 正 行	14番	小 淵 繁 之
15番	万 殿 紘 行	16番	日 笠 一 成
17番	山 本 重 行	18番	山 本 雅 彦

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (21名)

市 長	萩 原 誠 司	副 市 長	安 部 薫
副 市 長	横 山 博 光	教 育 長	大 川 泰 栄
政 策 審 議 監	福 原 覚	総 務 部 長	山 本 直 人
危 機 管 理 監	山 本 和 毅	企 画 振 興 部 長	池 田 義 和
総 合 戦 略 監	森 分 幸 雄	市 民 部 長	安 藤 郁 雄
環 境 部 長	妹 尾 昌 弘	経 済 部 長	尾 崎 功 三
保 健 福 祉 部 長	江 見 勉	建 設 部 長	真 野 弘 紀
教 育 次 長	山 名 浩 二	消 防 長	山 崎 正 雄
会 計 管 理 者	安 東 弘 子	市 民 課 長	戸 國 久 美
農 村 整 備 課 長	宿 野 豊 彦	社 会 教 育 課 長	宮 前 聖
高 齢 者 福 祉 課 長	船 曳 敬 吾		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 (3名)

議 会 事 務 局 長	本 田 卓 治
課 長	大 佛 裕 彦
主 任	井 上 大 佑

議長（山本 雅彦君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴席においての写真撮影、録音等は禁止をされております。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

本日は議員全員の出席でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（山本 雅彦君）

日程第1、「一般質問」を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許可いたします。

通告順番14番、議席番号10番西元進一議員の発言を許可いたします。

西元議員。

10番（西元 進一君）〔質問席〕

皆さんおはようございます。

お疲れさまです。私も少し疲れて、くたびれております。そういう意味では少しとんちんかんがあるかもしれないかもしれませんが、よろしくおつき合ください。きょう私と誰やらのトリをされるようですから、そういう点では私の次には期待される方が出られると思いますから、よろしくお願ひします。

それでは、私の質問に入らせていただきます。

私は幾つかの問題を提起しながら一般質問を45分間頑張っていこうというふうを考えて、やろうというふうに思っております。

従来から私が言よる問題も含めて何回かここで発言させていただいている問題もあると思いますから、またかと思われる方もおられるかもしれませんが、これは重大な問題であるから問題を取り上げていきたいというふうに思っております。

まず第1点は、岡山道の延長問題であります。

私は岡山道の延長問題について、何回もここでこの一般質問の席で質問させていただいております。しかし、私たちが、私たちというか私がここで一般質問を何回かさせてもらっているという点では、非常に大きな問題があるというふうに思います。この前10月の時点で、勝田のふれあい祭りという祭りがありました。そういう祭りの中で少し岡山道について触れると降って湧いたように大きな問題になって、西元議員、あれはどうなっとなあ、こうなっとなあということと言われる人がかなりおりました。私の議員活動の全てをかけてでもやってほしいということは何人かに言われまして、びっくりしたんです。私はこの問題について、過去の人たちあるいは過去の県会議員の方たちの責任という問題を追及しようとは考えておりません。しかし、過去の人たちの責任というものが、今私たちが生活していく上では非常に大きな影響を与えていると。で、行政の上で少しの不注意が非常に大きな問題として道路行政でもおくれをとっているということがあるんで、そういう点ではおくれをとらんように。あるいは行政が前に進めるためにも、この問題について

は取り上げていきたいというふうに思っております。

地元の方たちが言うのは、西元議員、あそこはもはや何十年も前から、何十年というておかしいがなという話をしたんですが、僕はようわからなんだんですが萩原市長との関係で地元の方たちも非常に期待をされているようであります。それは、あっこをトンネル化という問題があるそうです。トンネル化というのは、西元議員、割合簡単にいけるんだと、智頭にはすぐ通用するんだと、那岐駅のあたりにどういうふうに出るんかわかりませんが出ていけば簡単なんだと、鳥取道にどっか接続すれば簡単にいけるんだと、簡単というお金はごつつかかるがなという話も冗談に言いながらでしたがしたんですが。私はこの件に関して非常に大きな疑問を感じております。というのは、勝田町でサカモトタケオという議会議長をした方がおります、これは岡山県の町村議会議員の会長もされとります。この方が、奈義で長野士郎の最後の集会がありました、ここでいわゆる岡山道の建設という問題が提起されて、勝田の矢田のところに東部横断道という看板がかかるような事態が起きたわけです、それが平成の初めごろだったと思います。で、長野士郎氏、県知事がよろしいと、これは責任持ってやりますということを言われて、それで市村三次という県議員がその当時おったもんで副議長をされとったと思います、その副議長に対して要望していくのにどうしてもしてもらいたいということで、いろんな関係でそりゃあ押し問答がありました。わかりました、副議長だったから責任を持ちますということを言われて、我々は安心しとったわけです。それで、できんもんじゃなあ、田舎のほうの道路というのはできんもんだなあというふうに感じておりましたが、私がこの議会で皆さんにお世話になりながら議会活動をさせてもらう中で、岡山道に関してどういうことになつとんかということをし少し研究をしました。萩原市長のおかげで、中央に対して建設業をされておるということで政務次官に、事務次官に会うことができました。岡山道の関係はどうなったんかということを知ると、あれは全国で五全総というのがあります、五全総の中には勝田の、勝田地域での道路の岡山道の延長というのは討議されてないです、入ってないです。五全総の中の要望書として入ってないですと言われることを言われたんです。僕はびっくりしたんです。これは平成10年の関係です、平成10年で、グランドデザイナーというんですか、日本のグランドデザイナーという五全総という計画があつて、その中に入っていないということなんでびっくりしてどうなつとんかということをしいろんな形で問い合わせると、それは討議されてないと。岡山県で県知事が一定の役割を果たしてしてもらった、その中で副議長が責任を持つと言つた点では全く討議されてないということはどういうことなのかと。しかも、萩原市長の影響で私たちが行ったときには、県境を越さんと高規格道としての要望に対しては要望が薄いんだということを言われまして、萩原市長が鳥取に通る道なんだからということをし盛んに説明してもらつてそういう点では大きな成果があつたんです。そこで私もなんじゃこれはということを感じておつたわけですが、そういう点では我々が取り組んでくる気分と岡山県政あるいは全国の政治が市民要求からいうたらかけ離れていると、政治的な力関係だけで道路なんてものはいくんだということを感じました、そういうことでは私は全くいけんと。やはり、4,000人が切れるような勝田町の地域でも、建設行政の中では高規格道というのは料金を取らずにするんだと。そうすれば、勝田で真加部のあたりにジャンクションをつくり、あるいは梶並でつくり、右手でつくっていけば、そこから乗りおれば十分応えられるし、鳥取の智頭のあたりからいうとかなりの人口がこっちへ流れてくると。今、岡山空港あたりが非常に大きな成果をおさめとんのはそういうことなんです。そういう政治的な影響をもたらすような道路を、なぜ全く忘れて俎上に上げないのか。美作市議会というところに私は参加させてもらつてからですが、そういう点ではけんかは再々されたようですが、行政としての機能というものが全く市民的な立場からいうと機能を果たしていないと。そういうことからいうと、私は行政というものが市民に対する責任、あるいは私たちが負託を受けて活動していく上での十分な成果を上げられるような市民的な議会活動というものがどう求めら

れているかという問題について、私は本当に真剣に考えていかなければならないし、また大きな問題だろうというふうに思います。

この岡山道に対しては、そりゃはっきり言うと萩原市長の力をかりながら、私たちの力では全く本当に俎上にも乗らんし足元にも及ばないと。事務次官が時間を割いて建設行政で会ってくれて、しかも研究して五全総に入っていないというほどに言うてもらえるような力のある市長が今私たちの前におるわけですから、そういう点ではまあまあひどく持ち上げるわけにいかんわけですけど、やはりそういう力のある市長をここで私たちが力をそのままに岡山県の北部の道路を建設していく上では大きな力を発揮してほしいということがあって何回か話をしようとして、中国道路局では萩原市長は促進会の会長ですか、それをしているし、それから岡山道の東部横断道、今岡山道というんですがこれを再々言うてくださいということであるんで、俎上にのるかどかはわからんですが必ずやってほしいということを思うんで、そういう点では今私たちが求められている市政の改革というか、革新というかそういうものが進められていくし、また市政がそういう日の当たらない場所に目を当てるような政治というものが行われていくなれば、美作市も活性化するし大きく前進していくと。そういう点では勝田の小さな地域ではありますが、勝田郡の中で勝田町だけが美作市に参加して成果をおさめていけるようなそういう市町村であってほしいし、市町村の仲間に入れてほしいということがあるんで、これは対等合併ですからそういう点では私は入れてほしいというんじゃないしに堂々と入れてください。当然持ち寄って政策を立案する上では大きな比重としてやっていくということを切に考えるものがありますから、この岡山道に対する市長さんの考え方でもええですし、それから建設部の真野建設部長の推進という点での考え方を、まず1回目の質問としてお願いしたいと思いますからよろしくお願いします。

議長（山本 雅彦君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

改めておはようございます。

議員は若干おくたびれのようにありますが、一生懸命に答弁をさせていただきますのでよろしくお願いします。

まず、岡山のときは美岡道ですね、かつては東部横断道、これは長野さんが着想して最初の期成会においては南は瀬戸町ですかね、瀬戸町、熊山町、当時でいうと、そして吉井町、柵原町、英田町、美作町、勝央町、勝田町、奈義町まで一緒に運動しとったわけです、たしか。そのときも当時計画がうつつらあった姫鳥道へどっかで接続しようという話でありました。ところが、県が事業主体になる形に落ちつきまして、その県が事業主体になる形に落ちついたことに多分絡んでるんだと思うんですけども、必須の問題として中国縦貫道まででえかろうかという話になって期成会が再編成されて、当時あった勝田とか奈義が抜けました。勝央はインターがあるんで残っていると、こういう形になっている。その辺の指揮が、全部当時の岡山県庁がやっておったはずであります。当時の岡山県庁っていうのは長野さんのもとで、例えば今はブルーラインとってますけどもブルーハイウェイ、これは岡山の外れから備前まで、場合によっては兵庫県までいこうっていう話だったんですけどもそういうものを独自でやって、これ最初有料道路でしたけども。もう一個は、空港に至る吉備新線という谷をびゅーんと超える準高規格の道路を県単独でつくるということで、道路行政にとっては非常に熱心で力があつたわけでありましてけれども、その後財政難でなことの中で石井知事るときにはできるだけゆっくりちょぼちょぼというようなことの中でこの延長問題っていうのは完全に封印をされてしまったと、こういう状況であります。ですから、五全総という言葉が出ましたけども、当時の国土計画の中には延長問題っていうのは入っていない。ところが、この数年間、2年間ぐらいいろんなところに要望

し、そしてことわりを、ことわりというか理屈をしっかりと展開をしていく中で、中国地方においては東西の基幹ラインがほぼ中国道と、そして山陽道ができ、そして山陰道についても大体方向性が見える中で、この3つの東西ラインを縦に結ぶラインの重要性っていうのはだんだん高まってきたということから、一番最新の中国地方の整備計画にはうっすらとではありますけども岡山と鳥取をどう結ぶかという考えを入れることができました。これは一にかかって美作市の運動によるものです。といいますのが、運動しているときに岡山県当局がそんなことでやるんですかと言って否定的なんですよ、ところが国土交通省のほうが先ほども話をされたようになりかなりハイレベルのところまでこの要望について話が通っていたもんですから、上から下までそれは必要性が高いねというようなことで少なくとも概念としてはそういうことを今後の国土計画というか、地域開発計画の中に入れておこうということまでできたのが去年までの話でありまして、ことしはこれを今度はどう具体化をしていくかということでもつま競り合いがずっとあったわけでありまして。岡山県当局との関係でいいますと、岡山県当局としてはこれもう話しましたが、湯郷インターから英田インターまでの間を事業化せにゃいけんということで国に持っていったわけですけども、国がなかなか援軍がないねと、つまりどの政治家からもそれやってくれという声が余りこんでと、財務省のほうはどうなってんだという話になって、岡山県当局が持つてる手札が余りにも少ないということで、例えば財務省について岡山県当局でいくと公共担当の主計官の下に主査というのいますけど、年のころでいうと三十二、三ぐらいの子なんですけども、そこまでは行けるけどその上はよう行かんという話になってこちらに要請が来て、何とかしてくれんかなあってんでだあっと道路族、そして国交省の幹部、そして主計局長までお話をしました。ちなみに主計局長さんっていうのは、名簿で見たらわかりますけども福田さんっていう、福田さんっていうのは実はおじいさんが柵原の出身なんですよ、そういうこともあってなかなか話がスムーズにいった。そりゃまあ昔から知ってる人脈をたどればできる。そこで岡山県当局も非常に喜んでくれてまして、そのあたりから随分岡山県当局としてもこの話は一緒にやらにゃいけん、美作市と一緒に歩調を合わせていこうということ随分思ってくれるようになりまして、今現在では鳥取県当局に対しては岡山県当局から、研究会ができることになったら岡山県としては一緒に入りたいので鳥取県も入ろうやという呼びかけもしてくれるようになりました。国交省のほうからはそれと並行して、市長さん、これはもううちへ来られたんですけども、この問題については研究会をしたらいいと思うんだけど岡山県は入ってくれるかなという話があって、いやいや、入るといふ方向になりましたよということがあったもんですから、これで全体として事業を推進するための第1段階であるこの北部延伸問題についての研究会が多分できるだろうと。もちろんこれは則本議員の質問にもあったように、私どものほうとしては市町村単位、つまり智頭町とか鳥取市には私たちのほうで声がけをもうしている、こういうような状況です。で、次にこれの意義なんですけど、意義っていうのはいろんなものがあります。それは、鳥取市と岡山市というそれぞれの県庁所在地を結んでいくという中国地方の東のほうの全体の問題もあるんですけども、市内との関係でいいますとこれは非常に重要なことなんですけども、やはり勝田地域の今後の存続において極めて重要な問題です。私がこの問題を思いついた背景は2年ちょっと前になりますけども、梶並でいるんな話を皆さんとすることで、かつて私が小さいころには西粟倉と梶並という梶並のほうで町だったんですよ、圧倒的に梶並のほうで盛んだったんですよ。それが、何となく今逆転しているというちょっと言いにくいんだけど、実際そうですね。そのことについて地元の方々の意識っていうのは、やっぱり姫鳥道がある、やっぱり智頭急行線がある、あれでやっぱり違ってたなあ、こういうような考え方であるわけでありまして、道路や鉄道という公共交通機関あるいは交通機関の重要性っていうものが今つくづくしみじみ感じてらんだっていうのが地元の方の強いお気持ちであった。しかし、萩原さん、これは何ともならまあという話があったんですけども、いやそれは何ともならんこ

とはないんだと、頑張らにゃあいけんのじゃというな話をして着想が持ち上がったんですが。

考えてみるとその言葉にあるように、今梶並も含めて旧勝田町にはインターチェンジがありますか、ないでしょう、大原町にはありますか、ありますね、旧作東町にはありますか、ありますね、美作町にはありますね、これ当然ですけどインターチェンジがある、今2つというのか3つというのかわかりませんが、湯郷インターもありそれから今の当然ですけど美作インターもあり、勝央インターあれは半分うちの土地にありますんで。英田町にはインターチェンジがありますかっていったら、計画がもうできました、そのうちもうインターチェンジができる。そこで、これ私思うんですけども、きのうちちょっと答弁をさせてもらう機会がなかったんであれですけども、尾高さんの一体性問題にもこれ関係してくるんです、ですねこれ。勝田にはインターがない、勝田には高速道路がない、ほかのそこには全部できることになったと、これは一体性問題として非常に重要な象徴的な意味も私はある、こういうふう思うわけでありまして。ルート選択どうするかっていう問題は今後具体的にになりますんで、真加部にインターができるかどうかはまだわかりませんが、少なくとも今の話の中でトンネルを掘るとしたら右手峠しかない、これはもう確実なんです。なぜかという、一つには大原断層が向こうサイドにはあり、東谷までそれ延びとるわけです。一方で奈義断層っていうのがこっち側にはあると、あそこだけがセーフなゾーン、安定ゾーンなもんですから、あと標高も低いと。そんなことも含めて国交省と話を、ここしかなかろうなというなことはだんだん話が出ていて、そうすると間違いなく勝田の地域内のどっかにインターチェンジはできるはずであります。2つできるのか1つできるのかというぐらいな差にしかならない。

ということで、私としては今後の美作市が一体的に発展をしていくという合併以来の大きな目標との関係でも、この案件というのはどうしてもやっていくべきだと思し、それから将来にわたって岡山県と鳥取県というものがどういう関係になるか、余りむちゃなことも言えませんが道州制ってなことを待つまでもなく、人口、今鳥取県が50万人台ですかね、どこまで県として存続できるのかわかりませんが、兵庫県のような瀬戸内海から日本海までの圏域構成をとるとしたらどうしてもこの道っていうのは必要になってくるんだろうと、こういうふうな全県的な視野からも思っております。できましたらこういう考え方について多くの方々に御理解をいただき、そりゃそうだ、頑張ろうと、協力しようというような雰囲気を感じていくことがこれから課題であり、また重要であるというふうにも思っております。私としてはそういうことがありますんで、全道協っていうんです、全国の道路をつくる会っていうのがあって、その岡山県からは2人ですかね、理事にさせていただいておりますが、そういった全国のポジションも有効に使いながらひるまず挑戦をしていきますので、またできましたら一緒に東京にでも行っているいろんな勉強もしたいと思っております。その節にはよろしくお願いを申し上げて答弁いたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

市長が積極的にいい答弁をしてもらいました。本当にありがとうございます。できればっていうんではないに、次、来年の3月選挙がありますが当選させてもらったら必ず……

〔「4月、4月」と呼ぶ者あり〕

ああ、4月ですか、必ず一緒に行かせてもらって要望もしたいし、それからそういう情勢というかそういうものが、中央の情勢がどうなのかという問題について私たちは疎いんです。それで地元で大きな声をする程度のことでどうにもならぬので、僕はびっくりしたんですが五全総で岡山道で東部横断道が入ったりませんという程に研究されて簡単に教えてくれるような頭のいい人がおるんだということを全国の問題、小さな

問題ですからそういう点では僕はびっくりしたわけですから、そういう人たちの力をかりながら本当に勝田地域が今美作市で背負う重大な任務というものが勝田地域の道路行政の中にあるんだということを教えてもらいながら、しかもそれが漸進的にいくと。全国の全道協の中で、理事か幹事か知りませんが岡山県で2人の中に入っとられるというのは大きな力だと思います。そういう点では、忘れずに言ってほしいということの特に思います。私は、政治というものがどれだけの影響があるかということについて、少しでも感想を述べときます。これは、奈義町で長野士郎県知事が来て挨拶をしたことがあるんです、大集会をやりました。これは大集会をやって、勝田の議長会の会長であるサカモトタケオ氏もここでは東部横断道を言うたわけですが、そのときに決まったことが一つあるんです。ファーマーズ・マーケットが奈義町でつくられるということが大体決まると、私たちも決まったように感じておりました。しかし、その後勝央町で大集会をやって、あの農協の回りを地区の方々だったと思いますが物すごく大きな力で寄りました。ほれで、僕はびっくりして感激したんです。その後、県知事は帰らせてほしいということが、地元で後援会がありましてその地元で帰らせてほしいということがあって、帰るということになってたそうです。しかも、それじゃあまあちょっとだけということで、三役議長を含めて常任委員会の委員長含めて役場のきれいどころが寄って一杯を汲ましたそうです。12時過ぎまでやってそのまま泊まったそうです。それで、今度ファーマーズが発表されたら勝央町になっただけです。これは本当に有名な話なんですよ。やはり政治というのはいろんな意味では、酒は悪いことかもしれませんが、酒も含めて政治なんだということを感じております。そういう点では植月町長というのは、そのころは私は植月町長というやつはということをやよう言うたわけですが、本当にびっくりするような県知事との交際があったということをおもひます。そういう点で、私は伊原木知事がどういう知事かはよくわかりませんが、そういうことも含めて私たちの行政が南厚北薄として本当に岡山県が生まれてからこっちというようなそういう政策でなしに、やはり平等に扱ってもらおうということを中心にしたほうがいいと思います。そういうことを含めて、岡山道というものが本当に今後とも推進されていくような大きな力で、美作市が美作市政全体を支えていくぐらいな力をやってほしいということをおもひます。そういう点では、萩原市長の影響下ではありますが、私も力を注ぎたいと。それでこの道路に対しては私も思ってます、期成会でもつくってやったらええなというふうには思いますが、まだ地元の方たちがやれんじやろうというようなそういうものがあるんで、様子は見とりますがやっていきたいというふうにおもひます。売名行為じゃなんじゃというと言われるんですが、やりたいというふうには考えてます。

こういうことに対して大きな政治的な課題というものが美作市にあるということをおもひしながら、しかも美作市が活性化の中心的政策課題として推進していくということを中心におもひるならば、やはり道路行政というのは鳥取を含めてさっき言われた道州制があるんなら兵庫県のように県境がなしに一つの岡山県になるような、そういうような力点を持ちながら私たちは鳥取を吸収するというわけにもいかんでしょうが、そういう視野に立ってそういう中心的政策的な課題、あるいは岡山県の県政を担っていく一助になるんだというような力を私たちの力で見出していくということをおもひないと美作市も衰退してしまうんで、人口が減るだけを眺めていくということではいけませんので、そういう点での政策課題というものがあると思うんで、位置づけとしてはどうあるかは知りませんが、もう一度答弁をよろしくおもひます。

議長（山本 雅彦君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

いろんな議論がありますけれども、とりあえず手法について若干申し上げておきたいと思ひますのは、今的美岡道は県事業になつとります。私たちが今後進めていくときに、言い方難いんですけども、岡山県の

事業体力にあわせてゆっくりゆっくりなるべくゆっくり進めるというよりは普通のスピードで進めたほうがいいわけでありまして、そういう意味では新直轄っていうやり方があるんですけど、国がやるんですが、県と地元市町村に一定の負担を求めると、こういうのが新直轄ですけれども。この新直轄、国が事業主体になってやったほうが圧倒的にこれはもう信頼感高いんですよね、それをどこまでやるかというようなことが一つの大きな課題になってきたりいたします。もう一つは、研究会できたという前提でいうと、研究会ができた時点で今度は運動組織っていうものが必要になってくるわけでありまして、我々としても勝央から始めて、そうですね、少なくとも智頭まで、場合によっては鳥取市までも含めてそういう南北の新たな期成会をつくるのか、今の美岡道の期成会を〔聴取不能〕拡充するのかが手法論いろいろあるんですけども、そういった議論を始めていくことになるわけでございますけれども。一方で、議員の皆さんがどういう動きをするか、これも非常に重要でありまして、美作市議会に議員連盟ができるのかどうか、あるいは広域の議員連盟ができるのかどうか等々も恐らく重要な視点になってくると思うところでございます。あるいは、一部の期成会の姿を見ますと、住民代表が入ってる期成会が最近ふえつつありまして、これはどういう言い方をすりゃあええんでしょうかね、今の西元議員の質問にかこつけていうと、へんこというてもできりゃあせまあみたいな思いを住民の方々が持つような土壌にはなかなか芽が出ないんですよね、それは。ですから、住民の方々にも一緒になって汗かこうよということで、そういった期成会の中に住民代表の何人か入っていただくというような仕組みもまた考えていかなければならないと思うわけでありまして、その辺をこれから東京へ向かっていく便についてはこれはそう御心配をいただく必要もなくルートはあるし、さまざまな今までの何ちゅうか知り合いの関係もあるわけでございますので、次に我々がやることは地元をどう固めていくか、地元はどうやって一緒に汗をかいていただけるような熱意とかやる気を再び起こしていくか、矢田の看板があつてよかったと、矢田にある看板を残してもらつてよかったというような形にしたいなあと、その辺についても御協力をいただきますようお願いすることで答弁にさせていただきたいと思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

それで結構です。この件についてはこれで終わりたいというふうに思います。少しだけまとめを、総括をさせていただきます。

私は、こういう意味での問題提起というのは議員としては珍しいというか、そういう点では一歩も二歩も進んだような感覚だろうというふうに思います。しかし、こういう議論というか、こういう俎上がやはり市議会で検討されなければ美作市民というのは何をやっとなかわからんわけですから、そういう点では市の議会が市民に負託されているそういう意味での政治的課題あるいは市民的要望、要求が満たされていくようなそういうものをつくり出していく、考え出していくということが大事だろうというように私は常々考えています。それを市長なり執行部にぶつけていくと、それが道路行政になりあるいは総務部の要望になり厚生課の要望になって、満たされていく市の運営がつくられていくということが大事だろうというふうに思っております。そういう点での大きな活動というか、そういうものが市議会議員に課せられた負託に応える、市民の負託に応えるための市民からの市議会に課せられた任務だろうというふうに思っております。そういう点では、私たちの一生懸命な勉強が市民の皆様へ活力ある市民要求として、活力ある要望として生かされ、それが受け入れられていくということが相互の関係で大きな関係がもたされるので、そういう点では今後ともこういう活動をやっていききたいというふうに思っております。

以上で総括を終わります。

議長（山本 雅彦君）

それじゃ、続けて2項目めに入ってください。

10番（西元 進一君）

それじゃ、議長、続きまして2項目めに入らせていただきます。

この2項目めは、市庁舎建設の位置の問題についてであります。

私は、この件については否決をするための議員として役割を果たさせていただきました。私は、これは大きな成果だというように私自身は関心を持っております。なぜかという位置が悪過ぎる。ああいう場所を、他の賛成された議員もああいう場所はそりゃ何やらトロッコみたいなものを押さなきゃならんようなところへやったらいけんというようなことまで言われて反対された議員もおるわけで、そういう点では私は大きな美作市議会が市民が求めている場所に市庁舎を建てるということに対しては、これは十二分に負託に応えた議員活動だろうというように私は思っております。そういう点では、反対したことが正しい選択であったし、正しく負託に応えた議員活動だったというふうに確信を持っています。それから後の問題です、私は一つは不満があります。執行部もよく考えてほしいのは、あの中尾の地だけを議会に出してこれを賛成か反対かせえというような出し方は、本当は議会に対して失礼な話です。例えば、第2案、第3案があつてそこでどうなんかと、第1案、第2案、第3案を選択しながら検討して第1案に中尾に到達したというんなら話は別ですよ、明見を言う中尾を言う、まずとにかく私たちの場所ではメディアの事例が先です、メディアの事例が先でどうなんかというたら賛成か反対かなんで、こんなむちゃな話はないわけで、そういう点では執行部の方々も考えてほしいし、私たちの議会活動に対する軽視という問題については私は抗議したいというふうに思います。そういう点では、議会が正常に運営していく上ではどうなんかという問題については、執行部の方々も十二分に考えてほしいということを思います。

それから、あと後々美作市の職員に考えていただきたいという点にも入るわけですが、この庁舎問題については否決ということについて山本重行議員は法律家らしい質問をされて本当に僕は敬服しとんですが、私のような浅知恵ではああいう議論にはならなんだというふうに思いますが、あれはあれで本当に美作市議会のレベルというものが試されているし、質問が深い大きな問題だというふうに私は全面的に支持したいというふうに思います。そういう点では、位置について幹部会がその後検討されたかどうかという問題について御質問をさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

安部副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

先日も御答弁いたしましたけど、私のほうから再議ということについて答弁をさせていただきたいと思えます。

前回申しましたように、市長が直接再議ということを経たわけではないんですけど、おのずと法律からいけば再議かなというところなんですけど。これはいろんな解釈があったと思えますけど、今私持ってますのは学陽書房の自治法の解説、逐条解説っていうのを持っただけなんですけど、その部分を一文ですけど読ませていただければ、平成24年の改正前においては、平成24年までの改正、前回のあれは昭和26年でしたかのときだったと思うんですけど、逐条解説の文章が。改正前においては、再議に付し得るのは議会における条例の制定もしくは改廃に関する議決または予算に関する議決について長に異議があるときに限られていたが、改正により議会の議決について異議のあるときとされその範囲が拡大された。この改正は長と議会の均

衡の関係を徹底する趣旨と見られ、また例えば地方公共団体の各種計画の策定が第96条第2項の規定により、これは地方自治法ですけど、議決主権として追加されているような場合、地方において議決に異議があっても再議の対象とならないといったことがあることから、長と議会の権限の均衡とともに議会での熟議が深まることが期待されることから改正されたものであるというような解釈に、時代がかわればいろんな情勢も変わりますので時折改正がされていくというのが実情でございます、再議についてはそういうことです。市長は、当時これは特にあの条例については特例債との時間との戦いが一つはあるものですから、当然長というか責任者としてはその最後のところまで視野に入れるのはそれは当然であろうかと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

副市長の安部副市長が説明されたことは、十二分に理解ができます。しかし、美作市で市議会が否決したことに対して再議権を行使するというのは、私は非常識だというふうに思っております。再議権なんちゅうのはあって当たり前かもしれないけど、あかすの条例です、条文です。これは伝家の宝刀としてあげちゃあなりません。美作市が率先してあけるというようなことは、あってはなりません。そういうことについて、私は十分考慮してほしいし、それから市の職員さんもそれを市長が言うからというて逆さまになった……

議長（山本 雅彦君）

西元議員、質問中ですが7項目めと重複しておりますので、答弁も答弁でしたが少し論点を戻していただきたい。

10番（西元 進一君）

そういうことで、新庁舎の問題については本当に市民的な感覚からいうとあのあかすということ、否決権に対する考え方は十二分にやってほしいということを感じますから、安部副市長があれば答弁をお願いしたいというふうに思いますが、よろしくをお願いします。

〔「〔聴取不能〕から方向性、〔聴取不能〕があれしかない」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ちょっと待ってください、その議論はやめてください。

〔10番西元進一君「うん、そうそう、ごめん、ごめん」と呼ぶ〕

位置のことについての再答弁ですね。できますか、答弁。

山本総務部長。

総務部長（山本 直人君）〔登壇〕

それでは、庁舎の位置の方向性ということでございますが、庁舎整備検討市民委員会の建議を受けまして、現在のこの庁舎の近くに新築移転との方向で3月議会に議案を上程させていただきました。さらに、熊本地震があって新庁舎建設の必要性が高まったわけですが、9月議会での議決が合併特例債の使用期限ということでありまして、合併特例債を活用しての前提とした新庁舎の移転、建設は既に無理な状況になっておりますということでございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員、3回目です。

10番（西元 進一君）

3回目、まず総括させてもらいます。庁舎問題は私も頭へきとったんでいろんなことを言うたと思いますが、庁舎の位置については検討されていないということなんです、私は検討するべきだというふうに思っています。そういう点では、検討してこの場所に建てるということも一つの選択肢としてはあると思いますが、そういうことに対しては十二分に幹部会で検討してほしいということを切に要望して、次の項にさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

では、続けて3項目めに入ってください。

10番（西元 進一君）

3項目めです。

塩垂山と長大寺の都市公園化の問題です。私はこれは2回も3回も注文つけておるわけですが、なぜ行政が公園になつとるようなものを公園に申請して、しかも新しく申請をし直していかなければならないようなところを申請せずに請願にしたかということについて少しお話をください。

議長（山本 雅彦君）

真野建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

それでは、西元議員の塩垂山と長大寺の都市公園化の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、里山公園事業について行政提案で進めている城山周辺といいますか現在の計画地ですけど、住民請願があった塩垂山、長大寺の取り扱いということです。

里山公園の事業化に当たっては、平成26年に美しい里山をつくり育てる条例を制定し、里山を都市公園として活用する方針といたしました。エリアの選定に当たりましては、都市計画区域内で周囲を集落に囲まれた一団の山林で適度な面積が確保できること、荒廃すれば市街地に対して影響が大きなこと、永続的な緑地保全に適すること、地元の所有者が多いこと等を勘案し、まず栄町から平福にかけての約500ヘクタールを里山整備区域として設定し事業を着手しております。今後、現在進めている公園の整備が進みましたら御意見とかいろんな指摘もございましたので、その辺を参考にしながら塩垂山や長大寺の新たな事業地を検討していきたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

真野部長、それで結構です。しかし、塩垂山というのは大きなところがいっぱいあってスポーツ公園もあるわけですから、そういう点ではあそこも都市公園化としてではなしに公園としてでの整備をするということには前回私は言うたと思うんですが、何とか桜を植えるということも言うたと思うんですが、そういうものを含めて桜の木を1本や2本植えとるだけではなしにやってほしいということを言うたつもりなんです、今後の計画として塩垂山も含めて都市公園化を合わせて今の現状を整備していくということについてはどうということになっておりますか、教えてください。

議長（山本 雅彦君）

真野建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

まず、塩垂山周辺ということでございますけれど、現在都市公園としてしておりますのは総合運動公園と、それから塩垂山も以前児童公園ということで約5,000平米を都市公園として今しております。したがって

まして、現在進めております事業が進んで今後そういうところへ着手するといいますか、地元の方の当然応援をいただかなければならないわけですが、そういうことが進めれば整備をしていきたいというふうに思います。現在のところ今ラガーロードといまして遊歩道が整備されておりますので、その辺を頭に入れて計画をしていきたいというふうに思っております。〔降壇〕

〔10番西元進一君「シバザクラの関係は関係ない」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員、3回目です。

10番（西元 進一君）

3回目、時間がないので早くいかせてもらいます。

シバザクラの整備というのは言ったと思うんですが、そういう点ではちゃんとしてほしいというを思っています。それから、塩垂山については、真野建設部長、もう一回返答、答弁してください。申請するんかせんのかという問題についてちょっと教えてください。

議長（山本 雅彦君）

真野建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

公園につきましては、申請をするというものではございません。私どもが指定をして整備をしていくということでございますので、今後今の整備しております公園の進捗状況を見ながら進めていきたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員、総括です。

10番（西元 進一君）

総括、私は行政的なシステムというか、〔聴取不能〕の事務的なことはよくわかりません。しかし、申請することをせんでも整備、地元で整備すればできるんだというようなことがあるんだったら、それはちゃんと早急にして地元で安心してもらえるようなものをつくると。請願を行政がいうたら請願をしとるわけですから、そういう点ではちゃんとそれに応えていくような事務手続をやっていくことをよろしくお願ひしたいというふうに思います。これでこの項は終わります。

議長（山本 雅彦君）

西元議員、4項目めは休憩の後お願いします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時07分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ちょっとお静かに、静粛に。

西元議員、4項目めの質問から始めてください。

西元議員。

10番（西元 進一君）〔質問席〕

4項目めに入らせてもらいます。

文化センターの建設についてです。これは、私の懸案事項でもありますが、美作市の懸案事項で課せられた課題が実行されていないということになるんで、特にお願いを申し上げたいし、要望したいというふうに思います。市長も合併のときの論議というか、そういうものもちゃんと調べられているいろんな形で研究されて勝田に対する文化センターに対して建てるということを強調してもらっておるように思っております。

私は、平成21年の6月の議会で初めて一般質問をやりました。そのときに前元町長が、勝田の町長です、私に対して手紙をくれたのを読んだ記憶があります、ここにあるわけですが読みようたら時間がないうで。そういう点では、そういう勝田地域での悲願、悲願というものに対して応えてほしいし、それから当然ふるさと創生基金といって10億円からの基金を持つてするということになつてくるわけですから、そういう点での美作市の責任をどう果たすかという問題について答弁をください。

議長（山本 雅彦君）

池田企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

文化センター建設についての御質問にお答えをいたします。

今年度、公立文化施設活性化委員会において、市の文化施設のあり方を検討していただいております。市内の文化施設に加えて、勝央文化ホール、相生市の文化会館など現地視察のほか、5回の会議を開催され、施設の規模や機能などのハード面、それから運営方法やボランティアスタッフの活用などのソフトの両面から議論を重ねていただいております。現在までの議論の中では、中心的な役割を持つ現在の美作文化センターについては改修での対応は困難であるという御意見であります。今後当委員会が取りまとめられる答申を受けて方向性を定めてまいりたいというふうに考えております。

また、旧勝田町が熱い思いの中で積み立てられておられるふるさと創生基金につきましては、適切な活用を検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

部長、基金に対して適切な運用というようなことは考える必要ないと思うんですよ。私は文化センターを建設するためのふるさと創生基金なんで、効率的な運用を検討してもらう必要は一つもないわけですから、そういう点ではちゃんと返答ください、答弁ください。

議長（山本 雅彦君）

池田企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

失礼します。2回目の御質問です。

基金につきましては、議員おっしゃることを念頭に置きまして、今後検討していきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

決意をしといてください、そうしないと大問題になると思いますから、よろしく申し上げます。

次の項に行かせてもらいます。

議長（山本 雅彦君）

5項目めに入ってください。

10番（西元 進一君）

5項目めに入らせてもらいます。

勝田中学校の取り組みについてということで、教育委員会に私も意見書を出させてもらっておりますし、それから一般の方からも出させてもらっておりますし、勝田中学校からもいろんな大きな挑戦をされているというふうに思います。私が複雑にいうと人権問題があったりいろんななしますんで、文章にしたものに対する答え、答弁というものをここで教育委員会としての答弁をよろしくお願いします。

議長（山本 雅彦君）

大川教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

文章にしたものに答弁ということで皆さんおわかりにくいと思いますので、まずは勝田中学校にしっかり頑張っていたきたいということが議員の御質問の一つかと思っておりますので、そちらで答えさせていただきます。

まず、平成29年度に向けての勝田中学校の挑戦につきまして、お答えさせていただきます。

現在、勝田中学校におきましては、校長を中心に子どもたちがわかる、できる授業の工夫、そして生徒が中心となった取り組みというものが実践されております。

今年度平成28年度は市内中学校のモデル校として、授業の工夫、改善、先生方の事務処理、成績の処理等事務処理へのICT機器の活用について研究をしていただいております。また、県の指定を受けまして人権教育の研究、これは12月になって第1次の発表がございますがそうした研究、外部講師を招いての講演、今回恐竜の化石の石垣教授を招いての講演会等もございますけれど、そうしたさまざまな講演、地域のお年寄りとの交流などいろいろな取り組みを進めておいででございます。また、スマホの利用につきましても、生徒が主体になって決まりや人権標語を作成をするなど、生徒会を中心とした活動が非常に盛んになっております。

また、中学校区として、「かつたっ子15の春プロジェクト」を推進し、保育園から中学校卒業まで15年間を見通してそれを支える取り組みというのを進めていच्छやいます。

このような取り組みで、少人数でありながらも活気あふれる学校の一つとなっており、平成29年度も中学校区の連携がさらに進むように支援をしてみたいと思っております。

そして、議員お尋ねの特別支援学級の設置ということでございますが、支援学級の設置が現在求められております。しかしながら、これの決定判断は県の教育委員会の権限でございます。もちろん市教育委員会、そして中学校とは十分に連絡をとりながら、県教育委員会に対してお願いをし、連携をしながら検討をまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

教育長、模範答弁でありありがとうございます。

加配の問題に対しては何にもないんですか、ちょっと教えてください。

議長（山本 雅彦君）

大川教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

現在も少人数の加配ということで、教員の加配講師等も配置しております。それにつきましても、継続してまいれるように検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

それで結構です。学校も十分教育委員会の取り組みに対しては敬意を表しているようですから、そういうことで結構です。

次に進ませてもらいます。

議長（山本 雅彦君）

それでは、6項目めに入ってください。

10番（西元 進一君）

6項目めで、海田のお茶の振興策についてということですよ。私は海田のお茶については余り知識がないんですが、しかし海田の人が、海田の人でもないんでしょうけど盛んに言われるんで、五、六回は見に行かせてもらいました。非常にみずぼらしくなるとんで、振興策に対して岡山県一の海田のお茶がどうなんかないかという問題に対して振興策があれば、今後立てるかどうかという問題を答弁ください。

議長（山本 雅彦君）

尾崎経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。それでは、西元議員の海田のお茶の振興策についてという御質問でございます。

海田のお茶の振興につきましては、議員も御承知のとおり美作市は岡山県下でも有数のお茶の産地ということでございまして、中でも海田地区が主な生産地となっております。毎年5月に岡山の後樂園で開催されております茶摘み祭り、こういったものには積極的に参加され、茶摘みの実演など岡山茶のPRに努めておられることは皆さんも御承知のことと思います。また、市内生産者のうち5名の方につきましては岡山県の茶振興協議会にも加盟をされ、活発な活動をされておるところでございます。また、岡山県茶品評会にも毎年出品をされまして、何名の方は常に入賞といったことを果たされているというなど優秀な成績をおさめられております。

議員御質問の市の具体的な施策でございますが、お茶の木が古くなったことから平成24年度よりお茶の木の改植事業に取り組みられておりまして、事業実施に当たりましては国庫補助金がございます、そういった手続など市としてもできる支援を行ってまいっておるところでございます。

また、生産者の方の中にはお茶を使ったスイーツなどの研究もされておりまして、県の県民局の6次産業化の担当者と連携しながらそういった商品開発に協力させていただいておるところでございます。

今後におきましては、美作市としましては市内で生産される他の農作物とともにブランド化を図り、美作のお茶また海田のお茶として販路開拓、拡大に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

2回目です。お茶については、私海田のお茶で茶の葉の粉になったやつを、入ったやつを飲みよんですが、そういう点では物ずごえお茶なんで、ブランド化という点ではもう少し程度の高いものを研究するということが大事なんじゃないかなあというふうには思っております。そういう点では、尾崎部長のところでは何か研究材料として研究されているかどうかという問題を御答弁ください。

議長（山本 雅彦君）

尾崎経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。2回目の御質問でございます。

実は、経済部のほうでいろいろと成分分析等をやっております、当然お茶もさせていただいております。一般に市販されているお茶、いろいろと他の飲料メーカーのもございますが、そういったものに比べてカテキンとかポリフェノール、こういったものの量が通常の市販のお茶よりはすぐれておるとい部分もございます。そういったところを特にPRできるように、まだまだ途中段階ではございますが今後さらにそれを発展して、いろんなブランドといいますかよいところを見出していきたいというふうには思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員、3回目です。

10番（西元 進一君）

それでよろしい。また、海田のお茶については質問させていただきます。

7項目に行かせてください。

議長（山本 雅彦君）

それでは、7項目めに入ってください。

10番（西元 進一君）

美作市の職員が考えてもらいたいという点についてということで、質問させていただきます。

これは、議会の否決権であります。議会の否決権をしたときに10日以内に再議をすればできるんだと、生き返るんだということでこれ条文上はあると思います。しかし、公務員労働者としては、これに乗っちゃあいけないですよ。私はなぜここで大きな声をしようかというたら、全体で聞いてほしいということがあるんです。やはり、公務員労働者は美作市民の血税をもらいながら生活をしているわけですから、そういう点では誤った行政の執行に対して賛同しながら二代表制である議会に対する否決権を抹殺するような行動を堂々としちゃあいけないですよ。そういう点では、誰がどうのこうのということはいませんが、執行部からの答弁をしてください。よろしく申し上げます。

議長（山本 雅彦君）

山本総務部長。

総務部長（山本 直人君）〔登壇〕

西元議員お尋ねの議会の否決権に対しての疑問を持つと、再議に追従したということに対しての答弁でございますが、再議を実際には再議権を行使はしてはおりません。その中で、今回の新庁舎の位置については、市政の本当に重要案件であることから再度の慎重審議を模索するというを示唆され、重要な法案であります。先日も同じような答弁がありましたが、職員が理解を深めていただくためにお願いをする場合がある、特にこういう重要な議案に対してはそういうふうなことをしていった理解を求めたということござ

いまして、これで議員の決められたことをひっくり返すというかそういう話ではなくて、重要な法案などで再議ということを使ったわけではなしにそのあたりを不足の説明をさせていただいたというふうな状況でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

山本部長、簡単に言ゆるけど違うんですよ、これははっきり言うたらあんたたちはどういう組織で、どういうふうに住んできたかは知りませんが、労働組合の幹部に聞いてみてください。この案件に対して、否決権に対して職員がどっちに加担するかという問題については全くいけんのですよ。これはよく言ってます、私は勝田町の職員でもあったし議員でもあります、しかし議会が二元代表制として議会の権利を行使した場合にどっちに味方をするかということに対しては全くしちやあいけんのですよ。あんたたちは簡単にそりゃ1円でコピーしたんかもしれんけど、これは加担したことになるんですから。きちっと考えて公務員労働者としてどうあるべきかと、美作市の公務員が誰のために生きてるんかと、市長中心にした執行部を中心にするんか、美作市民の負託を受けて自分たちは指導的に役割を果たすんかということについてちゃんと責任ある行動をしてほしいということを切に考えるんです。そういうことに対して考えがあれば、山本部長の答弁をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

山本総務部長。

総務部長（山本 直人君）〔登壇〕

議員おっしゃられました、そうです、我々は公務員でそういう公平とか公正とかそういうのが一番の基礎になります。ですから、そういうことで一つの例えば一部の地域とか一部の人のためとかというんじやなしに全体の奉仕者でありますから、そのことは重々常日ごろ考えておりますし、そういう気持ちでおります。

今回、先ほど言われた1円って言われましたかね、1円でのコピー問題につきましては、今までがそういう形で市民サービスの中でやってきたものでございますが、それは今回のこの件に関して特にそういうことをしたというのではなしに今までの流れの中で職員がしたことです。たまたま今回のこのものに合致といいますか、タイミングが非常によく合っておりまして、それから内容的にもそのことが指摘をされとる状況でございます。この件につきましては、もっとただ単に印刷をさせるというだけではなしに、今後申請書をとったりとかそのあたりの対象者についても今検討している最中でございます、これは改めてもっとわかりやすく、それから市民の方が聞かれたり見られたりしても納得がいくようなものの制度にしていくつもりですので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

3回目です。部長、私が言うからというて制度を改めて厳しくする必要は全くないんで、私が言よんのは政治的な問題です。二元代表制で議会が行動した問題に対して執行部に寄り添うてやるんか、独自の判断で自分たちの立場を市民に納得がいくような行動をするのかという問題なんですよ。だから、そういう点では私が1円というたら厳しくすりゃええという市民的サービスがマイナスをするようなことは考える必要は全くない、全くないけど私は言いたいのは美作市の公務員労働者としてどうなんかと、市民に負託を受けとる議員が二元代表制の否決権を本当に大きな問題として行使した場合に、自分たちの公務員労働者が自分た

ちの立場でどういう対応をしなければならないかという問題なんですよ。だから、そういう点ではどういう対応をしたかということについて言うんで、それはそのときの私は瞬間では1円ではできませんし、私たちのやった職員は私たちの力ではこの問題については対応は仕切れませんというのが普通の対応だというふうに私は思うんですよ。そういうことからいうと、十二分に美作市の職員が鍛えられていないということはあるんでしょうけど、本当はいけない行動を今やったということを私は強く言いたいです。この問題に対しては、山本副議長も本当に真剣に法律の側面から追求をされたと思いますが、そういう点では私は労働者的な労働組合的な感覚からいうとそういう問題はないかというふうに思いますから、再度この問題に対してどうかということをお願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

総務部長が同じことを答えるのもなんですから話しますけども、総務部長言ったように公務員はすべからず全体の奉仕者であって、議員に対する奉仕者ではありません。市民の方々の意向というものを市民の方々から直接感じる、そしてあとは議会の方々の間接的な動きでもってそれを知るということをベースにしながら適切な行動をすると、これが基本であります。難しいのは単純な多数決否決じゃないってことでありまして、議員の方々の過半が実は賛成をしていた。それと市民の方々の声の過半がそれに賛成に近いんだとすると、市民本位に物事を考えるときにはもう一回熟慮してくれんですかということについて市民の方々の過半のサポートがあるということがやはりこの行動の背景にあったらうと、そんなふうに思うのが普通ではなかろうかとこんなふうに思います。なお、先ほども副市長からお話がありましたように、再議についてはこれはもう今般というか24年の法律改正、自治法の改正によって幅広く認められていますので、昭和29年がどうやらこうやらという話ではないんで、現代法のもとでは認められておるわけでありまして、それを行使するかどうかについては慎重になれというのは当然の判断だこう思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員、総括です。

10番（西元 進一君）

総括させていただきます。市長の答弁というのは、僕は少し物足りなさを感じております。

というのは、確かに議員の否決というのは、9対何ぼで否決されました。しかし、それはその会を認めてないということではないと思う、会の意思なんですから、議会の意思なんですから、多数というのは議会の意思。その意思は、その瞬間その案件に対してどんな反対があろうと、どんな反対を表明しようと、多数で決まったことに対しては会議の意思として生きるわけですから、その点ではちゃんと考えてほしいと。そういうことに対する議会の対応と議会での対応というのは、市長の対応がまずかったとは言いませんが少なくとも職員を先導してやったということに対しては私は納得いかんということを申し添えて総括にさせて、勝手なことを言いましたがよろしゅうお願いします。終わります。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番14番、議席番号10番西元進一議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番15番、議席番号11番本城宏道議員の発言を許可いたします。

本城議員。

11番（本城 宏道君）〔質問席〕

昼前のちょっと中途半端な時間帯になったわけですが、議長の発言の許可がございましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。

午後から本格的な一般質問にしたいと思っておりますが、当面市長の考え方についてちょっとお尋ねをしておきたい。それは通告をいたしておりますように、TPPの問題でございます。もう御承知のように11月10日に自民党、公明党、維新の会などの3党が衆議院において強行採決をしてしまったわけですが、このTPPは関連法案を含めて強行採決をされたわけですが、このTPPは、日本の農業にとって物すごい深刻な影響を及ぼすものだっていうのは大方の国民の皆さん方が理解をしておるというように考えておるわけですが、農業だけでなしに食の安全やあるいは薬、薬価の問題、あるいはISD条項によってグローバル企業が日本の国内法を無視してでも企業が損をしたってということになれば、国際裁判所へ提訴して国内法を無視してでもこれをひっくり返すというようなそういう非常に危険な条項も含まれておるわけですが、こういうような状況の中で中小企業への影響というものも非常に大きいわけですし、私は国民の一人として許しがたい行為だったというように思っております。

とりわけ本市では農業が基幹産業の一つでございますし、今でも過疎やあるいは荒廃地がふえてきておるわけですが、これらが限界集落や消滅集落ができてきて日本の国土全体を守っていくという立場から見ても非常に大きな問題ではないかというように思うわけですが、こういう問題について市長はどのようにお考えか、まず聞いておきたいというように思います。

議長（山本 雅彦君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

いろいろ御議論ございましたTPPですけれども、一つには賛同を心からできぬところがあって、それはやっぱり農業に対する影響というものは私たちが農業に依存してる地域である以上とても心配せざるを得ないという点についてはそのとおりであると思っておりますし、その点については我々も与党自民党、公明党の方々にもその意向については十分話をしております、その対策も含めた関連法案というふうに理解をしている。その関連法案及び関連法案が成立した暁に出てくるさまざまな地域に対する支援措置というものは、十分かどうかについては若干私もちょっと疑問はあるんですけれども、URのときに、ウルグアイ・ラウンドのときに農業に対する支援を強化したわけですが、お金はたくさんあってばらまいたんですけども本当に農業の足腰を強化するということになっていなかったんではないかっていう反省もあつたりしまして、具体の対策の内容については心配をしているところはあるんですけれども。しかしながら、政府としても農業分野について国内でした約束をぎりぎり守りながらの妥結をして、次に影響緩和についてしっかりとした政策をやるんだとこういうふうに言っていることは、政府が今まで日本全体のためにということで交渉してきたその目的が日本全体の福祉の向上であること、それについては間違いなくプラスですんで、そういうことも考えながら私としては農業に対する配慮をしっかりと、政府ができないことについては我々も多少支援を上積みしていくというような態度で農業の躍進あるいは保護というものをやりながら、全体としてはTPPのメリットを本市においても享受をしていく。本市としては、特に自動車部品に関する産業が非常に多いものですから、部品の対米輸出が今度アメリカが入るかどうかわかんないでもうよくわかんないんですけども、自動車部品に関する関税が瞬間的にゼロになるってなことが恐らく市としてのメリット項目になってくる。

一方で、企業の訴訟権みたいなものですね、これはあるわけでございますけど、これは主に今後中国のような難しい法律をつくっている国が入ったときに活用されるべきその条項であつて、これが日本国であると

か豪州であるとか基本的に西側の標準的な法規を活用している国においてはまあ何ということはないということであろうかと思っております。一方で、食の安全については国会でも議論があつて、もう少し煮詰めたほうがいい部分が若干残つてんのかなということも思っております。特に、与党じゃないけれどもTPPに賛成をした維新の会の松浪健太やつたかな、の議論などは非常によく整理された論点を追求をしていて、政府としてもそれに対して一定の聞く耳を持って善処するというなことになりますが、その具体的な方策についてこれからもクラリファイというか、明確にしていくという必要があるだろうというふうに思っております。いうことで一般論述べたわけですが、今後の課題としてはTPPが発効するかどうかについては全くわからないと、これ。ほとんどわからないですね、これ。トランプ大統領予定者の発言を聞いてると、もう就任その日に離脱というようなことを言っていて、農業の問題はさておきこれが世界経済の混乱とかあるいは保護主義化というようなことに向かっていると、農業もそうですけれども他の日本の産業全体がどういう目に遭うのかという点を今や国民の多くが心配をし始めていると。その状況について議員はどう思っているかはわかりませんが、私としては議員におかれてもそういった日本国全体のなりわいというか、生きていく糧を稼ぐときに、国際経済のあり方が保護主義的になっていくということについて御心配をされるべき時期だろうと思うんです。保護主義的な世界というのは、これはもう「聴取不能」と思うんですけれども、第2次世界大戦というものの引き金の長い引き金の一つが世界のブロック経済化であったことは、これは歴史の事実であります。こういう形で、例えばフランスはフランスで超保守派がなぜか超保守派がロシアと組むんですけど、これよくわからないんですが超保守的な人がロシアと組んで、トランプさんも若干その傾向があるんですけども、自国経済はほかに渡さんのじゃというようなことをやっていく姿が本当に世界の平和のためになるのかという点については議員は一体どうお考えになつてゐるのかについて、また折があったら教えていただければ参考にしたいと思います。

若干余談も申し上げましたけども、以上答弁といたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

市長の答弁の中でもありましたように、アメリカの大統領がトランプさんが就任と同時にTPPについては絶対反対で加盟しないという発言をするというようなことが言われておりますが、そういう状況がわかっておりながらなぜ日本が先行して強引なやり方でもって批准を承認をしようとしておるのか、その辺がもうさっぱりわからんわけです。参議院へ今回っておりますけれども、参議院でも同じような強行採決がされる可能性は非常に高いわけです。ほんで、とりわけ食の安全の問題でいきますと、日本の食料の安全というのは非常に厳しく制限されておるわけですが、例えばアメリカの食品の中に含まれる異物の混入状況ですが、アメリカの資料から見ますと、例えばマッシュルームの缶詰なんかウジ虫が20匹以内だったらオーケーなんだと、あるいはトマトの缶詰はウジ虫が2匹以内だったら大丈夫だというような基準があるわけです。ほんで、こういうような基準が次々あるわけですね、トマトジュースだったらハエの卵が10個でもオーケー、それからかんきつジュースだったらハエの卵が5個までだったら大丈夫、カビは菌糸の存在が10%以内だったら大丈夫と、あるいはマカロニの中へネズミの毛が4.5本までぐらいだったらオーケーですよというようなこんなもうむちゃくちゃな基準があるわけです。こういうものを日本の国内で販売されたりしたら、もう大変なことになると思うんです。例えば学校給食の中へねじが金属片が1個含まれただけで全部廃棄せないけんとか大変な状況になるのに、こういう基準がアメリカのほうでは通用しておることが非常に大きな心配の種になると思うんです。これだけでなしに農業問題でまた触れていきたいと思つたので、そう

いう危険性が非常にあるんだということを申し上げてここでのT P Pの問題については終わりたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

本城議員、それじゃあ2項目めは休憩の後からお願いします。

ただいまから1時まで休憩といたします。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本城議員、2項目めの質問から始めてください。

本城議員。

11番（本城 宏道君）〔質問席〕

一般質問は私が最後の質問者となっておりますが、午前中T P P問題について一部触れさせていただきました。

午後は第1番目に太陽光発電についてお伺いをいたします。

地球温暖化の進行が進み、世界各地では干ばつやあるいは洪水など災害が各地で発生をいたしております。京都議定書以来18年ぶりとなる気候変動に関する国際的枠組みである、いわゆる気候変動枠組条約に加盟する国が196カ国でパリ協定というものが発行されました。日本はT P Pの問題やいろんなことの国会での論議の中で参加がおくれたためにオブザーバー参加ということになったわけでございますが、この異常気象が続く中で日本でも地球の温暖化を食いとめる取り組みというものが進められておるわけですがなかなか進行いたしておりません。原子力発電や排ガスの最も大きい火力発電、これなどを取りやめることによって風力、水力、太陽光あるいは自然エネルギーの転換がこれらによって必要となってきておるわけで、そういう中で家庭用の普及と、そして事業用のメガソーラーが各地で造成されている一方でいろんな問題も発生をいたしております。

そこで質問をいたしますが、家庭用と事業用との区別というのはどの辺で区別されるのか、お伺いをしたいと思います。

次に、事業用施設は市内に現在何カ所あって、発電量はどのくらいになっておるのか、教えていただきたいと思います。

また、これらの事業用は固定資産として認定されておると思うんですが、その基準も家庭用と企業用との区別というものがあるのだらうと思いますが、その固定資産税との関係を教えていただきたいと思いますし、現在の事業用施設からは固定資産税というものが入っておるのかどうか、それもあわせてお聞きしたいと思います。

今回、土居の地区で、福山もひっかかるわけですが開発をされようとしておりますが、今までの事業用として開発されたものについてトラブルはあったのかなのか、そういうこともお聞きをしておきたいと思っております。新しく竹田、土居、角南、福山地区にかけて日本一の面積412ヘクタールというものが計画をされておるようです。災害の危険性や関係地域の絶対反対の取り組みがなされておりますが、県の開発許可には市の意見書をつけることになっておりますが、関係地区の絶対反対のある中で県に対してどのような意見を上げておられるのかお聞きをしたいと思います。

まず、第1回目の質問とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

安藤市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕

それでは、太陽光発電につきまして、市民部所管のところを回答させていただきます。

まず、1番目の家庭用と事業用の区別はどのように分けられるのかという御質問でございますが、太陽光発電を設置した発電出力規模により設置容量が10キロワット以下かそれ以上かによって中国電力との売電契約での買い取り制度が異なっております。個人が自宅の屋根に太陽光パネルを設置することが多い発電出力が10キロワット以下のものは余剰買い取り制度による契約であり、10キロワット以上の規模の場合は通常全量買い取り制度による契約でございます。10キロワット以下の太陽光発電を住宅用、いわゆる家庭用、それから10キロワット以上の太陽光発電を産業用、事業用と区別しております。住宅用、産業用であるかはあくまで発電出力容量の違いによるものでございます。

2番目の事業用施設は市内に何カ所あり、発電量はどのくらいになっているのかという御質問でございますが、10キロワット以上の産業用につきましては固定資産税の償却資産の課税対象となることから税務課で調査しております。経済産業省への届け出により市内設置の太陽光発電施設状況を取得しておりまして、平成28年1月1日で稼働している施設では現在の状況は太陽光発電施設の10キロワット以上の産業用は市内に269施設あり、その認定発電出力規模の合計は1万4,106キロワットでございます。

3番目の固定資産として認定され税収としてはどうなっているのかということでございますが、平成28年度課税状況で太陽光発電設備に対する固定資産税の償却資産課税額は総額で3,197万5,000円です。

なお、ことし大原地域で稼働いたしましたメガソーラー施設については、固定資産税の償却資産の課税の基準日が1月1日で課税されるため、平成29年度よりの課税となります。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

池田企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

失礼いたします。それでは、私のほうから4番目の今開発されてるものを含めてトラブルはないのかということと、竹田地区等で開発されてる案件につきまして市のほうはどのような意見を出したのかということについて御答弁をさせていただきます。

まず、今開発されてるものを含めてトラブルはないのかという御質問でございますが、過去3年間で開発協議を行った太陽光発電施設は平成26年度7件、平成27年度1件、平成28年度、今年度でございますが11月まで2件でございます。各案件につきましても、岡山県の開発担当及び関係機関と連携し適切に対応しており、議員御質問のトラブルについては聞いておりません。

次に、竹田、土居、角南、福山地区における太陽光発電の開発計画でございますが、議員御発言のとおり関係地区からさまざまな御意見をいただいております。議員御質問の県の開発許可に係る市の意見につきましては、まず平成28年5月、岡山県県土保全条例に基づく開発事業者による岡山県との開発行為の事前協議が終了後、県から美作市に対し開発事業者との間で開発協定を締結するよう要請がございました。「該当開発事業について開発事業者と地元の間で合意ができていない状況にありますので、現時点では開発協定の締結は難しいものと考えております」と8月5日付で県のほうへ市の意見として報告をいたしております。これを受けまして、8月10日県から改めて「開発協定は将来開発行為が実行される場合に安全で良好な地域環

境を確保するため必要な事項を定めるものであり、開発業者と地元の合意の有無にかかわらず協定締結は地元住民の福祉に寄与するものであることから再度御検討をいただきたい」と改めて要請がございました。その後、9月23日付で開発事業者から本協議となる開発行為許可申請が県に提出されたことから、市といたしましても10月17日付で開発行為許可申請に係る意見書を岡山県知事に提出をしております。

市の意見といたしましては、事業実施に当たっては地元住民との協議を十分行い理解を得ること、関係地域住民の意見を可能な限り反映すること、事業終了後に発電所を撤去する費用について積み立てを行うに對する方策を講じること、現時点では市と開発事業者との開発協定を結ぶことはできない等の意見を付しておるところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

大体流れについてお聞かせをいただきました。私たち日本共産党は、最初に申し上げましたように地球の温暖化防止のために自然エネルギーを取り入れるということは、非常に大切なことだっというように考えております。ただ、メガソーラーの場合、日本の場合、個人の今までの状況を見ますと個人の住宅などの屋根へ設置したりするようなものはごくわずか、80%以上が企業がもうけのために設置をするという施設が大部分になっておるわけです。ほんで、先ほど答弁にもありましたように、特に県が許可を与える場合、地元の意見がまとまらなくても許可をする場合がほとんどあるわけですが、これについては何ととっても地元の意向を最も大事にするということ、そしてまたその開発によって災害が起こる危険性があつたら大変なことになるわけです、そういうことを踏まえながら対応していただきたいと思うんですが、今のところ部長答弁では市が積極的に賛成をすると、開発を進めていただきたいというような感じの答弁を県のほうにはなされていらないように思いますので一安心しておるところですが。美咲町の塩気というところに、今開発が進んでおるようです。私も現地の中までは入ってみておりませんが、長内のほうから眺めて見ただけなんです非常に大変な工事です。自然の木を伐採してしまつてもう植物はほとんど姿が見えないというような開発の状態を見ましたときに、もしこの福山や土居地区で計画されておる412町歩、実際にパネルを設置するのは半分の200ぐらいになるらしいですけれども、そういうところにこの塩気と同じような開発をされたら21年の災害ですね、その災害と同じような雨が降つたときにもう大変な土砂が流れて土居じゃとか、江見じゃとか、あるいはまた美作の町の辺までにも大きな被害を及ぼすようなそういう状態が出てくる心配がございませう。そうして、地元の土居のほうから開発協定の締結はしないというように聞いておるが、市の意見書を添付されておると聞いております、内容はどのようなものか現物を示してもらいたいなあという意見がございませう。ここでも心配されておるのは災害のこと、例えばパネルの設置をした場合に夏場では1枚のパネルで摂氏70度も温度が上がるという状態になるようです。そうしますと、これだけ多くのパネルができますと、周辺の農作物にも影響が出てくるということがございませう。そして、先ほど言いましたように、何ととっても災害のことが一番心配されるわけで、今まで山の状態である場合は保水力というものがあつてそこで一定の調節をしてくれておつたわけですが、あれだけの山を削つてしまつともう必ず直に水が流れてくる、土砂が流れてくる、こういう状態になると思うんです。何としてもこのような状況のものについては、災害の点とそれから地元の意見というものを十分反映させなければならぬというように思つております。そしてまた、先ほど答弁の中で関係地区からさまざまな意見を聞いておるといふのは賛成の意見というものも上がつておるのか、その辺についてもお尋ねをしたいと思います。

それから、もう一つは資産の関係で、基準日が1月1日からなんで大原については29年度から課税となるということですが、大原の場合の大きさと課税がどれぐらいになるのか、ちょっとその辺も聞かせていただきたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

池田企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）〔登壇〕

失礼いたします。2回目の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、保水力の関係でございますが、今現在山の木々が生えたものにはかなり保水力があるという御指摘でございますが、そういったものを十分計算上というか、岡山県県土保全条例に基づきましてそのあたりを十分計算をした上でその流れる水を受けとめる調整池、そういったものを準備すると、用意するという事になっておりますので、今出ている計画につきましてもこの岡山県県土保全条例に合致するという事になっております。

それから、さまざまな意見ということでございますが、はっきりとして賛成という御意見、地区として賛成という御意見ははっきりとしていただいておりませんが、前向きに検討したいというような動きは若干見えつつあるというふうなことを聞いております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安藤市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕

それでは、議員お尋ねの大原地域で稼働しておりますメガソーラーについてでございますが、おおむね40メガの施設でありまして、投資額から見まして申告をまだいただいておりませんがおおむね1億円弱ぐらいになるのではなかろうかということでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

いずれにしても、地元、最近も関係地区の区長会が開かれまして、何としてもこれはやめさせなければ災害の面で大変だということで、反対の決議をどの集落もしたというように聞いております。とにかく竹田では、役員だけでなしに全員の総会を開いて、状況を説明しながら全員の意思を持って反対をするという民主的な取り組みもなされております。また、角南でも同じような方向でやられ、もう何があっても直接家に影響が出てくるというようなことで、21年の災害の経験から何としても反対しなきゃならんというような意見が集中をしたというように聞いております。以上のように、地元が全て反対をしておるわけですから、そういう意向をしっかりと県のほうへ伝えていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

次にたくさんありますので、太陽光発電についてはその辺で食いとめますが、いずれにしてもこれをそのままやったら本当に美作市全体として災害の心配が起きてきますので、何としてもこの反対の地元住民の意志を伝えていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

それでは次に移りたいと思っておりますが、行政問題では庁舎の関係についてお伺いをしたいと思うんですが、他の議員からも質問が出たわけですが私は違う角度で質問をしたいと思うんですが。

9月の議会において、中尾地区の建設場所は否決をされました。しかし、その後の対応というものが一切

見えてこないわけです。中尾にやられる場合、合併特例債のこともあったりして急いで決めなきゃならんというような状況であったと思うんですが、否決をされてからの動きというものが全く見えないということは行政としての取り組みの姿勢がどこにあるのかなあという気はするわけです。そしてまた、庁舎建設市民の委員会の答申は、もしこの1案で現庁舎のできるだけ近いところと、あるいはそれができない場合は第2案で勝田とか作東の総合支所を使うという案も浮上しておったわけですが、それらについても一切動きがないということです。こういうことについてどのようにお考えなのか質問をいたします。

議長（山本 雅彦君）

山本総務部長。

総務部長（山本 直人君）〔登壇〕

それでは、まず1点目の中尾地内での用地は否決されたけどその後の対応ということでございますが、先ほども答弁をさせていただいたんですけど、合併特例債の活用期限を前提とした新庁舎の建設は既に無理な状況になっております。それから、市民検討委員会ですね、これの答申をどのように受けとめておるのかということでございますが、新市の建設計画では本庁舎については美作市庁舎整備検討市民委員会の建議を踏まえて明記されておまして建議書の重要性は十分認識をしており、否決されました議案につきましても建議書及び検討市民委員会で議論を踏まえた市民の方々の意向として反映させたものでございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

答弁としてそうじゃなあという答弁にはなっとならと思うんですが、怪文書も出たぐらい合併特例債を使うて早く決定したいという意向は、議会のほうもそれは承知の上で論議をしたわけですね。もし中尾がいけんということになればすぐにでも他の用地を探すとか、あるいは中尾を反対をした意見の中でこういうところが問題があるから反対なんだというようなことが論議の中で出てきたと思うんです。そういうものを改善し意見を改めて提案するとか、あるいはまた他の場所で探すとかというようなことができるんじゃないかと思うんです。

以前は、ずっと昔の人に聞いたわけですが、消防署ができる前に消防署を建てる位置とそれからその付近へ本庁舎を将来建てたいなというようなことで論議をした経過があると、というのは行政の中ですよ。それで、その地域の人に当たったら、もう消防署ができ、庁舎ができるんなら協力してもええなというような意向まで示されておったというようなことを耳にしたわけですが、そういうことについても論議は一切されていないと。もう中尾で議会が否決したんでこの責任は議会にあるんじゃないかと、行政には責任ありやへんという投げやりの行政ではないかというように見られても仕方がないんじゃないかというように私は思うわけです。

そういうことで、今後どうしていくんならと、合併特例債がもう使えんようになったんじゃけんということらしいですけども、その辺について今後の方針も含めてもう一度答弁をお願いしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

山本総務部長。

総務部長（山本 直人君）〔登壇〕

今までの経過を踏まえて今後の方針ということでございますが、先ほども言われましたように経過というものがありまして、議員がおっしゃられた消防署の付近というのは私は確認というかしてはおりませんが、も

ともと6カ町村が合併したときに、合併の協議会のときに新しく新庁舎は設けないという申し合わせがあったと思います。それ以後、合併した当時財政のほうもそんなによくはなくて、かなり今以上に厳しい状況だったということからそういう状況が生まれたと聞いております。それで、その後合併してことしが12年目になりますが、合併の中でその後東日本大震災ですね、これがありまして、当初合併特例債というのは10年の期限だったということで、それが東日本大震災の影響を受けて国のほうももう5年延ばすということが改正になりまして、5年延ばした時点で美作市のほうの財政も合併当初に比べれば幾分か改善をしてきたという状況で、それから阪神大震災から、また東日本大震災と地震の関係がかなりありまして、東日本大震災の後にここの本庁舎の耐震の測定をしたところ耐震不足だというのがはっきりわかりまして、そういうことを含めまして新庁舎の検討市民委員会というのができまして、それにより建議書で新市建設計画も改正されてその中でことしの3月に議案として上程されたという経過がございます。それで、その3月に中尾地区を候補地として議案として上程をさせていただきましたが、3月から9月まで慎重審議をしていただきました結果過半数というものはありましたが3分の2以上にはならなかったということで、最初3月に上程させていただきましたときには合併特例債の期限が迫ってんで6月ぐらいまでには結論をいただきたいということでかなり期間がない中でスタートしたんですけど、議会の特別委員会で慎重審議していただきまして9月まで延ばして結論を得たということなんですけど、その結論が新築移転の方向にはならなかったということでございます。それで、検討市民委員会のほうでも第2案として勝田とか作東とかというものがありませんが、そちらのほうについても合併特例債というのを使った状況は厳しいという状況でございます。それで、今後のこの状況をどうするんならということでございますが、市民検討委員会のほうの中でここの庁舎は耐震不足であり、借地でもあったり、いろいろな狭いとかというようなことも含めて大体3つの案の中の一番最後だったわけなんですけど、ここの庁舎を行くところがない場合、合併特例債を使わずに建設ができない場合はこの庁舎を何とかしていかんやいけないというふうに思っております。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城委員。

11番（本城 宏道君）

ここの庁舎を使うというのは今初めて聞いたんですが、ここの庁舎は耐震診断の結果もたんで補強せにゃいけんと、そうした場合に新しい庁舎を建てるんほとんど変わらないぐらいの費用がつくと、借り庁舎をしたりいろんなこととということなどもあったと思うんですが、きょうまでの行政の取り組みの状態を見ると本当に何にもしとらんということが改めて明らかになったなあという気がします。いずれにしても、この問題は議会の3分の2以上の議決を得なきゃならんというような重要な項目でございます。したがって、今後の扱いについて、早いうちに方向性というものを出していただきたいというように思います。仮にここの庁舎を利用するとしても、議会の承認が論議をなきゃならんということでございますんで、それも含めてひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

時間がだんだん迫ってきとりますんで、次へ移りたいと思ひます。

議長（山本 雅彦君）

じゃあ、4項目めを。

11番（本城 宏道君）

次に、農業問題について質問をいたします。

冒頭で市長の姿勢を正したわけですが、ここでもT P Pの問題を大変憂慮しております。先ほども申しま

したように、アメリカの基準というのはとんでもない食品安全基準が行われておるといふようなことで、何としてもやめさせなきゃならんというように思っておりますし、同時に日本の農業を守っていくということが一番重視されなければならないわけですが、今いろいろ援助隊が6人言われたかな、入って援助をしながら地元で定着ができるようにいろいろ努力をされておるわけですが、この人たちが本当に定着をするためには小さな農業でも食べていけるというそういう環境ができないといつまでも定着するということができないかもしれない。3年間の助成事業がある場合は何とかやっていくかもしれないが、それが過ぎたらもうここではやっていけないという、そういう感じが出てくるんじゃないかと思うんですが、そういうことも含めて農業の、小さい農業でも守っていけるということをやらなきゃならんと思うんですが、その辺の考え方についてお尋ねをしておきたいと思います。

それから、作州栗です、これが3年ほど前からつくられておるわけですが、これが今どういうようになつていっておるか、生産量と販売の状況などを見て。ことし初めて私も作州栗というものを食べてみたわけですが、本当に渋皮がくるとむけてこりゃあええ栗じゃなあというように感じたわけですが、冷蔵庫へ1カ月も置いとけばもっと甘みが強うなつておいしゅうなるんだということをお聞きしておりますが、そういうこの辺の土地に合う栗でもありますし、しっかり普及していく必要があると思うんです。

そこで、26年、27年、あるいは28年の推定生産量がどのようになっておるか、あるいは作州栗の産地化に取り組む場合栽培技術上の問題があるかないか、それから年々収量が増加していくと思いますが販売対策も必要であると思しますのでそれらの販売先のこととか、あるいは新しい加工品をつくるために勝間田高校などと連携をして新しい商品開発というものができないだろうかというようなこともお伺いしておきたいと思います。

それから、岡山ADZ1号という白小豆の新品種ができたようですが、これらがこちらの方へ取り入れることができるのかどうかということ。

それから栄養成分の関係で取り組んでおるわけですが、前の議会でも取り上げましたが、これを美州市が栄養成分を認定をした商品なんだというようなラベルをつくって各商品に張りつけていくというようなことをして宣伝しないと、店先に1枚のパネルのようなものを上げただけではなかなか普及せんと思うんです。その辺を含めながら、ひとつ答弁をお願いしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

尾崎経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。それでは、本城議員の農業問題についてでございます。

今回、作州栗についてということで、いろいろと御質問をいただいております。

まず、作州栗といいますものは、岡山1号、3号という森林研究所が開発した中国栗でありまして、平成23年度からJA勝英が苗木の補助をするなどして産地化をすることを目的に栽培面積の拡大などを図っているとございます。

御質問のこれまでのまず収穫量についてでございますが。

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

経済部長（尾崎 功三君）

最初の収穫のときから平成26年度までは約40キロという量でございました。平成27年度、昨年は239キロ、本年度については現在約800キロが収穫されており、来年度についてはこれを2トン程度まで収穫量を

ふやしていこうという見込みでおるとい報告を受けております。そして、栽培技術についての御質問でございますが、先ほど申しましたように作州栗は中国栗でございますので、近くに日本栗があるとその品種と受粉し渋皮離れが悪くなるといった傾向があるということや、イガが落下せず栗の実のみが落ちるといった性質があるということから収穫作業にも工夫を要しますので、現在これらを改善すべく展示圃場において研究、試行を行っているところでございます。

そして、荒廢地への普及という御質問でございますが、作州栗に取り組んだ目的の一つが耕作放棄地の拡大を抑制することでもございますので、当然これらの農地に優先して普及させていきたいというふうにも考えております。

また、作州栗の販売及び加工等でございます。今年度は先ほど申しましたように約800キロ程度が収穫されておりますので、市場等へ出荷はしております。しかし、全てを出荷するのではなくある程度手元に残し、岡山県農業開発研究所や洋菓子業者に依頼し保存方法やむきやすい加工方法、またお菓子などの加工品の開発、研究のために活用したり、作州栗のPR活動や市場調査のサンプルにするなどして販売の強化を念頭に置いた取り組みも行っておるといところでございます。

次に、白小豆の新品種岡山ADZ1号についての御質問でございますが、新聞報道によりますとこの新品種は現在試験栽培の段階でございまして、ことし5月に品種登録を出願されているといところでございます。すぐに転作作物として取り入れということには困難であると思われませんが、今後研究が進みまして土壌の適性などが合えば、将来的には転作作物として取り扱うことは可能であると考えております。なお、過去には他の品種であります但馬でも白小豆が作付されていたというふうでございますが、価格の変動が激しいということから現在では栽培されていないというふう聞いております。

次に、野菜の栄養成分分析の結果を活用したブランディングについてでございます。

本年度、地方創生での交付金を活用しまして美作市独自の農作物のブランド化を図るといこととしておりまして、現在市内農業者の方と検討を進めているところでございます。ラベルのデザインによるアピールは当然であります。市内には議員御質問にありましたように他の自治体では行っていない栄養分析、成分分析を行う事業がございます。安全・安心はもとより、各農作物の持つ成分の特徴を広く紹介することにより、ストーリー性などを持ったブランドに仕上げたいといふうを考えておりますので、よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

一通り答弁をいただきました。作州栗については非常に有望な取り組みだろうといように思っておりますが、全てJA勝英任せで勝英のほうにどの程度集めておるか、あるいは苗木をどれくらい配っておるかといようなことを勝英のほうへ聞いて部長のほうに今答弁をされたということですが、私はいつも言いますように、市の農政としてどう考えるかといことが基本になってこんといけんと思ふんで。したがって、例えばこの栗を栽培する場合に、今農協は補助を出して苗木が生産者には安く入るようになっておりますが、そういうことについても市のほうとして援助するかどうか、あるいはまた栽培上の問題がある場合に排水の問題が一番大きな課題となるだろうといことになりますと、排水に対する暗渠排水とかそういう援助をしていくとか、こういうようなことを市の農政として考える必要があるんじゃないかと思ふんで、その辺についてひとつもう一つ力を入れていただきたいといように思ふわけですが。先ほども最初に質問の中で言いましたように、こちらへ地域おこし協力隊として入っておられる方々が農業で生活をしていけるんだと

というような仕組みをつくらないと定着ができませんわけですから、いろんな農政の方向というものを考えながら市としてどういう援助が一番いいんだろうかということを考えていただきたいというように思います。それから、ラベルの問題にしても、これは大分前から取り上げておるわけですが、生産者と検討しておるかあるいは農協と検討しておるかということでは向こう行きがせんわけで、思いついたら早いのがごっつおーで、スピード感を持って取り組んでいただきたいということをお願いをしたいと思うんですが、もう一度ひとつ答弁をお願いしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

尾崎経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。本城議員2回目の御質問でございます。

まず、市の農政としての支援についてでございます。

作州栗につきましては、栽培している5市町村と県民局の森林企画課、農業振興課、また勝英普及指導センター、そして森林研究所及びJA勝英によりまして、作州栗の産地化を図るため作州栗推進会議を設置しておりまして、当然美作市もこの会議の構成員ということでございます。先ほど申し上げました品種開発や収穫方法の検討、そしてブランディングの推進に取り組んでいるというふうな組織全体として一緒に取り組んでおるということでございます。これは、栽培している地域が津山市から西栗倉村までの広範囲に及んでいるということでございますので、各市町村単位で個々に推進するよりは広域で取り組むほうが研究や商談に効果的であるという判断から行っているものでございます。今後も作州栗を地域の特産品にするために、推進会議の構成団体として協力してまいりたいというふうな考えております。特に市独自でも、できることは十分協議して進めてまいりたいというふうな思っております。また、栽培技術に関してでございますが、議員御質問のように栗は水はけのよい場所を好むということでございまして、水分の多い土壌でありますと春先の気温が下がった場合の凍害も心配されることから。

議長（山本 雅彦君）

西元議員、電源を切ってください。

経済部長（尾崎 功三君）

水田に植栽される場合は高い畝をつくりその上に苗木を植えるといった対策がとられておるということをお願いしておりまして、現在のところ収穫量への影響は余り出ていないというふうなところでございます。

次に、農作物のラベル等についてでございます。

先ほど御答弁いたしましたように、この事業は本年度実施ということで、9月補正で御承認いただきました交付金を活用して行う事業でございますので当然年度内には完了するものでございまして、現在その作成に向けて取り組んでおるということでございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員、3回目です。

11番（本城 宏道君）

いろいろ農業問題というのは難しいんですが、せっかくこの美作市において特産物じゃとか、あるいは栄養素の調査をしながらそれをしっかり定着させようというような方針を出したんですから、そういうものをしっかり取り組んでいくために、先ほども言いましたように早い取り組み、スピード感を持っての取り組みというものをしていかなきゃならんというように思います。29年度予算編成に生かしていただきますように

お願いをいたしまして、この農業問題を終わりたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

じゃあ、5項目めに入ってください。

11番（本城 宏道君）

次に、国保の問題について質問をいたします。

国保税は平成30年から県下一本の膨大な国保会計にかわってくるわけですが、市の国保会計から県への納付金は100%納入するというのが義務づけられております。この納付金の設定はどのようにして決められるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、担当者会議などで説明が行われておると思いますが、きょうまでの協議内容のことについてどういう方向でいくというような細かい打ち合わせというようなものができておるのではないかと思うんですが、その辺についてお聞きしたいと思います。

もう一つは、6月議会でも取り上げましたが、課税方式を県下で4方式にしてある自治体というのは数が少なかったと思うんです、4市町村ぐらいだったかな、あとはもう3方式でいっておるとのことなんですが、その辺の考え方は今どのように思っておられるか、あわせてお聞きしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

安藤市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕

それでは、本城議員の国保の問題についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1番目の平成30年より県下一本の国保会計になるが、県への納付金は100%となる算定はどのように決められるのかとの御質問でございますが、国保納付金の算定に当たりましては県内の保険料収納必要額を市町村ごとの被保険者数と所得水準で案分し、それぞれに医療費水準を反映することにより決定することになっております。

それから、2番目の担当者会議が行われていると思うが、今までの協議内容とこれからの取り組みはどの御質問でございますが、平成30年度から県が財政運営の責任主体となることを踏まえ国保改革に向けて安定的な財政運営が図れるよう、また効率的な事業運営の確保のため国保財政ワーキンググループ及び国保運営方針等ワーキンググループにおいて県と市町村とで協議を行っているところでございます。国保財政ワーキンググループでは国から示された納付金及び標準保険料率の算定方法に従い、国保事業納付金の配分ルールや標準保険料率の算定ルールについての検討、具体的には納付金の算定に当たっての医療費水準をどの程度反映させるかなどを協議しております。国保運営方針等ワーキンググループにおきましては、国から示された都道府県国民健康保険運営方針策定要領に従って、骨子や盛り込むべき項目、内容について協議をしているところでございます。

3番目の課税方式は資産割を含めた4方式から3方式への考えはどの質問でございますが、市町村がどの課税方式を採用するかは市町村の判断であり、今までどおり4方式で算定することも可能です。現在、県内で資産割を採用しているのは美作市を含め6市町村、議員がおっしゃいましたように医療費部分については6市町村でございますが、その他全部採用してるのは4市町村でございます。他の5市町村と資産割のあり方について情報を交換し、また資産割をなくした場合の被保険者に対する影響についても現在検討しているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

30年から県下一本になるということではいろんなことを、事務的なことを進めておられるようですが、このことによって美作市自体で保険会計というものが多少でも変わってくる可能性があるのかないのか。一定の国の方針に基づいて県下一つでやろうとしとるわけですが、全く同じことをさせながら地元では県一つにまとめるということではいろんな事務が発生をして、それらに伴う人件費やあるいは資材の関係が余分にかかりやあせんだらうかというような懸念さえあるわけですが、そういうものがかかってきた場合に被保険者に保険税をかけていかにやいけんということになると思うんですが、その辺を含めながら実際の取り扱いをする場合に県下一本になる場合と、あるいは今までやっていきよう国保会計と多少でもどういうところかわるのかということをお教えをちょっと教えてもらいたい。

それから、課税方式についてもぜひ検討をしていただきたい、県下でわずかしかないわけですから。固定資産から収入が上がるわけじゃないんで、ひとつよろしくお願いします。

議長（山本 雅彦君）

安藤市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕

それでは、まず県下一本になった場合のことで変わるかという御質問でございますが、何回も申し上げましたように財政運営を県下一本にするということで弱小、小さい市町村にとっては危険が分散されるということではございます。ただ、余分な経費あるいは余分な事務があるのではないかとことですけれども、確かに今までどおり国保の管理とか保険証の発行は市町村で行います。ただ、全県下で一本して印刷とか、施策の施行とか行いますので、そういうスケールメリットは出てこようかと思えます。

それから、保険税につきましては北海道とかで仮算定を先行的にやっておりますが、確かに高くなるどころと安くなるどころとでございます。現状美作市の場合は、市の中では非常に保険料は低くなってます。全体でも26年のデータしか今持ち合わせておりませんが、15番目ぐらいです。一方、医療費のほうは非常にかかっているというようなこともございますので、ただ県下一本でやります場合1,700億円の追加の国からの補助、助成もあるということでございますし、今後のこういった会議の中で何とか保険税の上がない方法、小さい市町村について納付金を減らしていただきたいというような動きはしていきたいと思えます。

それから、課税を4方式から3方式にということでございますが、全国的に見ますと62%ですか、まだいまだに市町村レベルでは4方式、つまり資産割を採用しているところがございます。一番検討しなければいけないのは、例えば勤労者で家を持っていないと、自宅がないような方は資産割を所得割等に加算しますと非常にふえてくると、そういった問題もございますので慎重に検討してまいりたいと思ってます。

ちなみに、27年度の税からおおむね資産割が持っております割合が大体5,000万円強ぐらいになりますので、その分を今までと税が変わらないということになりますと所得割等に転化していかなければならないだろうということもありますので慎重に検討してまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

大きくなることによってメリットもあるのかもしれませんが、例えば基金が本市の場合5億円余りあるわけですが、そういう基金が今後県下一本になったら積み立てる必要がないということになるんでしょうか、

その辺をちょっと確認をしておきたいと思います。

それから、課税方式についても検討、検討と言うんじゃないに早いこと結論を出して、少なくとも合併の30年までには結論を出すということにさせていただきたいと思います。

以上のことをお願いして3回目の答弁をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

安藤市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕

基金の問題でございますが、現在5億2,000万円程度でございます。これは、昨年は5億8,000万円ございましたが、単年度で1億4,000万円の赤字でございまして、そのうち8,000万円が繰越金から、そして6,000万円を基金から崩したようなことになっております。それで、基金の積み立てでございますが、現在のところ基金を積んで出てこいというような話は聞いておりませんので、恐らく基金は積まなくていいんではないかとそのように思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

いずれにしましても、国保税が高過ぎるという意見が市民の間からしっかり承っております。支払いができる、こういう能力に応じて保険料が納めることができるという方式にかえていただきたいということをお願いをして、この項を終わりたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

それでは、次の項に入ってください。

11番（本城 宏道君）

次に、終末期の医療についてお尋ねをいたします。

高齢者は9月時点で1万1,130人のうち、100歳を超える人が32人、高齢化率は38.6%という状況になっているようですが、国は老人の医療費がふえるということで在宅医療を進めておるわけです。在宅医療の場合、お年寄りの八十何%の人ができれば自分とここで最期を迎えたいなあという希望の人が非常に多いわけですが、今の時勢の中で何ぼ本人がそう思うても若い衆がもう世話ようせんと、あるいはまたそういう人たちが勤め関係でしよう思うてもできないというようなことがあったり、あるいはまた在宅でする場合にお医者さんが往診をしてくれるかどうかということが大きな課題だろうと思うんで、そういう往診体制というものが終末期医療の関係では大変重要な課題になってくると思われるわけですが、そういう点で往診をどこでもしてもらえよう体制を整えるのかどうか、その辺をひとつお聞きをしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

それでは、失礼します。在宅医療への方向が示されているが、現実問題どう取り組むのかということですが、介護者がいないため自宅では生活ができない方につきましては在宅で利用していただく訪問介護、いわゆるホームヘルプサービスでありますとか、通所介護、デイサービス、配食サービスなどを利用いただきまして在宅で暮らしていただけるようケアプランを考えるということになるかと思っております。しかしながら、在宅でのサービスを利用して自宅での生活が困難な場合は、本人が自宅での生活を希望されても施設入所を考えていただくようになるということです。ですが、美作市では医師、歯科医師、薬剤師、介護支援

専門員、ホームヘルパー等の関係団体が連携する在宅医療・介護連携事業に今年度も取り組んでおります。医療・介護が必要となっても住みなれた地域で長く暮らし続けられるよう、関係機関の連携強化等に努めているところでございます。

それから、次に在宅医療の場合どこでも往診ができる体制があるのかということでございますが、自宅を受けられる医療サービスには往診でありますとか、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリといったものがございます。昨年度美作市医師会在宅医療連携拠点事業で作成していただき、本年度愛育委員さんに各戸に配布をしていただきました地域医療連携包括マップによりますと、往診を実施している医療機関が13機関、重複はありますが訪問診療を実施している医療機関が11医療機関となっております。両方合わせた実数で15の医療機関が医師による在宅医療を行っているという状況でございます。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

終末医療の関係は私自身を考えても家で最期を迎えたいと思うんですが、環境を見よるとほんなら息子や息子の嫁が世話してくれるんだろうかなあと思うと非常に心配なところがあると、孫がほんなら世話してくれるかなあというたらそれもちよっと心配だなあというようなことがあるわけで、終末医療というものをいかにやっていくかということが大事な時期にきておるのではないかというように思うわけです。2025年が団塊の人々が高齢者時代を迎えるわけで、非常に医療費も高うついたりあるいはそういうことに遭遇するわけですが、終末医療の関係をしっかりとフォローする必要があるかなあというように思っております。

それから、もう一つ質問から落としておったわけですが、養護老人ホームと特別養護老人ホームの違いですね、その辺をちょっとお聞かせ願いたいんですが。例えば、塩手荘の議員をやっておりますが、塩手荘の場合定員があるにもかかわらず10人ぐらいベッドがあいとるわけです。これはなぜかということを知ると、関係市町村からの申請がないからという答弁だったわけです。ほんで、ほんなら美作の場合どんなんじゃろうかなあ、そこへあっせんするような申し込みする人がおらんのじゃろうかなあという気がするわけですが、その辺のことについてちょっとお願いしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

失礼します。特別養護老人ホームと養護老人ホームの違いということでございますが、特別養護老人ホームにつきましては介護保険で要介護3以上と認定された方が介護を受けながら生活をするという施設になります。一方養護老人ホームにつきましては、介護が必要かどうかには関係なく現在置かれている環境での生活が難しく、経済的にも問題がある高齢者を養護するための施設ということになります。つまり、特養は特別養護老人ホームは要介護高齢者のための生活施設、養護老人ホームについては環境的、経済的に困窮された高齢者の入所施設ということになり、名前は似ておりますが役割の異なる施設ということになります。

それから、塩手荘の話がございましたが、勝田郡老人福祉施設塩手荘は養護老人ホームということになります。先ほどお答えしたとおり、養護老人ホームへの入所対象者は介護が必要かどうかには関係なく、現在置かれている環境下では生活が難しく、経済的にも問題がある高齢者を養護するための施設ということでございます。美作市におきましては、自宅での生活が困難であると相談を受けた高齢者の方で、養護老人ホームの入所対象と判定された方、これ判定委員会があるんですが、全て施設の面接を受けていただき入所して

いただくという方向で考えておるといところでございます。介護認定を受けられていても養護老人ホームの入所基準に合えば入所は可能ということですが、介護度が高いようになると養護老人ホームでは対応できないということもございます。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

まだまだ聞きたいことがぎょうさんあるんですけど、時間が足りませんのでこれ以上できませんが、いずれにしても終末期というのをいかに持っていかと、とりわけ訪問の往診ができる体制というものをどう整えるかということをワーキンググループの中で論議をしていただきたいというように思います。

それから、塩手荘の例をとりましたけれども、養護老人ホームは認定に関係なく入れるということになるんなら今待機者は一人もおらんと、申し込みをしとらんということはそういうことにつながりますのでそういう状態ではないというようにも思いますし、ぜひ入所できるように取り計らいをよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番15番、議席番号11番本城宏道議員の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

ただいまより10分間休憩いたします。

午後2時17分 休憩

午後2時27分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

静粛をお願いします。

日程第2 議案質疑（議案第83号～議案第99号）

議長（山本 雅彦君）

日程第2、「議案質疑」を行います。議案第83号から議案第99号を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

なお、議案質疑につきましては、申し合わせにより発言の通告者は質問席で行い、議案質疑の回数は3回までとし、一括質疑となっております。また、通告をしていない者の質疑は1議案につき1件の質疑とし、自席で行うこととなっております。

先般、議案質疑の通告一覧表を配付いたしております。発言通告順に議案ごとにその都度発言を許可いたします。通告をしていない質疑につきましては、通告のありました質疑の後、お受けいたします。

それでは、議案第83号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第83号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第84号「美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第84号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第85号「美作市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第85号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第86号「美作市税条例等の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号11番本城宏道議員。

本城議員。

11番（本城 宏道君）〔質問席〕

議案86号の「美作市税条例等の一部を改正する条例について」、質問をいたします。

通告をいたしておりますように、この条例の14ページ、15ページ、17ページ、22ページにわたって質問いたしますが、税条例はいつの改正でも非常に困るわけです。ちょっと読んだぐらいではさっぱりわからんというのが税条例なんです。

そこで、ひとつ改正点についてわかりやすく説明をしていただきたいと思います。どういう部分が変わってこうなる、あるいは新しくこういう部分が設けられたと、それによって市民の皆さんにどういう影響が出てくると、こういうことを含めてひとつ答弁をお願いしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

安藤市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）

それでは、税条例の一部を改正する条例についての御質問につきましてお答えをさせていただきます。

まず、14ページの第6条でございますけれども、この附則第6条は医療費控除の特例の新設の規定でございます。この医療費控除の特例の内容としましては、平成30年度から40年度までの期間につきまして、個人市民税においてセルフメディケーション——自主服薬と訳されますけれども——の推進のために疾病の予防を目的としまして、スイッチO T C医薬品の購入費用につきまして医療費控除の特例が新設されるものであります。失礼しました、平成30年度から平成34年までの期間でございます。その購入費用につきまして控除の特例がありまして、1万2,000円を超えた金額が医療費控除の対象となります。これ上限が8万8,000円ま

でということでございます。

それから、同じく14ページの第10条の2、この規定はこれまで地方税法で固定資産税の軽減を規定していましたが、地域決定型地方税制特例措置、わがまち特例と言われているものでございますが、この導入によりまして条例での規定となり今回整備しました。10条2、第7項から第11項にて新たに規定しましたのは、電気事業者による再生可能エネルギー調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備について当初の3年間固定資産税を軽減する規定です。太陽光発電設備、風力発電設備については3分の2、水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備についてはそれぞれ2分の1に固定資産税を軽減して課税する規定であります。

それから、15ページ、第10条の3でございますが、これは第8項第5号の改正で、熱損失防止改修住宅に該当の場合、該当部分に係る固定資産税について改修した翌年度に固定資産税を3分の1減額する取り扱いであり、今回の改正はその申請に改修工事に受けた補助金を工事費から控除するため対象の補助金についての書類を規定した改正です。

それから、15ページの第16条の改正は、三輪以上の軽自動車につきましてグリーン化を進める観点から、環境負荷の小さい車両に対して排出ガス燃費性能の基準に応じて軽課税率及び重課税率が規定されています。その現行のグリーン化特例の適用期限を1年間延長し、平成28年度中に取得した軽自動車についても環境性能により軽自動車税を75%、50%、25%の軽減する、軽くするというのと、それから軽自動車を車両登録してから14年を経過する車両については重課を適用し、28年度と同様に29年度も課税を実施するという規定でございます。

それから、17ページ、第20条の2ですけれども、これは特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人市民税の課税の特例の新設でございます。

これは、国際課税において台湾とは租税条約が結べないところでありましたが、今回日台民間租税取り決めが締結されたことを受け、日本と台湾との間での相互主義による二重課税を回避する等の措置を講ずるための法改正が行われたことから、市条例に必要な改正を行うものでございます。

それから、22ページの第20条の3、第20条の3は条約適用利子等、条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の規定ですが、これまで第20条の2で規定していたものが特例適用利子等の課税の特例が20条の2に今回の条例改正で新たに規定されましたことから20条の3に条が条ずれするものであります。

内容につきましては、日本が租税条約を結んだ国と日本との間で国際課税において二重課税を回避する等の相互主義で定めていたもので、特例の内容は租税条約締結国の外国人等について特例適用利子等と同じく所得割を軽減して分離課税する規定であります。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

すらすらと流していただいたんで概略ぐらいな程度でわかりましたが、これを変えることによって美作市にどのような、市民の皆さんにどれだけ影響があるのか、その辺の答弁が落ちておったんですが。

議長（山本 雅彦君）

安藤市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）

まず、6条の改正では、市販薬いわゆる医者処方箋のない分につきましても医療費控除の対象になると

いうことですので、影響は少しはあると思います。なお、ただこれにつきましては、今までの10万円を超えた医療費にありました医療費控除と重複して受けられないということがございます。ですので、その分を差し引きますと市販薬を買われる方についてのみは控除の対象になるということがございます。

それから、あと固定資産税の軽減につきましては、これは今までどおり変更はございません。今までもこの3分の2、2分の1というのはございましたので、ただ市の条例でしたということがございます、ですので影響はないと思います。

それから、グリーン化課税でございますが、これはどれぐらいというのはちょっと即答は難しいと思います、資料を持っておりませんので。新しく買われた方は引き続き、28年度に買われても引き続き軽減が受けられる、そういったものでございます。

それから、20条の2、3につきましては、対象が恐らく台湾の方に限られるので、美作市では該当が恐らくないであろうとそういうふうに思っております。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

11番（本城 宏道君）

終わります。

議長（山本 雅彦君）

通告者の質疑を終了いたしました。

他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第86号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第87号「美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号11番本城宏道議員。

11番（本城 宏道君）〔質問席〕

議案第87号「美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、質問をいたします。

この条例の提案書の中の1ページ、それから2ページ、これにかかわって附則、特例適用というのがございますが、この特例適用について具体的な説明をお願いしたいと思います。そうして、こういうものが変わった場合に、美作市民に影響があるものについてどの程度あるかないかお聞きをしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

安藤市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）

それでは、ページ1の附則16と、2ページの附則17でございますが、附則の第16項は特例適用利子について、附則第17項は特例適用配当について、ほぼ同じようなものですのでまとめて答弁させていただきます。

この規定は税制改正に伴う改正ですが、先ほどの市税条例の改正の第20条の2で説明しました国際課税において、台湾の方に該当する外国人等の特例適用利子、特例適用配当等の所得について軽減し課税する改正と関連し、該当の特例適用利子等の所得を国保税の算定、軽減判定において所得に含めるとする規定でござ

います。この国保税の算定に含めるという規定でございますが、正直言いまして美作市にはまずおられないのではないかと考えられます。

以上でございます。

〔11番本城宏道君「わかりました」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第87号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第88号「美作市文化財保護条例の制定について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号11番本城宏道議員。

11番（本城 宏道君）〔質問席〕

済みませんあ、88号の「美作市文化財保護条例の制定について」、これはこの条例が全面改正になるわけですが、その部分について二、三、お尋ねをしたいと思うんですが。

1つは、第3条で指定を行うことができるかとあるが、所有者や権原に基づく占有者の了承のことがないが、規則で定めるのかどうかということ。

それから2番目に、第5条の解除について特殊の事情とあるわけですが、県とか国の県文化財保護条例や国の文化財保護法によって上級の指定を受けたときに適用されるものと思うわけですが、その他の特殊事情、事由、どんなものを考えておるのか。

それから、第7条、第8条で所有者だけが明記されておるわけですが、3条の場合は所有者と権原に基づくというような表現になっておるわけですが、中でも権原という言葉を入れる必要はないのかということ。

それから4番目に、第18条の補助金は多額の費用を要し所有者及び管理者が負担に耐えられない場合に補助金を出すかとあるわけですが、通常の指定管理とかそういうことについて管理義務を課しておきながら必要な経費負担というものが見受けられないわけですが、この辺はどのように考えておられるのか質問をいたします。

議長（山本 雅彦君）

山名教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

それでは、美作市文化財保護条例の制定についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの第3条で指定を行うことができるかとあるが、所有者や権原に基づく占有者の了承のことがないが規則で定めるのかとの質問でございます。

御存じのとおり、規則の中で申請によるものと定めておりまして、所有者の指定申請によって指定ができることとなります。所有者が指定の希望をしない限り、一方的に指定を行うことはございません。

次に、第2項目めの第5条の解除についてでございます。

特殊の事由とあるが、県の文化財保護条例や国の文化財保護法により上級の指定を受けたときに適用され

るものと解するが、その他の特殊事由とはどのようなものかを考えているのかとの質問でございます。

御指摘のとおり、国、県などの指定を受ける際に適用されるものの以外に、自然災害や火災などで滅失を考慮しておるということでございます。

次に、3項目めの第7条、8条で所有者とあるが、第3条での権原に基づく占有者はどうなるのか、また管理義務が課せられているのかとの質問でございます。

第4条及び11条にある権原に基づく占有者につきましては、借地や植栽、看板設置などの行為に対する規制について規定しているものでございます。よって、行為に対する許可につきましては、所有者や管理責任者が行うため管理義務はあくまで所有者及び管理者責任となります。ただし物件が文化財に指定されたり解除されたりした場合は、教育委員から占有者にも通知することがあります。

次に、4項目めの18条、補助金は多額の経費を要し、所有者及び管理者が負担に耐えられない場合に補助金を出すというところが通常の指定管理料がないのか、また管理義務だけ課して必要な経費を見ないのはおかしいのではないかと質問でございますけれども、文化財の指定につきましては健全な管理を行うことも含めて指定しております。その前提で指定申請の受け付けとなりますので、所有者において管理することができないものにつきましては基本的には指定の対象とはなりません。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

7条、8条の関係でちょっと疑問が残るわけですが、管理者ということで全てを含めておるということで解釈すりゃできんことはねえわけですが、その辺多少疑問が残るなあと思います。

それから、4番目の18条の関係ですが、県、国、これらの文化財以外に市として指定しておるものが現在もあると思うんですが、それらについて日常管理のこういう補助金というものは出ているのか出ていないのか、大幅な修理や何ぞかんとするときには補助金を出すということは書いてあるわけですが、そのほかについては例があれば教えていただきたい。

議長（山本 雅彦君）

山名教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

市の分につきましては、今のところ記憶がございません、出した記憶がございません。ただし、指定文化財の保存、修理に関する市の補助が4分の1でございますので、その辺で対応しているということでございます。

議長（山本 雅彦君）

本城議員、3回目。

11番（本城 宏道君）

文化財保護委員会で、これはやっぱり残しておくべきじゃなあというようなことがあっても補助金も何にもありゃへんし、管理責任だけ持たされるんならしてくれるなよというようなことが重要な文化財の中で出てくりゃせんかなという心配は残るわけですけども、その辺をひとつ気をつけて運用をしていただきますようお願いしまして終わります。

議長（山本 雅彦君）

通告者の質疑は終了いたしました。

他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第88号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第89号「美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号11番本城宏道議員。

11番（本城 宏道君）〔質問席〕

たびたびどうも。議案第89号「美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」ですが、来年1月1日から実施されるということですが、この条例ができてこの条例が守られているかどうかその辺の点検をする項目、いわゆる指揮監督あるいは調査権限というものがどこにも含まれていないような気がするわけですが、その辺の考え方というのはどうなるのでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

失礼します。本条例は、介護保険法第78条の4、第1項、第2項に基づき定めております美作市が指定する地域密着型サービスの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を改正するものですが、その指定地域密着型サービス事業に関する報告や調査権限、指定の取り消し等の規定につきましては、介護保険法第78条の7、第78条の9、第78条の10の規定に基づき調査、指定の取り消し報告等を求めていきたいというふうに考えております。

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

報告を求めてこの辺が問題があるなというときに、指導する権限といいますか、そういうものはできるんですか。

議長（山本 雅彦君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

この施設につきましては指定そのものから市が行うようになりますので、そういった権限は市にあるようになります。

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

いろいろ密着型のサービス事業というものが、今後もずっと広がっていくと思うんです。そうした場合に市のほうがしっかりとした指導監督を行わないと、そういったら言葉が悪いかもしれませんが、もうけだけを目指してこういう事業をやるというようなところがあったときに非常に不安が残りますので、その辺をよろしく願いをいたしまして質問を終わります。

議長（山本 雅彦君）

通告者の質疑が終了いたしました。
他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第89号の質疑を終了いたします。
続きまして、議案第90号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。
発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。
尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

一問一答ということですので、5ページの第67条、賃金の決定、定住促進住宅の家賃は立地条件、建設時からの経過年数、民間の賃貸住宅の家賃等を勘案し市長が別に定めるものとするを書いてありますが、5階建てですので家賃に差があると思うんですが、そのことによって他の条例に影響するんかしないのか、家賃は要するに格差があるのか、そのことだけをお聞きします。

議長（山本 雅彦君）

真野建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

家賃については階層ごとで、1、2階は一緒の予定でございますけれど、全体的には階層別で家賃を設けたいというふうに思っております。

議長（山本 雅彦君）

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

要するに、都会のビルだったら高いほうが高いんですよ、ね、400万円とかすごい家賃するんです。上のほうが高いのか、下のほうが安いのか、そのことで他の条例に影響は全く及ぼさないのかを聞いてんのです。

議長（山本 雅彦君）

真野建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

申しわけありません。上に行くほど安いという設定にしております。それから他の条例には影響しません。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

他の条例に影響しないんじゃない、全く。それじゃったら、また聞きます。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

8番（尾高 誉久君）

条例というか、条文。

議長（山本 雅彦君）

真野建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

他の条文には影響しないというように思っております。

〔8番尾高誉久君「はい、わかりました」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第90号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第91号「市道路線の認定について」、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第91号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第92号「市道路線の変更について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第92号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第93号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第4号）」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号7番萬代師一議員。

萬代議員。

7番（萬代 師一君）〔質問席〕

それでは、議案第93号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第4号）」についてお尋ねいたします。

歳出で21ページ、款4項1目6節19院内保育所補助金が564万円減額をされております。本事業につきましては職場環境を整備するという事で、看護師さんの確保を目的といたしまして本年度から始まった事業でございます。利用につきましては、当然事前に意向調査をしての予算措置がなされておると思いますが。大幅に減額となった理由について詳しくお尋ねをいたします。

2点目、24ページ、款6項1目5節19農村地域防災減災事業負担金420万円が追加補正とされております。内容についての説明をお願いいたします。

3点目といたしまして、同じく歳出の29ページ、款10項6目3節11修繕料が96万円追加補正とされております。内容につきまして説明を求めます。

以上お願いします。

議長（山本 雅彦君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

失礼します。款4項1目6節19の院内保育所補助金の補正内容について御説明をさせていただきます。

大原病院におきまして、医師、看護師等の医療スタッフの確保という目的で、本年度より院内保育所を開設いたしております。開所に当たりまして、院内の職員等に説明会を開催し募集をしたところ、希望者1名と育児休業により復帰する者が2名、新規採用者で1名の該当者4名の要望が当初あったということでございます。当初の委託料の算定に当たりまして、子ども4名に対して保育士の人数を3名ということで試算をいたしまして、病院会計予算のほうへ一月の業務委託料が80万円で年間960万円という見込みで予算措置をさせていただいております。実際の運営といたしまして、市内の保育園に待機なく入園できた、それから家族の方からの協力が得られたというようなことが重なりまして、実際には1名の保育のみということになっております。

これまでの一月当たりの実績額30万円の年間の費用360万円ということで、先ほどの960万円から360万円を差し引きました600万円を今回病院会計のほうで減額補正ということにさせていただいております。一般会計のほうですが、総務省からの公営企業への繰り出し数値に基づきまして、院内保育所の運営に関する経費ということでその運営に要する経費のうち運営に伴う収入をもって当てることができないと認められるものに相当する額を補助金として繰り出すということです。今回600万円の減額に伴い利用料が3人で年間36万円減額ということになりますので、600万円から36万円を減額しました564万円を一般会計のほうで減額させていただいたということでございます。よろしく申し上げます。

議長（山本 雅彦君）

真野建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

24ページ、款6項1目5節19農村地域防災減災事業負担金420万円でございます。

作東地域の白水地内で現在行っている県営事業の白滝池改修工事において国の2次補正で7,000万円の補正があったため、負担金として事業費の6%の420万円を補正をさせていただくものでございます。

事業内容につきましては、ため池の全面改修でございます。平成28年、29年度で工事を行いたいというふうに思っております。

議長（山本 雅彦君）

山名教育次長。

教育次長（山名 浩二君）

29ページの教育費、保健体育費、学校給食費の需用費の修繕料96万円でございます。

この学校給食費の修繕料でございますけれども、安全・安心な給食を提供するため英北の給食センターにおいて調理業務に使用する備品が劣化により配管等修理が必要な状況になっております。また、各センターにつきましても軽微の修繕もございますので、合わせて96万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

それでは、ありがとうございました。学校給食につきましては、先ほども次長もおっしゃられたとおり安全・安心ということに努めていただきたいと思います。異物混入がないようにしっかり修繕、点検よろしく願いして終わります。

議長（山本 雅彦君）

続きまして、通告順番2番、議席番号11番本城宏道議員。

11番（本城 宏道君）〔質問席〕

それでは、一般会計の19ページですが、障がい者福祉で23の償還金利子及び割引料のところですが、国庫支出金の返納金として2,006万円というものが計上されております。この返納金の理由について伺いをいたします。

それから、20ページでも同じ生活保護費の中での償還金利子及び割引料の中で国庫支出金の返還金として4,080万7,000円というものが支出項目で上がっております。これについても返還理由を教えてくださいたいと思います。

また、21ページでは、これは先ほど質問がございましたけれども了解をいたしましたので、この部分は省いていただいて結構です。

議長（山本 雅彦君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

失礼します。款3項1目2節23の国庫支出金返納金障がい者福祉費の部分でございますが、これは平成27年度の障がい者自立支援給付費国庫負担金、障がい児入所給付費等国庫負担金及び障がい者医療費国庫負担金の返還に係るものでございます。これら国庫負担金につきましては、いずれも額確定前の見込み数値による負担金の交付を受けるため、翌年度に報告します最終確定額と差が生じることになり、その差額を翌年度に精算するという流れになります。これらこの2,006万円の内訳につきましては、障がい者自立支援給付費に係るものが1,812万9,000円、障がい児入所給付費国庫負担金が126万9,000円、障がい者医療費国庫負担金に係るものが66万2,000円という内訳になっております。

それから款3項3目1節23の生活保護費に係る国庫負担金でございます。生活保護費の国庫負担金につきましては、年度当初の交付申請に基づき交付決定がなされます。予算執行状況を確認するために国のほうへ年3回から4回概算所要額の報告を行います。市のほうから行った概算所要額と国からの交付額の差に大差がない、乖離がない場合許容範囲であれば変更の交付申請を行わず実績報告の確定額によりその差額を翌年度に精算するという流れになります。生活保護につきましては、保護世帯、人員ともに減少傾向にありまして、このことに伴い扶助費の支出も減少しております。前年度の状況を参考に年度当初の負担金交付申請を行います。見込みを大幅に下回る実績と27年度はなったため多額の返還金が生じております。障がい福祉費、生活保護費ともに扶助費につきましては、予算不足から支払い不能ということではできませんので、ある程度余裕を持った予算編成とせざるを得ず、また負担金交付事務の事務上毎年このようなことが生じることになりますので、御理解いただきますようによろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

特に20ページの生活保護の関係ですが、保護世帯が減少しておることですけれども、審査が厳しくなって減っておるのか、あるいは実際に経済の状態がよくなってそういう対象が減っておるのか、その辺の傾向はわかりませんか。現在で約どれぐらいあるのかを含めて。

議長（山本 雅彦君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

生活保護についてお尋ねですけれども、担当課からお答えをしにくいので私答えますと、簡単に言いますと私どもの保健福祉部の職員が非常に熱心に、例えば雇用のあっせんとかそういうことをして自立の促進をやったというのが他の市と比べて一番大きな要因でありまして、本当によくやってくれたおかげでの御本人もよかったし、市の財政も若干助かり、国への返納もできるということで、場合によっては年末表彰に値するそういう実績があった上での4,000万円でございます。よろしく申し上げます。

議長（山本 雅彦君）

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

それでは、生活保護の状況ですが、今年度の10月末で世帯数で166、世帯人数で207人ということでございます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

わかりました。

議長（山本 雅彦君）

続きまして、通告順番3番、議席番号9番岡崎正裕議員。

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）〔質問席〕

3点ありましたが、1点は先ほど萬代議員が質問して答えられたので結構です。

まず、15ページの美作市地域おこし協力隊報酬、これが1,245万円の減額となっております、この説明をお願いします。

それから、3番目の25ページの観光振興助成金303万6,000円の追加なんです、これの説明をお願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

池田企画振興部長。

企画振興部長（池田 義和君）

失礼いたします。15ページの款2項1目6節1の報酬、地域おこし協力隊の報酬の1,245万円の減額でございますが、これは当初予算では既存の隊員4名、それから10月から新たに採用する新規隊員16名、計20名の報酬を予算計上しておりましたが、既存隊員が5月末でと10月末でそれぞれ1名退職したことによりまして249万円の報酬額の減、また新規採用試験を受けまして10月で採用いたしました6名となったことから報酬額996万円を減額するもので、トータル1,245万円を減額させていただくものでございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

尾崎経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）

失礼します。それでは、3点目の歳出25ページ、款7項1目3節19観光振興助成金の303万6,000円の追加でございます。

こちらにつきましては、市内の各温泉宿泊施設から納められております入湯税を財源に、その2分の1を市内の観光振興協会などへ助成するというものでございまして、平成27年度の入湯税の収入額の確定に伴いまして昨年支払っておりました差額の今回303万6,000円を増額でお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

岡崎委員。

9番（岡崎 正裕君）

地域おこし協力隊の件が非常に減ったということでちょっと残念な気もするんですが、そりゃよろしいとして観光振興助成金、これは具体的にどの、単独の団体ですかね、これは。ああ、一般質問風になるけんよろしいもう。はい、どうもありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

安本議員。

4番（安本 博則君）

24ページ、款6項2目の2の節の13委託料の更新伐事業委託料300万円についてですが、これは当初予算247万円出とったんですけど今回入札が不調になつとる、この件とは別の案件なんですか。

議長（山本 雅彦君）

尾崎経済部長。

経済部長（尾崎 功三君）

今回、補正でお願いしております300万円でございますが更新伐事業でございまして、檜原下地区の分として補正をお願いしております。こちらにつきましては、当然補正予算が議決後事業に乗りかかっていくということでございます。よろしくお願いたします。

議長（山本 雅彦君）

安本議員、よろしい。

4番（安本 博則君）

よろしい。

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第93号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第94号「平成28年度美作市国民健康保険特別会計補正予算」について、質疑を行います。

発言通告がございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第94号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第95号「平成28年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第95号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第96号「平成28年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第96号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第97号「平成28年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第97号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第98号「平成28年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を受けます。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第98号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第99号「平成28年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」について、質疑を受けません。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第99号の質疑を終了いたします。

以上で全ての議案に対する質疑が終了いたしました。

これより議案の委員会付託を行います。お手元に配付しております審査付託表をごらんください。

お諮りをいたします。

ただいままでに上程されております各議案は、審査付託表に記載のとおり、各常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託いたします。

日程第3 請願・陳情について

議長（山本 雅彦君）

続きまして、日程第3、「請願・陳情について」を議題とし、一括して上程をいたします。

今定例会までに受理した請願・陳情につきましては既に配付いたしておりますので、付託表のとおり所轄の委員会に付託いたします。

なお、請願第12号から請願第14号につきましては、紹介議員から請願の紹介をお願いいたします。

請願第12号から13号、西元議員よろしく申し上げます。

10番（西元 進一君）〔登壇〕

失礼します。御苦労さんです。

請願第12号、13号を上程させていただきます。紹介議員として西元進一、安藤功議員がなっております。

請願者は美作市真殿270の代表者和田洋子さんでございます。

請願の趣旨ですが、障がい児対象の学童保育を求める請願ということで、趣旨は皆さん方に配付させてもらっておりますそれを熟読してください。よろしく申し上げます。

それから、請願第13号、美作市議会議長山本雅彦議長様、紹介議員西元進一、安藤功、提出者が美作市真殿270、代表者で和田洋子。

趣旨ですが、障がい児対象の療育施設の誘致を求める請願ということになっております。これも重大な問題ですが、皆さんよく熟読して対応してください。よろしく申し上げます。

以上です。ありがとうございました。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

続きまして、請願第14号、本城議員紹介をよろしく申し上げます。

11番（本城 宏道君）〔登壇〕

それでは、請願第14号について紹介議員として説明を行います。

請願者は岡山県医療労働組合連合会の山本鈴子さんからでございます。

地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める請願書ということで、請願の趣旨に冒頭に書いてありますように、医療介護情報の活用による改善の推進に関する専門家会議の意向に沿って全体的に全国の病床数を減らそうという動きの中で発生したのですが、2025年になると65歳以上の人が2割、75歳以上の人が4割にふえる見込み、こういう中で入院患者を制限しようということを出てきておるわけですが、在宅医療へ地域包括ケアシステム体制というものができてくるわけですが、その中でこの体制を強化してできるだけ在宅へ持っていかうという方向が出ておるわけです。そういう中で一般質問でも取り上げましたが、自宅療養をしないと、終末期を迎えたいという人は83%にも上っておるわけですが、実態としてはなかなか本人の思うようにはならないということがあつたわけです。そういう実態を見る中で、最初に申し上げました専門家会議の中で出ているような病床を減らしますと、かなりこの地方では影響が出てくるというように思うわけです。とりわけ岡山県の場合、津山、英田圏域というのがあるわけですが、31.1%の病床を減らそうということになっておるわけです。こういうことを減らしたんでは困るので、請願項目にありますように都道府県が策定した地域医療構想が地域の実情に応じた内容となるように国は推定方式を示してやってくるわけですが、それを見直して現場に合うような、実情に合うような方式に変えていただきたい、

こういう陳情でございます。何とぞ審議の上、適切な審判を下していただきたいと思ひます。宛先はここに書いておりませんが、内閣総理大臣あるいは厚生労働大臣宛てになると思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

以上、説明を終わります。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

あす2日の議事日程は議案質疑の予定でしたが、本日で議案質疑が終了いたしましたので、明日2日は休会といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。あす2日は休会とすることに決定をいたしました。

本日はこれで散会といたします。

再開は14日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後3時24分 散会

平成28年12月14日

(第 6 号)

1. 議事日程（6日目）

（平成28年第4回美作市議会12月定例会）

平成28年12月14日

午前10時開議

於議場

日程第1 議案第83号～議案第99号、請願第12号～請願第14号（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 発議第7号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	金谷典子	2番	重平直樹
3番	安藤功	4番	安本博則
5番	谷本有造	6番	則本陽介
7番	萬代師一	8番	尾高誉久
9番	岡崎正裕	10番	西元進一
11番	本城宏道	12番	鈴木悦子
13番	岩江正行	14番	小淵繁之
15番	万殿紘行	16番	日笠一成
17番	山本重行	18番	山本雅彦

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長	萩原誠司	副市長	安部薫
副市長	横山博光	教育長	大川泰栄
政策審議監	福原覚	総務部長	山本直人
危機管理監	山本和毅	企画振興部長	池田義和
総合戦略監	森分幸雄	市民部長	安藤郁雄
環境部長	妹尾昌弘	経済部長	尾崎功三
保健福祉部長	江見勉	建設部長	真野弘紀
教育次長	山名浩二	消防長	山崎正雄
会計管理者	安東弘子	税務課長	玉櫛哲也

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	本田卓治
課長	大佛裕彦
主任	井上大佑

議長（山本 雅彦君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴席においての写真撮影、録音等は禁止をされております。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

去る1日に引き続き会議を開きます。

本日は全員の出席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日議会運営委員会を開催いたしておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

本日午前9時から、議員控室において、議長、委員出席のもと、議会運営委員会を開催し、追加議案1件について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

議員より、議案を提出したい旨の申し出があり、発議1件について協議いたしました。発議第7号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について」は、議会運営委員会で発議いたします。なお、この発議は日程第1の各委員長報告、質疑、討論、採決の後に日程第2として上程いたします。

以上で議会運営委員会の委員長報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

ただいま小淵議会運営委員長の報告がありましたように、発議第7号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

日程第1 議案第83号～議案第99号、請願第12号～請願第14号 （委員長報告、質疑、討論、採決）

議長（山本 雅彦君）

日程第1、「議案第83号～議案第99号、請願第12号～請願第14号（委員長報告、質疑、討論、採決）」を一括して議題といたします。

これらの議案につきましては、1日に各常任委員会に付託をいたしております。

いずれも各常任委員長において審査終了の旨、報告があり、審査結果報告書はお手元に配付のとおりであります。

この際、各常任委員長から審査結果の報告を求めることにいたしたいと思えます。

まず、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

6番（則本 陽介君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。総務委員会委員長報告をいたします。

去る12月5日月曜日午前10時から、美作市役所4階議員控室において、総務委員全員出席、執行部より萩原市長、安部副市長、福原政策審議監、各担当部課長以下、関係職員出席のもと、総務委員会を開催いたしました。

本会議において当委員会に付託された議案は、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第93号、議案第94号、議案第98号であります。これら議案について審議した主な内容を報告いたします。

議案の審議進行は、市民部、総務部、企画振興部の順で行いましたので、議案番号順になっておりませんことを申し添えます。

初めに、議案第86号「美作市条例の一部を改正する条例について」、執行部より説明を受け、質疑に入りました。

委員から、軽自動車税の納期が4月から5月に変更するメリットについての質疑では、執行部から、軽自動車税の納期は、全国的に自動車税の納期と同じく5月納期の市町村が中心であること、またこれまでの4月納期の場合に、口座振替の納税確認にゴールデンウィークを挟むため、完納証明書の交付事務に支障が生じる部分があったこと、また障がい者の方などが軽自動車税の減免申請をする場合に、申請期間に余裕ができ、市民の方の納税環境がよくなると考えられるとの答弁。

委員から、太陽光発電の電気事業者とはどういうものが対象かとの質疑では、執行部より、再生可能エネルギー調達特別措置法に認定する事業者ということで、10キロワット以上を発電する事業者が対象者。委員から10キロワット以上を発電する事業者で、納税額を3分の2に軽減することと対象期間についての質疑では、執行部より課税から最初の3年間のみが対象であり、また地方税法で定める減免要件が今年度取得分から変更され、今まで認定設備が対象だったが、今年度からは認定対象外で再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付を受けた設備のみ適用するものとの答弁。

以上で議案第86号の質疑は終了しました。

続いて、議案第87号「美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、執行部より説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次は、議案第93号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第4号）」について、執行部より説明を受け、質疑に入りました。

税務課所管分では、委員から、税務課の償還金利子及び割引料の補正は、法人市民税について事業者に対しての還付が発生したとのことだが、事情を説明してほしいとの質疑では、執行部より、法人が予定納税を行っていましたが、事業決算後の確定申告により本来の税額が確定し、法人市民税が減額となったことにより大口の還付が発生したものと答弁でした。

続いて、くらし安全課所管分では、委員から、債務負担行為ですが、市内の循環線については4路線あるが、複数年にするという議論にはならなかったのかとの質疑に、執行部より、行政懇談会が開催されており、その際に地域から時刻の変更やルートの変更などの要望が出てくるため、これを確定してから長期の委託にしたいとの答弁でした。

続いて、議案第94号「平成28年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、執行部より説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

続いて、議案第98号「平成28年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、執行部より説明を受け、質疑に入りました。

委員から、広域連合への派遣職員は何名か、他の市町村の派遣体制についての質疑では、執行部より、広

域連合への派遣職員は1名です。派遣体制については、広域連合発足の際、県内全市町村より取り決めるもの、派遣職員は22名となっている。15市のうち、岡山市は4名、倉敷市は2名、残り13市は各市1名ずつ派遣、計19名。派遣期間は3年となっている。12町村については、町村ごとのローテーションにより3名を派遣、派遣期間は2年との答弁でした。他に質疑はなく、市民部所管分を終了しました。

続きまして、総務部所管分です。

初めに、議案第83号「美作市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」執行部より説明を受け、質疑に入りました。

委員から、費用弁償は、隣接する市町村は支給しないとあるが、距離は関係ないのかとの質疑に、執行部より、美作市に隣接する市町村で、距離は関係なく処理するものとの答弁。委員から、備前市などは、日生になると岡山市と変わらない、岡山市は支給されるので少し矛盾がある。ある程度は距離についても考慮が必要ではないか、今後の検討課題としていただきたいとの要望がありました。

続いて、議案第84号「美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、執行部より説明を受け、質疑に入りました。

委員から、副市長の2人は刷新条例の給与によって支給されるのか、期末手当の関係はどうかの質疑では、執行部より、給与は刷新条例により支給され、期末手当はこの条例により支給されます。2人の期末手当の基礎額については45万円と20万円になりますとの答弁でした。

続いて、議案第85号「美作市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、執行部より説明を受け、質疑に入りました。

委員から、60歳で定年を迎えて再任用する場合、この勤勉手当も対象となるということかの質疑では、執行部より、この条例の対象になりますとの答弁でした。

続いて、議案第93号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第4号）」について、執行部より説明を受け、質疑に入りました。

委員から、繰上償還について、財政の総点検第3版にも市債残高のうち、年利3%以上の残高は8,400万円で、全体の0.3%になっていますとの記載がありましたが、今回繰上償還する3件の内容と財政の総点検第3版に記載された内容との関係についての質疑では、執行部より、今回の繰上償還するものは、民間資金で利率1.4%から1.5%のもので、また財政の総点検第3版に記載の市債残高のうち、年利3%以上のものは財政融資資金などの政府資金で、これらを繰上償還する場合、補償金が必要となり、試算しましたところ、将来支払う利息と同程度の補償金が必要となるため、今回は補償金の必要がない民間資金のものを繰上償還しますとの答弁でした。

委員から、地域おこし協力隊の事業費についての質疑では、執行部より、協力隊の事業費については、1人当たり400万円で、その内容は、人件費が200万円、活動費が200万円となっており、社会保険料や住宅賃貸料等の固定経費があるため、全額が隊員の活動費に充てることはできない状況であるとの答弁でした。

続いて、全議案の質疑終了後、本会議において総務委員会へ付託された議案について討論、採決に入り、議案第83号「美作市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第84号「美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第85号「美作市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第86号「美作市条例等の一部を改正する条例について」、議案第87号「美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、議案第93号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第4号）」総務委員会所管分について、議案第94号「平成28年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第98号「平成28年度美作市後

期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の全議案は、いずれも討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決されました。

以上で総務委員会委員長報告といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

保険条例の税条例の税が抜けておりましたので、そこを訂正されたらどうでしょうか。議案第86号です。

6番（則本 陽介君）

済みません、今の報告の中で訂正をさせていただきます。

議案第86号「美作市税条例等の一部を改正する条例について」ということでございます。大変失礼しました。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長。

5番（谷本 有造君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。

美作市議会産業建設委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第90号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」、議案第91号「市道路線の認定について」、議案第92号「市道路線の変更について」、議案第93号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第4号）」の4件であります。

これらの審査に当たりましては、執行部に説明を求め、慎重に審査をいたしました。審査の結果、議案第90号、議案第91号、議案第92号の3議案については、いずれも討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定をいたしました。また、議案第93号については、討論の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程において特に議論となった点について順次御報告を申し上げます。

議案第90号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」では、委員より、募集方法について、現在毎月1回抽せんを行っているが、緊急に対応できる方法があるかと質問があり、執行部より、募集のサイクルを短縮するような方法を検討したいとの答弁がありました。また、委員より、所得による家賃設定はあるのか、犬は飼ってもよいのかとの質問があり、執行部より、所得による家賃設定はしていない、また犬、猫、鳥等については、現在も条例で迷惑行為として禁止されているとの答弁がありました。

次に、議案第91号、議案第92号については、質疑はありませんでした。

次に、議案第93号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第4号）」では、経済部所管において、委員より、更新伐事業の概要及び計画並びに木材販売収入の販売単価について質問があり、執行部より、更新伐事業は、天然林の主林木を70%以上伐採し、1年間の施業面積が5ヘクタール以上、1ヘクタール当たり10立方メートル以上の材積を搬出集積することを目的とした事業であり、平成28年度は5ヘクタールを計画し、平成29年度からは10ヘクタールを随時計画をしていきたいとの答弁がありました。また、販売単価については、チップ等による販売単価として試算を行っているが、チップ以外での販路も開拓し、木材を販売した収入のうち、2分の1を土地所有者の方に還元したいとの答弁がありました。

次に、委員より、担い手確保・経営強化支援事業補助金で、補助する事業費の内訳について質問があり、執行部より、果樹関係の施設整備2件のうち、1件は事業費が2,580万円で補助金が1,290万円、もう一件が

事業費1,819万円で補助金が830万円であり、コンバインは事業費が950万円で補助金が430万円、乾燥機は事業費が1,400万円で補助金が640万円、トラクターは事業費が830万円で補助金が415万円であるとの答弁がありました。

また、他の委員より、耕作放棄地の解消や農家所得の向上を念頭に置き、新年度に向け取り組むよう要望がありました。

以上、本委員会における審査の経過及び結果を御報告いたしましたが、このほかにも審査の過程でさまざまな意見が出されました。執行部におかれましては、こうした意見や要望を真摯に受けとめ、十分に考慮され、事務事業の執行に当たられますようお願いいたしまして、産業建設委員会の報告を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

9番（岡崎 正裕君）〔登壇〕

失礼します。皆さん、おはようございます。

それでは、文教厚生委員会の報告をいたします。

去る12月7日木曜日午前10時より、4階の議員控室におきまして文教厚生委員会を開催いたしました。委員は全員出席でございました。担当といたしましては、教育委員会と保健福祉部が文教厚生委員会の担当でございます。順次教育委員会、保健福祉部関係の報告をいたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第88号「美作市文化財保護条例の制定について」外6件及び請願3件であります。

審査に当たりましては、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案第88号「美作市文化財保護条例の制定について」、議案第89号「美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第93号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第4号）」、議案第95号「平成28年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第96号「平成28年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第97号「平成28年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」、議案第99号「平成28年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」の7議案は、いずれも討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成により全て可決されました。

それでは、審査において議論となった点について御報告申し上げます。

まず、教育委員会の所管でございますけれども、議案第88号「美作市文化財保護条例の制定について」でございますけれども、委員より、特に詳しくなった条文また追加した条文は何かとの質疑がございまして、執行部より、第2条の定義及び第11条の届け出が詳しくなった、また第3条第5号、第6号及び第18条が追加となったとの説明でございました。

委員より、第5条の解除について、どのような場合を想定しているのかとの質疑がございまして、執行部のほうからは、滅失及び国、県指定の文化財になった場合を想定しているとの答弁でございました。

委員より、文化的景観と伝統的建造物群とはどのようなものかとの質疑がございまして、執行部のほうから、文化的景観とは上山の棚田、伝統的建造物群とは大原宿などが考えられるとの答弁でございました。

次に、議案第93号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第4号）」についてでございますけれども、委員から、保育料の無償化はできないものかとの質疑があり、執行部より、市民アンケート調査でも高齢者支

援と子育て支援を求める意見が多く、少しでも低くなるよう今後も検討していきたいとの答弁でございました。

また、委員より、美作市の保育料は、国の基準額の75%に設定しているとのことであるが、奈義町では55%と聞いているが、もっと抑えられないのかとの質疑がございまして、執行部より、近隣市町村の状況を把握した上で保育料は設定しており、所得階層別で見ると、奈義町より美作市の方が軽減をしているとの答弁でございました。

次に、議案第97号「平成28年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」については、委員より質疑はございませんでした。

次に、保健福祉部の所管に移りたいと思います。

議案第89号「美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございしますが、委員より、利用定員18人以下の対象となる施設は、どういった施設で何施設あるのかとの質疑がございまして、執行部より、美作市内のデイサービスセンターで8施設であるとの答弁でございました。

委員より、具体的に人員や設備がこのように変わったというところはどこかとの質疑がございまして、執行部のほうからは、介護保険法の改正により、利用定員18人以下の対象施設が県の指定から市町村の指定に変わっただけで、人員や設備の内容に変更はないとの答弁でございました。

次に、議案第93号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第4号）」についてでございますが、委員のほうから、障がい者自動車改造費・運転免許取得費補助金の支給要件及び補助額、また自動車改造の具体的事例についての質疑がございまして、執行部のほうからは、一定の所得要件を満たす美作市に住所を有する障がい者で、自動車改造費については、運転を容易に行うことを目的に、改造に要した費用について10万円を限度に交付し、運転免許取得については、障がいの種別を問わず、就労や社会参加の促進を目的に10万円を限度に交付している。また、改造の具体的な例として、手動でアクセル操作が行える装置や乗り降りを容易にする座席の改造など、障がいに応じたさまざまな改造があるとの答弁でございました。

委員より、病院費の院内保育所補助金について、人数、費用面について質疑がございまして、執行部のほうからは、当初予算の委託料算定に当たり、院内保育所開設の説明会を開催し、募集を行ったところ、4名の希望者があり、保育士の人数を3名程度必要と試算し、病院事業会計予算において、1カ月の業務委託料が80万円と年間960万円と見込んでいた。実際の運営では、家族の協力や市内の保育園に待機なく入園できたなどの理由により、継続的に入所している児童は1人であり、あとは一時保育1名と期間限定での保育2名で、実績額に基づいて、1カ月30万円の年間360万円として病院事業会計の保育所運営委託料を600万円減額している。これに伴い、一般会計からの病院保育所補助金を、利用者負担金を調整した後の564万円を減額補正とするものであるとの答弁でございました。

委員より、多額の国庫支出金返納金が生じている生活保護の状況について質疑があり、執行部より、平成17年の合併以降、国及び岡山県と同様に増加傾向のあった生活保護者の数が平成24年度をピークとして減少に転じ、平成28年4月現在では、ピーク時に比べて約30%の減少となっている。これは、社会福祉課内に生活困窮者に対する一元的な相談窓口を設け、困窮に至った原因に応じた支援をすることで、生活保護を受給しなくても自立が可能となった方の増加によるものと考えている。社会情勢等により増減はあると思われるが、今後も最後のセーフティーネットに至る前の支援の強化はもとより、不正受給に対しては厳しく対処し、真に保護を必要とする方については手を差し伸べるとい生活保護の趣旨に沿った適正な運用に努めていくとの答弁でございました。

委員より、岡山県と美作市の看護奨学金について、周知方法また今年度奨学金利用予定者の設定根拠についての質疑がございまして、執行部のほうからは、周知方法については、県内各専門学校等を通じて周知、また広報紙等を利用して幅広く周知をしているとの説明があり、看護奨学金の利用予定人数の設定根拠については、過去の申請人数と今年度奨励金額を引き上げたことを鑑み設定したとの答弁でございました。

委員より、平成30年度開校予定の美作市スポーツ医療看護専門学校への周知方法等について質疑がございまして、執行部のほうからは、学園も奨学金の活用を検討しており、また医療福祉の民間機関からも奨学金について研究、検討している話も聞いているとの答弁でございました。

続いて、議案第95号「平成28年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について及び議案第96号「平成28年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」については、委員からの質疑はございませんでした。

続いて、議案第99号「平成28年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」については、委員より、人工呼吸器は何台購入かとの質疑があり、執行部より、人工呼吸器は1台購入する予定、各病室に酸素の配管があるので、ポータブル型タイプを予定しているとの答弁でございました。

次に、本会議において付託された請願3件について審議に入り、まず請願第12号「障がい児対象の学童保育を求める請願」は、委員より意見はなく、討論に入り、委員より、子育て支援ということで、特に障がいがある方の場合、仕事に行けないということになってもいけない、このような学童保育は必要と考えますとの賛成討論がありました。反対討論はなく、採決の結果、全員賛成により請願第12号は採択となりました。

次に、請願第13号「障がい児対象の療育施設の誘致を求める請願」については、意見並びに討論はなく、採決の結果、全員賛成により請願第13号は採択となりました。

次に、請願第14号「地域の实情に応じた医療提供体制の確保を求める」請願書については、意見として委員より、よく出てくる内容であり、こういう問題については審議するようなことではないのではないかと思います、また委員より、簡単に書いてあり、詳しいことを聞いてみたいと思います、必要なものであれば賛成をしたい等の意見がありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成少数により請願第14号は不採択となりました。

以上、本委員会における審査の経過及び結果を御報告いたしました。執行部におかれましては、事業の重要性を十分に考慮され、事務事業の執行に当たられますようお願いいたしまして、文教厚生委員会の報告とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

各常任委員長からの審査結果の報告はただいまお聞きのとおりであります。

これより各常任委員長の審査報告への質疑を行います。

まず初めに、総務委員長報告に対する質疑はございますか。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

3点ほどお尋ねしたいと思います。

とりあえずは協力隊の関係。この人件費については200万円、それから活動費について200万円と言うんですが、どのような活動をしようとするんじやろうか。そのことについての議論はあったんかなかったんか。協力隊の人は割合草刈りをしようとするんじやけども、草刈りはしょんじやけども、これは人件費になるんか活動費になるんかというのは、こんなことについてどういうふうな判断をされたんか、そのことについてお尋

ねしたいと思います。

それと、この議案ではないんですけど、非常に大事な問題なんで、この前にテレビで放映されておりましたけれども、財産管理の問題。屋根がもくられたまま、恐らく誰も調査に行っておらん、何人かの人は見ると思うんですが、いまだたってシートもかけてない、屋根がもくられとるのにというふうなことで、これは議論の対象にはならなんだんかな、その他の事項でもと思っておりますが、これは刑事訴訟法中で、何人でも犯罪があると思料するときは告発をすることができるというようなことはどんなんじゃろうか、あんだけの屋根をふいた人に聞いたら、私があそこの屋根をふかせていただいたんじゃけども、あの板金屋の人が言われようりました、400万円ぐらいをいただいたんですと言ようりました。

それと、クーラーの関係が18台盗まれとるというふうなことで、そういうふうなことについて市民の大切な公有財産でありますので、ずさんな管理、もう少しこれを委員会の中で十分私は議論してほしかったなと。正月もあと残すところ15日ぐらいですんで、正月餅でも食べたら、早急にこのことについて告発するかしないかということについても、それから今の管理についても委員会の中で十分議論していただきたいと思っております。

それと、湯郷Be11eが1部が2部に降格したと、相撲でいうたら角番。正月が明けたら、これは一番来年が勝負の年になつとる。それがこの前一般質問の中でも今、ブログにも書かれておりました。あんだけの効果をもたらした湯郷Be11eが2部に降格したのに、一般質問をしたのは2番議員の重平議員だけだったというようなことで、ど偉い批判されておりました。そういうふうなことで、勝負の年になったら、議会としては何をせにやいけんのか、美作市としてはどのような応援をしていかなきゃいけないのかというようなことを、今ようる議論がなかったんでしょけども、これも早急に組み込んでいくべきじゃねえかと私はかように思うわけでございます。

委員長、何かございましたら。

議長（山本 雅彦君）

総務委員長。

6番（則本 陽介君）

ただいまの質問でございますが、1項目めの協力隊の活動内容につきましては、委員長報告のとおり、事業費と活動費それぞれ200万円との答弁のみで、具体的な内容については審議をしておりません。

2番目のこぶしの里の公有財産の管理につきましては、付託案件にないため、議論をしておりません。

3項目めの岡山湯郷Be11eの支援の関係でございますが、この件に関しましても、付託案件にないため、議論をしておりません。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員、今の以上のとおりでございますが。

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）

似たような質問になるかと思うんですが、私も傍聴に行かなかったのでわからなかったんですが、付託案件がございました、それからほかの案件で何か議論をしたというようなことも聞いておるんです。付託案件以外のことなので報告はできないということでも構いませんが、ほかに何かあったのでしょうか、その辺のところをお願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

総務委員長。

6番（則本 陽介君）

ただいまの質問でございますが、その他の事項で協議はしたことはありますが、ここでは述べることはできませんので、御了承いただきたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

よろしいね。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、総務委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、産業建設委員長報告に対する質疑はございますか。

安本議員。

4番（安本 博則君）

更新伐のことなんですけど、委員長の報告では70%以上で5ヘクタール、それから28年度は5ヘクタールし、29年度からは10ヘクタールを計画、そして70%以上切った場合に、例えば次に自然に木が生えてくるのが年数がかかったりしたときに、災害等が危惧されるんですけども、その災害等については議論がなかったんでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

産業建設委員長。

5番（谷本 有造君）

更新伐事業について、災害等でございますが、十分議論をしております、気をつけてやっていく、地元とも調整をしながら事業を進めていくということで十分議論をしております。

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

できれば十分議論だけでは僕らにはわかりづらいんで、その十分のところをもう一度説明をお願いしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

産業建設委員長。

5番（谷本 有造君）

地元ともよく話をし、気をつけてやるということでございます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

委員長はそういうふうに言われるんですけど、例えばこれは木がある程度2年、3年と自然に木が生えてこなかった場合は、この間の市長の答弁では、松とか桜とかは残すような話だったと思うんですけど、それでも生えてこなかった場合には何か植栽するというようなことの議論は、災害とかいろんな関係で植栽するとかというような話もなかったんでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

産業建設委員長。

5 番（谷本 有造君）

植栽等も含めて、十分議論をしたということでございます。

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで産業建設委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続いて、文教厚生委員長報告に対する質疑はございませんか。

本城議員。

11 番（本城 宏道君）

2 点ほど質問いたしますが、1 点は生活保護の減額の関係ですけれども、いろいろ情報を見ますと、生活がだんだん苦しくなっている状況の中で、一般的には生保の対象者がだんだん広がっておるのが現実ではないかと思うんですが、これが減額されていくということは、対象者が減ったということで減額されておるわけですけれども、美作市の場合、審査の基準が何か厳し過ぎるのではないかなという感じがあるわけですが、そういう辺での議論はなされなかったのかどうか。

それからもう一つは、請願の第14号の関係です。

私はたまたま紹介議員でございますので、本会議で説明をいたしましたとおり、この地域においては、津山あるいは英田圏域で31.1%もベッド数が減らされるというような重要な案件です。にもかかわらず、先ほどの委員長報告によりますと、審議をすることではないというような意見があったと、これはもってのほかだろうと思うんです。例えば今ここに議員必携を持っておりますが、この議員必携の267ページから8ページにわたって、請願、陳情などの取り扱いについて詳しく述べておられます。そういう中で、この委員会審議をした場合には、委員長に賛成の場合はもちろんですが、反対についても、反対の理由を明らかにして報告しなければならないというようなことが載っておるわけです。それが簡単に討論もなし、あるいは意見も取り扱うようなことではないというようなことで片づけられるものではないというように私は思います。そういうことでございますので、この案件については、私は少なくとも再審査をすとか、あるいはまたこの取り扱いをもう一つ考えてもらわなくてはならないというように思いますが、委員長の意見を賜りたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

文教厚生委員長。

9 番（岡崎 正裕君）

生活保護の件につきましては、執行部の説明の中で、審査基準の厳しさという話は出ませんでした。聞いた結果では、我々は、生活保護を受ける人に関して非常に手厚い、受けなくてもいいようなことを我々は考えてそういう支援をしてきたその結果であると、私たちの努力の結果であるというような説明でございました。

それから、請願第14号につきましては、報告したとおり、ただいま本城議員が私の意見をというような質問だったんですが、意見を述べるということは控えさせていただきたいんですが、この件につきましては、先ほど報告いたしましたように、割とこの文面だけでは内容がよくわからないというようなことで、継続審

査にしたらどうかと、それは意見の中で出たことであって、継続審査をするというような動議というかそういうものが出ませんでしたので、不採択ということになったということでございます。

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

先ほども申しましたように、この議員必携の中を十分見ていただいたらわかるんですけども、この請願権というものが国民の誰でもあるいは外国人でも請願できるようになっておるわけですが、今回出しておる請願について内容がわからないというようなことではないと思うんです。十分それは委員会としてこの文面を見ながら、あるいはわからない部分については、改めてどっかを調査するとかということをしなればならないと思うんですが、そういう調査も何もせずに、反対意見も賛成意見もなしに、討論抜きで不採択にしたというのは、非常に委員会として無責任ではないかと、このことを強く要求するわけです。

先ほど継続審査の意見もなかったのということでは済まされない問題だろうというように思いますが、答弁のほうをよろしくお願いします。

議長（山本 雅彦君）

文教厚生委員長。

9番（岡崎 正裕君）

本城議員の今言われたことを真摯に受けとめまして、請願の審査に当たっては、今までより以上に十分な深い審査をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

つけ加えますが、この請願文書だけじゃなしに、提案説明のときにも、他のことを十分つけ加えながら提案をしたわけです。そういうことが全く取り入れられていない。請願の審査に当たっては、例えば相手方の立場あるいは執行部寄りの立場に偏るだけではなく、公平な審査をしなきゃならんということがございますし、それから請願者の趣旨というものを、この理解をしながら請願者の気持ちを十分酌み取るということが一番中心にならなければならないというように思います。そしてまた、感情で、そのことがあったかどうか知りませんが、共産党が出したりその系の請願などについては、一切これは採択しないというようなことが基本的に流れておるんだというようなことも聞いておりますが、そのような審査をするべきではないということをしっかりと申し上げておきたいというように思います。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

岡崎委員長、ございますか。

9番（岡崎 正裕君）

ありません。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

同じようなこの障がい者対象者の学童保育を求める請願が出られとんですが、委員長の先ほどの委員長報

告を聞きますと、こんだけ大事な問題が討論も何もなかったと、それで採択だけしたんじゃないかというようなことなんですが、今めばえはかないんじゃないかと、いうことですが、この広い美作市の中で送り迎えするところは大変なんじゃない。もう少しこれは議論の必要があると思うんです。地域の実態をよう把握していただいて、やっぱりこの請願が出るんだったら中身を十分練っていただいて、この長い広い美作市の中で、下にはめばえがあります、梶並のほうにはありやせんと、大原の方にもないんじゃないかと、作東にもないんじゃないかということになったら、市内の中で何カ所ぐらいは必要じゃない、何人ぐらいの障がい者のお子さんがおられるんかというようなこともよう把握した取り組みが必要じゃないかと思うんです。これを否定するものじゃないけど、こんだけの請願が出るとる以上は、中で討論も何もなかったというのは、とんでもない委員長報告が出ておりましたけども、そんなことでは議会として責任を果たしてないんじゃないかなと、かように思うわけでございます。私はこういうふうなものについては、討論のときに言いますけども、継続にして、もう少し掘り下げて検討すべきじゃないかというふうに思います。

議長（山本 雅彦君）

岡崎委員長、答弁がありますか。

文教厚生委員長。

9番（岡崎 正裕君）

先ほどの本城議員と、それからただいまの岩江議員の言われたことを、これは真摯に受けとめまして、請願全般に対してこれから深く審議をやるというようなことをやっていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

安本議員。

4番（安本 博則君）

今請願第14号のことなんですけど、委員長報告ではこういう案件はよく出てくる問題である、もう少し内容がよくわからない、最後のほうだったと思うんですけど、関係者に聞いてみたいというような発言が委員長報告にあったと思うんですけど、であったらこれは継続審査にして、関係者を呼ばれて、そしてよく話を聞いた上で判断をすべきじゃなかったかというふうに思うんですけど、どうなんでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

文教厚生委員長。

9番（岡崎 正裕君）

継続審査というのは意見の中で出たことございまして、討論、採決の段階で出なかったの、継続審査とならなかったということでございます。

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

委員長、関係者に聞いてみたいというような委員長報告がたしかあったと思うんですけど、そこが出たんであればということなんですが、その関係者に聞きたいという思いだけで終わったんでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

文教厚生委員長。

9番（岡崎 正裕君）

そういうことでございます。

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

3回目ですけど。

であったら、本来関係者を呼ばれて、しっかり中身を聞いて、じゃあこれは継続にするとかというような方法もあったと思うんで、その点は先ほど委員長は、本城議員、岩江議員の中で、今後については慎重にやりたいということなんで答弁はいいですけど、関係者を呼んで聞きたいのであれば、当然それをすべきだと私は思います。

議長（山本 雅彦君）

今後についてはよろしく願いいたします。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、文教厚生委員長報告に対する質疑を終了いたします。

ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時07分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、討論、採決に移ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

初めに、議案第83号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第83号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第83号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第84号「美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第84号「美作市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第84号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第85号「美作市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第85号「美作市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第85号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第86号「美作市税条例等の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第86号「美作市税条例等の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第86号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第87号「美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第87号「美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定する

ことに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第87号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第88号「美作市文化財保護条例の制定について」、討論に入ります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第88号「美作市文化財保護条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第88号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第89号「美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第89号「美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第89号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第90号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第90号「美作市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第90号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第91号「市道路線の認定について」、討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第91号「市道路線の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第91号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第92号「市道路線の変更について」、討論に入ります。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第92号「市道路線の変更について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第92号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第93号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第4号）」について、討論に入ります。

ございますか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

反対の立場で討論いたします。

私の所属する産建委員会でも非常に時間をかけて審議をしたわけですが、いわゆる林業振興費の更新伐の委託料が300万円で補正を出されております。このことについて、ほとんどと言ってもいいほどこの項目についての審査をやったわけです。そういう中で、森林の環境保全ということについては当然必要なことですし、それから一般質問でも取り上げましたけれども、この自然林が繁殖し過ぎて日陰をもたらすというようなそういう状況が起きておる中で、当然やらなければならない事業だというように思いますが、ここに上げております数については、里山公園の内部で行われるものでございます。私はそういう面から見て、里山公園そのものに基本的に反対をしておるわけでございまして、この件についても反対をせざるを得んないということで、反対討論とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

反対討論がございました。

賛成討論はございますか。

西元議員。

10番（西元 進一君）

賛成討論をさせていただきます。

林業費補正予算の里山公園の更新伐事業についての賛成討論でございます。

議長（山本 雅彦君）

一般会計（第4号）についての賛成討論ですよ。

10番（西元 進一君）

はい、第4号です。美しい里山公園は、27年度末に220平米を都市公園に指定したところであります。来年度から6,000万円の交付税が加算されると聞いております。今では貸借関係も着々と進み、300平米を超える面積となっているようであります。多くの人がかつて手入れされた美しい里山公園の復活を願って市に託されたと思います。交付税の中で毎年手入れを進めていく事業計画であったわけでありましたが、更新伐の補助金が活用できるのであれば、市の負担も少なく済みます、広い面積の手入れもスピードアップが図れます。市役所の各部署が持っている制度を持ち寄り、森林の多面的機能を活用していけば大きな成果を上げるというふうには私は考えております。

この補正予算には賛成いたします。特に更新伐について1つだけつけ加えさせていただきますと、私たちはこういう生活を自然にしている、空気を吸うたりいろいろしています。この装置を更新伐でつくっていただいているわけです。そういう関係からいうと、これがなくなってしまうと、人間がこしらえらしたら10兆円からかかるというふうには試算されています。そういう意味でも、私たちは大事に更新伐という事業あるいは都市公園という事業を本当に大事に進めていきたいというふうに思うし、進めていっていただきたいというふうに思います。

以上で賛成討論とします。

議長（山本 雅彦君）

西本議員、先ほど面積のことを平方メートルとおっしゃいましたが、ヘクタールの間違いじゃないかと思うんですが、訂正されますか。

10番（西元 進一君）

済みません、220ヘクタールと300ヘクタールです。訂正させていただきます、よろしくお願いします。

議長（山本 雅彦君）

次、反対討論。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

私も反対の立場から討論させていただきます。

自分も産建委員会の所轄の中でも反対討論させていただいたんですが、これは本城議員も言われましたけれども、都市公園内の中にある更新伐事業ということで、都市公園の機能が失われりゃへんかという問題が1つ、それと景観がはげ山になってしまう、切ったら、7割切る言よるわけじゃから。それと、災害のときの安全性は、これが土石流警戒区域それから砂防指定地域内、県庁にも行って勉強させていただきました。そうしたら、県の地域事務所のほうの管理課のほうがオーケー言われたら、うちのは許可出しますよと言よるんじゃないけれども、地域の住民が下手の下流側で生活しとるわけですから、この人たちはどう言われるんかなということについては、県のほうも答弁に困ってございました。

そういうことで、公園内の全体像をこういうふうな公園をつくろうと思よんじゃというような説明がまだ産建委員会の中でもございませぬ。それと、市長が言よる湯郷の温泉客を全部ここへ連れてくるんじゃというような、ほんまに人が来るような公園ができるかできないか、こういうような山の木を切ってしまうと

ら、原生林じゃとか、それからこの間も言うたんですけども、県庁でも、日本海を見ながら鷺羽山の遊歩道を散策するんじゃとかそういうふうなところじゃったら恐らくお客は来るでしょう。けれど、今言ようる交付金をもらうだけの目当てのような公園ということについて、まだ公園は公園でも、市民の安全・安心のための対策が十分できとんだったらええけども、それも説明をまだ聞いてないような状況の中でこの事業を進めるということについては、私は反対いたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

安本議員。

4番（安本 博則君）

今本城議員、岩江議員が言われたこともそうなんですけど、私が一番危惧するのは、議案質疑では余り聞かなかったんですけど、木を7割以上切る、その後に何も自然の木が生えてこなかった場合に、多分2年、3年後には何らかの処置をしなければいけないと思うんです、災害防止のために。植林でも、木を切って、よく山の裾にずっと並べて行って植林をしようと思うんですけど、そのことから考えると、災害に関することが委員長報告では議論されておるといようなことだったんですけど、基本的に前回の入札を見ても不調というようにもありますので、私はこの更新伐の事業がありますので、この補正については反対をいたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

金谷議員。

1番（金谷 典子君）

私もこの更新伐について、一般質問でもさせていただいたんですが、今まで皆さんが反対討論されましたように、設計の段階で詳しい地盤調査とか災害に本当にならないのかという具体的な説明もない中でこれを進めた場合、大丈夫だろうということで進めた場合の災害に対する心配がすごくあると思います。7割の木を切るということがどれだけのことになってくるかということが心配される中、市民の方の安全を考えたら、これは反対するべきことだと思ひまして、反対討論とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第93号「平成28年度美作市一般会計補正予算（第4号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第93号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第94号「平成28年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第94号「平成28年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第94号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして議案第95号「平成28年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第95号「平成28年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第95号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして議案第96号「平成28年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第96号「平成28年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第96号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第97号「平成28年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第97号「平成28年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第97号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第98号「平成28年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第98号「平成28年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第98号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第99号「平成28年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第99号「平成28年度美作市病院事業会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第99号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、請願第12号「障がい児対象の学童保育を求める請願」について、討論に入ります。
討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

請願第12号「障がい児対象の学童保育を求める請願」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、請願第12号は委員長の報告どおり採択されました。

続きまして、請願第13号「障がい児対象の療育施設の誘致を求める請願」について、討論に入ります。
ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

請願第13号「障がい児対象の療育施設の誘致を求める請願」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、請願第13号は委員長の報告どおり採択をされました。

続きまして、請願第14号「「地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める」請願書」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。本案は原案についての採決となります。

それでは、請願第14号「「地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める」請願書」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔「採択というのはどねえなん、採択」と呼ぶ者あり〕

もう一度言います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありました。原案についての採決となります。

再度申し上げます。本案は原案についての採決となります。

請願第14号「「地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める」請願書」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔「採択と採決、採択は報告じゃわな」と呼ぶ者あり〕

採択です。

〔「審査結果じゃないんじゃない、不採択についてじゃねんじゃ」と呼ぶ者あり〕

採択について。

〔「本会議じゃけえ、採択か不採択か」と呼ぶ者あり〕

結構です。

〔起立少数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成少数。よって、請願第14号は不採択となりました。

日程第2 発議第7号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について」

議長（山本 雅彦君）

日程第2、発議第7号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

議会運営委員長。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

発議第7号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について」。

〔以下朗読〕

以上、審議のほどよろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、発議第7号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決をいたします。

日程第2、発議第7号「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

以上で今議会の日程は全て終了いたしました。

この際、萩原市長より御挨拶をいただきます。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

それでは、お許しをいただきまして御挨拶申し上げます。

平成28年12月美作市議会定例会の閉会に当たりまして一言お礼の御挨拶でございますが、11月24日以来21日間にわたり、熱心な御討議を賜りまして心からお礼を申し上げます。

この際、慣例に基づきまして、会期中の動きについて報告を申し上げます。

まず、学校法人大阪滋慶学園の美作市スポーツ医療看護専門学校校舎建築工事の地鎮祭が昨日举行されました。平成30年4月開校に向けての動きもいよいよ本格化すると存じますところ、地域の皆様方のさらなる御協力、御支援をよろしくお願い申し上げます。

次に、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けてのホストタウン構想について、ベトナムを相手国に申請をしておりましたが、去る9日に第3次登録の発表があり、美作市の登録が完了いたしました。岡山県内では2つの町が当市を含めて登録されました。これによりまして、当市は今回のオリンピックに具体的に参加、貢献をする数少ない町の一つとなりました。

次に、行政懇談会でございますけれども、市内各地の自治振興協議会をめぐりまして、12月8日の日に完了をいたしました。各地区で多くの御意見、御提言があった案件を申しますと、まず河川の改修、しゅんせつ工事、砂防堰堤等の水害や土砂崩れ等の防災対策や、国・県道の改良や維持管理等の交通網の安全対策に関する御要望がほとんどの地域でございました。

これに次ぎまして、鳥獣害被害や危険空き家対策への御要望、御意見が多数の地域でございました。特に熊につきましては、人命にもかかわることでございますので、殺処分拡大も含めた適正な対策を県とともに進めてまいりたいと考えております。

また、空き家対策、特に危険空き家対策につきましては、行政懇談会での御意見を直ちに所有者にお伝えしましたところ、早速複数の危険空き家を解消することができました。市民の方々とともに喜びたいと存じます。今後も空き家対策条例に基づき、これについては真摯に実施をしたいと考えております。

また、粗大ごみの回収につきまして、平成17年度と平成19年度に地域ごとの回収の実施をいたしました。それが以降実施されていないということございまして、多数の地区で本件の実施を要望する声があったことを報告申し上げます。

次に、11月に実施いたしました市民の方々の意識に関するアンケート調査につきましては、回答率が35%、通常のものよりは非常に高いようでございますが、市民の皆様のお協力と関心の高さに心から感謝を申し上げておきたいと存じます。調査結果を分析いたしましたところ、行政報告でも申し上げましたとおりですが、介護保険料の問題、あるいは医療・介護従事者の問題、妊娠、出産、子育ての支援の関係、あるいは保育、教育における負担の軽減、タクシーの利用の拡大、この5項目が男女別、年齢別または地域別のいずれにおいても上位の5つに入っておりました。つまり、地域を問わず、男女を問わず、年齢を問わず、

こういったところが大体トップ5に入っているということを確認をされましたので、これらの5項目を重点として、普通交付税、特に里山公園の算定増やその他のコスト削減による収支差額約1億円弱から1億円強ですが、これを活用しようということで現在制度設計に取りかかっておりまして、早いものでは来年度もしくは再来年度の予算に盛り込んでいきたいと考えております。

12月9日には、東京で日本体育大学関係の行事、つまり日体大と協定を結んでいる自治体とのサミットでございましたが、これに参加をいたしました。

ここで、自由民主党の二階幹事長とお会いをし、当市のベトナム関係での取り組みについてお話をいたしました。日越友好議員連盟の会長でもある二階氏は強い関心を示され、今後折を見て御相談に上がることとなりました。また、松浪理事長とも1対1での懇談をいたしまして、支援学校誘致について一歩前進した方向性を伺うことができたわけであります。

以上でございますが、この際これから年末年始の大変多忙な時期をお迎えになるとは思いますけれども、議員各位におかれましては、あるいは市民の皆様方におかれましては、御健康に御留意のもと、輝かしい新年をお迎えいただきますように心からお祈りいたしまして、御挨拶いたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

平成28年第4回12月美作市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

皆様には11月24日開会以来本日までの21日間にわたり、御熱心に御審議を賜り、適切な御決定により、ここに全議案を議了し閉会する運びとなりました。市長を初め、執行部各位におかれましては、今定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりまして、各委員長報告、今期中に発言されました各議員の意見を尊重していただき、市政発展、向上のためにより一層の御尽力をいただきますようお願いを申し上げます。あわせて、年末年始が近づいてまいりますが、議員そして執行部、そして市民の皆様方におかれましては、無事故で御健勝で新年をお迎えされますようお願いを申し上げます。御挨拶といたしたいと思っております。

お諮りをいたします。

今定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。以上をもって平成28年第4回12月美作市議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午前11時42分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成28年12月14日

美作市議会議長 山 本 雅 彦

会議録署名議員 鈴 木 悦 子

会議録署名議員 岩 江 正 行

会議録署名議員 小 淵 繁 之

そ の 他 資 料

一般質問【平成28年第4回（12月）美作市定例会】

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
1	16番 日笠一成	1. 子育て支援対策について	①発達に課題がある乳幼児・生徒とその家族に対する支援について	市 長 保健福祉 部長	36
		2. 平均寿命と健康寿命について	①健康寿命の延伸について ②「市ヘルスケア産業推進調査検討委員会」の補足説明について	市 長 保健福祉 部長	38
		3. クリーンセンターの稼働状況と今後の課題について	①最終処分場の進捗状況と焼却灰の処理について	市 長 環境部長	40
2	6番 則本陽介	1. 美作・岡山道路の早期完成に向けた取組について	①人的交流や物流のみならず、「命の道」として早期完成に向けた取組について	市 長 副 市 長 部 長	41
		2. 食品ロス削減と「30・10運動」の取組について	①美作市の現状について ②食品ロス削減へ、事業展開の取組について	市 長 副 市 長 教 育 長 部 長	44
		3. 防災・減災対策の取組について	①市が実施計画・実施する避難訓練の計画について ②災害弱者への支援対策と避難場所の確保と避難計画について ③高齢者福祉施設への支援対策と避難計画について ④避難生活を支援する水や非常食その他必要な資機材の確保と管理の状況について ⑤防災土育成の成果と今後の取組について	市 長 副 市 長 政 策 審 議 監 危 機 管 理 監 部 長	45
3	17番 山本重行	1. 新庁舎整備に関する市長の姿勢について	①新庁舎整備に関する経過・対応・責任について ②否決された議案に対する対策とは何か再議についての法的根拠について ③反対した議員に対しての説得に至る市内部での協議内容と経過について ④反対した議員は区長・後援会・元の職場の先輩から説得を受けたが、市長の関わりはないのか ⑤市内各地で配布された「美作市を考える市民の会」名の書類と市長の関わりはないのか	市 長	47
4	7番 萬代師一	1. 公共施設等総合管理計画について	①管理計画策定の意義について ②取組の現状について （全体での状況及び各部署での状況） ③全体での維持管理費及び全てを更新した場合の概算事業費について	総務部長 建設部長 環境部長 関係部長	54
		2. 美作市スポーツ医療看護専門学校の誘致について	①校舎新築の概算事業費15億円の参考とした施設の規模、学科及び定員数等について ②設置予定の学科・定員数推移について ③概算事業費の美作市負担割合を2億円台とする取組の状況について ④建設費等交付要綱について ⑤開校に向けての進捗状況について	総合戦略 監	64
5	4番 安本博則	1. コピー機（輪転機）使用について	①条例、規則等 ②市民サービスの範囲 ③領収書の宛名	市 長	69
		2. コンプライアンスについて	①物品の扱い ②市民からの声	横山副市 長	74
		3. 公用車使用について	①公務の範囲 ②過去の質問以降	横山副市 長	

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
		4. こぶしの里後山について	①被害の全容 ②なぜ公表しなかったのか ③今後の財産管理	横山副市長	76
		5. 滋慶学園について	①補助金10億円 ②生徒数の減	市 長	81
		6. 基金について	①基金の目的 ②基金の使途	市 長	86
		7. 地方交付税について	①歳入と歳出	市 長	88
6	13番 岩江正行	1. 市民の大切な血税を溝に捨てることにはならないか	①【野田レーシングスクール】 当初 生徒数30人が現在4人 子供達の就学の義務が保障されているのか 【滋慶学園】 10億円の補助金で生徒数680人が360人 経営が存続できるのか疑問に思う	市 長 副市長 教 育 長 政策審議 監 企画部長 経済部長 総務部長 建設部長 危機管理 監	92
		2. 市道桂坪大屋線道路改良工事	①市民的権利剥奪事件 市民の安全安心について尋ねる		97
		3. 武蔵の里、愛の村パーク業務管理委託料として(株)共立メンテナンス11,880千円(月額99万円)支払った投資効果と経営指導の内容全般について尋ねる	①赤字に転落した原因は何か、売上に対して人件費が多いが成果主義導入の指導は受けたか ②閉館から今日までに観光客の動向とこれからの武蔵の里、愛の村パークの観光行政の取組について尋ねる		103
		4. 下町圃場整備事業優良農地再生に向けての取組について	①耕作放棄地解消について ②相続登記本換地の手続きはいつごろ完了するのか		106
		5. 農地保全と農業再生、儲かる農業と所得の安定について尋ねる	①耕作放棄地の原因究明と対策について尋ねる ②需要と供給の法則 地域の気候、風土条件にあった農作物、市場において価格の安定した農作物の調査・研究はしているのか		
7	14番 小淵繁之	1. 有害鳥獣の現在の状況について	①現在のイノシシ、シカの生息頭数は、以前に比ベドのように推移しているのか ②最近では、穴熊(ムジナ)などによる被害も拡大していると聞いているが、駆除の対策又奨励金の扱いについて ③獣肉処理施設(地美恵の郷)の運営状況について 処理頭数と販売実績のバランスについて	市 長 教 育 長 担当部長	108
		2. 熊の出没について	①今年に入りツキノワグマの目撃情報が続々と入っています かなりの個体が生息していると考えますが、市として何頭ほどの熊が生息しているか把握されているか ②市民の安全確保するために、どのような対策が講じられているのか、お尋ねいたします ③駆除対策については、近隣自治体での統一した対応を検討する必要があるのではないかと思います、市長のお考えをお尋ねします		117
8	2番 重平直樹	1. 湯郷ベルについて	①湯郷ベルと美作市の関係について	市 長 担当部長	122

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
9	3番 安藤 功	1. 市内の子ども及び高齢者の安心・安全について	①3月議会で子どもの虐待についてお尋ねしたが、その後の状況について ②高齢者の虐待について ③昨今子どもの貧困が取り沙汰されているが美作市の状況はどうか	市 長 教 育 長 担当部長	125
		2. 市内小中学校の学習環境等に対する取組について	①県教委の「頑張る学校応援事業」について ②各学校とも様々な特色ある取組をされていると思うが、その状況と成果について	市 長 教 育 長	132
		3. 地域経済の活性化について	①市内企業の実態について ②法人税等の増減はどの様に推移しているか ③公共事業・工事等の発注状況の推移はどうか ④今後の地域経済活性化についてどの様に考えているか	市 長 各 担 当 部 長	136
10	9番 岡崎正裕	1. 指定緊急避難場所の地震対応について（耐震構造の基準を満たしていない施設）	①現在の状況 ②耐震改修についてどう考えるか	担当部長	146
		2. 用途廃止となった市の施設の管理について	①現在、どれくらいあるのか ②普通財産への移行のプロセスについて ③管理マニュアルはあるのか	担当部長	150
11	1番 金谷典子	1. 出産前後の母子へのケアについて	①出産前の母子へのケアはどのように取り組んでいるのか ②出産後の母子へのケアはどのように取り組んでいるのか 特に産後、精神的に不安定になりやすい母親へのケアの充実はどのように取り組んでいるのか	市 長 担当部長	155
		2. 男性と女性の声が平等に市政に反映できる方法について	①男女の声が市政に、平等に届く事の必要性への理解は進んでいるのか ②各種、審議会への女性の登用の割合が増えているのか ③行政懇談会に女性がきているのか ④行政懇談会の周知の方法はどのようになっているのか ⑤28年度4月から住民自治組織再編により、32地区女性部会は、どのようになっているのか	市 長 担当部長	158
		3. 子育て支援について	①近隣の自治体との比較はできているか ②特に進んでいる支援と、努力のいる支援はなにか	市 長 担当部長	161
		4. 美作市の若者、美作市出身の若者について	①美作市の若者に対する魅力ある施策に取り組んでいるのか。学校など、一時的に県外に出ている若者について	市 長 担当部長	163
		5. 美作市クリーンセンターについて	①営業の曜日について ②津山市のクリーンセンターとの違いについて	市 長 担当部長	166
		6. 都市公園内の森林について	①都市公園内の森林の整備と更新伐は、どのように取り組んでいるのか	市 長 担当部長	168

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
1 2	12番 鈴木悦子	1. 東栗倉の活性化について	①愛の村パークは、現在のままで経営改革だけをしながら運営を続けるお考えなのでしょうか ②元岡山県知事の三木行治氏が日名倉橋の上から後山を見た時「これは西の軽井沢だ」と言われた話が今でも残っていますが、駒の旺山、後山の岡山県最高峰の山々を背にし、美作富士と呼ばれる日名倉山が望める愛の村パーク四季折々の花、木等々を植えて年中お客様に楽しんでもらえるフラワーガーデンパークのような事を構想してはとありますが、例えば富良野にあるファーム富田のような感じですか。このような事を提案したいと思いますが、いかがでしょうか	市 長 担当部長	171
		2. 滋慶学園学生寮について	①12月には起工式をし、本体工事に取り掛かると聞いています。6月或いは8月のオープンキャンパスに学生が見学に来て、学校は気に入ったけど住む所がないでは、学生がなかなか集まりにくいと考えます。この点について、市のお考えはどうでしょうか 市民の皆さんも建設工事が遅れている事に対し、大変心配しておられます。市民はこういう状況の中でアパートを建てたり、借家をする為に改修工事をすると言ったことはなかなか思いつけないと思います。そこで提案ですが、公設民営の学生寮はできないものでしょうか、お考えをお尋ねします。	市 長 担当部長	177
		3. 東栗倉地域竹の頭線、高山線林道整備について	①H26年の議会で質問していますが、その後地元等の要望、山の持ち主等の話はどうなっているのでしょうか 又、西栗倉村の状況を調査するということでしたが、その結果はどうでしょうか。また、地元負担金についてのお考えをお尋ねします	市 長 担当部長	180
		4. 美作地域の水道施設整備について	①飲料水の臭気について ②老朽化した浄水場施設の今後について	市 長 担当部長	183
1 3	8番 尾高誉久	1. 美作市財政の総点検【第3版】について	①平成27年度に引き続き平成28年度の「財政の総点検【第3版】」が公表されました。これについて質問いたします	市 長 担当部長	184
		2. 美作岡山道路と工業団地について	①美作-英田間の道路整備完成に併せて工業団地開発は考えておられるのか		191
		3. 総合戦略について	①美作市ヘルスケア組織の立ち上げと変化する湯郷観光についてお尋ねする		193
		4. 都市計画の見直しについて	①都市計画区域の見直しを行ってはどうか		195
		5. 美作市の地域間交流について	①合併後12年が経過したが、一体感が無いと思うがどのように思われますか		197
1 4	10番 西元進一	1. 岡山道の延長問題	①岡山道の延長推進について	市 長 教 育 長 教育次長 担当部長	202
		2. 市庁舎建設の位置について	①市庁舎の今後の方向性について		209
		3. 塩垂山と長大寺の都市公園化がなぜ美作市の提案にならなかったのですか	①都市公園が行政提案にならず、請願の扱いにしたのか 塩垂山と長大寺公園がなぜ行政の差別的な扱いになったのか ②美作市の能力を試されているように考えないのか		211

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
		4. 文化センターの建設問題	①基金の有効活用について使い道を正しく考えて対策をお願いする ②文化センターの建設を美作市の政策にして推進していくことについて		212
		5. 勝田中学校の取り組みについて	①勝田中学校に障がい者を受け入れられる学校づくり ②平成29年度の勝田中学校の挑戦		214
		6. 海田のお茶の振興策について	①何かの政策を行う気はないのか。行政として具体的な政策的な事は考えられないのか		215
		7. 美作市の職員が考えてももらいたい点について	①議会の否決権に対して疑問を持ち、否決権に挑戦しようと考えて、10日以内に再議を考えて行ったことに、追従したことに対する考え方について		216
15	11番 本城宏道	1. TPP問題について	①TPPについては先の国会で自、公、維等によって強行採決された。このような暴挙に反対すべきと思うが	市長 担当部長	219
		2. 太陽光発電について	①家庭用と事業用の区別は、どのように分けられるのか ②事業用施設は市内に何カ所あり、発電量はどの位になっているのか ③固定資産として認定され、税収としてはどうなっているのか ④今開発中のも含めトラブルは起きていないか ⑤作東地域で計画されているメガソーラーは、地元の反対が強いが、県への意見書はどのような内容が出されているのか		221
		3. 庁舎問題について	①中尾地内での用地は否決されたが、その後の対応は ②庁舎建設市民委員会の答申をどの様に受け止めているのか		224
		4. 農業問題について	①作州栗の26年、27年、28年の生産量の推移はどうなっているか ②産地化をする場合、栽培技術として問題点は ③荒廃地、耕作放棄地への普及は ④販売対策は ⑤新しい白小豆を導入できないか ⑥栄養分析による、市独自のラベル等でアピールすべきと思うが	担当部長	226
		5. 国保の問題について	①H30年より県下一本の国保会計になるが、県への納付金は100%となる算定はどの様に決められるか ②担当者会議が行われていると思うが、今までの協議内容とこれからの取組みは ③課税方式は資産割を含めた4方式から3方式への考えは		230
		6. 終末期の医療について	①在宅医療への方向が示されているが、現実の問題としてどう取組むのか ②在宅医療の場合、どこでも往診が出来る体制はあるのか ③特養等、空室があっても入れない、なぜなのか 特養と養護の違いは ④塩手荘は10人くらい空きがあり事務局は関係市町村からの申請がないからだと言っているが		232